

1 管理職

管理職には、企業や政府その他の組織、あるいはその内部部局の活動全般の計画・指揮・調整・評価を行い、その政策・法律・規則・規定の策定あるいは見直しを行うものが分類される。一般的に、ISCO技能レベル3が要求される「中分類14 接客業・小売業・その他のサービス業管理者」を除き、この大分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル4の技能を必要とする。

職務には通常、次のものが含まれる。

企業や政府その他の組織単位の政策・予算・法律・規定の策定と助言、目標・基準の設定並びに事業計画・政策の実施手順の策定と評価、予算管理のための適正なシステム・手順の確実な策定・実施、政策・事業計画の実施に関わる資材・人材・財源の承認、組織・企業の職員の業績の監視と評価、職員の選考の承認、衛生安全要件の確実な遵守、日常業務の計画と指揮、並びに会議その他のフォーラムにおける政府や当該企業あるいは管理する内部部局を代表した交渉等。

この大分類の職業は、次の中分類に分類される。

- 1 1 社長、上級公務員、立法府議員
- 1 2 総務・営業の管理者
- 1 3 生産・専門サービスの管理者
- 1 4 接客業・小売業・その他のサービス業管理者

注記

「大分類1 管理職」に分類される「管理者」と他の大分類に分類される「監督者」の区別においては、両者とも、他の者によって行われる仕事を、計画・組織化・調整・コントロール・指示することに留意すべきである。加えて、「管理者」は通常、ビジネスまたは組織単位の全体的な戦略と運用の方向（例えば、生産される商品の種類、数量及び品質について）、予算（どのくらいのお金が費やされるか、目的は何か）、選択、選任及び職員の解雇について意思決定を行い、決定事項に責任を持つ。「監督者」は、これらの事項について、特に職員の選択と解雇に関して管理者への助言や支援を行うことができるが、意思決定を行う権限は持たない。

「管理者」は、戦略的な運用方向、予算及び職員の選考及び解任の3つ全てに責任を持つことが必要ではないことに留意すべきである。彼らが行使する自律性の程度も異なる。

る場合がある。決定的な違いは、「管理者」が組織単位の操作のための全体的な責任を有する一方、「監督者」が、他の労働者の活動の監督だけに責任があるということである。

1 1 社長、上級公務員、立法府議員

社長、上級公務員、立法府議員には、他の管理職の支援を得て、政策の策定あるいは見直しを行い、企業や政府その他の組織の活動全般の計画・指揮・調整・評価を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な業務の遂行には、ISCO技能レベル4の技能を必要とする。

この中分類に従事する者によって遂行される職務には通常、次のものが含まれる。

立法機関・理事会・委員会における審議の主宰あるいは審議への参加、企業や政府その他の組織の政策・予算・法律・規定の策定と助言、企業・省庁・エージェンシーその他の組織の目標の設定、事業計画・政策の実施手順の策定あるいは承認と評価、予算管理のための適正なシステム・手順の確実な策定・実施、政策・事業計画の実施に必要な資材・人材・財源の承認、組織や企業の業績の監視・評価、上級職員の選考の承認、並びに企業・政府機関・組織あるいは地域を代表しての公務の遂行及び公式の場・会議・交渉・代表者会議・公聴会への参加等。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

1 1 1 立法府議員、上級公務員

1 1 2 社長、専務理事

1 1 1 立法府議員、上級公務員

立法府議員、上級公務員には、国・州・地方・地域の政府、地域社会あるいは特定利益団体の政策を決定または策定し、政策の実施に関する助言や指揮を行うもの、並びに法律・規則・規定を策定・批准・修正あるいは廃止し、省庁・エージェンシー・伝統的

地域社会あるいは特定利益団体の活動全般の計画・準備・指揮・調整・評価を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

政府の立法機関や行政委員会・立法議会・地域社会及び特定利益団体の審議における主宰あるいは審議への参加、政府の行政委員会あるいは公的委員会の委員としての任務、一般市民の関心事の調査・選挙区の利益の拡大、政府の政策・予算・法律・規定の策定と助言、組織の目標の設定並びに事業計画・政策の実施手順の策定あるいは承認、下から提出された文書・概要書・報告書の提示・検討・評価・承認、予算管理のため適正なシステム・手順を確実に策定・実施、共有地その他の資源利用の割り当て、政府・当該組織あるいは地域を代表しての公務の遂行並びに公式の場・会議・交渉・代表者会議・公聴会への参加等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 1 1 1 1 立法府議員
- 1 1 1 2 上級公務員
- 1 1 1 3 村落の因襲的な長、代表者
- 1 1 1 4 特別利益団体の理事

1 1 1 1 立法府議員

立法府議員には、国・州・地域あるいは地方の政府、及び国際的な政府機関の政策を決定または策定し、政策に関わる指揮を行うもの、並びに法律・規則・規定の策定・批准・修正あるいは廃止を行うものが分類される。この分類には、選挙を経て、あるいは選挙を経ずに選出された国会議員・地方議会議員・閣僚が含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 国・州・地域・地方政府の立法機関や行政委員会または議会における審議の主宰あるいは審議への参加
- (b) 国・州・地域・地方政府の政策の決定または策定、政策に関する指揮
- (c) 制定法や憲法の定める範囲内における法律・規則・規定の策定・批准・修正あるいは廃止

- (d) 政府の行政委員会や公的委員会の委員としての任務
- (e) 一般市民の関心事の調査、自らが代表する選挙区の利益拡大
- (f) 地域奉仕のための行事や会合への参加、世論の把握と政府の計画に関する情報提供
- (g) 他の立法府議員や利益団体の代表者との交渉による、異なる利害の調整及び政策や協定の策定
- (h) 政策の解釈及び執行の面における閣僚としての各省庁・エージェンシーの上級事務官や上級職員の指揮

ここに分類される職業の例

- ・市会議員
- ・大臣
- ・市町村長
- ・国会議員
- ・大統領（行政府）
- ・国務長官
- ・上院議員
- ・州知事

1 1 1 2 上級公務員

上級公務員には、政策上の問題について政府への助言、各省庁・エージェンシーにおける政策と法令の解釈と実施・施行の監督、外国における当該国の代表としての活動、あるいは政府間機関においてこれらと類似の職務を行うものが分類される。この分類には、政府及び立法機関が定めた法律・政策に準じて、市町村または地方、地域及び国の政府に属する省庁・部局・委員会の活動全般の計画・準備・管理・評価を行うものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 国・州・地域・地方の政府及び立法府議員に対する政策上の問題に関わる助言
- (b) 政府予算・法律・規準の立案（修正を含む）に関わる助言

- (c) 法令や政策に準じた各省庁・エージェンシーの目標設定
- (d) 政府との連携あるいは協議を通じた、行政実施のための事業計画や手順の策定あるいは承認
- (e) 中間管理者や上級職員が提出した文書・概要書・報告書の提示・検討・評価・承認
- (f) 予算管理のための適正なシステムや手順の確実な策定・実施
- (g) 他の上級公務員・上級管理者との活動の調整
- (h) 立法府委員会や他の政府委員会に対する政策・事業計画あるいは予算に関するプレゼンテーション
- (i) 各省庁・エージェンシーにおける政策や法令の解釈及び執行の監督

ここに分類される職業の例

- ・大使
- ・市行政官
- ・行政長官
- ・総領事
- ・長官（省庁）
- ・長官（政府機関）
- ・消防庁長官
- ・監察官（警察）
- ・最高責任者（省庁）
- ・警察本部長
- ・事務局長、行政府
- ・事務局長、行政府（代理）

注記

国有企業の社長は「1 1 2 0 社長、専務理事」に分類される。

1 1 1 3 村落の因襲的な長、代表者

村落の因襲的な長、代表者には、昔ながらの伝統によって決められた様々な立法上・行政上及び儀礼的職務や任務を行うもの、あるいは村落の長と地方・地域または国の当

局との間で権利と責任の分担によって決められた様々な立法上・行政上の職務や任務または儀礼的な職務や任務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 当該地域社会または村落の各世帯に対する共有地その他の資源の使用割り当て
- (b) 当該地域社会または村落の余剰生産物の収集と配分
- (c) 当該地域社会または村落における構成員間の紛争の解決
- (d) 規則や慣習を破った当該地域社会または村落構成員の懲戒
- (e) 誕生・結婚・死亡・収穫その他重要な祭祀に関連する儀礼的な任務の遂行
- (f) 地方あるいは地域の会合への当該地域社会または村落を代表した出席
- (g) 政府の規則及び規定に関する当該地域社会または村落への通知

ここに分類される職業の例

- ・村落の因襲的な長
- ・村落の代表者

1 1 1 4 特別利益団体の理事

特別利益団体の理事には、政党、労働組合、経営者団体、商工産業協会、人道・慈善団体及びスポーツ協会等の特定利益団体の政策を決定または策定し、政策実施の指揮を行うもの、並びに団体を代表し、団体に代わって行動するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 当該団体の政策・規則・規定の決定または策定
- (b) 当該団体の活動全般の計画・指揮・調整
- (c) 当該団体の事業活動とその成果の検討、理事会・運営組織・団体の構成員及び資金提供機関への報告
- (d) 当該団体・その構成員及び関連の特定利益団体に代わる交渉
- (e) 立法府・行政府・一般市民に優先して、当該団体・その構成員及び関連の特定団体の利益拡大
- (f) 当該団体の政策・事業計画・規則及び規定を執行する部課の計画・設置・指揮
- (g) 予算管理のための適正なシステムや手順の確実な策定・実施
- (h) 設定された目標や政策に反する当該団体や企業の行動の監視・評価
- (i) 団体を代表しての交渉、並びに公式の場・理事会・代表者会議・公聴会及びフォーラムへの参加

ここに分類される職業の例

- ・ 職能別労働組合の委員長
- ・ 雇用者団体の専務理事
- ・ 政党の指導者
- ・ 政党の党首
- ・ 環境保護団体の専務理事
- ・ 人権擁護団体の専務理事

1 1 2 社長、専務理事

社長、専務理事には、他の管理者の支援を得て企業や団体（特定利益団体・政府省庁を除く）の方針を策定あるいは見直し、通常は理事会や運営組織によって設定されたガイドラインに準じて企業や団体の活動全般の計画・指揮・調整・評価を行うものが分類される。当該企業や団体は上記の理事会や運営組織に対して行われた事業活動及びその成果について報告する義務を有する。

職務には通常、次のものが含まれる。当該企業や団体の活動全般の計画・指揮・調整、当該企業や団体の事業活動とその成果の検討、理事会や運営組織への報告、当該企業や団体の目標・戦略・方針・事業計画の決定、当該団体の全般的な方向性の提示と管理、予算の編成管理・支出管理・資源の確実な有効利用、当該団体の方針・事業計画の実施に必要な資材・人材・財源の承認、設定された目標・方針に反する当該団体や企業の行動の監視・評価、配下の上級職員の意見を聞いた上での提案や報告の検討、団体を代表しての交渉並びに公式の場・代表者会議・セミナー・公聴会及びフォーラムへの参加、上級職員の選考あるいは選考の承認、並びに団体による関連の法律や規定の確実な遵守等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

1 1 2 0 社長、専務理事

1 1 2 0 社長、専務理事

社長、専務理事には、他の管理者の支援を得て企業や団体（特定利益団体・政府省庁を除く）の方針を策定あるいは見直し、通常は理事会や運営組織によって設定されたガイドラインに準じて企業や団体の活動全般の計画・指揮・調整・評価を行うものが分類される。当該企業や団体は上記の理事会や運営組織に対して、行われた事業活動及びその成果について報告する義務を有する。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 当該企業や団体の活動全般の計画・指揮・調整

- (b) 当該企業や団体の事業活動とその成果の検討、理事会や運営組織への報告
- (c) 当該企業や団体の目標・戦略・方針・事業計画の決定
- (d) 当該企業や団体の全般的な方向性の提示と管理
- (e) 予算の編成管理・支出管理・資源の確実な有効利用
- (f) 当該団体の方針や事業計画の実施に必要な資材・人材・財源の承認
- (g) 設定された目標や方針に反する当該団体や企業の行動の監視・評価
- (h) 配下の上級職員の意見を聞いた上での提案や報告の検討
- (i) 団体を代表しての交渉、並びに公式の場・理事会・代表者会議・セミナー・公聴会及びフォーラムへの参加
- (j) 上級職員の選考あるいは選考の承認
- (k) 当該団体による関連の法律や規定の確実な遵守

ここに分類される職業の例

- ・社長
- ・専務理事
- ・首長

注記

様々な職能的責任を担う配下の管理者の活動を調整・監督する首長及びその他の上級管理者は「細分類 1 1 2 0 社長、専務理事」に含まれる。特定の地域内で専門的な職能的責任を担う管理者はこの細分類から除かれる。例えば、地域の販売管理者は「1 2 2 1 販売・マーケティング管理者」に分類される。一企業もしくは一団体または複数の企業や団体の理事会に理事として参加することが主な責務である職種は「1 1 2 0 社長、専務理事」に含まれる。

国有企業の社長は「細分類 1 1 2 0 社長、専務理事」に含まれる。

1 2 総務・営業の管理者

総務・営業の管理者には、企業や団体の財務・総務・人事・方針・企画・研究開発・宣伝広告活動・販売及びマーケティング活動の計画・準備・指揮・管理・調整を行うもの、並びに上記サービスを他の企業や団体に提供する企業において同様の職務に従事す

るものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル4の技能を必要とする。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

方針の策定と助言及び戦略計画・財務計画の策定、運営管理手順の確立と指揮、戦略や方針の実施・監視・評価、上級管理者への助言、新製品・マーケティング・宣伝広告キャンペーンに関わる戦略策定の指揮、販売活動・製品構成・顧客サービス基準の決定と指揮、価格設定及び信用取引の手配、関連する法律・規定・基準の確実な遵守、職員の選考・訓練及び業務の監督、予算の編成及び財政運営の監督、社長及び他の部課長との相談、支出管理・資源の確実な有効利用、企業や団体を代表しての交渉、並びに代表者会議・セミナー・公聴会・フォーラムへの参加等。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

1 2 1 対事業所サービス・総務管理者

1 2 2 販売・マーケティング・開発の管理者

注記

「大分類2 専門職」または「大分類3 技師、准専門職」に分類される職業には通常、特別な資格と広範囲にわたる経験が求められる。

地方行政団体の管理者等で、広範にわたる職務責任を担う下位の管理者の活動を管理・監督する上級管理者は、「細分類 1120 社長、専務理事」に含まれる。

1 2 1 対事業所サービス・総務管理者

対事業所サービス・総務管理者には、団体の財務・総務・人事・方針・企画及び活動の計画・準備・指揮・管理・調整を行うもの、並びに上記サービスを他の企業や団体に提供する企業において同様の職務に従事するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

方針の策定と方針に関する助言及び戦略計画・財務計画の策定、運営管理手順の確立と指揮、戦略や方針の実施・監視・評価、財務・総務・戦略・方針・事業計画・立法問題に関する上位の管理者や理事への助言、関連する法律・規定・基準の確実な遵守、職員

の選考・訓練及び業務の監督、予算編成・財政運営の監督、社長や他の部課長との相談、支出管理・資源の確実な有効利用、企業や団体を代表しての交渉、並びに代表者会議・セミナー・公聴会・フォーラムへの参加等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 1 2 1 1 財務管理者
- 1 2 1 2 人事管理者
- 1 2 1 3 政策・企画管理者
- 1 2 1 9 他に分類されない対事業サービス・総務管理者

1 2 1 1 財務管理者

財務管理者には、上位の管理者や他の部課長、もしくは、他の企業や組織に金融サービスを提供する企業の管理者と相談して企業や団体の財政運営を計画し、指揮・調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 当該企業や団体の財政運営の計画・指揮・調整
- (b) 当該企業や団体の財政状況の評価・予算編成・財政運営の監督
- (c) 社長や他の部課長との相談
- (d) 予算の編成管理・支出管理・資源の確実な有効利用
- (e) 運営管理手順の確立と指揮
- (f) 日常業務の計画と指揮
- (g) 職員の選考・訓練及び業務の監督
- (h) 当該企業や団体を代表した外部機関との交渉

ここに分類される職業の例

- ・企業の秘書
- ・財務管理者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・金融機関支店長 — 1 3 4 6

- ・会計主任 － 2 4 1 1
- ・管理会計士 － 2 4 1 1

1 2 1 2 人事管理者

人事管理者には、企業や団体の人事・労使関係及び労働安全衛生に関わる活動の計画・指揮・調整を行うもの、あるいは他の企業や団体に人事関連サービスを提供する企業において同様の職務に従事するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 当該企業や団体の人事や労使関係に関わる活動・方針・業務の計画・指揮・調整
- (b) 職員の採用・訓練・昇進・異動及び解雇の手續に関わる計画の策定・準備
- (c) 賃金構造や水準を決定するため、また雇用条件に関する被雇用者との協議のため、交渉及び手續に関わる計画策定・準備
- (d) 安全衛生に関するプログラムや活動の監督
- (e) 予算の編成管理、支出管理、資源の確実な有効利用
- (f) 運営管理手順の確立と指揮
- (g) 経営情報システムの開発及び実施の監督
- (h) 被雇用者の権利・安全衛生・機会均等及び関連事項に関する基準や法律の確実な遵守
- (i) 当該企業や団体全般の職員の選考・訓練及び業務の監督
- (j) 経営幹部や他の管理者との協議
- (k) 当該企業や団体を代表した外部機関との交渉

ここに分類される職業の例

- ・労使関係管理者
- ・人事管理者
- ・採用管理者

1 2 1 3 政策・企画管理者

政策・企画管理者には、政府あるいは非政府機関や民間機関の政策や戦略計画に関わる活動を計画・準備・指揮・調整し、助言を行うもの、あるいは政策や戦略計画に関わるサービスを提供している企業の活動を管理するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 目的・目標・作業基準を達成する戦略計画・事業計画・政策・工程・システム及び手順の策定・実施・監視
- (b) 政策研究及び政策分析の促進・指揮・実施・参加
- (c) 政策や日常業務の遂行・調整
- (d) 活動基準や責務の指標の設定
- (e) 日常業務の計画と指揮
- (f) 政策展開や戦略計画担当職員の活動の指揮・管理
- (g) 職員の選考・訓練及び業務の監督
- (h) 上位の管理者や他の部課長との協議
- (i) 企業や団体を代表しての交渉、並びに代表者会議・セミナー・公聴会・フォーラムへの参加

ここに分類される職業の例

- ・政策管理者
- ・戦略計画管理者
- ・経営企画管理者

1 2 1 9 他に分類されない対事業所サービス・総務管理者

この細分類には、「小分類1 2 1 対事業所サービス・総務管理者」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない対事業所サービス・総務管理者が分類される。この分類には、例えば、大規模な企業や組織の部門の管理者として、または他の企業や組織にサービスを提供する企業の経営者として採用された施設管理者・清掃業管理者・運営管理サービス業管理者が含まれる。

これらの場合、職務には次のものが含まれる。

- (a) 建物・施設管理や運営管理サービス等の問題に関する経営幹部への戦略計画
上・運営管理上の支援並びに研究や助言の提供
- (b) 当該団体の運営管理資源及び物的資源の開発・管理
- (c) 当該団体の職員が利用する運営管理・手続きの明細及びガイドラインの策定・
実施
- (d) 当該団体に影響を及ぼす複雑な資源管理の問題や戦略の分析、関連する報告
の作成・通信の作成・提出物の作成
- (e) 財務報告作成や予算編成のための情報・支援の提供
- (f) 円滑な事業運営と正確で時機を得た情報提供を確実にを行うことを目的とした
事務管理職員の指揮・管理・育成
- (g) 企業や団体を代表しての交渉、並びに代表者会議・セミナー・公聴会・フォー
ラムへの参加
- (h) 予算の編成管理、支出管理、資源の確実な有効利用
- (i) 日常業務の計画と指揮
- (j) 職員の選考・訓練及び業務の監督

ここに分類される職業の例

- ・事務管理サービス業管理者
- ・清掃業管理者
- ・対法人サービス業管理者
- ・施設管理者

1 2 2 販売・マーケティング・開発の管理者

販売・マーケティング・開発の管理者には、企業や団体の宣伝広告活動・研究開発・
販売及びマーケティング活動の計画・準備・指揮・管理・調整を行うもの、あるいは上
記サービスを他の企業や団体に提供する企業において同様の職務に従事するものが分類
される。

職務には通常、次のものが含まれる。

他の管理者と相談して宣伝広告活動・製品開発・販売・マーケティングに関する方針
や企画の策定・実施、新製品あるいは科学研究のための戦略の策定・実施、マーケティ

ング・宣伝広告キャンペーン、販売活動・製品構成・顧客サービス基準・販売方法及び流通方針の決定・指揮、価格設定及び信用取引の手配、資源の確実な有効利用を目的とした予算の編成管理及び支出管理、職員の選考・訓練及び業務の監督、企業や団体を代表しての代表者会議・貿易見本市・フォーラムへの参加等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 1 2 2 1 販売・マーケティング管理者
- 1 2 2 2 広告・広報担当管理者
- 1 2 2 3 研究開発管理者

1 2 2 1 販売・マーケティング管理者

販売・マーケティング管理者には、企業や団体の販売及びマーケティング活動の計画・指揮・調整を行うもの、あるいは他の企業や団体に販売及びマーケティングサービスを提供する企業において同様の職務に従事するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 販売記録及び市場評価に基づく特売やマーケティング・プログラムの計画・準備
- (b) 価格表・割引や配達引き渡しの条件・販売促進の予算・販売方法・特典・特別キャンペーンの決定
- (c) 販売及びマーケティング活動に関する運営管理手順の確立と指揮
- (d) 販売及びマーケティング担当職員の活動の指揮・管理
- (e) 日常業務の計画と指揮
- (f) 資源の確実な有効利用を目的とした予算の編成管理及び支出管理
- (g) 職員の選考・訓練及び業務の監督
- (h) 企業や団体を代表しての販売・マーケティング大会・貿易見本市その他のフォーラムへの参加

ここに分類される職業の例

- ・マーケティング管理者
- ・販売管理者

1 2 2 2 広告・広報担当管理者

広告・広報担当管理者には、企業や団体の宣伝・広告及び情報公開活動の計画・指揮・調整を行うもの、あるいは他の企業や団体に関連サービスを提供する企業において同様の職務に従事するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 当該企業や団体の宣伝広告活動の計画・指揮・調整
- (b) 顧客・新聞社・ラジオ局・テレビ局・スポーツ団体・文化団体または広告代理店との広告契約に関する交渉
- (c) 当該企業や団体の計画・業績及び考え方を立法府議員・マスメディアあるいは一般市民への周知を目的とした広報プログラムの計画・管理
- (d) 宣伝・広告担当職員の活動の指揮・監督
- (e) 予算の編成管理、支出管理、資源の確実な有効利用
- (f) 運営管理手順の確立と指揮
- (g) 日常業務の計画と指揮
- (h) 職員の選考・訓練及び業務の監督

ここに分類される職業の例

- ・ 広告管理者
- ・ 広報管理者

1 2 2 3 研究開発管理者

研究開発管理者には、企業や団体の研究開発活動の計画・指揮・調整を行うもの、あるいは他の企業や団体に関連サービスを提供する企業において同様の職務に従事するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 技術工程、製品、知識または資材の利用方法の新規開発・改善を目的とした、内部から、あるいは外部研究機関からの委託による研究開発の指揮・調整
- (b) 当該企業や団体の研究開発プログラム全般の計画、目的や必要な予算額の具体化
- (c) 研究開発活動の指揮・管理
- (d) 予算編成管理、支出管理、資源の確実な有効利用
- (e) 運営管理手順の確立と指揮
- (f) 日常業務の計画と指揮
- (g) 職員の選考・訓練及び業務の監督
- (h) 企業や団体を代表しての代表者会議・セミナー・会合への参加

ここに分類される職業の例

- ・製品開発管理者
- ・研究管理者

1 3 生産・専門サービスの管理者

生産・専門サービスの管理者には、部門の管理者として、あるいは管理者の階層構造を持たない企業や組織の総責任者として、企業や団体による製品の生産または特定の専門的・技術的サービスの提供について計画・指揮・調整を行うものが分類される。この分類には、製造業・鉱業・建設業・物流業及び情報通信技術を担うもの、農林漁業の大規模経営を担うもの、並びに保健・教育・社会福祉・銀行・保険その他の専門的・技術的サービスの提供を担うものが含まれる。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル4の技能を必要とする。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

生産高・提供されるサービス・質・量・コスト・適時性・労働要件という観点から見た活動の詳細計画の策定、基準及び目標の設定、工場の運営及び手順の管理、生産される製品と提供されるサービスの質の保証、請負見積書や契約入札の準備、予算編成管理・支出管理及び業務・手順・資源の調整によるコストの最小化、新規工場や設備の取得及び設置の監督、安全衛生要件履行のための調整、日常業務の計画と指揮、職員の選考・

訓練及び業務の監督、報告・予算・業績予測の作成あるいは整理、企業や団体を代表しての外部機関との交渉・並びに代表者会議・セミナー・公聴会・フォーラムへの参加等。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 1 3 1 農業・林業・漁業の生産管理者
- 1 3 2 製造業・鉱業・建設業・流通業の管理者
- 1 3 3 情報通信技術サービスの管理者
- 1 3 4 専門サービスの管理者

注記

ここに分類される職業は通常、「大分類2 専門職」あるいは「大分類3 技師、准専門職」に分類される単一、または複数の職業に関わる専門的な資格及び広範な経験が要求される。調整と機能責任の多様な範囲において下位の管理者の活動を監督する地域の管理者や他の上級管理者は、「細分類 1120 社長、専務理事」に含まれる。

1 3 1 農業・林業・漁業の生産管理者

農業・林業・漁業の生産管理者には、作物の栽培・収穫、家畜の繁殖・飼育、魚介類の繁殖・養殖、及び魚や他の水生生物の捕獲を目的とした農園・大牧場・集団農場あるいは協同組合等の大規模な農林漁業経営において、生産計画を立て指揮・調整を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

市場動向の監視及び契約要件や市場需要に応じた生産計画の策定、予算編成管理・生産高やコストの監視・農場や養殖場の管理業務等の情報の記録・財務報告や事業報告の作成、作物・捕獲物及び在庫の販売手配を目的とした仕入れ業者との協議、農業従事者・漁船船長あるいは農地や漁船の個人所有者との農林水産物生産または生産管理に関する契約、作業の種類・頻度・順序の計画、機械設備及び必要品の購入、周辺環境の有害物質・雑草・害虫及び疾病の特定・管理、建物・水供給システム及び設備の維持管理等の業務計画、作業従事者や請負業者の選考・訓練及び作業の監督等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 1 3 1 1 農業・林業の生産管理者
- 1 3 1 2 水産養殖・漁業生産管理者

1 3 1 1 農業・林業の生産管理者

農業・林業の生産管理者には、作物の栽培・収穫及び家畜の繁殖・飼育を目的とした農園・大牧場・集団農場あるいは協同組合等の農業・花卉栽培または林業の大規模経営において、生産計画を立て指揮・調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 農林市場の動向の監視、契約要件や市場需要に応じた生産計画の策定
- (b) 予算の編成管理、生産高やコストの監視、農場管理業務等の情報の記録、財務報告や業務報告の作成
- (c) 作物や家畜の販売手配のための仕入れ業者との協議
- (d) 作物や家畜の生産または生産管理に関する農業従事者あるいは農地個人所有者との契約
- (e) 農作業の種類・頻度・順序の計画（例えば、種蒔き・農薬散布または収穫に最適な時期の判断）
- (f) 生産高を最大限にするために必要な肥料の種類や量の推計を目的とした土壌分析
- (g) トラクター・種子・肥料・農薬等の機械設備や必要品の購入
- (h) 周辺環境における有害物質・雑草・害虫及び疾病の特定・管理
- (i) 建物・水供給システムまたは設備の維持管理等の農場経営計画
- (j) 種蒔き・灌漑・農薬の使用・収穫及び格付け等の作業の指揮・調整
- (k) 作物の実りの時期の判断及び天候による作物への潜在的損害額の推計を目的とした農園や農場の検査
- (l) 農業・林業従事者及び請負業者の選考・訓練及び業務の監督

ここに分類される職業の例

- ・林業管理者
- ・農園長

1 3 1 2 水産養殖・漁業生産管理者

水産養殖・漁業生産管理者には、換金作物として、あるいは淡水または海水へ放流することを目的として魚介類の捕獲あるいは魚介類その他の水生生物の養殖を行う養殖業や漁業の大規模経営において、生産計画を立て指揮・調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 養殖業及び漁業市場の動向の監視、契約要件や市場需要に応じた養殖や漁の計画策定
- (b) 予算の編成管理、生産高やコストの監視、漁業管理業務等の情報の記録、財務報告や業務報告の作成
- (c) 養殖物や捕獲物の販売手配のための仕入れ業者との協議
- (d) 漁業・養殖業経営または生産管理に関する、漁船船長あるいは船や養殖場の個人所有者との契約
- (e) 疾病あるいは寄生虫の特定を目的とした養殖資源・漁業資源の調査
- (f) 魚の孵化率や生育速度の改善及び孵化場における疾病予防を目的とした活動の考案・調整
- (g) 環境の監視による水生生物の生息条件の改善
- (h) 管理に関する知識と魚の養殖技術を活用することによる魚の捕獲・産卵・卵の孵化及び稚魚の養殖の指揮・監視
- (i) 親魚の選別及び維持管理の調整
- (j) 湖・池・河川あるいは商用の水槽への成魚の移動の指揮・監視
- (k) 船・網等の機械設備及び必要品の購入
- (l) 船・ボート及び設備の維持管理等の業務の実施
- (m) 養殖業従事者・漁業従事者及び請負業者の選考・訓練及び業務の監督

ここに分類される職業の例

- ・養殖生産業経営者
- ・漁業経営者
- ・船長（漁業）
- ・トロール漁船船長

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・養魚従事者 — 6 2 2 1
- ・養魚場長 — 6 2 2 1
- ・牡蠣養殖従事者 — 6 2 2 1
- ・水産養殖従事者 — 6 2 2 1
- ・漁船船長（沿岸漁業） — 6 2 2 2
- ・漁労長（遠洋漁業） — 6 2 2 3

1 3 2 製造業・鉱業・建設業・流通業の管理者

製造業・鉱業・建設業・流通業の管理者には、部門の管理者として、あるいは管理者の階層構造を持たない企業や組織の総責任者として、製造・鉱物の採掘・建設・供給・保管及び輸送業務を計画し、準備・調整を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

生産の質や量・コスト・適時性及び労働要件の観点から見た活動の詳細計画の策定、維持管理計画や工場の稼働時間の指示及び設備供給を通じた工場運営や品質管理工程の監督、請負見積書及び契約入札の準備、予算の編成管理・生産高やコストの監視及び手順や資源の調整を通じたコストの最小化、新規工場や設備の取得及び設置、生産記録や報告作成の監督、安全衛生要件履行のための調整、日常業務の計画と指揮、職員の選考・訓練及び業務の監督等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 1 3 2 1 製造業管理者
- 1 3 2 2 鉱業管理者
- 1 3 2 3 建設業管理者
- 1 3 2 4 供給・流通業その他関連分野の管理者

1 3 2 1 製造業管理者

製造業管理者には、商品の生産、電気、ガスと水の生産と分配、廃棄物の収集、処理、処分に関わる活動の計画・指揮・調整を行うものが分類される。製造業管理者は、大企業の生産部門の管理、並びに小規模な製造企業で同様の職務に従事する。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 生産に関わる戦略・方針及び企画の決定・実施・監視
- (b) 生産の質・量、コスト、適時性及び労働要件の観点から見た生産活動の詳細計画の策定
- (c) 維持管理計画・稼働時間の指示及び部品や道具の供給を通じた生産工場の運営及び品質管理手順の監督
- (d) 予算の編成管理、生産高・コストの監視、工程と資源の調整によるコストの最小化
- (e) 生産に関わる問題に関する他の管理者との相談及び情報提供
- (f) 新規工場や設備の取得・設置の監督
- (g) 生産記録や報告作成の監督
- (h) 労働安全衛生要件履行のための調整
- (i) 商機の把握と製造する製品の決定
- (j) 製造業務や環境に関連する規定上・法律上の要件の調査・履行
- (k) 特定の製品の見積価格提示の指揮、顧客・供給業者との契約の締結
- (l) 職員の選考・訓練及び業務の監督

ここに分類される職業の例

- ・工場主
- ・製造管理者
- ・生産及び業務管理者（製造業）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・生産監督員（製造業） — 3 1 2 2

1 3 2 2 鋳業管理者

鉱業管理者には、部門の管理者として、あるいは管理者の階層構造を持たない企業や組織の総責任者として、採鉱・採石及び石油・ガスの抽出作業等の生産活動の計画・指揮・調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 他の管理者との協議による生産量の設定・抽出現場の計画・原料物質の採取に関する方針の策定
- (b) 生産現場の効率性評価による作業員及び使用される設備・技術の適性の判断、必要に応じた作業日程・設備の変更
- (c) 生産の質・量、コスト、作業可能時間及び労働要件の観点から見た生産活動の詳細計画の策定
- (d) 維持管理の計画・稼働時間の指示及び設備供給を通じた工場運営や品質管理工程の監督
- (e) 予算の編成管理、生産量・コストの監視、工程・資源の調整によるコストの最小化
- (f) 新規工場や設備の取得及び設置の監督
- (g) 生産記録や報告作成の監督
- (h) 労働安全衛生要件履行のための調整
- (i) 鉱物抽出作業や環境に関連する規定上・法律上の要件の調査・履行
- (j) 職員の選考・訓練及び業務の監督

ここに分類される職業の例

- ・採鉱管理者
- ・生産管理者（採鉱）
- ・生産管理者（石油・ガス抽出）
- ・生産管理者（採石）
- ・採石管理者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・鉱山現場代表 — 3 1 2 1
- ・鉱山監督員 — 3 1 2 1
- ・鉱山管理者補佐 — 3 1 2 1
- ・採石監督員 — 3 1 2 1

1 3 2 3 建設業管理者

建設業管理者には、部門の管理者として、あるいは管理者の階層構造を持たない企業や組織の総責任者として、土木プロジェクト及び建物・住宅の建設を計画し、指揮・調整するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 建築図面・明細書の分析
- (b) 労働資源の調整、資材・工場・設備の調達と引き渡し
- (c) 建築作業関係者である建物所有者・不動産開発業者及び下請け業者との交渉による予算内かつ納期までのプロジェクトの確実な遂行
- (d) 請負見積書及び契約入札の準備
- (e) 現場の共同作業計画の運営・実行
- (f) 建築関連法及び作業・品質・コスト・安全に関わる基準の確実な遵守
- (g) 地元当局への建築計画提出の手配
- (h) 契約に基づく建築あるいは専門の建築下請け業者への委託
- (i) 関連当局による建築検査の手配
- (j) 予算の編成管理、支出管理、資源の確実な有効利用
- (k) 職員及び下請け業者の選考・訓練及び業務の監督

ここに分類される職業の例

- ・ 建設計画管理者
- ・ 事業プロジェクト設計担当者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 建設監督員 — 3 1 2 3
- ・ 住宅建築業従事者 — 7 1 1 1

1 3 2 4 供給・流通業・その他関連分野の管理者

供給・流通業・その他関連分野の管理者には、部門の管理者として、あるいは管理者の階層構造を持たない企業や組織の総責任者として、旅客輸送システムや設備、商品の供給・輸送・保管及び流通の計画・指揮・調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 仕入れ・保管・流通戦略や方針・企画の決定・実施・監視
- (b) 最小限のコストによる必要な在庫の維持管理計画の策定・実施
- (c) 供給業者との交渉による品質・コスト・流通要件の達成
- (d) 保管・棚卸システムの監視・見直しによる供給要件の達成と在庫量の管理
- (e) 道路運送車両、電車、船舶又は航空機による発送の監督
- (f) 記録システムの運用による商品の動き全般の追跡、最適な時期の再注文及び在庫補充
- (g) 出荷商品の要件及びそれに伴う輸送要件に関わる他の部門や顧客との連携
- (h) 仕入れ・保管及び流通取引の記録の監視
- (i) 予算の編成管理、支出管理、資源の確実な有効利用
- (j) 運営管理手順の確立と指揮
- (k) 日常業務の計画と指揮
- (l) 職員の選考・訓練及び業務の監督

ここに分類される職業の例

- ・バス発着所管理者
- ・物流管理者
- ・鉄道駅管理者
- ・駅長
- ・購買管理者
- ・供給及び流通管理者
- ・供給チェーン管理者
- ・運輸会社社長
- ・都市交通システム管理者
- ・倉庫管理者

注記

主要空港、鉄道会社、都市交通システムや管理者の階層構造を持つ他の交通機関法人の経営責任者は、「細分類 1120 社長、専務理事」に含まれる。

1 3 3 情報通信技術サービスの管理者

情報通信技術サービスの管理者には、部門の管理者として、あるいは管理者の階層構造を持たない企業や組織の総責任者として、コンピュータ・通信システムの取得・開発・維持管理及び利用を計画し、指揮・調整を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

利用者・経営陣・供給業者・技師との相談によるコンピュータ関連のニーズやシステム要件の評価及びニーズへの対応に必要な技術の特定、情報通信技術（ICT）戦略・方針・計画の策定と指揮、ICTリソースの選定と設置及び利用者訓練提供の指揮、ICT事業の指揮・ワークフローの分析・優先事項の確立・基準の設定・最終期限の設定、ICTシステムのセキュリティ監視、システムアナリスト・プログラマー・その他のコンピュータ関連従事者の業務割り当て・見直し・管理・指揮、当該組織の技術の利用法とニーズの評価及びハードやソフトのアップグレード等の改善方法の提案、予算の編成管理・支出管理・資源の確実な有効利用、運営管理手順の確立と指揮、職員の選考・訓練及び業務の監督、並びに企業や団体を代表してのICT関連代表者会議・セミナー・会議への参加等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

1 3 3 0 情報通信技術サービスの管理者

1 3 3 0 情報通信技術サービスの管理者

情報通信技術サービスの管理者には、部門の管理者として、あるいは管理者の階層構造を持たない企業や組織の総責任者として、コンピュータ・通信システムの取得・開発・維持管理及び利用を計画し、指揮・調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 利用者・経営陣・供給業者・技師との相談によるコンピュータ関連のニーズやシステム要件の評価及びニーズへの対応に必要な技術の特定
- (b) 情報通信技術（ICT）戦略・方針・計画の策定と指揮
- (c) ICTリソースの選定と設置及び利用者訓練提供の指揮
- (d) ICT事業の指揮・ワークフローの分析・優先事項の確立・基準の設定・最終期限の設定
- (e) ICTシステムのセキュリティ監視
- (f) システムアナリスト・プログラマー・その他のコンピュータ関連従事者の業務割り当て・見直し・管理・指揮
- (g) 当該組織の技術の利用法とニーズの評価及びハードやソフトのアップグレード等の改善方法の提案
- (h) 予算の編成管理・支出管理・資源の確実な有効利用
- (i) 運営管理手順の確立と指揮
- (j) 職員の選考・訓練及び業務の監督
- (k) 企業や団体を代表してのICT関連代表者会議・セミナー・会議への参加

ここに分類される職業の例

- ・アプリケーション開発管理者
- ・情報化統括責任者
- ・データ運用管理者
- ・データ処理管理者
- ・ICT開発管理者
- ・情報システム責任者
- ・情報技術管理者（IT管理者）
- ・インターネットサービスプロバイダー
- ・ネットワーク管理者

134 専門サービスの管理者

専門サービスの管理者には、保育・保健・福祉・教育その他の専門的サービスの提供を計画し、指揮・調整を行うもの、並びに金融サービスあるいは保険サービスを提供する機関の支店を管理するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

サービス提供・施設運営に関わる方針や計画の策定、基準・目標の設定、顧客のニーズを満たすための企画やサービスの開発と実施、資源割り当ての指揮・調整、親・理事会・資金提供機関・地域の代表・関連機関との連携による協力・調整が可能な分野に関する協議、支出の監視と管理、職員の選考・育成及び業務の監督、報告・予算・業績予測の作成あるいは整理、組織を代表しての外部機関との交渉並びに代表者会議・セミナー・公聴会・フォーラムへの参加等。

この小分類の職業には、次の細分類が分類される。

- 1 3 4 1 保育サービス管理者
- 1 3 4 2 保健サービス管理者
- 1 3 4 3 高齢者介護サービスの管理者
- 1 3 4 4 社会福祉管理者
- 1 3 4 5 教育管理者
- 1 3 4 6 金融・保険業の支店管理者
- 1 3 4 9 他に分類されない専門サービスの管理者

注記

専門サービスの管理者は、特定の専門的・技術的サービスの提供を計画し、指揮・調整を行う責務を負う。通常、「大分類2 専門職」または「大分類3 技師、准専門職」に分類される単一、または複数の職業に関わる専門的な資格及び広範な経験が要求される。

1 3 4 1 保育サービス管理者

保育サービス管理者には、登校前・放課後・休暇期間あるいは日中に利用できる保育所での保育サービスを計画し、指揮・調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 幼児の身体的・社会的・情緒的及び知的発達の向上を目的としたプログラムの開発・実施

- (b) 予算の編成・監視、職員・必要品・資材・設備あるいは維持管理に充てる資金配分の決定
- (c) 登校前・放課後・日中あるいは休暇期間中に利用できる保育所での保育サービスの監督・指揮
- (d) 幼児の世話や監督を行う保育士の指揮・監督
- (e) 保育所を子ども・職員及び訪問者にとって間違いなく安全な場所にすることを目的とした、物的施設の管理及び全ての建物・設備の確実な維持管理
- (f) 政府の規定の見直しと解釈、その規定を満たす方法の開発（例：安全と安心に関わるもの）
- (g) 子どもの発達の監視、親あるいは保護者との懇談
- (h) 保育所の記録や報告の作成と維持管理
- (i) 職員の採用と評価、専門職としての職員の成長に向けた調整

ここに分類される職業の例

- ・保育所所長

1 3 4 2 保健サービス管理者

保健サービス管理者には、病院・診療所・公衆衛生機関及び類似組織において提供される臨床・地域保健医療サービスを計画し、指揮・調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) サービス・施設・組織あるいは総合施設の全般的な方向性の提示と管理
- (b) 医療・看護・技術・事務・サービス・維持管理その他を担当する職員の業務の指揮・監督・評価
- (c) 管理する部署の目標及び評価基準あるいは作業規準の設定
- (d) 職員の採用・雇用及び訓練の指揮あるいは実施
- (e) 医療・看護・技術及び事務担当職員がしたがうべき手順・方針及び業務基準の策定・実施・監視
- (f) 資源の確実な有効利用及び職員・設備・サービスの追加の必要性評価を目的とした、診断サービス・病室・施設の利用状況及び職員の勤務状況の監視

- (g) 予算編成・報告作成あるいは必要品・設備・サービスに対する支出等の事務作業の管理
- (h) 他の保健福祉サービス提供者・理事会及び資金提供機関との連携による、提供されるサービスの調整
- (i) 保健・福祉サービス及び施設の改善対策に関する政府機関への助言
- (j) 組織を代表しての交渉、並びに代表者会議・セミナー・公聴会及びフォーラムへの参加

ここに分類される職業の例

- ・保健施設管理者
- ・主任公衆衛生官
- ・臨床部長
- ・地域保健医療コーディネーター
- ・看護部長
- ・看護師長
- ・医療機関事務長

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・高齢者介護サービスの管理者 — 1343

1343 高齢者介護サービスの管理者

高齢者介護サービスの管理者には、高齢であるため当該サービスを必要としている個人あるいは家族を対象に施設介護や身の回りの世話などのサービスの提供を計画し、指揮・調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) サービス・施設・組織あるいは総合施設の全般的方向性の提示と管理
- (b) 医療・看護・技術・事務・サービス・維持管理その他を担当する職員の業務の指揮・監督・評価
- (c) 管理する部署の目標及び評価基準あるいは作業基準の設定
- (d) 職員の採用・雇用及び訓練の指揮あるいは実施

- (e) 介護や身の回りの世話をを行う職員・技術職員及び運営管理職員がしたがうべき手順・方針及び作業基準の策定・実施・監視
- (f) 高齢者対象の福祉プログラムや介護サービスの調整・実施
- (g) 予算編成・報告作成あるいは必要品・設備・サービスに対する支出等の事務管理作業の監督
- (h) 他の保健福祉サービス提供者・理事会及び資金提供機関との連携による、提供されるサービスの調整
- (i) 保健・福祉サービス及び施設の改善対策に関する政府機関への助言
- (j) 組織を代表しての交渉、並びに代表者会議・セミナー・公聴会及びフォーラムへの参加

ここに分類される職業の例

- ・老人ホーム施設長
- ・地域高齢者介護コーディネーター
- ・特別養護老人ホーム施設長
- ・退職者村コーディネーター

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・保健サービス管理者 — 1 3 4 2

1 3 4 4 社会福祉管理者

社会福祉管理者には、所得補助・家族支援・子ども対象サービスその他の地域プログラムやサービスの提供を計画し、指揮・調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) サービス・施設・組織あるいは総合施設の全般的な方向性の提示と管理
- (b) 職員がしたがうべき手順・方針及び基準の策定・実施・監視
- (c) 福祉・住居その他の社会サービス提供に充てられる財源の監視と評価
- (d) 予算編成・報告作成あるいは必要品・設備及びサービスに対する支出等の事務管理作業の監督

- (e) 他の保健福祉サービス提供者・理事会及び資金提供機関との連携による、協力・調整可能な保健・福祉サービス分野についての協議
- (f) 福祉サービス及び施設の改善対策についての政府機関への助言
- (g) 組織を代表しての交渉、並びに代表者会議・セミナー・公聴会及びフォーラムへの参加
- (h) 予算編成管理、支出管理、資源の確実な有効利用
- (i) 運営管理手順の確立と指揮
- (j) 職員の選考・訓練及び業務の監督

ここに分類される職業の例

- ・コミュニティーセンター長
- ・家族向けサービス管理者
- ・住居サービス管理者
- ・福祉センター長

1 3 4 5 教育管理者

教育管理者には、教育関連サービス及び中・高等学校、大学の学部・学科その他の教育機関の教育及び運営管理の計画・指揮・調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 教育当局や政府機関の設定する枠組みに基づいた教育プログラムの決定
- (b) 学校の能力・学生数の監視を目的としたシステム及び手続きの整備
- (c) 学生受け入れ及び教育サービスに関わる事務管理作業の指揮
- (d) 予算編成・報告作成あるいは必要品・設備及びサービスに対する支出等の運営管理業務の監督
- (e) 教職員・運営管理職員及び学生に対する指導力の発揮とガイダンスの提供
- (f) 教室訪問・教授法の見学・指導目標の見直し及び教材の調査による教員や講師の仕事ぶりの評価
- (g) 教育プログラムの奨励、より広範な地域社会における当該サービスあるいは機関の代表としての務め
- (h) 教育施設の維持管理の監督

- (i) 行動規範の策定と履行による、学生・教員にとって安全で良い環境の確立
- (j) 親・地域グループ及び後援者との協力による追加資金調達方法の計画と実施
- (k) 職員の選考・訓練及び指導の監督

ここに分類される職業の例

- ・学長
- ・学校長
- ・学部長（大学）
- ・校長

1 3 4 6 金融・保険業の支店管理者

金融・保険業の支店管理者には、銀行・住宅金融組合・信用金庫及び保険会社等の金融・保険サービスを提供する機関の支店業務を計画し、指揮・調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 支店職員の業務計画・指揮・調整
- (b) 個人や法人の顧客との関係の確立・維持
- (c) 金融・保険に関わるニーズ、あるいは法改正など顧客に影響を及ぼす可能性のある問題について、顧客への助言や支援の提供
- (d) 融資や保険申請の審査・評価・処理
- (e) 支払猶予期間延長の判断の監督
- (f) 財務調査の実施
- (g) 現金・金融商品の流れの監視、財務報告及び定期報告の作成
- (h) 商業融資・不動産融資及び個人融資の承認もしくは拒否、あるいは商業融資・不動産融資及び個人融資の承認・拒否に関わる調整
- (i) 当該企業の他支店との連携の調整
- (j) 予算管理、支出管理、資源の確実な有効利用
- (k) 職員の選考・訓練及び業務の監督

ここに分類される職業の例

- ・銀行支店長
- ・住宅金融組合支店長
- ・信用金庫支店長
- ・保険会社支店長

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・財務管理者 — 1 2 1 1
- ・貸付審査・貸付融資担当者 — 3 3 1 2
- ・保険外交員 — 3 3 2 1

1 3 4 9 他に分類されない専門サービスの管理者

この細分類には、特定の専門的・技術的サービスの提供を計画し、指揮・調整を行うもので、「中分類 1 2 総務・営業の管理者」にも「中分類 1 3 生産・専門サービスの管理者」にも分類されない専門サービスの管理者が分類される。この分類には、例えば、治安維持・矯正・図書館・法律及び防火に関わる業務を担うものが含まれる。

これらの場合、職務には次のようなものが含まれる。

- (a) サービス・施設・組織あるいは総合施設の全般的方向性の提示と管理
- (b) 職員がしたがうべき手順・方針及び基準の策定・実施・監視
- (c) 専門的・技術的業務を担当する職員、及び事務・サービス・維持管理その他を担当する職員の業務の指揮・監督・評価
- (d) サービス提供に充てられる財源の監視・評価
- (e) 予算編成・報告作成あるいは必需品・設備・サービスに対する支出等の運営管理業務の監督
- (f) サービス提供の計画・指揮・調整
- (g) 同様の分野あるいは関連分野に携わる他のサービス提供機関との連携の調整
- (h) 予算編成管理、支出管理、資源の確実な有効利用
- (i) 職員の選考・訓練及び業務の監督

ここに分類される職業の例

- ・公文書館長

- ・美術館長
- ・矯正施設管理者
- ・法務管理者
- ・図書館長
- ・博物館長
- ・警察本部長
- ・刑務所長

注記

専門サービスの管理者は、特定の専門的・技術的サービスの提供の計画・指揮及び調整を責務とする。通常は「大分類2 専門職」あるいは「大分類3 技師、准専門職」に分類される単一、または複数の職業に関わる専門的な資格及び広範な経験が要求される。

1 4 接客業・小売業・その他のサービス業管理者

接客業・小売業・その他のサービス業管理者には、宿泊設備・接客・小売その他のサービスを提供する事業所の経営計画を立て、準備・指揮を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル3の技能を必要とする。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

特別行事・スポーツ・ゲーム及び娯楽活動並びに製品の範囲・構成・在庫量及びサービス基準の計画・準備、商品やサービスの販売促進、酒類・ゲーム・衛生その他の関連法・規制の遵守、顧客関係及び提供される商品やサービスに関わる方針・事業計画・手順の策定あるいは見直し、見込み客に対する会議・代表者会議・貿易見本市用施設の宣伝・売込み、輸送車輛・設備及び燃料の購入と維持管理・商品の輸送、職員の選考・訓練・監視の監督、労働安全衛生に関わる規制の確実な遵守等。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 1 4 1 ホテル支配人、飲食店主・店長
- 1 4 2 小売業・卸売業の管理者
- 1 4 3 その他サービス管理者

注記

「中分類 1 4 接客業・小売業・その他のサービス業管理者」には、一般市民に直接サービスを提供する事業所のうち、通常は規模が小さいために階層構造の管理者を持たない事業所の管理者が分類される。通常専門的な資格が要求される特定の専門的・技術的サービスの提供を計画し、指揮・調整を行うことを責務とする管理者は、「中分類 1 2 総務・営業の管理者」あるいは「中分類 1 3 生産・専門サービスの管理者」の様々な細分類に分類される。

スタッフの管理・監督が仕事の重要な構成要素ではない小規模なお店、ゲストハウス、カフェ、レストランやバーの運営者は、行われる主要な作業に応じて、「中分類 5 1 対個人サービス従事者」もしくは「中分類 5 2 販売員」に分類される。

1 4 1 ホテル支配人、飲食店主・店長

ホテル支配人、飲食店主・店長には、宿泊設備・食事・飲み物その他の接客サービスを提供する施設の経営を計画し、準備・指揮するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

特別行事・スポーツ・ゲーム・娯楽活動の計画・準備、予約・受付・ルームサービス・客室清掃業務の指揮・監督、酒類・ゲーム・衛生その他の関連法・規制の遵守、食事・サービスの準備から提供までの全段階における質の監視、職員の選考・訓練・指導の監督、労働安全衛生に関わる規制の確実な遵守等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

1 4 1 1 ホテル支配人

1 4 1 2 飲食店主・店長

1 4 1 1 ホテル支配人

ホテル支配人には、客に宿泊設備その他のサービスを提供するホテル・モーテル（自動車旅行者用ホテル）その他の類似施設の経営を計画・準備するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 予約・受付・ルームサービス・客室清掃業務の指揮・監督
- (b) 安全対策及び庭園・施設の維持管理の指揮
- (c) バー・レストラン・行事・会議の計画・指揮
- (d) 酒類・ゲームその他の関連法・規制の遵守
- (e) 顧客満足度の評価・検討
- (f) 会計・仕入れ業務の監督
- (g) 施設の予算編成
- (h) 職員の選考・訓練・指導の監督
- (i) 労働安全衛生に関わる規制の確実な遵守
- (j) 客に対する地域の観光情報の提供及びツアー・移動手段の手配

ここに分類される職業の例

- ・ホテル支配人
- ・モーテル（自動車旅行者用ホテル）支配人
- ・ユースホステル支配人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ベッドアンドブレイクファスト（朝食付き宿泊施設）経営者 — 5 1 5 2

注記

一部のベッドアンドブレイクファスト（朝食付き宿泊施設）や小さなゲストハウスなどのように、個人の家庭に有料で泊る客に宿泊設備や限られた食事サービスを提供する小規模な施設を運営するもののうち、職員の管理・監督が重要な仕事の一部ではないものについては、「細分類 5 1 5 2 家政婦」に分類される。

ホテル管理会社またはホテルチェーンの最高経営責任者・専門的管理職は、「中分類 1 1」「中分類 1 2」の関連する細分類に分類される。

1 4 1 2 飲食店主・店長

飲食店主・店長には、食事・仕出しサービスを提供するカフェやレストランその他の関連施設の経営を計画し、準備・指揮するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 料理長や調理人との相談によるメニューの設定
- (b) 特別行事の計画・準備
- (c) 予算に応じた商品の仕入れ及び価格設定の手配
- (d) 在庫量・金融取引の記録の維持管理
- (e) ダイニング・厨房・食料保管施設の衛生規定の遵守及び清潔さ・機能性・ふさわしい外観の確保
- (f) 顧客との話し合いを通じた食事・サービスに対する顧客満足度評価
- (g) 給仕・厨房職員の選考・勤務予定の設定・訓練・監督
- (h) 予約受付・客の歓待・注文受付の補助
- (i) 顧客・仕入れ業者との手配交渉
- (j) 労働安全衛生に関わる規制の確実な遵守

ここに分類される職業の例

- ・カフェ店長
- ・レストラン店長
- ・仕出し店店長

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・料理人 — 3434

注記

スタッフの管理・監督が仕事の重要な構成要素ではない小規模なお店、ゲストハウス、カフェ、レストランやバーの運営者は、行われる主要な作業に応じて、細分類「5120 調理人」、「5131 給仕人」、「5132 バーテンダー」に分類される。

142 小売業・卸売業の管理者

小売業・卸売業の管理者には、小売業・卸売業として商品を販売する施設の経営計画を立て、準備・調整・管理を行うものが分類される。ここに分類されるものは、特定の種類の製品を販売する店あるいは店の内部組織単位の予算・人員配置・及び戦略や運営の方向性に関わる責務を負う。

職務には通常、次のものが含まれる。

製品構成・在庫量・サービス基準の決定、仕入れ・マーケティング方針の策定・実施及び価格設定、当該施設の商品やサービスの販売促進・広告活動、在庫量・金融取引の記録の維持管理、当該施設の予算編成、職員の選考・訓練・指導の監督、労働安全衛生に関わる規制の確実な遵守等。

この小分類の職業は、以下の細分類に分類される。

1 4 2 0 小売業・卸売業の管理者

注記

小売業・卸売業の管理者は、階層構造の管理者を持たない比較的小規模な施設に雇用されている場合が多い。しかしながら、スーパーマーケットやデパートなどの大型小売事業所には階層構造の管理者や監督者がいる可能性があっても、その管理者はここに分類されるべきである。ただし、スーパーマーケット・チェーンやデパートチェーンなどの事業所グループの社長は「細分類 1 1 2 0 社長、専務理事」に分類される。

小規模な店の経営者で職員の管理・監督が重要な業務ではないものについては「細分類 5 2 2 1 小売店主」に分類される。

販売員・レジ係その他の従業員の活動の管理・指揮を行うが、製品構成・価格全般の設定・予算及び職員の人数・選考・採用の決定の責務を負わない職員については「細分類 5 2 2 2 小売店監督員」に分類される。

1 4 2 0 小売業・卸売業の管理者

小売業・卸売業の管理者には、小売業・卸売業として商品を販売する施設の経営計画を立て、準備・調整・管理を行うものが分類される。ここに分類されるものは、特定の種類の製品を販売する店あるいは店の内部組織単位の予算・人員配置・及び戦略や運営の方向性に関わる責務を負う。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 製品構成・在庫量・サービス基準の決定
- (b) 仕入れ・マーケティング方針の策定・実施、価格設定
- (c) 当該事業所の商品やサービスの販売促進・広告活動
- (d) 在庫量・金融取引の記録の維持管理
- (e) 当該施設の予算編成
- (f) 職員の選考・訓練・指導の監督
- (g) 労働安全衛生に関わる規制の確実な遵守

ここに分類される職業の例

- ・小売店店長
- ・スーパーマーケット管理者
- ・食料雑貨店店長
- ・店舗店長

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・販売管理者—1 2 2 1
- ・小売店主—5 2 2 1
- ・小売店監督員—5 2 2 2
- ・小売店販売補助員—5 2 2 3

注記

小売業・卸売業の管理者は、階層構造の管理者を持たない比較的小規模な事業所に雇用されている場合が多い。しかしながら、スーパーマーケットやデパートなどの大型小売事業所には階層構造の管理者や監督者がいる可能性があっても、通常その管理者はここに分類されるべきである。ただし、スーパーマーケットチェーン・デパートチェーンなどの事業所グループの社長は「細分類 1 1 2 0 社長、専務理事」に分類される。

小規模な店の経営者で職員の管理・監督が重要な業務ではないものについては「細分類 5 2 2 1 小売店主」に分類される。

販売員・レジ係その他の従業員の活動の管理・指揮を行うが、製品構成・価格全般の設定・予算及び職員の数・選考・採用の決定の責務を負わない職員については「細分類 5 2 2 2 小売店監督員」に分類される。

1 4 3 その他サービス管理者

その他サービス管理者には、スポーツ・文化・娯楽・旅行・顧客サポートその他の快適性を提供するサービスを計画し、準備・監督を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

提供するサービスまたは活動の範囲及び構成の企画・準備、施設の清潔さと良好状態の維持、提供するサービスに関わる新たなトレンドや展開の把握、利用可能施設に関するアドバイスと宣伝、全ての現金受取の確認・管理及び定期的な在庫確認、予算編成管理、支出管理及び資源の確実な有効利用、日常業務の計画と指揮、職員の選考・指揮及び業務の監督、並びに安全衛生要件の確実な遵守等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 1 4 3 1 スポーツ・レクリエーション・カルチャーセンター管理職
- 1 4 3 9 他に分類されないサービス管理者

1 4 3 1 スポーツ・レクリエーション・カルチャーセンター管理職

スポーツ・レクリエーション・カルチャーセンター管理職には、スポーツ・芸術・舞台演劇その他の娯楽や快適性を提供するサービスの計画・準備・監督を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) センターが提供する娯楽・アトラクション・文化活動・スポーツ及びフィットネスプログラムの範囲や構成の企画・準備
- (b) 施設の清潔さと良好状態の維持
- (c) 独創的芸術の新たなトレンドや展開の把握、舞台演劇の制作及びバンドやオーケストラによる演奏の手配
- (d) イベント・ショー・活動に関連した利用可能施設に関するアドバイスと宣伝
- (e) 全ての現金受取の確認・管理、定期的な在庫管理

- (f) 予算編成管理、支出管理、資源の確実な有効利用
- (g) 日常業務の計画と指揮
- (h) 職員の選考・指揮及び業務の監督
- (i) 安全衛生要件規定の確実な遵守

ここに分類される職業の例

- ・遊園地、テーマパーク管理者
- ・ビリヤード場管理者
- ・カジノ管理者
- ・映画館管理者
- ・レジャーセンター管理者
- ・乗馬学校管理者
- ・スポーツセンター管理者
- ・テーマパーク管理者
- ・劇場支配人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・美術館長 — 1 3 4 9
- ・博物館長 — 1 3 4 9
- ・図書館長 — 1 3 4 9

1 4 3 9 他に分類されないサービス管理者

この細分類には、サービスの提供を計画し、指揮・調整を行う管理者の中で「中分類 1 3 生産・専門サービスの管理者」にも「中分類 1 4 接客業・小売業・その他のサービス業管理者」に設けられた他のいずれの項目にも分類されないサービス管理者が分類される。この分類には、例えば、旅行代理店・会議場・顧客サポートセンター及びショッピングセンターの管理者が含まれる。

ここに分類される職業の例

- ・旅行代理店店長
- ・会議場管理者

- ・顧客サポートセンター管理者
- ・ショッピングセンター店長
- ・キャンプ場管理者
- ・トレーラーハウス駐車場管理者

注記

特定の専門的・技術的サービス提供の監督が責務であり、「大分類2 専門職」あるいは「大分類3 技師、准専門職」に分類される単一、または複数の職業に関わる専門的な資格及び経験が要求される職業はこの細分類から除かれる。このような管理職は「中分類1 2 総務・営業の管理者」あるいは「中分類1 3 生産・専門サービスの管理者」の様々な細分類に分類される。

2 専門職

専門職には、既存の知識の蓄積を増やすもの、科学的・芸術的な概念及び理論を応用するもの、上記のことについて体系的な教育を行うもの、並びにこれら三つを組み合わせた活動に従事するものが分類される。この大分類の大部分の職業は、その職務を十分に果たす上で I S C O 技能水準の第 4 レベルの技能を必要とする。

職務には次のものが含まれる。

分析及び研究、概念・理論及びその運用方法の開発、物理学（数学・工学・応用科学を含む）・生命科学（保健医療サービスを含む）・社会科学あるいは人文科学などの既存の知識に関する助言あるいはその応用、様々な教育レベルにおける単一または複数の学問分野の理論と実務の指導、心身障害者の訓練・教育、経営・法律・社会福祉に関わる様々なサービスの提供、芸術作品の創造・上演、精神面の指導、科学論文や報告書の作成等。他の従事者の監督が職務に含まれる場合もある。

この大分類の職業は、次の中分類に分類される。

- 2 1 科学・工学分野の専門職
- 2 2 保健専門職
- 2 3 教育専門職
- 2 4 経営管理専門職
- 2 5 情報通信技術専門職
- 2 6 法務・社会・文化分野の専門職

2 1 科学・工学分野の専門職

科学・工学分野の専門職には、概念・理論及びその運用方法の研究・改善・開発を行うもの、並びに物理学・天文学・気象学・化学・地球物理学・地質学・生物学・生態学・薬理学・医学・数学・統計学・コンピュータ計算・建築学・工学あるいは応用科学などの分野の科学知識を応用するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、I S C O 技能レベル 4 を必要とする。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

物質や現象の構造と属性・様々な物質・材料・製品の化学的性質と作用・ヒトや動植物の生命すべての種類・数学・統計・コンピュータ計算の概念と方法を学んで得られた科学知識の研究または拡大並びに科学知識に関わる助言または科学知識の応用、建造物の建設・都市や交通システムの構築・土木構造物や産業構造物の建設・機械その他設備の製造に関する助言・設計・指揮、採掘法の活用・助言・採掘法の確実な効率的利用、土地や海の調査及び地図作成、特定の材料・製品・工程に関する技術的側面の研究・助言及び生産効率性と作業体制に関する研究・助言、科学論文や報告書の作成等。他の従事者の監督もその職務に含まれる。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 2 1 1 物理・地球科学分野の専門職
- 2 1 2 数学者、保険計理士、統計の専門職
- 2 1 3 生命科学の専門職
- 2 1 4 工学分野の専門職（電子工学を除く）
- 2 1 5 電子工学技術者
- 2 1 6 建築家、都市計画家、測量士、デザイナー

2 1 1 物理・地球科学分野の専門職

物理・地球科学分野の専門職には、概念・理論及びその運用方法の研究・改善・開発を行うもの、並びに物理学・天文学・気象学・化学・地質学及び地球物理学などの科学知識を応用するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

機械学・熱力学・光学・音響工学・電気・磁気作用・電子工学・核物理学・天文学・様々な化学分野・大気条件・及び地球の物理的性質に関わる研究や実験を通じた科学知識の拡大、科学知識に関する助言、並びに製造業・農業・医学・航海学（航空学）・宇宙開発・資源（石油・ガス・水・鉱物）開発・電気通信その他のサービス・及び土木工学などの分野における科学知識の応用、科学論文や報告書の作成等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 2 1 1 1 物理学者、天文学者
- 2 1 1 2 気象学者
- 2 1 1 3 化学者
- 2 1 1 4 地質学者、地球物理学者

2 1 1 1 物理学者、天文学者

物理学者、天文学者には、物質・空間・時間・エネルギー・力及び場、並びにこれらの物理現象の相互関係に関わる概念・理論及びその運用方法の研究・改善・開発を行うものが分類される。この分類には、産業・医学・軍事その他の分野において物理学及び天文学に関わる科学知識を応用するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 物理学及び天文学に関わる概念・理論・手段・ソフト・及びこれらの運用方法の研究・改善・開発
- (b) 機械学・熱力学・電子工学・通信・発電・電力供給・空気力学・光学・レーザー・遠隔探査・医学・音響工学・磁気作用・及び核物理学などの分野における物質の構造と属性の実験・検査・分析
- (c) 研究結果や実験結果の評価、主に数学の技術やモデルを利用した結論の説明
- (d) 産業・医学・軍事その他における物理学や天文学の原理・技術の実用的活用方法の開発または改善を目的とした原理・技術・工程の活用
- (e) 医師の処方通りの診断結果あるいは治療効果の達成を目的とした患者への放射線（電離性、非電離性）照射の安全性及び効果の確保
 - (f) 医学に活用される物理量の測定や特性解析における精度の確保
 - (g) 画像撮影・治療・線量測定などに利用される設備の試験・注文・評価
- (h) 放射線の有益性と有害性との最適なバランスの実現を目的とした医師その他の保健医療専門職への助言及び協議
- (i) 天体现象の観察・分析及び解析、航海学（航空学）・衛星通信・宇宙開発・天体・宇宙放射線などの分野の知識拡大の方法・数値モデル及び技術の開発

(j) 物理現象の測定及び核技術の産業利用や医学利用における基準とプロトコルの開発・実施・維持

(k) 科学論文や報告書の作成

ここに分類される職業の例

- ・天文学者
- ・医療物理学者
- ・核物理学者
- ・物理学者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・専門医（核医学） — 2 2 1 2
- ・放射線腫瘍医 — 2 2 1 2
- ・放射線科医 — 2 2 1 2
- ・放射線技師 — 3 2 1 1

注記

この細分類に分類されるのは適切ではあるが、医療物理学者は「中分類 2 2 保健専門職」に分類される職業、あるいは「大分類 2 専門職」の他の多くの細分類に分類される職業と同様に保健分野に欠かせない労働力の一部と考えられている。

2 1 1 2 気象学者

気象学者には、航空機産業・船舶輸送・農業その他の領域での利用に供するため、あるいは一般市民への情報として、短期・長期の天気予報を行うものが分類される。この分類には、大気の組成・構造・力学に関する研究を行うものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

(a) 大気の動きの方向や速度・大気圧・気温・湿度及び汚染物質の物理的・化学的変換の調査、雲の形成・降水・電氣的擾乱・日射などのその他の現象の調査

- (b) 気象台・レーダー・衛星画像・コンピュータモデルの結果から収集したデータの調査による天気図の作成と天気予報
- (c) 短期・長期の天気図の作成・発表、台風・嵐その他の生活や財産に損害を与える大気現象に関する予報及び警報、ラジオ・テレビ・印刷物・インターネットなどの様々なメディアを通じた大気条件に関する情報提供
 - (d) 消霧・雲の種まき・降雨強化その他の気象調節プログラムにおける実験
- (e) 実験あるいは運用目的での天気・気象の数学的コンピュータモデルの開発・検査
 - (f) 環境への天気の影響に関する研究への参加
- (g) 産業プロジェクトや人間活動による気象・大気環境への影響の分析、社会科学分野・工学分野及び経済界との協力による影響緩和に向けた適正な戦略の開発
- (h) 気象データ収集・遠隔探査その他の活用を目的とした新たな設備や工程の設計・開発への参加
- (i) 大気の組成・構造・力学に関わる概念・理論及びその運用方法の研究・改善・開発
 - (j) 科学論文や報告書の作成

ここに分類される職業の例

- ・気候学者
- ・水文気象学者
- ・気象学者
- ・気象予報士

2 1 1 3 化学者

化学者には、新たな知識や製品の開発及び品質・工程管理のため、化学に関わる概念・理論及びその運用方法の研究・改善・開発を行うもの、並びに化学に関わる科学知識を応用するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 化学に関わる概念・手段・理論及びその運用方法の研究・改善・開発

- (b) 様々な天然物質・合成物質・材料・製品の化学組成・エネルギー・及び化学変化の調査を目的とした実験・検査・分析
- (c) 製造業者あるいは利用者のための環境管理・品質管理その他様々な工程の開発
- (d) 環境毒素の特定と定量を目的とした試料やデータの収集分析プログラムの実施
- (e) 化学技術者・生物学者・微生物学者・農学者・地質学者その他の専門職と協力する学際的研究開発プロジェクトへの参加
- (f) 微生物利用による物質の新たな化合物への変換
- (g) 素材の強化方法あるいは素材の組み合わせ方法の決定あるいは新規素材の開発
- (h) 自然発生物質の複製・合成、新規人工物質の発明
- (i) 科学論文や報告書の作成

ここに分類される職業の例

- ・化学者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・生化学者 — 2 1 3 1
- ・薬理学者 — 2 1 3 1
- ・薬剤師 — 2 2 6 2

2 1 1 4 地質学者、地球物理学者

地質学者、地球物理学者には、地質学・地球物理学に関わる概念・理論及びその運用方法の研究・改善・開発を行うもの、並びに石油・ガス・鉱物資源の開発及び抽出、水保全、土木工学、電気通信、航海学（航空学）などの地質学・地球物理学に関わる科学知識を応用し、開発及び廃棄物処理プロジェクトが及ぼす環境への影響の評価と影響の緩和を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 地質学及び地球物理学に関わる概念・理論及びその運用方法の研究・改善・開発

- (b) 地殻の組成・構造の調査及び岩石・鉱物・化石その他の物質の試験による地球の発達に影響を及ぼす作用の特定、過去の生命の進化の追跡、地質形成の実態及び年代順の確定、調査結果の商業利用の評価
 - (c) 研究データの解析、地質報告・地図・図表・略図及び報告書や論文の作成
- (d) ダム・建物・トンネル・大型橋梁の建設などの土木工学プロジェクトに関わる問題への地質学の知識の応用
- (e) 様々な遠隔探査プログラムの利用による地球に影響を及ぼす地震力・重力・電気力・熱的力及び磁力の調査・測定
- (f) 地球の重さ・大きさ・質量・及び地球内部の組成・構造の推測、火山・氷河・地震の実態と活動・及び活動の予測可能性の調査
- (g) 地球の磁場図の作成、放送・航海学（航空学）その他の用途への磁場図その他の収集データの活用
- (h) 海や大気の物理的属性の調査・測定、熱エネルギー交換などの海や大気の相互関係の調査・測定
- (i) 地震学・重量測定・磁気・電気・放射分析を使う方法による埋蔵された石油・ガス・鉱物の発見及びその実態と規模の確認
- (j) 建築材料となる埋蔵物の発見、埋蔵物の特徴及びコンクリート骨材や道路材料その他の用途としての適性の判断
 - (k) 地面や地表水の動き・分布・物理的属性の研究
- (l) 廃棄物処理・廃棄物処理の経路や場所の選択・及び汚染区域の回復などに関わる助言

ここに分類される職業の例

- ・海洋地質学者
- ・地質学者
- ・海洋地球物理学者
- ・地球物理学者

2 1 2 数学者、保険計理士、統計の専門職

数学者、保険計理士、統計の専門職には、数学・保険計理及び統計学に関わる概念・理論及びその運用モデルと技術の研究・改善・開発を行うもの、並びに工学・経営学・社会学その他の科学分野における広範な課題にこの知識を応用するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

数学・保険計理・統計学に関わる理論・技術の研究・改善・開発、数学の原理・モデル及び数学的手法に関する助言並びに工学・自然科学・社会科学あるいは生命科学分野における広範な課題への数学の原理・モデル及び数学的手法の活用、特に投入・産出の効率性の観点から見た経営に関わる問題の論理的分析及び通常はコンピュータによるプログラミングや問題解決に利用される各問題の数理モデルの作成、年金制度及び生命保険・健康保険・社会保険その他の種類の保険制度の設計・運用、将来の出来事の潜在的な財務への影響評価における数学・統計学・確率及びリスク理論の活用、調査その他の統計学的なデータ収集の計画・準備及び質問票の設計、統計データの評価・処理・分析・解析・及び発表の準備、様々なデータ収集方法・統計学的手法及び技術の活用・助言並びに特に経営学・医学・及び自然科学・社会科学あるいは生命科学の他の分野における発見事項の信頼性の確認、科学論文や報告書の作成、数理・保険計理・統計担当の助手及び統計担当の事務員の仕事の監督等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

2 1 2 0 数学者、保険計理士、統計の専門職

2 1 2 0 数学者、保険計理士、統計の専門職

数学者、保険計理士、統計の専門職には、数学・保険計理及び統計学に関わる概念・理論及びその運用モデルと技術の研究・改善・開発を行うもの、並びに工学・経営学・社会学その他の科学分野において上記の実用化に関する助言を行うもの、あるいは実用化に従事するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

(a) 数学・保険計理・統計学に関わる理論・技術の研究・改善・開発

- (b) 数学の原理・モデル及び数学的手法に関する助言、工学・自然科学・社会科学あるいは生命科学分野における広範な課題への数学の原理・モデル及び数学的手法の活用
- (c) 特に投入・産出の効率性の観点から見た経営に関わる問題の論理的分析、通常はコンピュータによるプログラミングや解決に利用される各問題の数理モデルの作成
- (d) 年金制度及び生命保険・健康保険・社会保険その他の種類の保険制度の設計・運用
- (e) 将来の出来事の潜在的な財務への影響評価における数学・統計学・確率及びリスク理論の活用
 - (f) 調査その他の統計学的なデータ収集の計画・準備、質問票の設計
 - (g) 統計データの評価・処理・分析・解析・及び発表の準備
- (h) 様々なデータ収集方法・統計学的手法・及び技術の活用・助言、特に経営学・医学・及び自然科学や社会科学あるいは生命科学の他の分野における発見事項の信頼性の確認
 - (i) 科学論文や報告書の作成
 - (j) 数理・保険計理・統計担当の助手及び統計担当の事務員の仕事の監督

ここに分類される職業の例

- ・保険計理士
- ・経営研究アナリスト
- ・人口統計学者
- ・数学者
- ・統計家

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・保険数理担当助手 — 3 3 1 4
- ・数理担当助手 — 3 3 1 4
- ・統計担当助手 — 3 3 1 4
- ・保険数理当事務員 — 4 3 1 2
- ・統計当事務員 — 4 3 1 2
- ・情報システムアナリスト — 2 5 1 1

2 1 3 生命科学の専門職

生命科学の専門職には、新たな知識の開拓・農林生産の改善及び人の健康や環境の問題の解決を目的として、人や動植物の生命・人間や動植物の相互作用及び環境との相互作用の研究から得た知識を応用するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

新たな工程や技術の発見・開発を目的とした実験データ及び現場データの収集・分析・評価、環境負荷の少ない持続可能な天然資源開発に関する政府・組織・企業への助言及び支援等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 2 1 3 1 生物学者、植物学者、動物学者及び関連分野の専門職
- 2 1 3 2 農林水産業の指導員
- 2 1 3 3 環境保護の専門職

2 1 3 1 生物学者、植物学者、動物学者及び関連分野の専門職

生物学者、植物学者、動物学者及び関連分野の専門職には、生命体・生命体の相互作用及び生命体と環境との相互作用を研究し、その知識を人の健康や環境の問題の解決に活用するものが分類される。この分類には、植物学・動物学・生態学・海洋生物学・遺伝学・免疫学・薬理学・毒物学・生理学・細菌学及びウイルス学などの様々な分野に従事するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 実験室や現場での研究を通じた生命体に関わる科学知識の拡大、新たな情報の発見、仮説の検証、環境・農業・保健などの分野における問題解決、並びに薬学・農業・環境分野に用いる新規の製品・工程及び技術の開発
- (b) 試験・検査の設計・実施
- (c) 人間・動物・昆虫・植物の標本やデータの収集、人間・動物・昆虫・植物の起源・発達・化学的物理学的形状・構造・及び組成の調査、生命体の生殖過程の調査

(d) 電子顕微鏡・遠隔測定法・全地球測位システム・生物工学・衛星画像・遺伝子工学・デジタル画像分析・ポリメラーゼ連鎖反応及びコンピュータモデリングなどの様々な専門設備・計器・技術・手法を利用した生命体の実験

(e) 生命体の発見・分類・記録・監視及びデータベースの維持管理

(f) 研究と新発見に関する詳細な科学論文や報告書の作成、後の精査やさらなる議論のための科学誌や会議などを通じた科学界への当該論文や報告書の発表

(g) 自然あるいは人間に関わる要因が引き起こす変化の特定を目的とした環境影響評価の計画と実行

(h) 天然資源の保全管理、気候変動や公害の影響などに関する政府・組織及び企業への助言

ここに分類される職業の例

- ・動物行動学者
- ・細菌学者
- ・生物学者
- ・生物工学者
- ・植物学者
- ・細胞遺伝学者
- ・海洋生物学者
- ・微生物学者
- ・分子生物学者
- ・分子遺伝学者
- ・薬理学者
- ・動物学者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・生態学者 — 2 1 3 3

2 1 3 2 農林水産業の指導員

農林水産業の指導員には、耕作・施肥・収穫・土壌の侵食や組成・疾病予防・栄養・輪作及びマーケティングなどの農地・林漁業管理に関する研究を行い、支援と助言を提

供するものが分類される。この分類には、生産性向上のための技術開発、及び土地管理・漁業管理の計画・方針の調査・策定を行うものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 農地・森林あるいは漁業生産に影響を及ぼす農産物・餌・土壌・水質その他の要因のデータや試料の収集・分析
- (b) 作物・家畜・魚の生産量向上技術及び代替の生産手段に関する助言
- (c) 家畜や作物の疾病・害虫や雑草の管理・土壌管理・及び畜産給餌プログラムに関する助言
- (d) 商業作物生産・牧草の成長・家畜の繁殖・及び漁業資源や森林樹の成長や健康に影響する環境要因の調査
- (e) 耕作技術・土壌・昆虫・疾病及び漁業作業が家畜・作物・森林及び漁業生産に及ぼす影響の調査
- (f) 魚の回遊・成長・採餌・及び産卵の調査、魚卵の採取・施肥及び孵化方法の考案
- (g) 土壌の特性・利用の可能性及び生産性の研究とそこから得られた発見の活用による農業・花卉栽培・林業の改善
- (h) 農業の問題解決に向けた工程や技術の開発、生産性の向上
- (i) 林漁業資源管理による商業・娯楽・環境面に関わる長期的な利点の最大化
- (j) 森林樹の繁殖や培養の研究、林業資源の成長改善に関する研究、林業生産への間伐の影響の研究
- (k) 火事・洪水・干ばつ・土壌侵食及び害虫や疾病の影響への対処を目的とした管理工程の調査・計画・実施
- (l) 科学報告書の作成、農林水産業界やその他のグループを対象とした助言や情報を提供する会合や講義の開催

ここに分類される職業の例

- ・農学者
- ・漁業指導員
- ・森林学者
- ・林業指導員
- ・林学者
- ・土壌学者

2 1 3 3 環境保護の専門職

環境保護の専門職には、大気汚染・水質汚染・騒音公害・土壌汚染・気候変動・有毒廃棄物・天然資源の枯渇及び劣化など、人間活動が環境に及ぼす影響の調査・評価を行うものが分類される。この分類には、環境の保護・保全・回復及び環境被害増大の最小化・予防を目的とした計画を立て、解決法を開発するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 環境問題の原因特定を目的とした研究・検査・試料収集及び現場や実験室での分析、環境問題の影響の予防・抑制・修正方法の提案
- (b) 予測される、あるいは提案されている活動・プロジェクト・展開が環境に及ぼすかもしれない影響の評価、そのような展開を進めることの可否の提案
- (c) 組織がその活動・製品・サービスの環境への影響を特定・監視・管理することを可能にする環境管理システムの開発・調整
- (d) 監査による、既存の活動・工程・廃棄物・騒音・物質による環境への影響の評価
- (e) 政府及び内部の環境規定・ガイドラインの組織による遵守状況の評価、違反の確認と適正な改善措置の決定
- (f) 環境被害の軽減と金銭的損失の最小化に向けた最善の環境問題対処方法に関する組織への専門的助言及び支援サービス
- (g) 環境保護計画の策定

ここに分類される職業の例

- ・大気汚染アナリスト
- ・環境保護官
- ・環境保護学者
- ・生態学者
- ・環境保護の指導員
- ・環境監査員
- ・環境コンサルタント
- ・環境研究学者
- ・環境科学者

- ・パークレンジャー（自然保護官）
- ・水質アナリスト

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・環境技術者 — 2 1 4 3

2 1 4 工学分野の専門職（電子工学を除く）

工学分野の専門職（電子工学を除く）には、建造物・機械及びその部品を検査・建築・設置及び維持管理する方法並びに生産計画・工場を設計・計画・準備するもの、工学プロジェクトを安全かつ効率的に費用効果の高い形で実施するため、生産計画及び作業手順を作成するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

化学工程システム・土木工学プロジェクト・機械設備及び装置・採鉱及び掘削作業並びにその他の工学プロジェクトの計画と設計、図面・計画の詳述と解析による建築方法の決定、建造物の建設・水やガス供給及び輸送システムの監督、設備・機械・工場の製造（建設）・設置・運用及び維持管理、プロジェクトの労働者・材料の配達・工場及び設備の組織管理、予算管理の手段としての費用合計の推計及び詳細な費用計画と見積の作成、工学技術の応用による様々な工学分野の設計上あるいは運用上の問題の解決等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 2 1 4 1 工業生産技術者
- 2 1 4 2 土木技術者
- 2 1 4 3 環境技術者
- 2 1 4 4 機械技術者
- 2 1 4 5 化学技術者
- 2 1 4 6 鉱山技師、冶金技師及び関連分野の専門職
- 2 1 4 9 他に分類されない工学分野の専門職

2 1 4 1 工業生産技術者

工業生産技術者には、研究を行い、産業生産プロセス及び設備の建設・運用及び維持管理の計画・準備・監督を行うものが分類される。ここに分類されるものには、生産活動プログラムを作成するもの、費用対効果と安全の評価を行うものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 職務記述書・組織図及びプロジェクト情報の調査による各従事者・作業単位の職務及び責務の決定並びに重複する領域の特定
- (b) 作業測定プログラムの設定及び作業見本の分析による労働力利用基準の策定
- (c) 労働力利用・施設の配置・運用データ・生産計画及びコストの分析による従事者及び設備の最適効率の決定
- (d) 製造仕様書の策定、並びに材料・設備・配管・材料の流れ・工場とシステムの生産能力及び配置の決定
- (e) プロジェクトの労働者の編成・監督、材料・工場及び設備の受け渡しの準備・監督
- (f) 工学原理と安全規定に基づき、設置・修正・品質管理・試験・検査及び維持管理の基準・方針を設定
- (g) 工場の検査による効率の改善及び維持
- (h) 工場の建物・設備の維持管理の指揮、新規の設計・調査及び維持管理計画に関わる要件の調整
- (i) 新たな生産方法・技術及び設備の管理に関する助言
- (j) 材料の購入・保管・調整担当の部署との連携による安定供給の流れの確保

ここに分類される職業の例

- ・産業効率技術者
- ・産業技術者
- ・産業プラントエンジニア
- ・生産技術者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・製造業管理者 — 1 3 2 1

土木技術者には、建設に関わる研究・助言・設計及び指揮を行うもの、土木構造物の建設・維持管理を行うもの、並びに特定の材料の技術的側面に関する調査・助言を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 土木技術に関する研究、新規あるいは改善を加えた理論及び建設方法の開発
- (b) 橋梁・ダム・埠頭・道路・空港・鉄道・運河・パイプライン・廃棄処理システム・治水システム・産業用の建物・その他の大型建造物など、構造物に関する助言と設計
- (c) 建設方法・材料及び構造基準の決定・具体化、建設作業の指揮
- (d) 構造物の効率的な機能及び安全と環境保護を目的とした管理システムの確立
- (e) 既存の土木建造物の維持管理及び補修の手配と指揮
- (f) 建設が提案されている構造物の下で圧迫された場合の土壌や岩の性質の分析、構造基礎の設計
- (g) 構造物の安定性の分析、建設に使用される材料の性質・耐久性の検査

ここに分類される職業の例

- ・土木技術者
- ・地盤工学技術者
- ・建築工学技術者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・土木プロジェクト管理者 — 1 3 2 3
- ・地球科学者 — 2 1 1 4
- ・鉱山技師 — 2 1 4 6
- ・冶金技師 — 2 1 4 6
- ・都市・交通計画プランナー — 2 1 6 4

2 1 4 3 環境技術者

環境技術者には、人間活動が環境に及ぼす悪影響を様々な土木原理を用いて予防・抑制あるいは修正する方法に関する研究・助言を行い、その方法の計画・指揮を行うものが分類される。この分類には、構造物建設や土木プロジェクトの環境アセスメントを行い、公害防止・リサイクル及び廃棄物処理に土木原理を応用するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 既存の、あるいは建設が提案されている建造物・及び土木工事その他の活動が環境に及ぼす影響に関する研究・評価及び報告
- (b) 運用効率の評価及び環境規制の確実な遵守を目的とした産業用あるいは市町村の施設やプログラムの点検
- (c) 水質及び大気・土壌の質の管理あるいは回復を目的としたシステム・工程及び設備の開発計画と監督
- (d) ネットワーク解析・制御解析・データベース開発の計画あるいは見直しにおける環境工学面からの支援
- (e) 計画・許可・標準作業手順の取得・更新及び維持
- (f) 環境復旧システムの設計や規制適用の可能性の判断など、環境復旧プロジェクトや環境訴訟プロジェクトに対する土木技術的・専門的支援の提供
- (g) 環境改善プログラムの進展状況の監視
- (h) 人や環境の保護のための汚染現場清掃手順に関する企業や政府機関への助言
- (i) 環境科学者・環境プランナー・有害廃棄物専門家・その他の分野の技術者及び法律やビジネスの専門家との協力による環境問題への取組

ここに分類される職業の例

- ・ 大気汚染管理技術者
- ・ 環境アナリスト
- ・ 環境技術者
- ・ 環境復旧の専門家
- ・ 排水工程技術者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・環境科学者 — 2133
- ・放射線防護技術者 — 2263

2144 機械技術者

機械技術者には、機械に関する研究を行うもの、機械・航空機・船舶・機械装置・産業用プラント・設備・及びシステムの製造に関わる助言・設計・指揮を行うもの、並びに特定の材料・製品あるいは工程の機械学的側面に関する調査・助言を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 製造業・鉱業・建設業・農業及びその他の産業用機械装置や道具に関する助言・設計
- (b) 鉄道機関車・路上走行用車両及び航空機の推進あるいは産業用の機械装置やその他の機械装置の駆動に使われる蒸気機関・内燃機関及びその他の非電気的なモーターやエンジンに関する助言・設計
- (c) 船舶の胴体・上部構造物及び推進システム、エネルギーの放出・制御及び利用のための機械工場や設備、暖房・換気及び冷蔵システム、並びに操舵（操縦）装置・ポンプその他の機械設備に関する助言・設計
- (d) 航空機のフレーム・降着装置その他の設備、並びに路上走行用車両のサスペンションシステム・ブレーキ・車体及びその他の部品に関する助言・設計
- (e) ワープロ・コンピュータ・精密機械・カメラ及びプロジェクターなどの装置や製品の非電気的な部分に関する助言・設計
- (f) 機械・機械装置・道具・モーター・エンジン・産業用プラント・産業用設備あるいはシステムの機能の効率性及び安全の確保を目的とした制御基準及び工程の確立
- (g) 設備・その運用方法及び維持管理が設計仕様や安全基準を遵守していることの確認

ここに分類される職業の例

- ・航空機技術者
- ・船舶設計技術者
- ・造船技術者
- ・機械技術者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・船舶の機関士 — 3 1 5 1

2 1 4 5 化学技術者

化学技術者には、化学に関する研究を行い、原油・石油派生物・食料・飲料・薬品あるいは合成材など様々な物質や品に関して、商業ベースで化学工程及び生産方法の開発・助言及び指揮を行うものが分類される。この分類には、化学工場や設備の維持管理及び補修を行い、特定の材料・製品あるいは工程の化学的側面について調査・助言を行うものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 原油その他の液体あるいはガスの精製、石油派生物・爆発物・食料・飲料・薬品及び合成材などの物質や品の生産を目的とした商業ベースにおける化学工程の研究・助言及び開発
- (b) 化学製品の製造方法・材料及び品質基準の指定、製造方法・材料及び品質基準が仕様を遵守していることの確認
- (c) 化学製品製造作業の安全と効率の確保、設備操作の従事者あるいは化学反応の近くでの作業従事者の安全確保を目的とした管理基準及び管理手順の確立
- (d) 化学工場の設備設計、化学物質や化学製品の製造工程の策定
- (e) 製造の全工程を通じた試験運転による、温度・濃度・比重及び圧力などの可変要素の制御範囲の確認
- (f) 安全工程の策定
- (g) 経営幹部に提出する製造コストの見積もり及び製造の進展状況報告の作成

(h) 新製品の製造工程の実験による調査、パイロットプラントなどの小規模生産における提案工程の試験

ここに分類される職業の例

- ・化学技術者
- ・燃料技師
- ・プラスチック技師
- ・精製工程技術者

2 1 4 6 鉱山技師、冶金技師及び関連分野の専門職

この細分類には、鉱山・冶金及び関連する分野の研究を行い、鉱石からの金属の抽出あるいは地中からの鉱物・水・石油・ガスの抽出、及び新しい合金・セラミックその他の材料の開発について、その商業ベースの方法を計画・策定・維持するもの、並びに採掘についてあるいは特定の材料・製品あるいは工程の冶金学的側面について調査や助言を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 石炭・金属鉱石・非金属鉱物及び石・砂利などの建築材料の採掘場所の確認、並びに抽出計画の策定
- (b) 効率的に採掘や抽出を行う最適な方法及び使用する機械装置の種類決定、配置の計画、坑道やトンネルの建設の指揮
- (c) 掘削場所の決定、掘削井戸からの水・石油あるいはガスの流れを管理する方法の考案
 - (d) 水・石油あるいはガスの保管・一次処理及び輸送の計画・指揮
 - (e) 特に地下における安全基準及び安全手順の確立並びに応急処置施設の設置
 - (f) 鉱石からの金属抽出法に関する研究開発、抽出法の応用に関する助言
- (g) 金属及び合金の属性の分析、新しい合金の開発、金属及び合金の製造・加工の技術的側面に関する助言や監督
- (h) 地質学者や地球物理学者など、他の関連する専門家との技術的連携・協議の継続
 - (i) 埋蔵物・鉱床の検査による収益性の評価

ここに分類される職業の例

- ・抽出専門冶金技師
- ・鉱山技師
- ・石油及び天然ガス抽出技師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・地質学者 — 2 1 1 4
- ・地球物理学者 — 2 1 1 4

2 1 4 9 他に分類されない工学分野の専門職

この細分類には、「小分類2 1 4 工学分野の専門職（電子工学を除く）」にも「小分類2 1 5 電子工学技術者」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない工学分野の専門職が分類される。この分類には、例えば、職場の安全・生体工学・光学・材料・原子力発電及び爆発物に関わる工学的手法や解決方法について研究・助言あるいは開発を行うものが含まれる。

これらの場合、職務には次のようなものが含まれる。

- (a) 工学の知識を活用することによる人工臓器・人工装具・人工器具類など、生物学的システムや製品または保健医療に関わるシステムや製品の設計・開発
- (b) 様々な治療工程に使用される装置・核磁気共鳴画像法（MRI）のような画像システム・及びインシュリン自動投与あるいは身体機能管理用の装置の考案
- (c) レンズ・顕微鏡・望遠鏡・レーザー・光学ディスクシステムその他の設備など、光の属性を利用する光学機器の部品の設計
- (d) 軍の購入仕様を満たす爆発物材料の設計・試験・調整
- (e) 原子炉・原子力発電所及び核燃料処理回収システムの建設・運転の計画・監督
- (f) 炉心・放射線遮蔽壁及び関連する装置や制御機構など、原子力設備の設計・開発
- (g) 海難救助における損害算定や計算による予測の提供
- (h) ガラス・セラミック・テキスタイル・革製品・木材及び印刷に関連する工程など、特定の製造工程の工学的側面に関する調査・助言

(i) 潜在的危害の特定、及び安全手順や安全装置の紹介

ここに分類される職業の例

- ・生体工学分野の技術者
- ・爆発物担当の技術者
- ・海難救助担当の技術者
- ・材料技術者
- ・光学分野の技術者
- ・安全担当の技術者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・工業生産技術者 — 2 1 4 1
- ・環境技術者 — 2 1 4 3
- ・測量士 — 2 1 6 5

注記

生物医学技術者は、「中分類 2 2 保健専門職」や「大分類 2 専門職」に属するその他多数の項目に分類される職業と並んで、保健に関する仕事の不可欠な部分であると考えられている。

2 1 5 電子工学技術者

電子工学技術者には、電気・電子及び電気通信に関わるシステム・部品・モーター及び設備の建設・運用について、研究・設計・助言・計画及び指揮を行うものが分類される。この分類には、電気部品やシステム及び電子部品やシステムの性能及び安全を監視する制御システムの構成・設定を行うものが含まれる。

職務には通常、次のものが含まれる。

電気・電子及び電気通信に関わる製品やシステムの維持管理及び補修の研究・助言・指揮、発電・送電及び配電を行う発電所や発電システムに関する助言・設計、電気・電子及び電気通信に関わるシステムや設備の性能及び安全の監視に関する管理基準の設定等。

この小分類の職業には、次の細分類が分類される。

- 2 1 5 1 電気技術者
- 2 1 5 2 電子技術者
- 2 1 5 3 電気通信技術者

2 1 5 1 電気技術者

電気技術者には、電気に関する研究を行い、電気システム・部品・モーター及び設備の建設・運用について助言・設計・指揮を行うもの、電気設備の機能・維持管理・補修について助言や指揮を行うもの、あるいは電気工学に関わる材料・製品及び工程の技術的側面について調査や助言を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 発電・送電及び配電を行う発電所や発電システムに関する助言や設計
- (b) 発電・送電及び配電業務の監督・管理及び監視
- (c) 電気モーター・電気牽引車その他の設備あるいは家庭用電気器具に関する助言・設計
- (d) 産業用その他の建物及び物体への電気設備の取付方法の指定、電気の活用方法の指定
- (e) 発電や配電用のシステム・モーター及び設備の性能及び安全の監視を目的とした管理基準及び管理手順の確立
- (f) 電気システムの製造方法の決定、既存の電気システム・モーター及び設備の維持管理・補修方法の決定

ここに分類される職業の例

- ・発電技術者
- ・電気技術者
- ・電気機械技術者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・原子力発電技術者 — 2 1 4 9

- ・電子技術者 ー 2 1 5 2
- ・電気通信技術者 ー 2 1 5 3
- ・放送技術者 ー 2 1 5 3

2 1 5 2 電子技術者

電子技術者には、電子システムの機能・維持管理及び補修に関する研究・設計・指揮を行い、電子工学材料・製品及び工程の技術的側面に関する調査・助言を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 電子装置あるいはその部品・回路・半導体及びシステムに関する助言や設計
- (b) 電子製品やシステムの製造方法・取付方法・材料及び品質基準の指定、電子製品やシステムの製造・取付作業の指揮
- (c) 電子システム・モーター及び設備の機能の効率性と安全を確保することを目的とした管理基準及び管理手順の確立
- (d) 既存の電子システムや設備の維持管理及び補修の計画・指揮
- (e) 航空宇宙誘導・推進制御・音響効果あるいは計装制御などの分野に使われる電子回路や部品の設計
- (f) レーダー・遠隔測定システム・遠隔制御システム・電子レンジ及びその他の電子設備に関する研究や助言
- (g) 信号処理アルゴリズムの設計・開発、適正なハードとソフトの選択によるアルゴリズムの実行
- (h) 電子部品・電子回路及び電子システムの試験用装置及び工程の開発

ここに分類される職業の例

- ・コンピュータハードウェアエンジニア
- ・電子技術者
- ・計装技術者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・電気通信技術者 ー 2 1 5 3

2 1 5 3 電気通信技術者

電気通信技術者には、電気通信システム及び設備の機能・維持管理及び補修に関する研究・助言・設計及び指揮を行うものが分類される。この分類には、電気通信の工学材料・製品あるいは工程の技術的側面に関する調査・助言を行うものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 電気通信装置あるいは電気通信用の部品・システム・設備及び配信センターに関する助言・設計
- (b) 電気通信製品やシステムの製造方法・取付方法・材料及び品質安全基準の指定、電気通信製品やシステムの製造・取付作業の指揮
- (c) 既存の電気通信システム・モーター・設備の維持管理及び補修の計画・指揮
- (d) 電気通信設備に関する研究・助言
- (e) 有線・光ファイバー及び無線通信メディアを基本とする通信網の計画・設計
- (f) 信号処理アルゴリズムの設計・開発、適正なハードとソフトの選択によるアルゴリズムの実行
- (g) ケーブルや無線を含めた電気通信網及びラジオ・テレビ放送の配信システムの設計

ここに分類される職業の例

- ・放送技術者
- ・電気通信技術者
- ・通信工学技術者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・電子技術者 — 2 1 5 2

2 1 6 建築家、都市計画家、測量士、デザイナー

建築家、都市計画家、測量士、デザイナーには、景観、建物の内外装、製造する製品、及び画像通信・視聴覚によるコンテンツの企画・設計を行うものが分類される。この分類には、地理的特徴の正確な配置、地図の設計・作成及び修正、並びに土地利用の調整に関わる計画や方針の実施を目的とした調査作業に従事するものが含まれる。

職務には通常、次のものが含まれる。

顧客や関係者との相談による設計要領書の目的と制約の確認、美観への配慮と技術面・機能面・環境面及び製造上の要件とが調和する設計コンセプト及び企画の作成、設計コンセプトその他の情報を伝えることを目的とした略図・設計図・図解・アニメーション・手順・地図・グラフ・サンプル・模型の作成、写真・衛星画像・調査資料やデータ・地図・記録・報告及び統計の分析、機能・空間・営利・文化・安全・環境・美観に関わる要件に関する研究・分析等。

この小分類の職業には、次の細分類が分類される。

- 2 1 6 1 建築士
- 2 1 6 2 景観設計家
- 2 1 6 3 工業製品・服飾デザイナー
- 2 1 6 4 都市・交通計画プランナー
- 2 1 6 5 地図製作者及び測量士
- 2 1 6 6 グラフィック・マルチメディアデザイナー

2 1 6 1 建築士

建築士には、商業用・産業用・施設用・住居用及び娯楽用の建造物を設計し、その建設・維持管理あるいは復旧の計画・監視を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 新たな建築論や建築方法の開発、建築論や建築方法の改良
- (b) 現地検査と顧客・経営幹部その他の関係者との相談による提案されている建造物の種類・様式及び規模の決定、及び既存の建造物への変更の決定
- (c) 建造物の設計・材料及び推定建築期間に関する情報の提供

- (d) 略図や縮尺図などのプロジェクトに関わる書類の作成、最終設計における構造上・機械学上・美観上の要素の統合
- (e) 建築職人用の仕様書及び連絡書類の作成、顧客に代わる監督員への連絡
- (f) 必要な連絡を行うことによる様式・コスト・時機及び規定の遵守という観点からのプロジェクトの実現可能性の確認
- (g) 建造物の内装環境の機能または質に関わる問題の認識、最善の問題解決方法の発見、必要な設計・図面・計画の作成
- (h) 仕様や質が基準を満たしていることの確認を目的とした建築あるいは復旧作業の監視
- (i) 他の関連する専門家との技術的連携と相談の継続

ここに分類される職業の例

- ・建築士
- ・内装設計家

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・景観設計家 — 2 1 6 2
- ・インテリア装飾者 — 3 4 3 2
- ・インテリアデザイナー — 3 4 3 2

2 1 6 2 景観設計家

景観設計家には、公園・学校・施設及び道路、並びに商業地・工業地及び住宅地の外部環境など、プロジェクトとして景観や空間の企画・設計を行い、その建設・維持管理及び復旧を計画・監視するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 景観設計の新たな理論や方法の開発、政策への助言、あるいは理論や方法の改良

- (b) 現地検査と顧客・経営幹部その他の関係者との相談による提案されている建造物・公園・道路その他の空間の種類・様式及び規模の決定
- (c) 地理的生態学的特徴・地形・土壌・植生・現地の水文学的特徴・目に見える特徴及び人工構造物に関して現地及び地域のデータを収集・分析することによる、土地利用及び開発に関する提案並びに実現可能性調査書、環境影響報告書の作成
- (d) 土地開発のための報告書・戦略計画・配置図・施行図・仕様書及び費用見積書の作成、場所の提示・構造・植生及びアクセスなど提案の詳細の提示
- (e) 建築職人や土木工事請負業者用の仕様書及び連絡書類の作成、顧客に代わる監督員への連絡
- (f) 必要な連絡を行うことによる様式・コスト・時機及び規定の遵守という観点からのプロジェクトの実現可能性の確認
- (g) 外部環境の機能または質に関わる問題の認識、最善の問題解決方法の発見、必要な設計・図面・計画の作成
- (h) 仕様や質が基準を満たしていることの確認を目的とした建築あるいは復旧作業の監視
- (i) 他の関連する専門家との技術的連携と相談の継続

ここに分類される職業の例

- ・景観設計家

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・建築士 — 2161
- ・都市計画プランナー — 2164

2163 工業製品・服飾デザイナー

工業製品・服飾デザイナーには、製造する製品のデザイン・開発を行い、大量生産用・バッチ生産用の製品あるいは単独注文に応じて生産される製品のデザイン及び仕様を作成するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 顧客や関係者との相談による設計要領書の目的と制約の確認
- (b) 衣服・テキスタイル・工業製品・市販用製品・消費者製品及び装身具のデザインコンセプトの策定
- (c) 美観への配慮と技術面・機能面・環境面及び製造上の要件との調和の実現
- (d) デザインコンセプトを伝えることを目的とした略図・設計図・図解・手順・サンプル及び模型の作成
- (e) 顧客・経営幹部・販売担当スタッフ及び製造担当スタッフとのデザインに関する課題解決に向けた交渉
- (f) 機能的かつ美観に優れた材料・製造方法及び仕上材の選択・特定・提案
- (g) 製造用に選択したデザインの詳述及び文書化
- (h) 試作品や見本の作成・注文
- (i) パターン・プログラム及び道具の作成の指揮、並びに製造工程の監督

ここに分類される職業の例

- ・消費者製品デザイナー
- ・ファッションデザイナー
- ・工業デザイナー
- ・ジュエリーデザイナー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・エンジン設計技師 — 2 1 4 4
- ・建築士 — 2 1 6 1
- ・景観設計家 — 2 1 6 2
- ・インテリアデザイナー — 3 4 3 2

2 1 6 4 都市・交通計画プランナー

都市・交通計画プランナーには、都市部や地方の土地利用管理及び交通システムに関わる計画や方針を策定・実施するものが分類される。この分類には、土地利用及び交通の流れに影響を及ぼす経済的・環境上及び社会的な要因について研究・助言を行うものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 都市部の配置計画及び開発の調整
- (b) 土地利用に影響を及ぼす経済的・法的・政治的・文化的・人口動態学的・社会学的・物理学的及び環境上の要因のデータ収集・分析
- (c) 政府当局・地域・並びに建築・都市計画・社会学・環境及び法令などの専門家との協議
- (d) 土地の利用・開発の立案及び提案、団体あるいは個人に対する説明や図解で示した計画・プログラム及び設計の提出
- (e) 都市計画や地方計画の問題や提案に関する政府・企業及び地域への助言
- (f) 環境影響報告書の検討と評価
- (g) 公園・学校・施設・空港・道路及び関連プロジェクトのための土地開発計画の策定、商業地・工業地及び住宅地用地としての土地開発計画の策定
- (h) 効率と安全を目的とした道路交通システム及び公共交通システムの経路指定及び管理の計画と助言

ここに分類される職業の例

- ・土地利用計画プランナー
- ・交通計画プランナー
- ・都市計画プランナー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 建築士 — 2 1 6 1
- ・ 景観設計家 — 2 1 6 2

2 1 6 5 地図製作者、測量士

地図製作者、測量士には、化学や数学の原理を用いて土地・海・地下及び天体の持つ自然のあるいは人為的な特徴や境界の正確な位置を決定するもの、並びにそれらをデジタル・画像及び絵で表した地図・グラフその他の視覚資料を作成あるいは修正するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 地表・鉱山・地下空間の表層・海・河川及び湖底の調査・測量及び描写
- (b) 様々な特徴の正確な位置の把握、調査データのデジタル記録化
- (c) 航行可能な水域や水路の決定、海洋構造物の建設計画に利用されるグラフや地図の作成
- (d) 航空写真による調査の計画と実施
- (e) 航空写真やその他の写真・衛星画像・調査書類やデータ・既存の地図や記録・及び報告や統計を用いて、地図やグラフの設計・編集及び修正
- (f) 調査システム・写真測量システム・地籍システム及び土地情報システムに関する研究開発
- (g) 地図製作の技術的・美的・経済的側面に関する調査・助言
- (h) 他の関連する専門家との技術的連携及び相談の継続

ここに分類される職業の例

- ・ 航空写真測量士

- ・地籍測量士
- ・地図製作者
- ・水路測量士
- ・土地測量士
- ・鉱山測量士
- ・写真測量士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・積算士 — 2 1 4 9
- ・家屋測量士 — 3 1 1 2
- ・海洋測量士 — 3 1 1 5

2 1 6 6 グラフィック・マルチメディアデザイナー

グラフィック・マルチメディアデザイナーには、印刷物・映像フィルム・電子・デジタルその他の形式の視聴覚媒体を用いて視聴覚通信・情報コンテンツを設計するものが分類される。この分類には、グラフィック・コンピュータゲーム・映画・ミュージックビデオ・活字媒体及び広告に使われる特殊効果・アニメーションあるいはその他の視覚映像を制作するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 顧客や関係者との相談による設計要領書の目的及び制約の確認
- (b) 通信に必要な機能の研究及び分析
- (c) 題材を伝えることを目的としたデザインコンセプトの策定
- (d) デザインコンセプトを伝えることを目的とした略図・設計図・図解及び配置図の作成

- (e) 設計要領書で求められている機能・美観・創造性を満たす複雑なグラフィックやアニメーションの設計
- (f) コンピュータアニメーションあるいはプログラムを用いて、動く物体を描写する、または工程を図解で示す2次元・3次元画像の制作
- (g) 顧客・経営幹部・販売担当スタッフ及び製造担当スタッフとのデザインに関する課題解決に向けた交渉
- (h) 出版・配信あるいは展示用に、機能的かつ美観に優れた材料や媒体の選択・特定及び提案
- (i) 制作用に選択された設計の詳述及び文書化
- (j) 選択媒体での制作の監督あるいは制作の遂行

ここに分類される職業の例

- ・アニメーター
- ・デジタルアーティスト
- ・グラフィックデザイナー
- ・イラストレーター
- ・マルチメディアデザイナー
- ・出版デザイナー
- ・ウェブデザイナー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・内装設計家 — 2 1 6 1
- ・インテリアデザイナー — 3 4 3 2
- ・マルチメディア開発者 — 2 5 1 3
- ・ビジュアル・アーティスト — 2 6 5 1
- ・ウェブ開発者 — 2 5 1 3

2 2 保健専門職

保健専門職には、概念・理論及びその運用方法の研究・改善あるいは開発を行い、医学・看護・歯学・獣医学・薬学及び健康増進などについての科学知識を応用するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な業務の遂行には、ISCO技能レベル4の技能が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。人や動物の障害や疾患及び治療方法の研究を通じた科学知識の獲得、予防及び治療処置に関する助言もしくはその活用あるいは健康増進、科学論文や報告書の作成等。他の従事者の監督が職務に含まれる場合もある。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 2 2 1 医師
- 2 2 2 看護・助産の専門職
- 2 2 3 伝統医療・代替医療専門職
- 2 2 4 医師と共働する医療専門職
- 2 2 5 獣医師
- 2 2 6 その他の保健分野の専門職

注記

保健医療に従事する労働人口の特定・説明あるいはその規模の判断にISCOを利用するに当たって注目すべきことは、保健医療分野の労働力の一部と考えられている多くの職業が「中分類22 保健専門職」以外に分類されていることである。そのような職業には、中毒カウンセラー、生体工学分野の技術者、臨床心理学者、及び医学物理学者が含まれるが、この限りではない。

2 2 1 医師

医師（内科医）には、現代医学の原理や手順を応用することにより、人の心身の不調・疾病・怪我その他の障害を研究・診断・治療及び予防するものが分類される。この分類には、他の保健医療従事者によるケア・治療計画の実施予定を立て、その監督・評価を行い、医療教育・研究活動に従事するものが含まれる。

職務には通常、次のものが含まれる。

患者の診察及び患者とその家族との面談による患者の健康状態の判断、診断検査の指示及び結果の分析、治療と予防処置の指示・実行、手術の執刀及びその他の臨床治療の実施、患者の経過と治療への反応の監視、疾病や障害の予防または治療に役立つ健康・栄養・生活習慣に関する助言、出産前・出産中及び出産後の合併症の特定・対処、専門的・長期あるいはその他の種類の保健医療サービスを必要とする患者への他施設紹介の予定立案・監督・実行、その他の保健分野の専門職との医療情報の交換による総合医療の確実な継続提供、政府当局への出生・死亡の届出及び届出疾病の報告、人の心身の異常・疾患・予防あるいは治療法の研究等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

2 2 1 1 一般医

2 2 1 2 専門医

2 2 1 1 一般医

一般医（ホームドクター及び主治医を含む。）には、現代医学の原理や手順を応用することにより、心身の不調・疾病・怪我その他の障害の診断・治療及び予防を行い、人の総合的な健康維持に従事するものが分類される。その医療行為は特定の分類の疾病あるいは治療法のみ限定されず、個人・家族及び地域に対する継続した総合医療を提供する責務を負う場合もある。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 患者の診察及び患者とその家族との面談による患者の健康状態の把握
- (b) 診断検査・レントゲン検査その他の診断手続の指示、結果の分析による異常あるいは疾患の実態の把握
- (c) 治療及び予防処置の指示・実行・カウンセリング及び監視など、患者に対する継続した医療の提供
- (d) 手術の執刀及びその他の臨床治療の実施
- (e) 疾病や異常の予防あるいは治療に役立つ健康・栄養・生活習慣に関する個人・家族及び地域への助言
- (f) 病院・リハビリセンターその他の種類の保健医療センターにおける専門看護を目的とした患者と家族への他施設の紹介
- (g) 産前・産中・産後の合併症の特定・対処及び他施設の紹介
- (h) 継続医療の必要性に応じた患者に関する医療情報や病歴の記録及び専門医や他の保健医療従事者との情報交換
- (i) 法律上及び職業上の義務である政府当局への出生・死亡の届出及び届出疾病の報告
- (j) 人の健康と医療サービスに関する研究、科学報告書などを通じた研究成果の発信
- (k) 一般的な疾病の発生及び拡大を予防するプログラムの企画及び参加

ここに分類される職業の例

- ・地域医—セラピスト
- ・家庭医
- ・一般医
- ・医師（一般診療）
- ・医務官（一般診療）
- ・一般診療専門の研修医
- ・内科医（一般診療）

- ・一次医療担当医師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・専門医（内科） — 2 2 1 2
- ・外科医 — 2 2 1 2
- ・精神科医 — 2 2 1 2
- ・臨床助手 — 2 2 4 0
- ・医師と共働する医療専門職 — 2 2 4 0

注記

この細分類に含まれる職業において優れた業務を行うためには、基礎医学教育の学士号と卒後臨床研修の修了、あるいは同等のものが求められる。大学で基礎医学教育を修了し、現在卒後臨床研修中の研修医もこの細分類に含まれる。一部の国では「一般診療」及び「家庭医療」が医学の専門分野と考えられている可能性もあるが、これらの職業は常にこの細分類に分類されるべきである。

2 2 1 2 専門医

専門医（医師）には、現代医学の原理や手順を応用することにより、特定の検査技術、並びに診断・医学・手術・物理学及び精神医学に関わる技術を用いて、人の心身の不調・疾病・怪我その他の障害を診断・治療及び予防するものが分類される。特定の分類の疾病・特定の種類の患者あるいは治療法を専門とし、選択した専門分野の医学教育や研究を行う場合もある。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 患者の診察及び患者とその家族との面談による患者の健康状態の把握
- (b) 紹介先の医師あるいは他の保健医療提供者から提供された医療情報の検討

- (c) 特定の診断検査の指示、異常あるいは疾患の実態の把握
- (d) 治療・投薬・麻酔・精神療法・身体のリハビリテーションプログラム・及びその他の予防・治療処置の指示・実行、それらに対する患者の反応の監視
- (e) 一般的な手術あるいは専門性の高い手術の執刀
- (f) 産前・産中・産後の合併症への対処
- (g) 患者に関する医療情報の記録、その他の保健分野の専門職との情報交換による総合的医療の確実な提供
- (h) 法律上及び職業上の義務である政府当局への出生・死亡の届出及び届出疾病の報告
- (i) 患者・家族及び地域に対する特定の疾病の予防対策・治療及びケアに関する情報提供
- (j) 検死による死因の特定
- (k) 人に見られる特定の異常・疾患及び予防法・治療法に関する研究、科学報告書などを通じた研究成果の発信
- (l) 特定の疾病の発生及び拡大を予防するプログラムの企画・参加

ここに分類される職業の例

- ・麻酔医
- ・心臓専門医
- ・救急医療専門医
- ・婦人科医
- ・産科医
- ・眼科医
- ・小児科医
- ・病理医
- ・予防医療専門医
- ・精神科医
- ・放射線医
- ・専門医研修中の研修医

- ・ 専門医（内科）
- ・ 外科医

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 生体工学研究者 — 2 1 3 1
- ・ 一般医 — 2 2 1 1
- ・ 熟練特化した常駐医官 — 2 2 1 1
- ・ 歯科医師 — 2 2 6 1
- ・ 口腔外科医 — 2 2 6 1
- ・ 口腔顎顔面外科医 — 2 2 6 1
- ・ 臨床心理学者 — 2 6 3 4

注記

この細分類に含まれる職業には、基礎医学教育の学士号と特定の医療分野（一般診療を除く）における卒後臨床研修の修了、あるいは同等のものが求められる。専門医として研修中の研修医（一般診療は除く）はこの細分類に含まれる。一部の国では「口腔病学」が医学の専門分野と考えられている可能性もあるが、口腔病専門医は「細分類 2 2 6 1 歯科医師」に分類されるべきである。

生命体を使う生体工学研究に参加しながら臨床に従事しない医学研究の専門職は「細分類 2 1 3 1 生物学者、植物学者、動物学者及び関連分野の専門職」に分類される。

2 2 2 看護・助産の専門職

看護・助産の専門職には、心身の疾患や障害を抱えるもの、あるいは心身の弱っているもの、その他、産前・産中・産後を含めて健康への潜在的なリスクにより看護を必要とするものに対し、手当や看護サービスを提供するものが分類される。この職業の責務は、他

の保健医療従事者の監督を含め、患者の看護計画の策定・管理及び評価、並びに単独での、あるいは医師その他とチームを組んでの予防及び治療処置の実践である。

職務には次のものが含まれる。

現代看護学及び助産学の慣例や基準に沿った患者の看護あるいは助産の検討・企画・提供・評価、その他の保健分野の専門職や医療チームのメンバーとの相談による患者の看護の調整、投薬を含めた看護計画・手当及び理学療法の開発・実施、患者の痛みや不快感の観察及び鎮痛剤など様々な理学療法による痛みや不快感の軽減、妊娠の進行や治療法に対する反応など患者の健康状態の観察、疾患の予防・治療・看護・妊娠・出産その他の話題を含めた広範な保健医療の問題に関する患者・家族及び地域への情報提供、他の保健医療従事者の仕事の監督と調整、看護や助産の研究と科学論文や報告書の作成等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

2 2 2 1 看護専門職

2 2 2 2 助産専門職

注記

看護及び助産専門職と準専門職の区別は、関連する細分類の定義で指定された作業に関連して遂行される仕事の性質に基づいてされるべきである。看護及び助産専門職のための研修体制は、国別で大きく異なるように国の中でも時間をかけて変化してきたことから、国が優位を占めている資格や個人が保有する資格は、この区別を行う主な要因ではない。

2 2 2 1 看護専門職

看護専門職には、高齢・怪我・疾患その他の心身の障害あるいは潜在的な健康リスクのため看護を必要とするものに手当・援助・看護サービスを提供するものが分類される。こ

の職業の責務は、他の保健医療従事者の監督を含め、患者の看護計画の策定・管理、並びに単独での、あるいは医師その他とチームを組んでの予防及び治療処置の実践である。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 現代看護学の慣例や基準に沿った患者の看護計画の策定・実施及び評価
- (b) その他の保健分野の専門職や保健医療チームのメンバーとの相談による患者の看護の調整
- (c) その他の保健分野の専門職との連携による患者の生物学的・社会的及び心理学的治療に関わる看護計画の策定・実施
- (d) 身の回りの世話及び投薬を含めた手当や理学療法の詳細な計画策定・実施、手当や看護に対する患者の反応の観察
- (e) 傷の洗浄、及び縫合剤の貼り付けや包帯の巻き付け
- (f) 患者の痛みや不快感の観察、鎮痛剤など様々な理学療法による痛みの緩和
- (g) 臨床の場や地域における保健教育プログラム・健康増進活動・看護教育活動の計画・参加
- (h) 患者や家族の質問への回答、体調不良の予防・治療及び看護に関する情報提供
- (i) 他の看護・健康管理・身の回りの世話の従事者の仕事の監督と調整
- (j) 看護業務や看護法の研究、科学論文や報告書による研究成果の発信

ここに分類される職業の例

- ・臨床看護コンサルタント
- ・地域看護師
- ・麻酔看護師
- ・看護師養成教員
- ・臨床看護師
- ・ナースプラクティショナー（上級看護師）
- ・手術室看護師
- ・正看護師
- ・保健師

- ・専門看護師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・正助産師 — 2 2 2 2
- ・医師と共働する医療専門職 — 2 2 4 0
- ・大学講師 — 2 3 1 0
- ・職業教育の教員 — 2 3 2 0
- ・准看護師 — 3 3 2 1
- ・准助産師 — 3 3 2 2
- ・看護助手（病院）— 5 3 2 1

注記

正看護師と准看護師は、この定義の中で特定されている職務に関連した実際の仕事内容を基本として区別すべきである。看護師養成制度は国ごとに大きく異なり、時代とともに各国内でも変わっているため、個人が有する資格あるいは当該国で主流となっている資格はこの区別をする上で大きな要因とはならない。

看護教育あるいは看護研究を臨床看護と合わせて行う看護師は「細分類 2 2 2 1 看護専門職」に分類される。生命体を用いて生体工学研究に参加しながら臨床看護に従事しない看護研究者については「細分類 2 1 3 1 生物学者、植物学者、動物学者及び関連分野の専門職」に分類される。

2 2 2 2 助産専門職

助産専門職には、妊娠・出産の前後あるいは最中における助産サービスの計画・管理・実務及び評価を行うものが分類される。この分類には、女性や新生児の健康リスクを軽減するため、単独で、あるいは他の保健医療提供者とチームを組んで出産の世話をするものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 妊娠・出産の前後あるいは最中における現代の助産の慣例・基準に沿ったケア及び援助サービスの計画・実務・評価
- (b) 健康・栄養・衛生・運動・出産と出産時の緊急事対応策・母乳育児・乳児ケア・家族計画と避妊・生活習慣・及びその他の妊娠・出産に関する話題に関する女性や家族へのアドバイス及び地域教育の提供
- (c) 妊娠・出産の進行状況の見極め、合併症への対処、産科学の専門技術を持つ医師への紹介を必要とする初期兆候の確認
- (d) 新生児の健康状態の観察、合併症への対処、新生児学の専門技術を持つ医師への紹介を必要とする初期兆候の確認
- (e) 陣痛・出産中に女性が感じる痛みや不快感の観察、鎮痛剤などの様々な理学療法による痛みの緩和
- (f) 法律上及び職業上の義務である政府当局への出生の届出
- (g) 助産業務や助産法の研究、科学論文や報告書による研究成果の発信
- (h) 臨床の場または地域における助産教育活動の計画・実施

ここに分類される職業の例

- ・正助産師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・正看護師 — 2 2 2 1
- ・准看護師 — 3 2 2 1
- ・准助産師 — 3 2 2 2
- ・看護助手（病院） — 5 3 2 1

注記

正助産師と准助産師は、この定義の中で特定されている職務に関連した実際の仕事内容を基本として区別するべきである。看護師・助産師養成制度は国ごとに大きく異なり、時

代とともに各国内でも変わっているため、個人が有する資格あるいは当該国で主流となっている資格はこの区別をする上で大きな要因とはならない。

助産教育あるいは助産研究を臨床助産と合わせて行う助産師は「細分類 2 2 2 2 助産専門職」に分類される。

2 2 3 伝統医療・代替医療専門職

伝統医療・代替医療専門職には、特定の文化から発祥した理論・信念及び経験の広範な研究を通じて得た知識・技術・慣習を応用することにより、患者の検査、心身の不調・疾病・怪我・その他の障害の予防・診断及び治療を行い、人の総合的な健康維持に従事するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

患者の診察及び患者とその家族との面談による患者の健康状態の判断、鍼療法・アーユルベーダ（インドの伝統医学）・ホメオパシー（同種療法）・漢方療法などを用いた心身の疾患及び精神疾患の治療計画の策定・実施、治療計画を通じた患者の経過の評価・記録、健康・栄養・生活習慣に関する個人・家族及び地域へのアドバイス、体の自然治癒能力を刺激する薬草・植物・ミネラル・動物由来の抽出物などの伝統薬の処方・調合、必要に応じた他の保健医療従事者との患者情報の交換による総合医療の確実な継続提供、伝統医療・代替医療及び治療法の研究、科学論文や報告書などによる研究成果の発信等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

2 2 3 0 伝統医療・代替医療専門職

2 2 3 0 伝統医療・代替医療専門職

伝統医療・代替医療専門職には、特定の文化から発祥した理論・信念及び経験を広く学んで得た知識・技術・慣習を応用することにより、患者の検査、心身の不調・疾病・怪我・その他の障害の予防・診断及び治療を行い、人の総合的な健康維持に従事するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 患者の診察及び患者とその家族との面談による患者の健康状態の判断
- (b) 鍼療法・アーユルベーダ療法・ホメオパシー（同種療法）・漢方療法などを用いた心身の疾患及び精神疾患の治療計画の策定・実施
- (c) 治療計画を通じた患者の経過の評価・記録
- (d) 健康・栄養・生活習慣に関する個人・家族及び地域へのアドバイス
- (e) 体の自然治癒能力を刺激する薬草・植物・ミネラル・動物由来の抽出物などの伝統薬の処方・調合
- (f) 必要に応じた他の保健医療従事者との患者情報の交換による総合医療の確実な継続提供
- (g) 伝統医療・補完医療及び治療法の研究、科学論文や報告書などによる研究成果の発信

ここに分類される職業の例

- ・鍼師
- ・アーユルベーダ療法医
- ・中国漢方医
- ・同種療法医
- ・自然療法医
- ・ユナニ療法医

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・鍼治療技術者 — 3230

- ・アーユルベータ技術者 — 3 2 3 0
- ・薬草商 — 3 2 3 0
- ・ホメオパシー技術者 — 3 2 3 0
- ・呪術医 — 3 2 3 0
- ・村落の治療師 — 3 2 3 0
- ・刮痧・拔缶療法師 — 3 2 3 0
- ・指圧師 — 3 2 5 5
- ・ハイドロセラピスト — 3 2 5 5
- ・カイロプラクター — 2 2 6 9
- ・整骨医 — 2 2 6 9
- ・信仰療法師 — 3 4 1 3

注記

伝統医療及び補完医療に関わる職業のうち、関連する技術並びに人体構造や現代医学の基礎を長期にわたり正式に研究して得た、伝統医療及び補完医療の利点と活用方法の広い知識が業務に求められる職業は「細分類 2 2 3 0 伝統医療・代替医療専門職」に分類される。上記ほどの広い知識は求められないが、比較的短期の正式もしくは非公式な教育や訓練を基礎とした知識、あるいは出身地域の伝統や慣習を通じて非公式に得た知識が業務に求められる職業は「細分類 3 2 3 0 伝統医療・代替医療准専門職」に分類される。漢方療法・精神療法あるいは徒手療法技術のうち単一の応用法にのみ従事するものは「細分類 2 2 3 0」から除かれる。

2 2 4 医師と共働する医療専門職

医師と共働する医療専門職には、医師に比べ範囲も難易度も限定された助言・診断・治療及び予防に関わる医療サービスを提供するものが分類される。この分類には、単独で、

あるいは医師による限られた監督下で業務を行い、特定地域に多い疾病・怪我その他の心身障害の治療及び予防において高度な臨床処置を行うものが含まれる。

職務には通常、次のものが含まれる。

患者の診察及び患者とその家族との面談による患者の健康状態の判断・患者の医療情報の記録、特に一般的な疾病や異常を対象とする治療・投薬などの予防処置または治療処置の指示・実践を含めた基本的あるいはより日常的な医療行為や外科手術の実施、レントゲン検査・心電図検査・検査室検査などの診断検査の実施あるいは指示、注射・予防接種・縫合・傷のケア・感染症対策などの治療手段の実施、複雑な手術工程における医師の補助、患者の経過と患者の治療に対する反応の観察及び医師への紹介を必要とする兆候や症状の確認、疾病や異常の予防・治療に役立つ食習慣・運動その他の習慣に関する患者・家族・地域への助言、複雑あるいは異常な症例の発見及びその症例の専門治療のための医師・病院その他への紹介、法律上及び職業上の義務である政府当局への出生・死亡の届出及び届出感染症の報告等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

2 2 4 0 医師と共働する医療専門職

2 2 4 0 医師と共働する医療専門職

医師と共働する医療専門職には、医師に比べ範囲も難易度も限定された助言・診断・治療及び予防に関わる医療サービスを提供するものが分類される。この分類には、単独で、あるいは医師による限られた監督下で業務を行い、特定地域に多い疾病・怪我その他の心身障害の治療及び予防に高度な臨床処置を行うものが含まれる。

職務には通常、次のものが含まれる。

- (a) 患者の診察及び患者とその家族との面談による患者の健康状態の判断、患者の医療情報の記録
- (b) 特に一般的な疾病や異常を対象とする治療・投薬その他の予防処置または治療処置の指示・実践を含めた基本的あるいはより日常的な医療処置や外科手術の実施
- (c) レントゲン検査・心電図検査・検査室検査などの診断検査の実施あるいは指示
- (d) 注射・予防接種・縫合・傷のケア・感染症対策などの治療処置の実施
- (e) 複雑な手術工程における医師の補助
- (f) 患者の経過と患者の治療に対する反応の観察及び医師への紹介を必要とする兆候や症状の発見
- (g) 疾病や異常の予防・治療に役立つ食習慣・運動その他の習慣に関する患者・家族への助言
- (h) 複雑あるいは異常な症例の発見、その症例の専門治療のための医師・病院その他への紹介
- (i) 法律上及び職業上の義務である政府当局への出生・死亡の届出及び届出感染症の報告等。

ここに分類される職業の例

- ・ 高度医療補助員
- ・ 臨床助手（医療補助）
- ・ 医師と共働する医療専門職
- ・ 一次医療補助員
- ・ 手術助手

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 一般医 — 2 2 1 1
- ・ 外科医 — 2 2 1 2
- ・ 医療助手 — 3 2 5 6
- ・ 救急救命士 — 3 2 5 8

注記

ここに分類される職業は通常、医療サービス理論及び実務の第3次教育（大学または職業専門教育）を修了していることが求められる。応急処置や救急車業務に限定したサービスに従事するものは「細分類3258 救急隊員」に分類される。

225 獣医師

獣医師には、動物の疾病・怪我及び異常を診断・予防・治療するものが分類される。この分類には、広範な種類の動物に医療を提供するもの、特定グループの動物の治療を専門とするもの、特定の領域を専門とするもの、並びに生物製剤や医薬品を製造する商社に専門的サービスを提供するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

診察・検査室検査あるいはレントゲンや超音波検査などの画像診断技術による異常の発見及びその状態の確認、動物の医学的治療及び手術並びに薬・鎮痛剤・全身麻酔剤もしくは局部麻酔剤の処方・投与、手術の執刀・傷の手当て及び骨折の手当て、動物への助産サービス、動物疾病の発生・拡大予防プログラムへの参加、動物に対する感染症の予防接種及び感染症対策のための検査並びに動物感染症発生時の当局への報告、検死による死因特定、動物の健康・栄養・給餌・衛生・繁殖及び世話に関する顧客へのアドバイス等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

2250 獣医師

2250 獣医師

獣医師には、動物の疾病・怪我及び異常を診断・予防・治療するものが分類される。この分類には、広範な種類の動物に医療を提供するもの、特定グループの動物の治療を専門とするもの、特定の領域を専門とするもの、並びに生物製剤や医薬品を製造する商社に専門的サービスを提供するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 診察・検査室検査あるいはレントゲンや超音波検査などの画像診断技術による異常の発見及びその状態の確認
- (b) 動物の医学的治療及び手術、薬・鎮痛剤・全身麻酔剤もしくは局所麻酔剤の処方・投与
- (c) 手術の執刀、傷の手当て及び骨折の手当て
- (d) 動物への助産サービス、歯科治療
- (e) 動物疾病の発生・拡大予防プログラムへの参加
- (f) 動物に対する感染症の予防接種、感染症対策のための検査、動物感染症発生時の当局への報告
- (g) 検死による死因特定
- (h) 動物の健康・栄養・給餌・衛生・繁殖及び世話に関する顧客へのアドバイス
- (i) 動物の安楽死サービスの提供

ここに分類される職業の例

- ・ 獣医病理学者
- ・ 獣医師
- ・ 獣医疫学者
- ・ 獣医学研修医
- ・ 獣外科医

2 2 6 その他の保健分野の専門職

その他の保健分野の専門職には、歯学・薬学・環境衛生・労働安全衛生・理学療法・栄養・聴覚・発話・視覚及びリハビリテーション療法に関する保健医療サービスを提供するものが分類される。この小分類には、医師・伝統医療及び代替医療専門職・看護師・助産師及び医師と共働する医療専門職を除く、人の保健医療の専門職全てが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

患者または顧客の診察による障害・疾患その他の問題の状態の確認、治療計画の策定・実施及び患者の経過の評価・記録、歯・口・顎及びその関連組織の疾病・怪我・奇形の診断・治療、医薬品の保管・保存・医薬品検査の計画策定・医薬品の調合及び正しい服用方法や副作用に関するカウンセリング、潜在的に人の健康に影響を及ぼす可能性を持つ環境要因を認識した上で監視や管理を行うプログラムを評価・計画・実施することによる人の運動機能の改善もしくは回復・運動能力の最大限の引き出し・疼痛症候群の緩和・あるいは食べ物や栄養が人の健康に与える効果の向上、人の聴覚・コミュニケーション能力・嚥下能力に影響を及ぼす身体障害の診断・管理及び治療あるいは目や視覚の障害の診断・管理及び治療、継続治療やケアに関する顧客へのアドバイス及びリハビリテーションサービスの提供あるいは手配、必要に応じた他の保健専門職もしくは准専門職への患者の紹介あるいは他の保健専門職もしくは准専門職との協議等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 2 2 6 1 歯科医師
- 2 2 6 2 薬剤師
- 2 2 6 3 環境衛生・労働安全衛生の専門職
- 2 2 6 4 理学療法士
- 2 2 6 5 食事療法士、栄養士
- 2 2 6 6 聴覚学者、言語療法士
- 2 2 6 7 検眼士、検眼眼鏡士
- 2 2 6 9 他に分類されない保健専門職

2261 歯科医師

歯科医師には、現代歯学の原理と手順を応用し、歯・口・顎及び関連組織の疾病・損傷・異常を診断・治療・予防するものが分類される。この分類には、口腔の健康増進・修復のために専門的診断技術・外科治療その他の広範な技術を用いるものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 放射線写真・唾液検査・病歴などの広範な手法による歯及び口・顎の関連組織の疾病・損傷・異常・奇形の診断
- (b) 歯周治療・フッ素塗布・口腔の健康増進など、予防目的の口腔ケアの提供
- (c) 治療中の患者の痛み抑制を目的とした麻酔投与
- (d) 治療後の痛み緩和を目的とした薬の処方
- (e) インプラント・複雑な人工歯冠と架工義歯による修復・歯列矯正など、口腔修復治療の提供
- (f) 抜歯・組織の生検などの外科治療の提供、歯列矯正の実施
- (g) 患者の顎・歯の印象採得による歯科補綴装置の形状と大きさの決定
- (h) 保隙装置・矯正治具・義歯などの歯科補綴装置の設計・製作・設置、あるいは歯科技工士用の技工指示書の作成
- (i) 脱着式あるいは固定式の歯科補綴装置による口腔機能の修復
- (j) 口腔内症状を示す糖尿病などの全身性疾患の診断の援助
- (k) 口腔の健康維持を目的とした歯科衛生・栄養その他の対策に関する患者と家族の教育
- (l) 歯科衛生士・歯科助手その他のスタッフの監督

ここに分類される職業の例

- ・ 歯科開業医
- ・ 口腔外科医

- ・ 歯科医師
- ・ 歯内治療医
- ・ 口腔顎顔面外科医
- ・ 口腔病理医
- ・ 歯科矯正医
- ・ 小児歯科医
- ・ 歯周治療専門医
- ・ 補綴専門医
- ・ 口腔病専門医

注記

この細分類に含まれる職業は通常、歯学の理論と実際及び関連分野の大学教育を修了していることが求められる。一部の国では「口腔病学」及び「歯科口腔顎顔面外科学」が医学の専門分野と考えられている場合もあるが、これらの分野の職業は常にこの細分類に分類されるべきである。

2 2 6 2 薬剤師

薬剤師には、医師その他の保健分野の専門職が出す処方箋に従って、医薬品の保管・保存・調合・調剤を行い、薬物や医薬品の正しい服用法と副作用についてカウンセリングを提供するものが分類される。この分類には、人の健康増進のため薬物療法の研究・検査に関わる準備・処方・監視に寄与するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 医師その他の保健分野の専門職からの処方箋の受取、患者の薬歴の確認、調剤に当たっての正しい薬の服用量と服用法及び薬の適合性の確認

- (b) 処方箋に沿った水薬・軟膏・粉薬・錠剤その他の薬の調合及び表示ラベル作成の準備あるいは監督
- (c) 薬物の相互作用・不適合性・禁忌事項・副作用・服用量及び正しい保管法に関する処方者及び顧客への情報・助言の提供
- (d) その他の保健分野の専門職との協力による個々の患者に対する薬物療法の計画、並びにその薬物療法の質と効果及び特定の薬物・治療法の効果の観察・検討・評価
- (e) 法律上及び職業上の義務である処方箋ファイルの保管及び麻酔剤・毒物・習慣性薬物支給の記録
- (f) ワクチン・血清その他、劣化する薬物の保管・保存
- (g) 一般的疾患用の非処方薬・診断補助薬・治療薬に関する顧客への助言、非処方薬・診断補助薬・治療薬の支給
- (h) 調剤技師・薬剤師見習い・薬局販売補助員の仕事の監督・調整
- (i) 薬・化粧品及び関連する化学製品の開発・改良に向けた研究
- (j) 製薬技術及び材料に関する化学者及び工学分野その他の専門職との協議
- (k) 薬物の検査と分析による特定の基準に照らした薬物の同定及び薬物の純度と強度の確認
- (l) 薬物製品の表示ラベル・包装・広告の評価
- (m) 特定の薬物の情報とリスクの説明

ここに分類される職業の例

- ・薬局薬剤師
- ・病院薬剤師
- ・企業薬剤師
- ・小売薬剤師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・薬理学者 — 2 1 3 1
- ・薬剤技師 — 3 2 1 3

2 2 6 3 環境衛生・労働安全衛生の専門職

環境衛生・労働安全衛生の専門職には、潜在的に人の健康に影響を及ぼす可能性のある環境要因の認識・監視・管理、安全で衛生的な労働環境の確保、並びに化学的因子・物理的因子・放射性物質・生物学的因子及び人間工学的な要因による疾病あるいは怪我の予防を目的としたプログラムを評価・計画・実施するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 潜在的な環境上・職業上の衛生・安全リスクを最小限に抑えるプログラム・方針の開発・実施・見直し
- (b) 商業廃棄物・産業廃棄物・医療廃棄物及び家庭ごみの安全かつ経済的で適正な廃棄を目的とした計画・戦略の策定・実施
- (c) 伝染病・食品安全・廃水处理廃棄システム・娯楽用水と家庭用水の質・汚染物質・危害物質に関わる予防プログラム及び戦略の実施
- (d) 環境・職場における危害の特定・報告・記録及びリスクの評価・管理、関連する法律・規定の遵守に関する助言
- (e) 化学的・物理的・生物学的危害による職場汚染・環境汚染を最小限に抑えるプログラムの開発・実施・監視
- (f) 労働者・学生・一般市民・環境の放射性物資その他の危害への暴露を予防・排除・抑制・軽減する方法に関する助言
- (g) 家具・設備・作業活動を従業員のニーズに合わせるなど、職場内における人間工学原理の推進
- (h) あらゆるレベルの人々に対する労働衛生・環境衛生に関する教育・情報・研修の提供
- (i) 怪我及び設備損傷の記録・調査、安全実績の報告
- (j) 負傷した従業員の補償・リハビリテーション・職場復帰の手配

ここに分類される職業の例

- ・環境衛生官
- ・労働安全衛生顧問
- ・労働衛生専門家
- ・放射線防護専門家

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・環境保護の専門職 — 2 1 3 3
- ・専門医（公衆衛生） — 2 2 1 2
- ・専門看護師（公衆衛生） — 2 2 2 1
- ・作業療法士 — 2 2 6 9
- ・衛生指導員 — 3 2 5 7
- ・労働安全衛生検査官 — 3 2 5 7
- ・衛生管理者 — 3 2 5 7
- ・衛生検査官 — 3 2 5 7

注記

人間活動の環境への影響の監視あるいは管理を目的としたプログラムを評価・計画・実施する専門職は「細分類 2 1 3 3 環境保護の専門職」に分類される。

2 2 6 4 理学療法士

理学療法士には、人の運動機能の改善・回復、最大限の運動能力の引き出し、疼痛症候群の緩和、並びに怪我・疾病その他の障害に関連する身体的問題の治療・予防を目的としたリハビリテーションプログラムを評価・計画・実施するものが分類される。この分類には、運動・超音波・温熱・レーザーその他の技術など、広範な理学療法と物理的技術を活用するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 筋肉・神経・関節及び機能的能力の検査による患者の身体的問題の特定・評価
- (b) 患者との治療目標の設定及び治療計画の策定による、体の痛みの緩和、筋肉強化、心胸郭機能・心臓血管機能・呼吸機能の改善、関節の可動性の改善、及び平衡性と協調性の改善
- (c) 患者の治療において運動・温熱療法・寒冷療法・マッサージ・触診・水治療法・電気療法・紫外線・赤外線及び超音波の効能を用いるプログラム及び治療の計画・実施・監視
- (d) 臨床の場以外での継続治療における患者とその家族の指導
- (e) 医療記録システムにおける患者の健康状態と治療への反応に関する情報の記録、総合的ケアを確実に継続提供する必要に応じたその他の保健分野の専門職との情報共有
- (f) 一般的な身体的疾患・障害の検査予防プログラムの策定・実施
- (g) 理学療法助手、その他の職種の仕事の監督

ここに分類される職業の例

- ・高齢者専門理学療法士
- ・小児理学療法士
- ・整形理学療法士
- ・理学療法士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・足専門医 — 2 2 6 9
- ・作業療法士 — 2 2 6 9
- ・指圧師 — 3 2 5 5
- ・水治療法士 — 3 2 5 5
- ・マッサージ療法士 — 3 2 5 5
- ・理学療法技師 — 3 2 5 5
- ・カイロプラクター — 3 2 5 9

2265 食事療法士、栄養士

食事療法士、栄養士には、食物と栄養が人の健康にもたらす効果の向上を目的としたプログラムを評価・計画・実施するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 個人・家族・地域の栄養指導、食物が持つ健康上の効用を最大限引き出しかつ健康への潜在的リスクを減らす食事療法の計画と調理
- (b) 食事サービスが提供される場での栄養管理を目的とした食事と献立の計画、食事の用意・給仕、食物摂取と品質の監視
- (c) 給仕される食物あるいは消費する食物の栄養価に基づく個人・グループ・地域の健康と栄養状態に関するデータのまとめと評価
- (d) 個人・地域の栄養状態改善を目的とした栄養状態の評価・介入プログラム・教育及び研修の計画・実施
- (e) その他の保健分野の専門職・保健医療提供者との協議による患者の食事と栄養面のニーズ管理
- (f) 栄養所要量を満たす食物・栄養製品の開発と評価
- (g) 栄養に関する研究、学会その他の場における研究成果の発表

ここに分類される職業の例

- ・臨床食事療法士
- ・飲食サービス業の食事療法士
- ・栄養士
- ・公衆衛生栄養士
- ・スポーツ栄養士

2266 聴覚学者、言語療法士

聴覚学者、言語療法士には、人の聴覚・発話・コミュニケーション・嚥下に影響を及ぼす身体的障害の評価・管理・治療を行うものが分類される。この分類には、難聴・発話障害及び関連する感覚障害・神経障害用の矯正装置あるいはリハビリテーション療法を処方し、聴覚安全とコミュニケーション能力に関するカウンセリングを提供するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 患者の聴覚・発話・言語能力の評価による聴覚障害・コミュニケーション障害の実態の確認
- (b) 専門の診断器具・設備を用いた聴覚・発話・言語能力の検査、他の医学的・社会的・行動学的診断データと合わせた検査結果の解析による適正な治療方針の決定
- (c) 聴覚とコミュニケーションに関するカウンセリング・スクリーニング検査・言語治療その他のプログラムの計画・指揮・参加
- (d) 患者のニーズに合わせた補聴器その他の補助装置の処方及び使用方法の指導
- (e) 吃音・摂食障害など、患者の発話・嚥下に影響する身体的障害を管理する治療プログラムの計画・実施
- (f) 聴覚障害者・言語障害者あるいは両方の障害を持つ個人・その家族・教員・雇用主のカウンセリング・指導
- (g) 必要に応じた患者・家族への追加医療サービス・教育サービスの紹介

ここに分類される職業の例

- ・聴覚学者
- ・言語療法士
- ・言語聴覚士

2267 検眼士、検眼鏡士

検眼士及び検眼鏡士には、目及び視覚系の障害の診断・管理・治療を行うものが分類される。この分類には、目の治療のカウンセリングを行い、視覚障害用の視覚補助具その他の治療を処方するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 患者の目の検査・診断検査による目の健康状態の判断及び視覚疾患・異常の実態と程度の確認
- (b) 視力・屈折異常・視覚伝道路の機能・視野・目の動き・視覚の自由度及び眼圧の測定に用いる専門器具・設備を使った視覚機能の検査
- (c) 目の疾患の発見・診断、目の疾患の治療薬処方を含めた目の疾患の管理
- (d) 追加治療が必要な場合、眼科医その他の保健分野の専門職との相談及び患者の紹介
- (e) 目の動きの障害・両目機能の欠陥の発見・診断、目の動きと焦点を調整する目の運動に関する患者のカウンセリングを含めた治療プログラムの計画・管理
- (f) 眼鏡・コンタクトレンズその他の視覚補助具の処方、性能・安全性・快適性・生活習慣の観点から見た視覚補助具の検査
- (g) コンタクトレンズのケア・高齢者の視覚ケア・光学・視覚人間工学・及び職業上・産業上の目の安全など、視覚の健康の問題に関するアドバイス

ここに分類される職業の例

- ・検眼鏡士
- ・検眼士
- ・視能訓練士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・眼科医 — 2212

2 2 6 9 他に分類されない保健専門職

他に分類されない保健専門職には、「中分類 2 2 保健専門職」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない保健分野の専門職が分類される。この細分類には、例えば、足専門医・作業療法士その他の保健分野の専門職が含まれる。

これらの場合、職務には次のようなものが含まれる。

- (a) 患者の診察及び診断検査による患者の健康状態・心身の障害・疾患その他の健康問題の実態の確認
- (b) 怪我・疾患その他の心身の障害の治療計画の策定・実施
- (c) 治療計画を通じた患者の経過の評価・記録、専門的治療・リハビリテーションその他の医療サービスのため必要に応じた医師その他の保健医療提供者への患者・家族の紹介
- (d) 疾患・障害その他の機能障害による顧客の機能的制約の判断、治療の提供
- (e) 日常活動・日常業務をこなせるようにすることを目的とした個別あるいはグループ単位での家庭・余暇・職場及び学校における環境への適応の提案
- (f) 芸術・工作・ダンス・運動・音楽その他の娯楽活動を利用するものも含めた個別あるいはグループ単位の治療プログラムの計画・実施による、身体的・認知的・情緒的・及び社会的機能の改善・維持
- (g) 異常・疾病その他の身体的障害のために足・足首・及び脚の関連構造に悪影響が及んでいる状態の発見及びその治療の処方、足の疾患管理を目的とした矯正用履物の処方及び足のケアに関する助言
- (h) 足・足首などの簡単な外科手術の執刀

ここに分類される職業の例

- ・芸術療法士

- ・ダンス及び運動療法士
- ・作業療法士
- ・足専門医
- ・レクリエーション療法士

2 3 教育専門職

教育専門職には、様々な教育レベルにおいて単一あるいは複数の分野の理論と実際を教え、特定の分野に関わる概念・理論及びその運用方法の研究・改善・開発を行い、学術論文・学術書を執筆するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、I S C O技能レベル4の技能が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

教育あるいは職業教育を目的とした特定の教育レベルにおける個人授業を含めた授業・コース・あるいは個別指導の提供、成人向け読み書きプログラムの実施、学習障害または特殊なニーズを持つ人々の指導・教育、カリキュラムの策定・変更、指導法・補助教材の検査並びに指導法・補助教材に関する助言、学校・大学における教育体制に関わる意思決定及び関連する活動への参加、産業その他の分野で活用される概念・理論及びその運用方法の改良・開発を目的とした特定分野の研究、学術論文・学術書の執筆等。職務には、他の従事者の監督が含まれる場合もある。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 2 3 1 総合大学・高等教育機関の教員
- 2 3 2 職業教育の教員
- 2 3 3 中等教育の教員
- 2 3 4 小学校・幼児教育の教員
- 2 3 5 その他の教育専門職

2 3 1 総合大学・高等教育機関の教員

総合大学・高等教育機関の教員には、大学あるいは他の高等教育機関において、所定のコースの単一あるいは複数の科目に関する講義の準備・提供あるいは個別指導の提供を行うものが分類される。この分類には、研究を行い、学術論文・学術書を執筆するものが含まれる。

職務には通常、次のものが含まれる。

規則に沿ったカリキュラムの策定・変更及びコース内容の準備、講義の準備・提供及び個別指導・セミナー・実験の実施、学生間の議論と自立的思考の促進、必要に応じた学生が行う実験・実習の監督、試験検査の評価・採点、大学院生その他の学部メンバーによる研究の指揮、概念・理論及びその運用方法についての産業その他の分野における活用方法の研究・開発、学術書・学術論文その他の執筆、学部会議・教授会・会議・セミナーへの参加等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

2 3 1 0 総合大学及び高等教育機関の教員

2 3 1 0 総合大学・高等教育機関の教員

総合大学・高等教育機関の教員には、大学あるいは他の高等教育機関において、所定のコースの単一あるいは複数の科目に関する講義の準備・提供あるいは個別指導の提供を行うものが分類される。この分類には、研究を行い、学術論文・学術書を執筆するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 規則に沿ったカリキュラムの策定・変更、コース内容の準備
- (b) 講義の準備・提供、個別指導・セミナー・実験の実施
- (c) 学生間の議論と自立的思考の促進
- (d) 必要に応じた学生が行う実験・実習の監督
- (e) 試験検査の実施・評価・採点
- (f) 大学院生その他の学部メンバーによる研究の指揮
- (g) 概念・理論及びその運用方法についての産業その他の分野における活用方法の研究・開発
- (h) 学術書・学術論文その他の執筆
- (i) 学部会議・教授会・会議・セミナーへの参加

ここに分類される職業の例

- ・ 高等教育機関の講師
- ・ 教授
- ・ 総合大学講師
- ・ 総合大学準講師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 総合大学総長 — 1 1 2 0
- ・ 学部長 — 1 3 4 5
- ・ 高等教育機関の学科長 — 1 3 4 5
- ・ 職業教育の教員 — 2 3 2 0

2 3 2 職業教育の教員

職業教育の教員には、成人向け継続教育機関において、あるいは中等学校・単科大学の高学年に対して技能科目あるいは職業科目の教授・指導を行うものが分類される。この分類には、大学その他の高等教育を通常必要としない特定の職業あるいは特定の職業分野における就労に備え、学生に準備をさせるものが含まれる。

職務には通常、次のものが含まれる。

カリキュラムの策定及びコース内容・指導法の計画、学生あるいは職業従事者の訓練ニーズの把握及び個人・産業界・その他の教育セクターとの連携によるニーズに対応した教育・訓練プログラムの確実な提供、講義の提供と議論による学生の知識と競争力の向上、道具・設備・教材の使用に際する及び怪我・損傷予防のための学生の指導・監視、学生の作業の観察と評価による進歩の確認・フィードバックの提供・改善に向けた提案、口頭試験・筆記試験・実技試験による進歩状況の判定・訓練成果の評価及び競争力の判定、学生の成績・出席簿・訓練活動の詳細などに関する報告作成と記録の保存、個別あるいはグループ単位のプロジェクト・実地訓練・実験作業その他の訓練の監督、個々に合わせた教授・指導あるいは改善に向けた指示の提供、実地訓練を通じた指定科目の原則・技術・手順または方法の指導・実演等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

2 3 2 0 職業教育の教員

2 3 2 0 職業教育の教員

職業教育の教員には、成人向け継続教育機関において、あるいは中等学校・単科大学の高学年に対して技能科目あるいは職業科目の教授・指導を行うものが分類される。この分類には、大学その他の高等教育を通常必要としない特定の職業あるいは特定の職業分野での就労に備え、学生に準備をさせるものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) カリキュラムの策定及びコース内容・指導法の計画
- (b) 学生あるいは職業従事者の訓練ニーズの把握、個人・産業界・その他の教育セクターとの連携によるニーズに対応した教育・訓練プログラムの確実な提供
- (c) 講義の提供と議論による学生の知識と競争力の向上
- (d) 道具・設備・教材の使用に際する及び怪我・損傷予防のための学生の指導・監視
- (e) 学生の作業の観察と評価による進歩の確認、フィードバックの提供、改善に向けた提案
- (f) 口頭試験・筆記試験・実技試験による進歩状況の判定、訓練成果の評価及び競争力の判定
- (g) 学生の成績・出席簿・訓練活動の詳細などに関する報告作成と記録の保存
- (h) 個別あるいはグループ単位のプロジェクト・実地訓練・実験作業その他の訓練の監督
- (i) 個々に合わせた教授・指導あるいは改善に向けた指示の提供
- (j) 実地訓練を通じた指定科目の原則・技術・手順または方法の指導・実演

ここに分類される職業の例

- ・自動車技術の指導員
- ・美容指導員
- ・職業教育の教員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・校長 — 1 3 4 5
- ・中等教育の教員 — 2 3 3 0

注記

特定の職業グループにおける就業のため、学生が準備をするように意図されている職業訓練科目を教えるものは、一般的に、中等学校、職業的もしくは専門的な学校、大学で働

いている場合でも、「細分類 2 3 2 0 職業教育の教員」に分類されるべきである。中等教育レベルにおいて、特定の職業分野における雇用のため、学生が準備をする目的としない数学などの科目を教えるものは、職業的、専門的な大学で雇用されている場合でも、「細分類 2 3 3 0 中等教育の教員」に分類されるべきである。

2 3 3 中等教育の教員

中等教育の教員には、中等教育レベルにおいて、生徒に特定の職業分野における就労の準備をさせることを意図した科目を除き、単一あるいは複数の科目を指導するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

学習指導要領に沿ったカリキュラムの策定・変更及び学習内容の準備、生徒間の秩序維持を目的とした行動・手続きに関する校則の確立・実施、単一あるいは複数の科目における授業・議論・実演の準備・提供、全ての授業・単元・プロジェクトの明確な目標設定及び生徒への目標の伝達、授業活動のための教材作成・教室の準備、生徒の様々なニーズと関心に応える指導法・教材の採用、生徒の成績・行動の観察・評価、試験・検査・課題の準備・実施・採点による生徒の進歩状況の評価、生徒の学業に関する報告書の作成及び他の教員・親との会合、学校の教育方針あるいは組織としての方針に関わる会議への参加、小旅行・スポーツ行事・コンサートなどの学校活動の計画・準備・参加等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

2 3 3 0 中等教育の教員

2 3 3 0 中等教育の教員

中等教育の教員には、中等教育レベルにおいて、生徒に特定の職業分野における就労の準備をさせることを意図した科目を除き、単一あるいは複数の科目を指導するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 学習指導要領に沿ったカリキュラムの策定・変更及び学習内容の準備
- (b) 生徒間の秩序維持を目的とした行動・手続きに関する校則の設定・実施
- (c) 単一あるいは複数の科目における授業・議論・実演の準備・提供
- (d) 全ての授業・単元・プロジェクトの明確な目標設定及び生徒への目標の伝達
- (e) 授業活動のための教材作成・教室の準備
- (f) 生徒の様々なニーズと関心に応える指導法・教材の採用
- (g) 生徒の成績・行動の観察・評価
- (h) 試験・検査・課題の準備・実施・採点による生徒の進歩状況の評価
- (i) 生徒の学業に関する報告の作成及び他の教員・親との会合
- (j) 学校の教育方針あるいは組織としての方針に関わる会議への参加
- (k) 小旅行・スポーツ行事・コンサートなどの学校活動の計画・準備・参加

ここに分類される職業の例

- ・中等教育の教員
- ・高等学校の教員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・教頭 — 1 3 4 5
- ・校長 — 1 3 4 5
- ・職業教育の教員 — 2 3 2 0
- ・視学官 — 2 3 5 2
- ・読み書き家庭教師（個人授業） — 2 3 5 9
- ・数学の個人教師（個人授業） — 2 3 5 9

注記

特定の職業グループにおける就業のため、学生が準備をするように意図されている職業訓練科目を教えるものは、一般的に、中等学校、職業的もしくは専門的な学校、大学で働いている場合でも、「細分類2320 職業教育の教員」に分類されるべきである。中等教育レベルにおいて、特定の職業分野における雇用のため、学生が準備をする目的としない数学などの科目を教えるものは、職業的、専門的な大学で雇用されている場合でも、「細分類2330 中等教育の教員」に分類されるべきである。

234 小学校・幼児教育の教員

小学校・幼児教育の教員には、小学校レベルにおいて広範な科目を指導するもの、並びに学齢前の子どもの教育活動を計画するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

小学校レベルにおける広範な科目の学習プログラムの作成及び指導、子どもの言語発達及び身体的・社会的技能の発達を促す活動の計画・準備、報告の作成等。職務には、他の従事者の監督が含まれる場合もある。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

2341 小学校教員

2342 幼児教育の教員

2341 小学校教員

小学校教員には、小学校レベルにおいて広範な科目を指導するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 学習指導要領に沿った毎日及び長期の学習指導案の作成
- (b) 様々な指導法及び教材（例：コンピュータ・本・ゲーム）を用いた個別あるいはグループ単位による様々な児童のニーズに対応した指導
- (c) 教室における秩序及び良い学習習慣の維持
- (d) スポーツ活動・コンサート・遠足など、児童との活動の計画・実施
- (e) 授業課題・宿題の割当・採点
- (f) 試験・課題の作成・実施・採点による児童の進歩状況の評価
- (g) 児童の成績・行動の観察・評価
- (h) 開校中における、授業中及び休み時間中に校庭にいる時間も含めた授業外の児童の監督
- (i) 職員会議その他の会議への参加、教育課題に関する他の教員との会合
- (j) 児童の進歩状況・問題に関する話し合いを目的とした保護者会議の準備・参加

ここに分類される職業の例

- ・小学校教員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・教頭 — 1 3 4 5
- ・校長 — 1 3 4 5
- ・視学官 — 2 3 5 1

2 3 4 2 幼児教育の教員

幼児教育の教員には、教育活動や遊びを通じて学齢前の子どもの社会的・身体的・知的発達を促すものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 子どもの運動機能・協調性・社会的技能・自信・理解力の発達を促す個別活動
あるいはグループ活動の計画・準備
- (b) 読み聞かせ・ロールプレイ・歌・リズム・砕けた会話・及び議論を通じた言語
発達の促進
- (c) 芸術・劇・音楽・体力を使う創造的表現の機会となる活動での子どもの指導
- (d) 親との子どもの観察による進歩状況の評価、発達・情緒・健康に関わる問題の
兆候の発見
- (e) 子どもの栄養上・福祉上・安全上のニーズの観察・評価、子どもの進歩を阻害
する可能性のある要因の発見
- (f) 子どもの活動の観察による安全の確保と争いごとの解決
- (g) 正しい食事・着替え・トイレ習慣を身につけるための子どもの指導・援助
- (h) 子どもの進歩あるいは問題に関する親や他の職員との話し合い、適切な対応方
法及び紹介できる他のサービスの見極め
- (i) 幼児に対応する他のサービス提供者との協力関係の確立・維持

ここに分類される職業の例

- ・ 幼児教育の教員
- ・ 幼稚園の教員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 保育所所長 — 1 3 4 1
- ・ 保育所の従業者 — 5 3 1 1

2 3 5 その他の教育専門職

その他の教育専門職には、指導法に関する研究・助言を行い、学習障害その他の特殊なニーズを持つ人々の指導を行うもの、移民または類似の目的で生徒の母国語ではない言語を教えるもの、個人教授を提供するもの、主流の初等・中等・高等教育制度以外で芸術・情報技術及びその他の科目を指導し、「中分類 2 3 教育専門職」に分類されない他の教育サービスを提供するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

指導法・コース・補助教材に関する研究・開発・助言、身体障害を抱える子ども・若者・成人あるいは学習障害その他の特殊なニーズを持つ人々の指導、移民を目的とした生徒の母国語以外の言語の指導、生徒に対する音楽・演劇・ダンス・視覚芸術及びその他の芸術の理論・実際・及び実技の指導、情報技術ユーザーに対する研修プログラムや研修コースの開発・日程の策定・実施等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 2 3 5 1 教育方法の専門職
- 2 3 5 2 特殊教育の教員
- 2 3 5 3 正規教育外の外国語教師
- 2 3 5 4 正規教育外の音楽教師
- 2 3 5 5 正規教育外の美術教師
- 2 3 5 6 情報技術指導員
- 2 3 5 9 他に分類されない教育専門職

2 3 5 1 教育方法の専門職

教育方法の専門職には、指導法・コース・補助教材の研究・開発・助言を行うものが分類される。この分類には、教員の業務・教育機関の役割・成果を検討・審査し、変更・改善を提案するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) カリキュラム・指導法その他の教育手法で現在起こっている展開の研究、必要な変更・改善の可能性に関する助言
- (b) コースの内容・試験方法の評価・助言
- (c) 視聴覚教材その他の補助教材の研究、教育施設への補助教材に関する助言、補助教材の導入の計画・準備
- (d) 開発された科目やコースの記録、新規コースの評価
- (e) 教員に対する継続的な専門能力開発・研修・相談サービスの提供
- (f) 新規プログラムや新たな指導法に関する教員教育のためのワークショップ・会議の準備・実施
- (g) 新たな教育コースや教育プログラムの構成・内容・目標の設定
- (h) 定期的な学校訪問、カリキュラム・指導法・設備その他の問題に関わる懸案についての運営管理担当職員や教職員との協議
- (i) 教室訪問による指導技術の観察・教員の仕事の評価並びに学術的成果の獲得
- (j) カリキュラム・指導法・その他の問題に関わる変更や改善の可能性についての報告書の作成及び教育当局への提案

ここに分類される職業の例

- ・カリキュラム調整者
- ・カリキュラム開発者
- ・教育方法の専門職
- ・視学官
- ・補助教材専門家

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・教育心理学者　－　２ ６ ３ ４
- ・学校カウンセラー　－　２ ３ ５ ９
- ・生徒担当相談員　－　２ ３ ５ ９

２ ３ ５ ２ 特殊教育の教員

特殊教育の教員には、心身障害を持つ子ども・若者もしくは成人、あるいは学習障害その他の特殊なニーズを持つ人々を指導するものが分類される。この分類には、生徒の社会的・情緒的・知的・身体的発達の促進に従事するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 知的・身体的・社会的あるいは情緒的な障害、並外れた知的才能、あるいはその他の特定の問題に関わる生徒の能力と制約の評価
- (b) カリキュラムの策定・変更、生徒の能力とニーズに合わせたプログラム・授業・活動の計画・提供
- (c) 生徒のニーズに合った特殊な技術や補助教材を用いた個別あるいはグループ単位の指導
- (d) 指導中に特別な教育方法と技術を採用することによる感覚機能・知覚能力・運動能力・言語能力・認知能力・記憶能力の発達状況の改善
- (e) 生徒間の秩序の維持を目的とした行動規則・方針・方法の確立・実施
- (f) 聴覚障害・視覚障害その他の障害を持つ生徒に対する教育科目・実技・及び自立能力の指導
- (g) 生徒の自信・興味・能力・手先の器用さ・手による調整能力の促進・開発
- (h) 他の職員との協議による特殊なニーズを持つ生徒の授業の計画・日程策定
- (i) 生徒に関するデータ及びその他の記録の作成・保管、報告の提出
- (j) 様々な形式の評価の実施、各生徒の進歩状況の評価

(k) 生徒・親・校長・及び生徒の世話に関わるその他の専門職との協議による生徒の発達促進を目的とした個別の教育計画の開発

ここに分類される職業の例

- ・ 学習障害特殊教育の教員
- ・ 学習支援担当教員
- ・ 治療教員
- ・ 天才児担当教員
- ・ 聴覚障害者担当教員
- ・ 視覚障害者担当教員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 職業教員の教員 — 2 3 2 0
- ・ 中等教育の教員 — 2 3 3 0
- ・ 小学校教員 — 2 3 4 1

2 3 5 3 正規教育外の外国語教師

正規教育外の外国語教師には、移民目的、雇用条件を満たすため、雇用機会を掴むため、外国語による教育プログラムへの参加を容易にするため、あるいは個人の豊かさ追求のために母国語以外の言語を学ぶ成人・子どもの指導を行うものが分類される。この分類には、主流の初等・中等・高等教育制度以外で勤務するもの、並びに主流教育制度下にある生徒・教員の支援を行うものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

(a) 生徒の能力及び言語障害の程度の判定、生徒のニーズの把握と学習目標の設定

- (b) 個人またはグループ単位で、生徒の能力とニーズに合わせた内容と進行速度の授業・講習会の計画・準備・実施
- (c) 教材の設計・製作、既存教材の活用
- (d) 生徒の進歩状況の評価
- (e) 生徒の母国語以外の言語による科目授業における当該生徒の援助
- (f) 指導で主に使われる言語をまだ学んでいる最中の生徒向けに特別な指導プログラムを策定することによる他の教員への支援の提供
- (g) 課題の割当・誤りの指摘、試験の作成・採点
- (h) 生徒の進歩状況の評価・記録・報告

ここに分類される職業の例

- ・ 集中語学教育担当教員
- ・ 移民教育担当教員
- ・ 実用言語教育担当教員
- ・ 第2言語教育担当教員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 総合大学講師 — 2 3 1 0
- ・ 職業教育の教員 — 2 3 2 0
- ・ 中等教育の教員 — 2 3 3 0
- ・ 小学校教員 — 2 3 4 1

2 3 5 4 正規教育外の音楽教師

正規教育外の音楽教師には、主流の初等・中等・高等教育制度以外において音楽の理論・実際・実技を指導するが、主流教育機関の課外活動として個別指導あるいは小グループ指導を行う場合もあるものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 生徒の能力の評価、生徒のニーズの把握と学習目標の設定
- (b) 個別あるいはグループ単位による学習・授業・講習会の計画・準備・実施
- (c) 音楽の理論と解釈に関する教材の作成・提供
- (d) 歌あるいは特定の楽器演奏の実技指導・実演
- (e) 楽譜の読み書きの生徒指導
- (f) 課題の割当、生徒の能力・関心・素質に見合った曲の指導
- (g) 生徒の評価、生徒への助言・批評・激励
- (h) カリキュラム及びコースの内容・教材・指導法の改訂
- (i) 試験・実演・審査に向けた生徒の準備
- (j) 音楽演奏の見学・視察の手配
- (k) 生徒の学習成果の審査あるいは学習成果の実演に向けた準備、審査あるいは実演に際する生徒の援助

ここに分類される職業の例

- ・ギター講師（個別指導）
- ・ピアノ講師（個別指導）
- ・歌の講師（個別指導）
- ・バイオリン講師（個別指導）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・総合大学講師 — 2 3 1 0
- ・職業教育の教員 — 2 3 2 0
- ・中等教育の教員 — 2 3 3 0
- ・小学校教員 — 2 3 4 1

注記

一般的な小・中学校で音楽を教える教師は、それぞれ「細分類 2 3 3 0 中等教育の教員」と「2 3 4 1 小学校教員」に分類される。

2 3 5 5 正規教育外の美術教師

正規教育外の美術教師には、主流の初等・中等・高等教育制度以外においてダンス・演劇・視覚芸術及びその他の芸術（音楽は除く）の理論・実際・実技を指導するが、主流教育機関の課外活動として個別指導あるいは小グループ指導を行う場合もあるものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 生徒の能力の評価、生徒の学習ニーズの把握
- (b) 個別あるいはグループ単位による学習・授業・講習会の計画・準備・実施
- (c) 学習中の科目の理論に関する教材の作成・提供
- (d) 演劇・ダンス・視覚芸術及びその他の芸術の実技指導・実演
- (e) 生徒の能力・関心・素質に見合った課題・作業の割当
- (f) 生徒の評価、生徒への助言・批評・激励
- (g) カリキュラム及びコースの内容・教材・指導法の改訂
- (h) 試験・実演・審査に向けた生徒の準備
- (i) 展覧会やパフォーマンスの見学・視察の手配
- (j) 生徒の学習成果の実演あるいは展示に向けた準備、実演あるいは展示に際する生徒の援助

ここに分類される職業の例

- ・ダンス講師（個別指導）
- ・演劇講師（個別指導）
- ・絵画講師（個別指導）

- ・彫刻講師（個別指導）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・総合大学講師　－　２３１０
- ・職業教育の教員　－　２３２０
- ・中等教育の教員　－　２３３０
- ・小学校教員　－　２３４１
- ・個人の音楽教員　－　２３５４

注記

一般的な小・中学校で芸術を教える教師は、それぞれ「細分類２３３０　中等教育の教員」と「２３４１　小学校教員」に分類される。

２３５６　情報技術指導員

情報技術指導員には、主流の初等・中等・高等教育制度以外においてコンピュータ及びその他の情報技術ユーザー対象の研修プログラムやコースを開発・計画・実施するものが分類される。

職務には次のものがふくまれる。

- （a）個人ユーザー及び組織の情報技術研修のニーズと要求事項の確認
- （b）ハンドブック・補助視覚教材・オンライン指導書・実演モデルなどの研修指導教材及び補助教材の開発・作成、研修参考資料の文書化の支援
- （c）個別あるいはグループ単位の指導が可能な研修開発プログラムの設計・調整・計画・実施及びワークショップ・会議の円滑化、実演及び会議の実施
- （d）研修の質と効果の継続的な評価・判定の監督・実施、研修目標・方法及び提供可能なコースの見直し・変更

(e) 参考資料の収集・調査・研究を通じての対象となっている問題やシステムの完全理解

(f) 製品の新規バージョンの発売・ソフトの進歩・一般的な情報技術の傾向に関する最新情報の把握、エンドユーザー向けの製品・教材（ユーザー対象の研修・指導及び説明マニュアル、オンラインヘルプ、運用保守説明書など）の記述

ここに分類される職業の例

- ・コンピュータ指導員
- ・ソフトウェア指導員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・総合大学講師 — 2 3 1 0
- ・職業教育の教員 — 2 3 2 0
- ・中等教育の教員 — 2 3 3 0
- ・小学校教員 — 2 3 4 1
- ・職員教育担当者 — 2 4 2 4

2 3 5 9 他に分類されない教育専門職

この細分類には、「中分類 2 3 教育専門職」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない教育専門職が分類される。この分類には、例えば、外国語・芸術以外の科目で個別指導を行うもの、並びに生徒に対して教育上のカウンセリングを行うものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 生徒の能力の評価、生徒の学習ニーズの把握
- (b) 個別あるいはグループ単位による学習・授業・講習会の計画・準備・実施
- (c) 学習中の科目の理論に関する教材の作成・提供

- (d) 学習中の科目の実技指導・実演
- (e) 生徒の能力・関心・素質に見合った課題・作業の割当
- (f) 生徒の評価、生徒への助言・批評・激励
- (g) カリキュラム及びコースの内容・教材・指導法の改訂
- (h) 試験・評価に向けた生徒の準備
- (i) コースやプログラムの選択・授業日程・学校への適応・登校拒否・学習習慣及び進路設計などの教育問題に関する生徒のカウンセリング
- (j) 学習に影響を及ぼしている個人的・社会的問題あるいは問題行動を理解させ、乗り越える手助けをする生徒カウンセリング
- (k) 学習機会を追求し、困難な課題にも耐え抜くよう励ますことによる、生徒が今後の教育過程で出会う経験に備えるための手助け

ここに分類される職業の例

- ・読み書き家庭教師（個別指導）
- ・数学家庭教師（個別指導）
- ・学校カウンセラー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・総合大学講師 — 2 3 1 0
- ・職業教育の教員 — 2 3 2 0
- ・中等教育の教員 — 2 3 3 0
- ・小学校教員 — 2 3 4 1
- ・集中語学教育担当教員 — 2 3 5 3
- ・移民教育担当教員 — 2 3 5 3
- ・音楽教員（個別指導） — 2 3 5 4
- ・ダンス講師（個別指導） — 2 3 5 5
- ・演劇講師（個別指導） — 2 3 5 5
- ・絵画講師（個別指導） — 2 3 5 5
- ・彫刻講師（個別指導） — 2 3 5 5

- ・教育心理学者　－　２ ６ ３ ４
- ・家庭相談員　－　２ ６ ３ ５
- ・ソーシャルワーカー　－　２ ６ ３ ５

２ ４ 経営管理専門職

経営管理専門職には、技術・医学・情報通信技術の分野において財政問題・人材開発・広報・マーケティング・販売に関わるサービスを提供するために分析的・概念的または実務的職務に従事し、組織体制・方法・システムの見直し及び投資計画に関わる情報の定量分析の見直しを行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル４の技能が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

組織の財政的実現可能性・費用構造及び貿易効率に関する情報の収集・分析・解析、監査の実施・組織の財務諸表の作成・財務体制の管理、財務計画及び財務戦略の策定と見直し・売買注文の実行・商品の売買交渉、職員の採用及び研修教育プログラムの実施と評価、マーケティング及び広報キャンペーンの計画・実施、管理・事業運営・効率の向上・促進を目的とした方法・方針の研究開発、雇用先及び競合他社の商品・サービス並びに市況に関する知識の獲得と最新知識の入手、顧客のニーズの判断及び商品・サービスに関する顧客への説明・実演等。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- ２ ４ １ 財務専門職
- ２ ４ ２ 経営専門職
- ２ ４ ３ 販売、マーケティング及び広報の専門職

2 4 1 財務専門職

財務専門職には、個人・組織・公的機関・民間機関の財務会計制度あるいは資金に関わる計画・開発・準備・管理・投資・運営及び定量分析を行うものが分類される。職務には通常、次のものが含まれる。当該組織の財務諸表の作成・整理、組織の財務資料の検討、個人・組織への財務に関する助言、経済の一部及び経済全体に関する分析報告の作成等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 2 4 1 1 会計士
- 2 4 1 2 財務・投資顧問
- 2 4 1 3 金融アナリスト

2 4 1 1 会計士

会計士には、個人・組織の会計制度に関わる計画・準備・管理を行うものが分類される。ここに分類される職業の中には、正確さ及び既存の会計基準・会計手順との整合性を確認することを目的として、個人・組織の会計記録及び財務記録の調査・分析を行うものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 予算会計管理及びその他の会計方針・システムに関する助言・計画・設定
- (b) 経営幹部・関係者・法定機関及びその他の機関に対するプレゼンテーションに向けた財務諸表の作成・承認
- (c) 納税申告書の作成、課税の問題に関する助言、真偽が問われる納税請求に関する税務署員への抗議
- (d) 収益予測の準備と報告、予算編成と報告

- (e) 不正・債務超過あるいは破綻の疑惑などの問題における財務調査の実施
- (f) 会計と帳簿記録の監査
- (g) 生産性・株式保有・販売・新製品その他についての財政的側面から見た調査及び経営幹部への助言
- (h) 製品・サービスの単位原価を決めるシステムの考案・管理

ここに分類される職業の例

- ・会計士
- ・監査役
- ・公認会計士
- ・認定会計士
- ・会計監査役
- ・破産管財人
- ・管理会計士
- ・税理士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・財務管理者 — 1 2 1 1
- ・会計補佐 — 3 3 1 3
- ・帳簿係 — 3 3 1 3

2 4 1 2 財務・投資顧問

財務・投資顧問には、個人・組織の財務計画の策定を行い、当該個人・組織に代わって資金の投資・管理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。（←原文から抜けています）

- (a) 顧客の獲得・維持
- (b) 顧客との面談による財務計画及び投資戦略の策定に必要な財政状態・財政目標・リスク許容度などの情報の獲得
- (c) 財政目標の設定、財政目標達成に向けた戦略の構築・実行
- (d) 顧客に代わっての株式・債券の売買
- (e) 投資成果の監視、ニーズの変更と市場の変化に基づく投資計画の見直し・変更
- (f) 顧客に対する保険による補償の提案と保険加入の手配

ここに分類される職業の例

- ・財産プランナー
- ・ファイナンシャルプランナー
- ・投資アドバイザー

2 4 1 3 金融アナリスト

金融アナリストには、公的あるいは民間機関の投資計画に影響する情報の定量分析を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 投資判断を目的とした金融情報分析による業績予測・業界動向の予測・景気予測
- (b) 産業技術・商取引・金融及び経済理論の分野における知識の維持、当該分野における動向の把握
- (c) 価格・利回り・安定性・投資リスクの今後の動向・経済的影響など、投資計画に影響するデータの解析
- (d) 金融関連出版物・金融サービス・投資銀行・政府機関・貿易関連出版物・企業の情報源及び個人的面談から得た情報の分析による経済・産業・企業の動向の監視

- (e) 企業・投資会社スタッフあるいは一般投資家に対する投資と投資時機に関する提案
- (f) 一般に同時発売される証券の価格の決定
- (g) 金融分析に基づく投資行動計画の策定
- (h) 特定の業界の様々な証券の相対的価値の評価・比較
- (i) 景気動向全般・個々の企業及び業界全体に関する口頭報告あるいは書面による報告

ここに分類される職業の例

- ・ 債権アナリスト
- ・ 投資コンサルタント
- ・ 証券コンサルタント

2 4 2 経営専門職

経営専門職には、組織の効率改善・当該組織内の個々の向上に関わる様々な概念・理論の適用を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。組織体制の評価及び改善領域の提案、組織の運営活動と政策目標との整合性の確保、組織の職員の採用・研修・育成及び職員への助言等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 2 4 2 1 経営組織アナリスト
- 2 4 2 2 政策管理専門職
- 2 4 2 3 人事・能力開発の専門職
- 2 3 4 4 研修・職員教育の専門職

2 4 2 1 経営組織アナリスト

経営組織アナリストには、組織の効率改善及び問題解決の援助を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 顧客の満足と組織の資源の有効活用を目的とした目標・戦略及び計画の策定の援助・促進
- (b) 既存のシステムと体制の分析・評価
- (c) 既存のシステムに関する職員との論議、組織の全レベルにおけるシステムの監視
- (d) 組織の効率改善に向けた顧客への指示、組織の問題解決方法の開拓
- (e) 運営管理手順及び事務手順など、既存及び提案された手法・手順の分析による作業研究の実施・見直し
- (f) 組織のワークフロー図・記録・報告・マニュアル・職務明細書の記載・分析
- (g) 手法や手順の変更・ワークフローの変更・職務の見直し及び組織の問題解決を目的とした提案書の作成・推奨
- (h) 承認された提案の実現に向けた援助、説明書改訂版及び手順マニュアル改訂版の配布、その他書類の原案作成
- (i) 運営手順の見直し、既存の手順や基準から脱却することの勧め

ここに分類される職業の例

- ・組織及び手法のアナリスト
- ・ビジネスコンサルタント
- ・経営コンサルタント

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・情報通信技術事業アナリスト — 2 5 1 1

2 4 2 2 政策管理専門職

政策管理専門職には、管理・営利経営及営利事業の計画・実施・変更の指針となる政策の策定・分析を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 事業管理者及びその他の関係者との連携・相談による政策ニーズの把握
- (b) 既存の政策・法制の見直しによる例外条項及び時代遅れの条項の特定
- (c) 社会・経済・産業の動向調査、顧客が提供を望む事業やサービスの調査
- (d) 政策の選択肢の明確化・分析、政策変更に向けた説明文書及び提案書の作成、希望選択肢に関する助言
- (e) 政策がもたらす影響・経済との関わり・他の事業との相互関係・及び政治的・経営的な実現性の判断
- (f) 脅威評価及びリスク評価の実施、対応方法の開発
- (g) 運営と事業の見直しによる当該組織の政策との整合性の確保

ここに分類される職業の例

- ・政策アナリスト
- ・諜報部員

2 4 2 3 人事・能力開発の専門職

人事・能力開発の専門職には、従業員の採用あるいは能力開発・職業分析・職業指導など、人事方針に関する専門的な対事業所サービスを提供するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 従業員の採用・配置・教育・昇進・補償・労使関係及びその他の人事方針分野に関わる人事機能についての助言、人事機能の遂行
- (b) 従業員・監督者・経営幹部との面談を含めた様々な方法による組織で遂行される職務の調査・分析、得た情報に基づく職位・職務あるいは職業の詳細説明の記述
- (c) 職業情報の作成あるいは職業分類システムに関わる取組
- (d) 人事管理・人員調査・人員計画・訓練あるいは職業情報・職業指導などの分野における、職務・職業分析の前述された側面及びその他の側面に関する助言・取組
- (e) 雇用機会・職業選択及び必要と思われる継続教育あるいは訓練に関する調査、調査に基づく個人への助言

ここに分類される職業の例

- ・就職アドバイザー
- ・業務アナリスト
- ・職業アナリスト
- ・職業指導カウンセラー
- ・人材専門家
- ・再就職斡旋専門家
- ・人事専門家
- ・採用担当者

2 4 2 4 研修・職員教育の専門職

研修・職員教育の専門職には、組織目標を達成する上で当該組織が必要とする技能及び競争力を経営幹部及び職員が確実に獲得できるようにする研修教育プログラムの計画・開発・実施・評価を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 個人・組織の研修ニーズと必要な研修の把握
- (b) 人材開発目標の設定、研修成果の評価
- (c) ハンドブック・補助視覚教材・オンライン指導書・実演モデルなどの教育研修教材や補助教材の作成・開発、講習会・打ち合わせ・実演及び会議の支援
- (d) 個別あるいはグループ単位で提供可能な研修教育プログラムの設計・調整・日程策定・実施
- (e) 外部研修提供者との連携による特定の研修教育プログラム実施の手配
- (f) 内部及び外部研修教育の推進、そのような推進活動の評価
- (g) 内部及び外部研修教育の質と効果の監視及び継続的な評価・判定の実施、研修目標・方法・提供可能なコースの見直し・変更
- (h) 参考資料の収集・調査・研究による様々な事項やシステムの理解

ここに分類される職業の例

- ・研修担当者
- ・人材開発専門家

243 販売・マーケティング・広報の専門職

販売・マーケティング・広報の専門職には、組織・商品・サービスの宣伝を目的とした情報宣伝プログラムの計画・開発・調整・実施を行い、技術・工業・医療・医薬品・ICT（情報通信技術）関連の広範にわたる商品・サービスの販売において企業を代表するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

市場調査の委託と実施・調査結果の分析及び広告・マーケティング・広報活動の企画、マーケティング目標・方針・プログラムの計画・実現による企業の成長・発展の支援、広報キャンペーンの実施、ライター・写真家・イラストレーターその他が提出した素材の評価・選択による好ましい評判の構築、雇用先及び競合他社の商品・サービス並びに市況に関する知識の獲得と最新知識の入手、顧客のニーズの判断及び商品・サービスに関する顧客への説明・実演、常連及び潜在的な顧客企業の訪問によるマーケティング機会の確立・利用、価格と掛売条件の提示・交渉及び契約締結等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 2 4 3 1 広告・市場調査専門職
- 2 4 3 2 広報活動の専門職
- 2 4 3 3 技術医療販売専門家（情報通信を除く）
- 2 4 3 4 情報通信技術販売専門職

2 4 3 1 広告・市場調査専門職

広告・市場調査専門職には、広告戦略・広告キャンペーンの計画・調整を行い、新製品や新サービスのマーケットを判断し、新規及び既存の商品・サービスのマーケット機会の見極め・開拓を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 広告政策・広告キャンペーンの企画・開発・準備による販売目標達成の支援
- (b) 目標市場に届く戦略やキャンペーンに関する管理者・顧客への助言、商品やサービスに対する消費者の認知の構築、商品やサービスの特徴の効果的な宣伝
- (c) 宣伝コピー及びメディア宣伝用の台本の作成、テレビ・映画の制作及びメディア広告の手配
- (d) 消費者の傾向と嗜好に関するデータの収集・分析

- (e) 現在及び将来の消費者動向の解析・予測
- (f) 新商品や新サービスの潜在的な需要と市場の特徴の調査、データやその他の統計情報の収集・分析
- (g) マーケティングの目標・政策及び計画の策定・実行による企業の成長・発展の支援
- (h) 市場調査の委託・実施による新規及び既存の商品・サービスのマーケット機会の見極め
- (i) 製品構成・価格設定・広告販売促進活動・営業・流通ルートなど、マーケティングのあらゆる要素に関する助言

ここに分類される職業の例

- ・ 広告専門家
- ・ 市場調査アナリスト
- ・ マーケティング専門家

2 4 3 2 広報活動の専門職

広報活動の専門職には、企業その他の組織・その商品やサービス及び地域で果たす役割に対する理解と好意的な見方を生み出す情報コミュニケーション戦略の企画・開発・実施・評価を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 広報キャンペーン及びコミュニケーション戦略の企画・準備
- (b) 情報やプレスリリースの発表の準備・指揮に関わる政策・事業・活動と広報との関係に関する幹部への助言
- (c) 世論調査の実施・委託、調査結果の分析及び宣伝広報活動の企画

- (d) 特別行事・セミナー・娯楽・コンテスト・社交的な催しの企画による好意的で望ましい評判の構築
- (e) 組織を代表した広報メディアとのインタビュー手配
- (f) 企業の催し・社会的な催し・その他の行事への参加による組織の宣伝
- (g) 写真その他、説明に有効な素材の委託・入手
- (h) 好ましい評判の構築を目的とした、広報ライター・写真家・イラストレーター
その他が提出した素材の選定・評価・修正

ここに分類される職業の例

- ・ 広報担当者
- ・ 広報代理人
- ・ 報道連絡員

2 4 3 3 技術医療販売専門家（情報通信を除く）

技術医療販売専門家（情報通信を除く）には、企業を代表して工場・企業・専門職及びその他の組織に工業・医療・医薬品関連の広範な商品やサービスの販売を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 電話帳その他の情報源を用いた潜在的な顧客企業リストの編集
- (b) 雇用先及び競合他社の商品やサービス及び市況に関する知識の獲得及び最新知識の入手
- (c) 常連及び潜在的な顧客企業の訪問による営業機会の確立・利用
- (d) 顧客のニーズとリソースの判断、顧客に合った商品やサービスの勧め
- (e) 商品やサービスを顧客のニーズに合わせて変更する必要がある場合の製品設計に関わる情報提供

- (f) 商品やサービスを利用した場合の利点の実証を目的とした販売プレゼンテーションの一環としての報告・提案の策定
- (g) 設備あるいはサービスの設置及び保守コストの見積もり
- (h) 変化する顧客のニーズと競合他社の動向の監視及び販売管理者への報告
- (i) 価格と掛売条件の提示及び交渉、販売契約書の作成・契約の締結
- (j) 商品の配達・設備の設置及びサービス提供の手配
- (k) 終了済みの販売業務及び商品やサービスの市場性に関する販売管理者への報告
- (l) 顧客が満足し、あらゆる問題が解消されていることの確認と継続サポートの提供を目的とした販売後の当該顧客との面談

ここに分類される職業の例

- ・販売外交員（工業製品）
- ・販売外交員（医療製品及び医薬品）
- ・技術関係販売外交員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・商業販売外交員 — 3 3 2 2
- ・情報通信技術関係販売外交員 — 2 4 3 4

2 4 3 4 情報通信技術販売専門職

情報通信技術販売専門職には、卸売レベルにおいてコンピュータハードウェア・ソフトウェアその他の情報通信技術に関連する広範な商品及び設置を含めたサービスを販売し、必要に応じて専門的情報を提供するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 注文の勧誘、小売店・工場・卸売業者その他の施設への商品の販売

- (b) 事業所あるいは個人に対する専門設備・必需品・関連サービスの販売
- (c) 新規及び既存の顧客のニーズに関する協議、特定の設備・必需品・サービスがそのニーズに合致する理由に関する専門的情報の提供
- (d) 価格と掛売条件の提示・交渉、契約の締結と注文の記録
- (e) 顧客記録の更新、販売報告の作成
- (f) 商品の配達・設備の設置及びサービス提供の手配
- (g) 顧客の反応と要求に関する製造メーカーへの報告

ここに分類される職業の例

- ・営業担当者（コンピュータ）
- ・営業担当者（通信技術）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・小売店販売員補助 — 5 2 2 3

2 5 情報通信技術専門職

情報通信技術専門職には、特定のアプリケーション用の情報技術システム・ハードウェア・ソフトウェア及び関連コンセプトに関わる研究・計画・設計・記述・試験・助言及び改善に従事するもの、原理・方針・手順を含めた関連資料の文書化を行うもの、並びにデータベースその他の情報システムの設計・開発・管理・保守・サポートにより、最高の動作及びデータの整合性と安全性の確保に従事するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル4の技能が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

ビジネス機能における情報技術の利用法の研究、コンピュータ利用に当たっての改善領域の特定・理論的な面や運用方法の研究、インターネット・イントラネット・マルチメデ

ィアシステムなどの特定のアプリケーション用のハードウェアやソフトウェアの機器構成の評価・企画・設計、コンピュータプログラムの設計・記述・試験及び保守、データベース構造及びデータベース管理システムの設計・開発、安全対策とデータ管理方針の策定・実施並びにコンピュータネットワーク及び関連コンピュータ環境の管理、コンピュータシステムの開発・設定・統合に際する複雑なシステム設計・アーキテクチャ仕様・データモデル及びデータ図の分析・開発・解析・評価等。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 2 5 1 ソフトウェア・アプリケーション開発者、アナリスト
- 2 5 2 データベース・ネットワークの専門職

2 5 1 ソフトウェア・アプリケーション開発者、アナリスト

ソフトウェア・アプリケーション開発者、アナリストには、特定の要求に応じてハードウェア・ソフトウェア・その他のアプリケーションなどの情報技術システムの研究・企画・設計・記述・試験・助言及び改善を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

ビジネス機能における情報技術の利用法の研究・効果と効率を最大限にできる改善領域の特定、コンピュータ利用における理論的な面と運用方法に関する研究、特定のアプリケーション用のハードウェアやソフトウェアの機器構成の評価・企画・設計、特定の要求に応えるコンピュータプログラムの設計・記述・試験・保守、インターネット・イントラネット・マルチメディアシステムの評価・企画・設計等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 2 5 1 1 システムアナリスト
- 2 5 1 2 ソフトウェア開発者
- 2 5 1 3 ウェブ・マルチメディア開発者

2514 アプリケーションプログラマー

2519 他に分類されないソフトウェア・アプリケーション開発者、アナリスト

2511 システムアナリスト

システムアナリストには、顧客が必要とする情報技術・情報技術に関わる手順あるいは問題の研究・分析・評価を行い、既存あるいは今後導入する情報システムの改善に向けた提案・提言・計画を策定・実施するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) ユーザーとの相談による要求事項の明確化・文書化、経営幹部との相談によるシステム方式に関する合意の確保
- (b) ビジネス工程・手順・業務方法の確認・分析
- (c) 非効率な点の見極め・評価、最善のビジネス手法・システム機能性及びシステム挙動の提案
- (d) システムの試験方法の構築・選定・実施などの機能的解決方法を有効に利用する責務
- (e) システム開発者の利用に供する機能仕様書の作成
- (f) ワークフローの改善に、あるいは新たな用途に役立つシステムの拡大・変更
- (g) 組織内のコンピュータシステムの調整・接続による互換性の向上

ここに分類される職業の例

- ・ビジネスアナリスト（情報技術）
- ・システムコンサルタント
- ・システム設計者（情報技術）
- ・コンピュータ科学者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・コンピュータナリスト（コンピュータ）　－　２５２３
- ・ネットワークアナリスト　－　２５２３
- ・システム管理者　－　２５２２

２５１２ ソフトウェア開発者

ソフトウェア開発者には、既存あるいは新規のソフトウェア・アプリケーション及びオペレーティングシステムの要求事項の研究・分析・評価を行い、要求事項を満たすためのソフトウェアソリューションの設計・開発・試験・保守に従事するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) ソフトウェア・アプリケーション及びオペレーティングシステムの要求事項の研究・分析・評価
- (b) コンピュータソフトウェアシステムの研究・設計・開発
- (c) 技術スタッフとの相談によるハードウェアとソフトウェア間のインターフェースの評価
- (d) ソフトウェアの試験・検証方法の開発・指揮
- (e) エラーの修正・ソフトウェアと新規ハードウェアとの適合及びインターフェースの更新と性能の改善を目的とした既存ソフトウェアの変更
- (f) ソフトウェアのプログラミングの指揮、文書化の促進
- (g) オペレーティングシステム・通信環境・アプリケーションソフトウェアの保守方法の評価・開発・更新・文書化
- (i) ソフトウェアシステムの保守に関する顧客との相談

ここに分類される職業の例

- ・プログラマーアナリスト
- ・ソフトウェア設計者

- ・ソフトウェア開発者
- ・ソフトウェアエンジニア

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・アプリケーションプログラマー — 2514

2513 ウェブ・マルチメディア開発者

ウェブ・マルチメディア開発者には、設計と技術の知識を総合してウェブサイトの研究・分析・評価・設計・プログラミング・変更を行い、並びに文字・グラフィック・動画・画像・音声と映像ディスプレイ・その他の双方向メディアをまとめるアプリケーションの研究・分析・評価・設計・プログラミング・変更を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 芸術性及び創造性双方と合わせてソフトウェアプログラミング・スクリプト言語及び運用環境のインターフェース接続を利用することによるインターネットサイトの分析・設計・開発
- (b) マルチメディア用のソフトウェア・ツール及びユーティリティ、双方向グラフィック並びにプログラミング言語を用いることによるデジタル動画・画像・プレゼンテーション・ゲーム・音声映像クリップ及びインターネットアプリケーションの設計・開発
- (c) 監視やウェブホスティングなどのウェブ関連の問題に関してネットワーク専門家と連絡をとることによる、インターネット及びウェブサーバーの監視・ディスク領域の割当・ユーザーアクセス・ビジネスの継続・ウェブサイトバックアップ及び災害復旧計画の監督・実施

- (d) コンピュータコードの設計・開発及び画像ファイル・音声ファイル・スクリプト言語などの他の特殊素材とコンピュータコードとの統合によるウェブサイトの作成・保守・サポート
- (e) インターネット戦略及びウェブサイトを使った方法や開発計画の分析・具体化・策定に際する援助

ここに分類される職業の例

- ・アニメーションプログラマー
- ・コンピュータゲームプログラマー
- ・インターネット開発者
- ・マルチメディアプログラマー
- ・ウェブアーキテクト
- ・ウェブサイト開発者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ウェブサイト設計者 — 2 1 6 6
- ・ウェブマスター — 3 5 1 4
- ・ウェブサイト管理者 — 3 5 1 4
- ・ウェブ技師 — 3 5 1 4

2 5 1 4 アプリケーションプログラマー

アプリケーションプログラマーには、ソフトウェア・アプリケーション及びオペレーティングシステムの取扱説明書及び技術仕様書に概要が示されているプログラム可能コードの記述・保守を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 品質認可基準に準じた、説明書及び仕様書に概要が示されているプログラムコードの記述・保守
- (b) 運用効率改善あるいは新たな要求事項への適合を目的とした既存のプログラムの改訂・補修
- (c) 求められている情報をプログラムやソフトウェア・アプリケーションが生成することを確認する試験運用
- (d) プログラム開発に関わる文書の編集・記述
- (e) 技術的問題・工程・解決法の特定・伝達

ここに分類される職業の例

- ・アプリケーションプログラマー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・マルチメディアプログラマー — 2 5 1 3
- ・プログラマーアナリスト — 2 5 1 2
- ・ソフトウェア開発者 — 2 5 1 2

2 5 1 9 他に分類されないソフトウェア・アプリケーション

開発者、アナリスト

この細分類には「小分類 2 5 1 ソフトウェア・アプリケーション開発者、アナリスト」に設けられた他のいずれの項目にも分類されないソフトウェア・アプリケーション開発者、アナリストが分類される。この分類には、例えば、ソフトウェアの試験を含めた品質保証を専門とするものが含まれる。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) ソフトウェア試験方法の開発・文書化

- (b) ソフトウェア・ハードウェアのインストール、試験に備えたオペレーティングシステムソフトウェアの設定
- (c) プログラムがユーザーの要求事項と既存のガイドラインに準じて機能することの検証
- (d) ソフトウェア・アプリケーションの試験及び情報通信システムの試験の実施、試験結果の分析・記録
- (e) ソフトウェア及び情報システム試験の方針・手順・スクリプトの策定・実施

ここに分類される職業の例

- ・品質保証アナリスト（コンピュータ）
- ・ソフトウェア試験者
- ・システム試験者

252 データベース・ネットワークの専門職

データベース・ネットワークの専門職には、データベース・ハードウェア・ソフトウェア・ネットワーク及びオペレーティングシステムなどの情報技術システム及びインフラの最適な動作及び安全に関わる設計・開発・管理・保守・サポートを行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

情報システムプロジェクトのデータベースアーキテクチャ・データ構造・辞書及び命名規則の設計・開発、データベース管理システムの設計・構築・変更・統合・実行・試験、安全対策・データ管理方針・ドキュメンテーション及び基準の策定・実行、コンピュータネットワーク及び関連コンピュータ環境の保守・管理、コンピュータシステムの開発・設定・統合に際する複雑なシステム設計・アーキテクチャ仕様・データモデル及びデータ図の分析・開発・解析・評価等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 2 5 2 1 データベース設計者・管理者
- 2 5 2 2 システムアドミニストレーター
- 2 5 2 3 コンピュータネットワーク専門職
- 2 5 2 9 他に分類されないデータベース・ネットワーク専門職

2 5 2 1 データベース設計者・管理者

データベース設計者・管理者には、データベースの最適な動作及び安全に関わる設計・開発・管理・保守・サポートを行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 情報システムプロジェクトのデータベースアーキテクチャ・データ構造・テーブル・辞書及び命名規則の設計・開発
- (b) データベース管理システムの設計・構築・変更・統合・実行・試験
- (c) データベース管理ツールの選定・適用・実行に関する研究・助言
- (d) データ管理方針・ドキュメンテーション・基準・モデルの策定・実行
- (e) データベースアクセス・データベース利用・データバックアップ及びデータリカバリに関わる方針・手順の策定
- (f) バックアップ・リカバリ手順・安全管理・整合性管理といった運用及び予防保守の遂行

ここに分類される職業の例

- ・データ管理者
- ・データベース管理者
- ・データベースアナリスト
- ・データベースアーキテクト

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・システムアドミニストレーター（コンピュータ） － 2522
- ・ネットワーク管理者 － 2522
- ・ウェブサイト管理者 － 3514
- ・ウェブマスター － 3514

2522 システムアドミニストレーター

この細分類には、情報技術システムの最適性能とセキュリティの開発、管理、保守、サポートを行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。。

- (a) コンピュータネットワーク、コンピュータハードウェア、システムソフトウェア、アプリケーションソフトウェア及びすべての構成を含むコンピュータ関連環境の保守管理
- (b) システム構成、ネットワーク構成の改良のための変更のアドバイス、変更に関連するハードウェアまたはソフトウェア条件の決定
- (c) ハードウェア及びソフトウェア問題の診断
- (d) データバックアップ及び障害修復操作の実施
- (e) コンピュータシステム能力、コンピュータネットワーク能力を監視する、コンピュータネットワークアクセス及び用法を調整する主コンソールの操作

ここに分類される職業の例

- ・システムアドミニストレーター
- ・ネットワーク管理者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・データベース管理者　－　２５２１
- ・ネットワークアナリスト　－　２５２３
- ・ウェブ管理者　－　３５１４
- ・ウェブ技師　－　３５１４
- ・ウェブマスター　－　３５１４

２５２３　コンピュータネットワーク専門職

この細分類には、ネットワーク構築及び開発における戦略の研究、分析、設計、試験、及び推奨、ネットワークハードウェアやソフトウェアの実行、管理及び設定、性能の監視、修理及び最適化するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 複合システム設計・構築仕様及び開発におけるデータモデル及びデータダイアグラム、コンピュータシステムの構成・統合の分析、開発、解釈及び評価
- (b) ネットワークが最適性能に作動するよう設定されているか確実にするネットワーク基盤の研究、分析、評価及び監視
- (c) ネットワークオペレーション、統合ハードウェア、ソフトウェア、通信及びオペレーティング・システム(OS)の向上を評価、推奨
- (d) ネットワーク問題及び緊急事態のサポート、専門家への修理する技能の提供
- (e) ネットワークの新バージョンまたはアップグレード版、ソフトウェアデータベースアプリケーション、サーバー及びワークステーションのインストール、構成、検査、保守及び管理
- (f) ネットワーク在庫の手続き及び付随資料の作成・保管、ネットワーク障害の診断及び解決、ネットワークの強化・修正、保守指示の記録

(g) ネットワークトラフィック、ネットワーク活動、ネットワーク容量、ネットワーク使用の監視、ネットワーク統合及び最適性能の継続

ここに分類される職業の例

- ・通信アナリスト（コンピュータ）
- ・ネットワーク分析者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・システムアナリスト — 2511
- ・ネットワーク管理者 — 2522

2529 他に分類されないデータベース・ネットワーク専門職

この細分類には、「小分類252 データベース・ネットワークの専門職」に設けられた他のいずれの項目にも分類されないデータベース及びネットワークの専門職に従事するものが分類される。例えば、情報及び通信技術セキュリティの専門家が分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) コンピュータファイルを、故意によるあるいは無断修正、破損、公開からの保護、緊急データ処理の必要性を満たすための計画の作成
- (b) ユーザーの研修及びセキュリティ認識の促進による、システムセキュリティーの安全の確保及びサーバーとネットワーク効率性の向上
- (c) コンピュータデータアクセスの必要性、セキュリティ侵害及びプログラミング変更等の問題についてユーザーとの話し合い
- (d) コンピュータウィルスについての最新報告の監視、ウィルス監視システムの更新時期の決定
- (f) データファイルの監視、コンピュータファイルの情報を保護するアクセス制限

(g) リスク評価及びデータ処理システム検査の実施、データ処理活動及びセキュリティ対策が機能することの確認

(h) データ送信の暗号化、ファイヤーウォールの設置、極秘情報が送信時に隠れるようにして不正な電子送信の防止

ここに分類される職業の例

- ・データマイナー
- ・デジタル犯罪科学専門員
- ・セキュリテースペシャリスト

2 6 法務・社会・文化分野の専門職

この中分類には、概念、理論、運営方法の研究、改良あるいは構築、法律、情報及び中間生成物の保存及び回復、心理学、社会福祉、政治、経済、歴史、宗教、社会学、その他社会科学、美術及び芸能に関する知識を応用することが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル4の技術が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

法務問題についての研究、法規制案の起草、依頼人との訴訟事件についての相談、裁判所での弁護、裁判所における訴訟手続きの主宰、図書館及び工芸館の公文書収集及び保存、概念、理論、運営方法の研究、改良及び構築・社会科学分野に関連する知識の応用、文芸および芸術作品への着想、創造、演技、ニュース、思想、情緒及び事実の解釈及び伝達。

この中分類の職業は次の小分類に分類される

- 2 6 1 法務専門職
- 2 6 2 図書司書、公文書保管人、博物館学芸員
- 2 6 3 社会、宗教分野の専門職

264 作家、ジャーナリスト、言語学者

265 創作芸術家、音楽家、舞台芸術家

261 法務専門職

この小分類には、法律問題についての研究、法律及び規則の草案、法律面に関して依頼人へのアドバイス、法廷において弁護あるいは起訴、裁判の進行の主宰及び法廷において判決を下すものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

依頼人への法律上のアドバイス、依頼人に代わる法務業務の引受け、必要に応じた訴訟あるいは訴訟手続きの主宰、裁判所での判決の申し渡し。その他の従事者の監督を含めることができる。

この小分類の職業は次の細分類に分類される

2611 弁護士

2612 裁判官

2619 他に分類されない法律専門職

2611 弁護士

この細分類では、広い範囲にわたる様々な問題について、依頼人への法律的なアドバイス、法的文書の作成、委員会あるいは裁判での依頼人の代理、弁護あるいは訴訟、高等裁判所で弁護するよう高等弁護士を指導するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 広い範囲にわたる問題についての依頼人への法律上のアドバイス、依頼人に代わり法務業務の遂行
- (b) 法的原理、特定裁判に関連した法規及び過去の判例の研究
- (c) 事実を確認するために依頼人と証人に面接等の実施、答弁の策定、訴訟を起こすための証拠の収集
- (d) 結果の評価、裁判準備のための戦略及び弁論の策定
- (e) 下級裁判所における依頼人の代理業務あるいは高等裁判所における弁護のための弁護士への指示
- (f) 申立書の受理、高等裁判所での弁護
- (g) 政府に代り告発人となること
- (h) 法律上の紛争を伴う問題についての和解交渉
- (i) 法案の起草及び法律に基づく規定の作成
- (j) 契約書、不動産取引及び遺言状等の法的文書の作成、法律専門家の意見書の準備

ここに分類される職業の例

- ・司法書士
- ・高等弁護士
- ・弁護士
- ・検事
- ・行政書士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・公証人 — 2 6 1 9
- ・譲渡手続事務官 — 3 4 1 1
- ・法務事務官 — 3 4 1 1

2612 裁判官

この細分類には、法廷において民事及び刑事裁判の手続きを主宰することが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 裁判および審問の主宰
- (b) 証論点及び証拠資料についての事実聴取の実施、聴取内容及び資料との比較検討
- (c) 司法手続上の問題についての裁決
- (d) 事件に適応する法律上のポイントを陪審員に指示
- (e) 非陪審裁判で証拠について比較の検討、法的に有罪か無罪か、あるいは被告人が負う責任の度合いの決定
- (f) 刑事訴訟で有罪判決を受けた人に刑の申渡し、民事訴訟での損害賠償額または適切な救済策の決定、裁判所命令書の交付
- (g) 法的問題の調査、意見の記述

ここに分類される職業の例

- ・主任裁判官
- ・裁判官
- ・判事

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・裁判所事務官 — 3411
- ・治安判事 — 3411

2619 他に分類されない法務専門職

この細分類には、「小分類 2 6 1 法務専門職」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない法務の専門職に従事するものが分類される。例えば、事件の弁護や訴追、裁判の進行を主宰するものを除く、法律的役割を果たすものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 様々な人事、営業及び管理上の法的問題についてのアドバイス
- (b) 法律書類や契約の草案
- (c) 財産の譲渡手続き
- (d) 検死による自然死以外の死因の決定

ここに分類される職業の例

- ・ 検視官
- ・ 法学者（裁判官以外の法学者）
- ・ 公証人

2 6 2 図書館司書、公文書保管人、博物館学芸員

この小分類には、公文書の収集、図書館、博物館、工芸館及び類似の施設の開設及び管理するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。公文書の内容、歴史的、文化的、芸術的興味を惹く工芸品の開発あるいは評価・保存及び保全、博物館、工芸館及び類似施設の所蔵物の編成・展示会の手配、記録及び公表資料の体系的な収集や維持管理・図書館及び関連施設における利用者の要望に合わせたサービスの提供、学術論文やレポートの作成、調査の実施。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

2 6 2 1 公文書保管人及び博物館学芸員

2 6 2 2 図書館司書及び関連情報専門職

2 6 2 1 公文書保管人、博物館学芸員

この細分類には、公文書あるいは芸術工芸などに関する研究、公文書の内容の評価及び保存、歴史的、文化的及び芸術的興味を惹く工芸品、芸術工芸及びその他の芸術品の収集や評価、保全措置や保存、記録および歴史的に価値のある文書を保管するシステムの計画、評価及び実施するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 行政、歴史、法律、証拠及びその他の目的による記録の評価及び保管
- (b) 索引、目録、マイクロフィルム及びその他の参考文献の作成及び管理、利用者による利用可能の実現
- (c) 文化的もしくは歴史的に興味を惹く物品の出典、分布及び利用についての研究
- (d) 芸術的、文化的、科学的あるいは歴史的に意味のある物品収集の手配、発掘及び維持管理
- (e) 博物館や工芸館における所蔵品の分類及び目録化の管理、展覧会の開催の手配
- (f) 政府や個人の書類、写真、地図、原稿及び視聴覚資料等の歴史的に意味がある記録、かつ貴重な記録の研究、評価及び発展
- (g) 学術論文やレポートの作成
- (h) 公文書及び電子記録のコンピュータによる管理の計画及び実施
- (i) 博物館および工芸館の展示会の開催、宣伝・一般・専門または教育分野の特別展示の準備
- (j) 調査目的で公文書を収集する記録保管所での文書の鑑定及び確保

ここに分類される職業の例

- ・公文書管理人
- ・工芸館管理人
- ・博物館管理人
- ・記録管理者

2622 図書館司書及び関連情報専門職

この細分類には、図書館蔵書及びその他情報所蔵庫の収集、選択、作成、整理及び保管するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 書籍、定期刊行物その他の印刷ないし視聴覚及びデジタル記録資料の体系的な収集の手配、収集物の発展及び維持管理
- (b) 書籍その他の印刷物や視聴覚及びデジタル記録材料の選択及び推薦
- (c) 図書資料の編成、分類及び目録化
- (d) 収集物の貸出システム及び情報ネットワークの組織及び管理
- (e) 企業やその他の利用者への資料の検索、収集物ないし図書及び情報ネットワークシステムに基づく情報の提供
- (f) 研究の実施、利用者の必要性に応じた図書及び情報サービスの分析及び変更
- (g) 情報の在庫、整理、分類及び検索のための構想、概念モデルの考案及び実施
- (h) 学術論文やレポートの作成
- (i) マニュアル、オンラインおよび双方向メディア参考図書の検索、図書館相互貸出、その他機能を利用した、利用者のための図書検索補助

ここに分類される職業の例

- ・書誌学者
- ・カタログ製作者

・司書

263 社会・宗教分野の専門職

この小分類には、社会科学の分野についての研究、概念、理論及び運営方法の開発及び改善、哲学、政治学、経済学、社会学、文化人類学、歴史学、心理学その他の社会科学に関する知識の応用及び当該コミュニティにおける個人及び家庭の必要を満たすために社会的サービスを提供するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

現在あるいは将来的に予想される、経済、政治あるいは社会問題に対する解決策の立案及び適用、過去の出来事や活動の研究及び分析、個人及びグループにおける精神的作用及び態度の研究、社会的サービスの提供、学術論文やレポートの作成。他の従業者の監督もその職務に含まれる。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

- 2631 経済分析家
- 2632 社会学者、人類学者及び関連分野の専門職
- 2633 哲学者、歴史家、政治学者
- 2634 心理学者
- 2635 ソーシャルワーカー、カウンセリング専門職
- 2636 宗教の専門職

2631 経済分析家

この細分類には、研究、データ監視、情報分析、報告書及び計画の準備、経済及びビジネス問題の解決、経済行為及び経済動向の分析及び説明、予測モデルの構築、企業、利益団体及び政府に対して、将来予測される経済やビジネス問題を示す解決策の策定についてアドバイスをすることが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 短期予算、長期計画、投資評価における経済環境の変化の予測
- (b) 経済、企業戦略及び投資における推奨、政策及び計画の策定、プロジェクトの可能性の調査
- (c) 有効性の評価及び適切性をアドバイスする、金融・財政政策の経済データの監視
- (d) 過去の製造および消費、一般的経済状況、業界固有の状況の記録を基に、特殊製品、サービスの製造及び消費の予測
- (e) 所得、支出、金利及び為替レートの予測
- (f) 労働力参加、雇用、賃金、失業その他労働市場結果を決定づける要因の分析
- (g) 数式及び統計的手法の適用、経済理論の検証や経済問題への解決策の考案の実施
- (h) 経済理論、多様な統計的手法その他手法を用いた経済データの収集、分析及び解釈
- (i) 公共経済及び財政に関する政治的決断の結果の評価、過去・現在・未来の経済要因及び経済傾向の観点から経済政策及び可能な行動指針についてのアドバイス
- (j) 学術論文やレポートの作成
- (k) 個々の企業の経済活動に関連する問題の調査
- (l) 物とサービスの販売、物価レベルの決定、市場の潜在力及び将来動向を評価する地方や国の市場状況についての研究

ここに分類される職業の例

- ・計量経済学者
- ・経済アドバイザー

- ・経済分析家
- ・エコノミスト
- ・労働経済学者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・統計学者 — 2120

2632 社会学者、人類学者及び関連分野の専門職

この細分類には、社会構造、社会の起源や発達、環境条件及び人類の活動との相互関係についての調査及び記述、経済、社会政策の構築における結果の実用的応用について助言をするものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 人間社会の起源、発達、構造及び社会のパターン、組織あるいは人間社会における相互関係についての研究
- (b) 変化の特徴、文化的あるいは社会的制度の研究による、人類の起源や発達を辿る調査
- (c) 住居、寺院、道具、陶器、貨幣、武器あるいは彫刻等の過去の遺物によって人類の発達を辿る調査
- (d) 地域及び地方の物理的、気候的要素の研究、これらの要素や経済、社会及び文化活動の関係付け
- (e) 理論、モデル及び方法の構築、社会現象の解明及び説明
- (f) 社会政策に関する政治決断の結果の評価
- (g) 社会データの分析及び評価
- (h) 人口集団、地域、市場開発における経済及び社会政策の策定に際し、政策の適用についてのアドバイス

(i) 学術論文やレポートの作成

ここに分類される職業の例

- ・文化人類学者
- ・考古学者
- ・犯罪学者
- ・民族学者
- ・地理学者
- ・社会学者

2633 哲学者、歴史家、政治学者

この細分類には、人間の経験及び存在の本質、人間の歴史の段階及び側面、政治的構造、動作及び行動についての研究、政治的、個人的行動を導き報告するために結果を実証して報告することが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 主として推論により、世界や、人間の行動、経験及び人間の存在に関する一般的な原因、原理及び意味の研究、哲学的な概念及び理論の解釈及び発展
- (b) 過去の出来事について、その原因あるいはその時代の記録等に関する第1次資料や考古学あるいは文化人類学の研究成果などの第2次資料の調査及び比較
- (c) 関係資料の抜粋、その真実性の調査、特定の時代、国あるいは地域の歴史、あるいはその歴史における特定の局面（例えば経済、社会、政治）の研究及び記述
- (d) 政治哲学関連分野の研究、政治システム、制度あるいは政治動向に関する過去及び現在における政治理論とその実践の研究
- (e) その時代の政治制度の研究、及びそのために政府や政治団体の職員その他関連する人々を含む様々な出所からの資料の収集

(f) 人間の経験、歴史的および政治的出来事、行動の本質の解明及び説明する理論、モデル及び方法の構築

(g) 政府、政治団体その他の団体及び政治に関心のある人々による、刊行物の刊行などの利用の便を図るため、研究結果や結論の提示

(h) 学術論文やレポートの作成

ここに分類される職業の例

- ・系図学者
- ・歴史家
- ・哲学者
- ・政治学者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・政治顧問 — 2422

2634 心理学者

この細分類には、個人あるいはグループにおける人間の言動についての研究及び調査の実施、これら知識を個人、社会、教育あるいは業務管理や発展を促進するために応用するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

(a) 知性、能力、態度及び潜在能力等の精神的、物質的及びその他の特徴を測定するテストの企画、実施、結果解釈、評価及び結果に基づいたアドバイス

(b) 個人の考えや言動に関する遺伝要素の影響、社会的、職業的及びその他の要素の影響についての分析

(c) 個人及びグループでの診断及び治療の為の面接、その後のアフターケアの実施

- (d) 家族、教育当局あるいは使用者などとの必要な連絡、心理的な問題に対する解決策及び処置の勧告
- (e) 精神病、情緒不安あるいは自我不安に関する診断、処置あるいは予防に関する心理的要因の研究、関連する専門家との協議
- (f) 学術論文やレポートの作成
- (g) 教授法及び教授内容の計画に当たり、教員が使用する学力テスト・診断テスト・予測テストの作成
- (h) 職務設計、作業グループ、モラル、動機、管理及び運営についての調査と研究
- (i) 理論、モデル及び方法の構築、人間行動についての解明及び説明

ここに分類される職業の例

- ・臨床心理学者
- ・教育心理学者
- ・組織心理学者
- ・精神療法士
- ・スポーツ心理学者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・精神科医 — 2 2 1 2

2 6 3 5 ソーシャルワーカー、カウンセリング専門職

この細分類には、社会的及び個人的困難に応えた個々、家族、集団、コミュニティ及び組織への助言及び指導、失業、貧困、身体障害、依存症、犯罪、非行行動、戦争及びその他の問題から起こる問題に対応するために、依頼者の技能開発、資源の利用及び必要なサービス支援を補助するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 個別、家族あるいは集団による依頼人との面接、状況や問題の判断、必要なサービスの種類の決定
- (b) 依頼人が置かれている状況の分析、問題解決のための代替手段の提示
- (c) 裁判その他の法的手続のための、訴訟記録あるいはレポートの編集
- (d) カウンセリング、心理療法、仲介サービスの提供、依頼人の必要な技能と洞察力を伸ばすための補助、依頼人の社会的及び個人的問題への取り組み及び解決
- (e) 危機介入や財政についての支援、法的扶助、医療及びその他サービスを提供する機関への紹介を含む依頼人のための支援プログラムの計画及び実施
- (f) 虐待、育児放棄事件の調査、危険人物のそばにいる児童及びその他を保護する処置
- (g) 判決中および判決後に犯罪者への働きかけ、地域社会に彼らを溶け込ませ、態度や行動を改めさせる補助、将来における犯罪の可能性を減少させる取り組み
- (h) 犯罪者の収監、出所あるいは代替的矯正手段についての決断を補助する保護観察委員会及び刑務所長への助言
- (i) 地域社会で依頼者の擁護者として行動し、依頼者に影響を及ぼす問題の解決に向けた働きかけの実施
- (j) 地域社会の要望を満たす予防介入プログラムの構築
- (k) その他社会サービス機関、教育機関との連絡維持、依頼者から全体的状況と経過について意見をもらう医療提供者との連絡の維持

ここに分類される職業の例

- ・依存症カウンセラー
- ・死別カウンセラー
- ・児童・若者カウンセラー
- ・地域社会福祉従業者
- ・家族カウンセラー
- ・結婚カウンセラー
- ・保護観察官

- ・保護観察官
- ・性的暴行カウンセラー
- ・ソーシャルワーカー
- ・婦人福祉オーガナイザー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・心理学者　－　2 6 3 4
- ・福祉支援従事者　－　3 4 1 2

2 6 3 6 宗教の専門職

この細分類には、神聖な伝統、習慣及び信念の継続者としての活動、礼拝、信仰あるいは宗派の儀礼の施行、精神的及び道徳的指針の提供及び宗教の慣習や関連するその他の役割を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 神聖な伝統、習慣及び信仰の継続
- (b) 宗教的サービス、祭礼及び儀式
- (c) 宗教組織における委員会や会議への出席を含む様々な管理的、社会的な義務の遂行
- (d) 信奉する宗教に従った精神的あるいは道徳的な指導
- (e) 自国ないし外国における宗教教理の布教
- (f) 宗教的訓辞及び説教の創作・提示
- (g) 教育講座及び宗教教育プログラムの作成及び運営
- (h) 人間関係、健康、金銭及び宗教問題についての個人カウンセリング
- (i) キャンプ、会議、セミナー及び瞑想のような特別行事の予定の決定及び参加

ここに分類される職業の例

- ・僧
- ・マホメット教師
- ・牧師
- ・プージャリ
- ・司祭
- ・ラビ

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・信徒説教師 — 3 4 1 3
- ・修道僧 — 3 4 1 3
- ・修道尼 — 3 4 1 3

注記

教師、看護師、福祉支援員のような他職業に就いている修道会員の場合は、主要職務および義務に準じて分類する。

264 作家、ジャーナリスト、言語学者

この小分類には、著作物の着想及び創作、メディアを通じたニュースや公共の事柄の解釈及び伝達、言語の他言語への翻訳及び通訳することが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

文芸作品の執筆、文芸及びその他芸術作品の評価、時事についての情報収集及び執筆、新聞、テレビ、ラジオ、その他メディアを通じてニュース及び公共の事柄の取材、調査、解釈及び伝達、文書の他言語への翻訳、他言語への同時通訳。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

- 2 6 4 1 作家、著述家
- 2 6 4 2 ジャーナリスト
- 2 6 4 3 翻訳者、通訳者、その他の言語学者

2 6 4 1 作家、著述家

この細分類には、書物、脚本、絵コンテ、劇、エッセイ、スピーチ、取扱説明書、仕様書、その他非報道記事（新聞、雑誌、その他定期刊行物は除外する）の出版物あるいは発表の計画、取材及び執筆するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 小説、劇、脚本、詩、その他出版物あるいは発表の着想、執筆及び編集
- (b) 事実内容の証明その他必要な情報収集のための取材
- (c) 脚本や台本の執筆、舞台、映画、ラジオ及びテレビ制作のためのプログラム作成
- (d) 仕様書、覚書、製図、マニュアルの作成、取扱説明書、ユーザーガイド及びその他の書類などの書物分析、ソフトウェア、電子装置、機械装置及びその他装置の設置、操作及び保守についての明確な詳細説明
- (e) 小冊子、ハンドブック及び類似の技術的刊行物の著述
- (f) 出版書物の選別、内容の型、文法及び精度の確認、印刷前の必要な改訂、校正刷りの手配

ここに分類される職業の例

- ・作家
- ・書籍編集者
- ・エッセイスト

- ・双方向メディア作家
- ・小説家
- ・劇作家
- ・詩人
- ・脚本家
- ・演説原稿作成者
- ・技術伝達者
- ・技術ライター
- ・著述家

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・宣伝コピーライター — 2 4 3 1
- ・広報コピーライター — 2 4 3 2
- ・ジャーナリスト — 2 6 4 2
- ・新聞編集者 — 2 6 4 2

2 6 4 2 ジャーナリスト

この細分類には、新聞、テレビ、ラジオ、その他メディアを通じてニュース、公共の事柄の取材、調査、解釈及び伝達するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) インタビュー、調査及び観察を通じて、地方、国内及び海外ニュースの収集、公共行事への出席、記録調査、著作物の批評、映画、舞台公演への出席
- (b) 新聞及び定期刊行物に発表する、あるいはラジオ、テレビ放送のための、ニュースや時事問題などについての情報収集、報道及び解説
- (c) ニュースやその他の原稿の受け取り、分析、正確な検証

- (d) 記者会見やその他の場面において、ラジオ、テレビ、ウェブ放送のため、収録
個人インタビューを含め、政治家やその他の人物との会見
- (e) 医療、科学、技術のような特殊分野における発展についての調査及び報告
- (f) 現在の関心事の話題についての社説及び解説の記述、一般市民へ関心を持たせ
る取り組み、出版物あるいは放送局にて意見の発表
- (g) 新聞、テレビ、ラジオその他メディアの知識、判断及び経験に基づいた、文芸、
音楽その他の芸術作品の批評の著述
- (h) 出版物の選別、内容の型、文法、精度及び正当性の確認、必要な改訂の実施
- (i) 印刷直前に製作スタッフとの連携、最終校正刷りの確認
- (j) 報道、ラジオ、テレビ及びその他のメディアを通して、その他の媒体手段を用
いた発表における、事業組織その他の組織に関する広報資料の選択、収集あるいは
作成

ここに分類される職業の例

- ・ジャーナリスト
- ・コピーエディター
- ・新聞編集者
- ・新聞記者
- ・スポーツライター
- ・補助編集者
- ・テレビ・ラジオニュース記者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・広報担当者 — 2 4 3 2
- ・書籍作家 — 2 6 4 1
- ・書籍編集者 — 2 6 4 1
- ・写真ジャーナリスト — 3 4 3 1
- ・カメラマン — 3 5 2 1

2643 翻訳者、通訳者、その他の言語学者

この細分類には、言語の起源、発展及び構造の研究、一つの言語から他の言語への翻訳及び通訳するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 過去の言語体系と現在の言語体系との関係についての研究、単語、文法及び言葉の形態を辿ることによる研究結果の提示
- (b) 言葉の分類システム、文法、辞書及びその他についてのアドバイス、作成作業
- (c) 一つの言語から他の言語への翻訳、元の正しい意味の保持、法律、技術及び科学に関する著作物の内容の正確な表現、文学作品に表現されている精神と表現形態、語法及び用語ができる限り読み手に伝わるための確認
- (d) 翻訳作業の生産性の向上及び翻訳の質を改善する、コンピュータ及びその他の用具の利用方法の開発
- (e) 特に会議、ミーティング及びその他の機会において、一つの口語あるいは手話から他の言語への通訳
- (f) 翻訳資料の修正及び訂正

ここに分類される職業の例

- ・通訳者
- ・辞書編集者
- ・言語学者
- ・手話通訳者
- ・字幕製作者
- ・翻訳家
- ・翻訳家 - 編集家

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・作家 — 2641
- ・書籍編集者 — 2641
- ・ジャーナリスト — 2642

265 創作芸術家、音楽家、舞台芸術家

この小分類には、特定の効果を得るための、幅広いメディアにおける思考、情緒及び事実の表現、演技あるいは演技指導をする、楽譜あるいは脚本のような組成の解釈、演技などの発表及びその他メディア行事の司会を務めるものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

視覚芸術形式の着想及び創作、作曲、音楽、舞踊、演劇及び映画製作における考案、指揮、稽古及び演技、テレビ番組、映画及び演劇発表の制作における創造的、経済的及び組織的責任、脚本、戯曲あるいは書物の学習及び解釈を通しての稽古、音楽、ビデオ及びその他の放送娯楽物の選択及び紹介、商業及び公共広告の制作。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

- 2651 ビジュアルアーティスト
- 2652 ミュージシャン、シンガー、作曲者
- 2653 ダンサー、振付師
- 2654 映画・舞台等の監督、プロデューサー
- 2655 俳優
- 2656 テレビ・ラジオ・その他メディアのアナウンサー
- 2659 他に分類されない創作芸術家、音楽家、舞台芸術家

2651 ビジュアルアーティスト

この細分類には、彫刻、絵描、風刺画、彫刻や絵画に関連した技術を用いる芸術作品の創造及び製作するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 絵画、線画及び彫刻における発想、デザイン、型の着想及び展開
- (b) 選択された主題に従った物体の配置、モデルの位置調整、風景及びその他視覚形態の選択
- (c) 芸術的媒体、手法及び材料の選択
- (d) 木材、石材、粘土、金属、氷あるいは紙などの材料の形どり、彫刻、細工及び組み合わせによる、描写あるいは抽象3次元あるいは浮彫りでの物体の描写
- (e) 鉛筆、インク、チョーク、油絵、水彩その他技術を応用した描写あるいは抽象的な線画及び絵画の創造
- (f) 線画及び彫刻の創造、金属、木材及びその他の材料へのエッチング
- (g) 人や事象についての風刺画の創作
- (h) 絵画の汚損、退色及びその他の芸術品の損耗の再生

ここに分類される職業の例

- ・風刺家
- ・陶芸家
- ・商業芸術家
- ・絵画再生家
- ・人物画家
- ・彫刻家

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・工業デザイナー — 2163
- ・グラフィックデザイナー — 2166

- ・美術教師（個人教授） － 2 3 5 5
- ・陶器職人 － 7 3 1 4
- ・装飾画家 － 7 3 1 6

2 6 5 2 ミュージシャン、シンガー、作曲家

この細分類には、音楽作品の作曲あるいは編曲、音楽作品の演奏指揮及び演奏を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 音楽形式で思考及び情緒を表現するメロディ、調和及びリズム構成の創作
- (b) 演奏、再演を目的とした、標準音楽符号や記号による発想及び概念の表記
- (c) 特定の楽器及び声楽グループのための楽曲の編曲あるいはアレンジ
- (d) 楽団及び声楽グループの指揮
- (e) 演奏曲の選択、演奏家への楽器担当の指名
- (f) ソロリスト、オーケストラの一員あるいは音楽グループとして、一つ以上の楽器の演奏
- (g) ソロリスト、声楽グループのメンバーあるいは他のバンドのメンバーとして歌唱
- (h) 質の高い演奏を維持する練習及び試演

ここに分類される職業の例

- ・バンドリーダー
- ・作曲家
- ・楽器演奏家
- ・音楽指揮者
- ・ナイトクラブ音楽師

- ・ナイトクラブ歌手
- ・管弦楽団員
- ・声楽家
- ・街頭音楽家
- ・街頭歌手

2653 ダンサー、振付師

この細分類には、ダンスの創作及び上演を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) ステップの形、動きあるいはジェスチャーによる、物語やテーマ、思考や情緒を伝えるダンスの考案及び創造
- (b) 独演者、パートナーあるいは舞踏グループの一員としてのダンスの上演、映画、テレビ及びその他視覚メディアを通すことによるダンス披露
- (c) 健康及び能力の必要レベルの維持のための研修、練習及びダンス授業への出席、
- (d) リハーサルの参加、踊りに必要なダンスステップ及び技術の練習
- (e) 役を得るあるいは舞踏グループの団員になるためのオーディションの受験
- (f) 音楽監督との制作音楽の調整

ここに分類される職業の例

- ・振付師
- ・バレエダンサー
- ・ナイトクラブダンサー
- ・街頭ダンサー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

2654 映画・舞台等の監督、プロデューサー

この細分類には、映画、テレビ及びラジオ番組の制作、舞台上で芝居を演じる役者への技術面及び芸術面の監督及び管理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 著述家の選択、芸術的解釈のために脚本の研究、演技方法について俳優の指導
- (b) 俳優の選択、衣装、舞台装置、音響効果及び照明効果に関する最終決定を含め、舞台、テレビ、ラジオまたは映画におけるドラマ作品のあらゆる側面の指揮
- (c) 多様な演劇の計画、編成及び監督、発表、映画、テレビ及びラジオ番組の制作にかかわる予定の決定
- (d) あらゆる技術者の雇用及び指導、制作の取扱い、範囲及び予定の決定
- (e) 制作アーカイブの保存及び使用料についての交渉
- (f) 脚本の創作、計画及び執筆、ビデオ撮影、番組の編集
- (g) 舞台装置、小道具、照明機器、音響機器の位置についての監督

ここに分類される職業の例

- ・ドキュメンタリー監督
- ・映画編集者
- ・映画監督
- ・写真撮影監督
- ・舞台監督
- ・技術監督
- ・テレビ・ラジオ技術監督
- ・劇場プロデューサー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・テレビニュース制作者　－　２ ６ ４ ２
- ・放送技師　－　３ ５ ２ １
- ・音響技師　－　３ ５ ２ １
- ・ビデオ技師　－　３ ５ ２ １
- ・舞台マネージャー　－　３ ４ ３ ５

２ ６ ５ ５　俳優

この細分類には、映画、テレビ制作番組、ラジオ制作番組及び舞台上で役を演じるものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) セリフ及び合図の勉強、広告、テレビ、ラジオ及び映画におけるドラマ作品の役の演技
- (b) 脚本家または作家が創作した役の担当、観客へ向けた表現
- (c) 聞き手を教育あるいは歓待する、物語あるいは文芸作品の朗読
- (d) 役選考のオーディションを受けるための、オーディションおよびキャストインゴールへの出席
- (e) 制作監督の指示及び指導の下での、稽古による演技の準備
- (f) 脚本の研究、役、テーマ及び特徴の理解
- (g) 映画、テレビ番組、ラジオ番組及び演劇制作での稽古にて作り上げた役の演技及び表現

ここに分類される職業の例

- ・俳優

- ・パントマイム芸術家
- ・物語朗読者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・スタントマン - 3435
- ・エキストラ - 3435

2656 テレビ・ラジオ・その他メディアのアナウンサー

この細分類には、ニュース速報の発表、インタビューの実施、ラジオ、テレビ、舞台及びその他施設でのその他の発表及び紹介を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) ラジオ及びテレビによるニュース速報やその他の発表
- (b) 創作芸術家あるいはインタビューを受けた人の紹介、ラジオ、テレビ、舞台、ナイトクラブ及びその他施設での関連発表
- (c) 公共におけるテレビ及びラジオでのインタビュー
- (d) 番組及びインタビューの準備をする予備知識の学習
- (e) 音楽、天気及び交通情報などその他の事柄についての解説

ここに分類される職業の例

- ・ラジオアナウンサー
- ・テレビアナウンサー
- ・ニュースキャスター
- ・スポーツアナウンサー
- ・トークショー司会者
- ・交通リポーター

- ・天気リポーター

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ジャーナリスト — 2642

2659 他に分類されない創作芸術家、音楽家、舞台芸術家

この細分類には、「小分類265 創作芸術家、音楽家、舞台芸術家」に設けられた他のいずれの項目にも分類されないすべての創作芸術家及び演技芸術家が分類される。例えば、道化師、魔術師、アクロバット師及びその他の創作芸術家が分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 滑稽な態度の道化師の演技、面白い話の紹介
- (b) 錯覚奇術、手品、催眠術
- (c) 難度の高い派手なアクロバット、体操、曲芸
- (d) 動物の調教、動物との芸の披露

ここに分類される職業の例

- ・アクロバット師
- ・空中曲芸師
- ・道化師
- ・催眠術師
- ・魔術師
- ・人形遣い
- ・漫才師
- ・腹話術師

大分類 3 技師、准専門職

この大分類には、主として科学や芸術に関する概念や実施方法の研究あるいは研究成果の適用について、技術及び技術に関係する職務及び政府あるいは事業の規制に係る技術及び技術に関する職務を行うものが分類される。この大分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル3の技能が必要である。

技師、准専門職の職務としては次のものが挙げられる。

工学及び技術を含む物理科学、医学を含む生命科学、社会科学及び人文科学の分野において、研究や概念及び実施方法の適用に関する技術的業務の実施、政府の法律、規定の管理を含む、通商、金融、行政及び社会事業に関連する様々な技術サービス、芸術や娯楽における技術サービスの提供、スポーツ活動への参加、若干の宗教的職務。他の従事者の監督もその職務に含まれる。

この大分類における職業は次の中分類に分類される。

- 3 1 科学・工学分野の准専門職
- 3 2 保健分野の准専門職
- 3 3 ビジネス・総務担当の准専門職
- 3 4 法務・社会・文化分野の准専門職
- 3 5 情報通信技師

中分類 3 1 科学・工学分野の准専門職

この中分類には、自然科学や工学分野における研究及び実施方法における技術的職務、採鉱、製造、建築及びその他工学的業務における技術及び運用側面の監督管理及び航空機、船舶を含む機械設備を操作するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル3の技能が必要である。

その職務としては次のものが挙げられる。

機器や設備の配置（構成、調整、組立）、監視及び操作・システムの実験の実施及び監視・試験の実施及び監視、試験材料の収集及び検査、観測の記録・データの分析、製図や

図表の作成、改正及び説明、その他従事者の活動の調整、監督、管理及び予定、配電盤、コンピュータ制御システム及び多機能プロセス制御機の操作及び監視、技術的機能の達成による、安全及び効率的な動きの確保・船舶、航空機及びその他装置の運転の確保。

この中分類の職業は次の小分類に分類される。

- 3 1 1 物理・工学分野の技師
- 3 1 2 鉱業・製造業・建設業の監督員
- 3 1 3 工程管理技師
- 3 1 4 生命科学技術者及び関連分野の准専門職
- 3 1 5 船舶・航空機運航の准専門職・技師

3 1 1 物理・工学分野の技師

この小分類には、自然科学及び工学分野における研究に役立つ技術的職務、概念、原理あるいは特に工学や専門的な製図や生産工程の経済効率化などに関する実施方法を現実に適用する場合に、役立つ技術的職務を行うものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

化学、物理学、地理学、気象学、天文学あるいは工学や技術的な製図に関連した技術的な業務、実験室機器設備の配置、稼働及び維持・実験の監視・観測・実験結果の予測及び記録、実験材料の準備、システム試験の実施、試験材料の収集及び検査、観測の記録・データの分析、技術図面・配線図・回路基板組立図の作成、修正及び解釈。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

- 3 1 1 1 化学技師、物理科学技術者
- 3 1 1 2 土木技師
- 3 1 1 3 電気工学技師
- 3 1 1 4 電子工学技師
- 3 1 1 5 機械工学技師
- 3 1 1 6 化学工学技師
- 3 1 1 7 鉱山技師、冶金技師

3 1 1 8 製図技術者

3 1 1 9 他に分類されない物理・工学分野の技師

3 1 1 1 化学技師、物理科学技術者

この細分類には、化学、物理学、地質学、地球物理学、気象学、天文学に関する研究に役立つ技術的な職務、産業、医学、軍事及びその他研究成果の実用の開発に役立つ、技術的な職務を行うものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 試験材料の収集、実験、テスト及び分析のための素材や装置の準備
- (b) 日常検査の実施、研究、開発、分析及びテストにおいて、化学者や物理学者を支援する様々な技術支援機能の達成
- (c) テストサンプルによる実験室補給品の質量の管理、使用法の監視、定められた仕様に従った、当該プロジェクトに必要な素材、労働量及び費用に関する詳細な見積りの作成
- (d) 実験室機器設備の配置、稼働及び維持、実験の監視、観測、実験結果の予測及び記録
- (e) 検査サンプルの凍結や薄切り、化学物質の混合などの実験材料の用意
- (f) 土及び水の標本収集、テストの実施、観測、地質学者と地球物理学者を支援するデータ分析

ここに分類される職業の例

- ・化学技師
- ・地質技師
- ・気象技師
- ・物理技師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・化学技師 — 3 1 1 6
- ・化学処理技術者 — 3 1 3 3

3 1 1 2 土木技師

この細分類には、土木工学の研究に関する技術的な職務、水道の供給、下水システム、橋梁、道路、ダム、空港、ビル及びその他の建造物の設計、建設、操作、保守及び補修に関して技術的な職務を行うものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 土壌及び建設資材の現地試験あるいは実験室における試験の実施、試験の実施の支援
- (b) ビルやその他の建造物の建設に関する技術支援、測量及び測量レポートの作成に関する技術的支援
- (c) 設計仕様、関連法規制及び資材や業務に求められた基準の維持の順守
- (d) 生じた問題の把握及びその問題の解決のための、建築及び土木工学の原理及び実務に関する技術的知識の適用
- (e) 定められた仕様に従った、当該プロジェクトに必要な資材、労働量及び費用の詳細な見積り作業への支援
- (f) 保守及び補修手筈の準備
- (g) 建設、整地、都市計画及び安全に関わる法律、承認された計画、仕様書、基準、ビルの質と安全に関するその他規制に順守しているかどうか、建設中及び建設後にビルや建造物の点検
- (h) 火災危険の発見及び処法についてのアドバイスを目的とした、工場、ホテル、映画館、その他ビル及び建造物の点検
- (i) 火災検知器や自動消火装置の設置、ビル建設材料の使用、火災発生時に火災の恐れ、損傷及び危険の拡大を低減する交通手段についてのアドバイス

ここに分類される職業の例

- ・建物検査員
- ・監督員
- ・土木技師

- ・火災検査員
- ・地質工学技師
- ・測量技師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・分量測定士 — 2 1 4 9
- ・海洋測量士 — 3 1 1 5
- ・火災調査官 — 3 1 1 9

3 1 1 3 電気工学技師

この細分類には、電気工学の研究に役立つための技術的な職務、電気装置、施設及び配電システムの設計、製造、組立、建設、運用、保守及び補修に役立つための技術的な職務を実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 電気装置や施設の研究及び開発、試作品のテストに際しての技術的な支援
- (b) 定められた仕様に従った、電気装置の設計及び回路の設計及び作成
- (c) 定められた仕様に従った、製造あるいは製造設置に必要な材料、労働量及び費用の詳細な見積りの作成
- (d) 納得のいく成果の確保や仕様及び規定の合致のため、電気システムや装置の製造、設置、利用、保守及び補修に関する技術的側面の監視
- (e) 設置方法の計画、設置完了における安全管理についての検査、新しい電気機器あるいは電機システムの初期稼働の実施
- (f) 規定と安全要件に準拠する、電気機器及び電気機器設置の組立、設置、テスト、測定、修正及び補修

ここに分類される職業の例

- ・電子工学技師
- ・工学・電気（電気動力の電送）技師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・電子工学技師　－　３１１４
- ・発電施設オペレーター　－　３１３１
- ・電子機械整備工　－　７４１２

３１１４　電子工学技師

この細分類には、電子工学の研究に資する技術的な職務、電子装置の設計、製造、組立、建設、運用、保守及び補修に役立つ技術的な職務を行うものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 電子装置の研究及び開発に関して技術的な支援、試作品のテスト
- (b) 定められた仕様に従った、電気装置の設計電気回路の設計及び作成
- (c) 定められた仕様に従った、電子及び電気通信機器の製造及び設備に必要とされる材料、労働量及び費用の詳細な見積りの作成
- (d) 納得のいく成果の確保や仕様及び規定の合致を目的とした、電子装置の製造、利用、保守及び補修についての技術的側面の監視
- (e) 電気機器の設計、開発、設置、運用及び保守の支援
- (f) 設置方法の計画、設置完了における安全管理についての検査、新しい電気機器あるいは電子システムの初期稼働の実施
- (g) 電子システムのテストの実施、データの収集及び分析、電子技術者を支援する回路の組立

ここに分類される職業の例

- ・電子工学技師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・電子工学技師　－　３１１３
- ・電気通信技師　－　３５２２
- ・電子機械整備工　－　７４２１
- ・電気設備組立工　－　８２１２

3 1 1 5 機械工学技師

この細分類には、機械工学の研究に役立つ技術的な職務、機械、機械装置、施設の設計、製造、組立、建設、運用、保守及び補修に役立つ技術的な職務を行うものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 機械、機械装置、施設及び部分品の研究や開発に関する技術的な支援、試作品のテスト
- (b) 定められた仕様に従った機械、機械装置、施設及び部分品の配置の設計及び準備
- (c) 定められた仕様に従った、製造及び装置に必要な材料、労働量及び費用の詳細な見積りの作成
- (d) 納得のいく成果の確保や定められた仕様及び規定の合致を目的とした、機械、機械装置、施設、部分品の製造、利用、保守及び補修について技術的側面の監視
- (e) 船体、設備及び船荷に関する安全基準あるいは海上調査手続の開発及び監視
- (f) 新たな及び修正した機械組立、構成部品、工作機械、機械制御及び油圧動力系統の組立及び設置
- (g) 機械システムのテストの実施、データの収集及び分析、機械技術者を支援する機械組立の設置
- (h) 機械工学設計及び終了作業が仕様書、規定、契約規定の範囲内であることの確認

ここに分類される職業の例

- ・航空工学技師
- ・海洋工学技師
- ・機械技師
- ・機械工学推定者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・産業用機械整備工 — 7 2 3 3
- ・機械組立工 — 8 2 1 1

3 1 1 6 化学工学技師

この細分類には、化学工学の研究に役立つ技術的な職務、化学プラントの設計、製造、建設、運用、保守及び補修に役立つ技術的な職務を行うものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 産業化学工程、プラント及び設備の研究及び開発に関するの支援、試作品のテスト
- (b) 定められた仕様に従った、化学プラントのレイアウトの設計及び作成
- (c) 定められた仕様に従った、製造及び装置に必要な材料、労働量及び費用の詳細な見積りの作成
- (d) 納得のいく成果の確保、定められた仕様や規定の合致を目的とした、化学プラントの建設、設置、運用、保守及び補修について技術的側面の監視
- (e) 個体、液体、気体材料の質量分析について科学者及び技術者を支援するために、科学実験室及び物理実験室での試験の実施

ここに分類される職業の例

- ・化学技師
- ・化学工学推定者
- ・石油工学技師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・化学技師 — 3 1 1 1
- ・化学処理技術者 — 3 1 3 3

3 1 1 7 鋳山技師、冶金技師

この細分類には、冶金に関連した研究や実験を支援する技術的な職務、鉱物、石油、ガスの抽出方法を改良する支援をする技術的な職務、炭坑及び炭坑装置、石油及び天然ガスの輸送や貯蔵のためのシステム、鉱物から金属を抽出する設計、建設、操作、保守及び補修に関して技術的な職務を行うものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 金属及び新しい合金の特性を決定する手法の研究、開発に役立つための技術的な支援
- (b) 地質や地形の調査、石油、天然ガス及び鉱石の抽出及び輸送、鉱物や金属の加工及び精練のためのプラント設計と配置に関する技術的な支援
- (c) 鉱物、石油及び天然ガスの採掘、抽出、加工及び輸送に関するプロジェクトについて、必要な材料、労働量及び費用の詳細な見積りの作成
- (d) 原鉱石、石油及び天然ガスの採掘、抽出、輸送、貯蔵のための装置及び鉱物の加工プラントの建設、設置、操作、保守及び補修における技術、規制、安全面の監視
- (e) 炭坑、坑道、トンネル及び地下の救急医療設備の計画及び設計の支援
- (f) 岩、鉱物及び金属サンプルの収集及び準備、特性を決定する実験室試験、テスト結果の分析及び報告、テスト機器の保管
- (g) 顕微鏡、電磁放射機、分光計、密度計及び引張テスト機の使用
- (h) 金属鉱石、ガスあるいは石油発生源を示すデータを入手するために、実験室及び生産活動において、電気、超音波あるいは核測定装置についての科学者の支援

ここに分類される職業の例

- ・ 鉱山検査官
- ・ 鉱山技師
- ・ 冶金技師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 採鉱装置の運転工 — 8 1 1 1
- ・ 採鉱員 — 8 1 1 1
- ・ 切出石工 — 8 1 1 1
- ・ 地質学技師 — 3 1 1 1

3 1 1 8 製図技術者

この細分類には、下図、測量その他のデータを基に、技術的な図形、地図あるいはイラストの作成及び最終図形や絵を印刷板に複写するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 製造、設備及び機械あるいは設備の組立のため、あるいはビル、ダム、橋梁、道路及びその他の建築・土木工学プロジェクトのため、技師やデザイナーが作成した下図や仕様から作業図の作成及び訂正
- (b) 作業図のハードコピーやデジタル表示の創案あるいは作成や修正のための、コンピュータによるデザイン操作及び設備の設計図作成、
- (c) デジタル表あるいは類似の用具を用いて、作業用図形のハードコピー、地図及びその他の曲線のデジタル形式への変換
- (d) 機械及びその他の設備や物品の組立、設置、運転、保守及び補修に関する参考書やパンフレット、技術マニュアル用のイラストの作成及び改訂
- (e) 図形や絵図を印刷する、石板や金属板への複写
- (f) 工場、発電所及びビルの電子機器の製造、設置及び補修に使用される配線図、回路基板組立図、配置図の作成
- (g) 寸法、締結方法及びその他工学情報を含む機械装置の詳細な工作図の作成
- (h) 工作図として複写されるための完成図面の作成

ここに分類される職業の例

- ・製図技術者
- ・技術イラストレーター

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・地図製作者 — 2 1 6 5
- ・測量士 — 2 1 6 5

3 1 1 9 他に分類されない物理・工学分野の技師

この細分類には「小分類3 1 1 物理・工学分野の技師」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない自然科学及び工学分野の技術者が分類される。例えば、この細分類には、安全、生物医学、環境、産業及び生産技術に関する研究の実施や工程の構築に携わる科学者及び技術者を支援するものが含まれる。

これらの場合、職務には次のようなものが含まれる。

- (a) データの収集、次の点に関する技術的な支援。人事、原料及び設備の効率、安全及び経済的活用に関する支援、仕事の手順、装置の運転あるいはこれらの監督に関する支援、業務組織における時間及び行動に関する支援、プラントあるいは事業所の効率的な配置に関する支援。
- (b) 潜在的危険性の特定についての補助、安全手順及び安全装置の導入
- (c) 環境汚染、現場改善及び埋め立てに関して防止、制御及び改善に使用される機器及び装置の試験及び修正
- (d) 技術者の指示の下による環境汚染改善装置開発の支援
- (e) ロボット設備の設計及び試験についての技術者の支援

ここに分類される職業の例

- ・生産工学技師
- ・時間・行動研究工学技師
- ・分量調査技師
- ・ロボット技師
- ・科学捜査（法医学）技師
- ・火災調査官

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・生産技術者 — 2 1 4 9
- ・時間・行動研究技術者 — 2 1 4 9
- ・分量測定士 — 2 1 4 9
- ・航空工学技師 — 3 1 1 5

3 1 2 鉱業・製造業・建設業の監督員

この小分類には、製造、採掘及び建設作業における従業員の活動の調整、監督、管理及び予定するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

職人、工程管理技師、機械運転工、組立工、作業員及びその他従業員の作業の監視、監督及び調整、日常業務の準備及び計画、予算見積書、記録書及び報告書の作成、人員や補給品の不足の確認、従業員の安全確保、新入従業員の導入及び研修。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される

- 3 1 2 1 鉱山監督員
- 3 1 2 2 製造業監督員
- 3 1 2 3 建設業監督員

注記

「小分類 3 1 2 鉱業、製造業、建設業の現場監督」に分類される職業は、主に他の者が行う作業の計画・整理・調整・管理及び監督が含まれる。これら職業分野に雇用されたほとんどの時間給労働者は、これら職務において豊富な経験を持つことが多いが、監督業務を行なわない。監督業務を実行する者は、他の者が行う職務の技術的な品質管理に付け加えて、監督する従業者に分類されるべきである。これら監督業務は、現場監督あるいはチームリーダーと呼ばれることが多い。

「大分類 1 管理者、監督者」に分類される管理者と、その他分類に分類される管理者とを区別する上で注意しなければならないのは、いずれの管理者も、他の者が行う作業の計画・整理・調整・管理及び監督を行うことである。加えて、監督者は次のことについて責務を持ち、決定を下す。事業あるいは組織単位による全体的な戦略及び業務の方向性（例えば、生産される製品の種類、数量及び品質について）、予算（目的と金額）、従業員の選択・任命・解雇。監督者は、管理者に対して、特に従業員の選択及び解雇に関連した事項についてのアドバイスないし補助を行う。

注記されるべきは、管理者が、戦略的な運用方向、予算及びスタッフの選択と解雇の3つすべてにおいて責任を持っていることは必要条件ではない。彼らが行使する自主性の程度も異なる場合がある。重要な相違点は、監督者が他の労働者の活動の監視のみに責任を負う一方、管理者は、組織単位の業務全体的に責任を持っている。

3 1 2 1 鉱山監督員

この細分類には、採掘及び採石作業の監督、地下や地上の採掘場及び採石場の作業員の活動を直接監督及び調整することが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 鉱物及びその他天然鉱床を抽出する作業員の活動の監督及び調整
- (b) 生産性を向上させるための、作業予定に合った方法の確立、採鉱管理者への方策の提言
- (c) 運転上の問題の解決、活動の調整を目的とした、管理技術人事部、その他部署及び請負業者との作業
- (d) 採掘及び採石作業のあらゆる側面について採鉱管理者への報告、その他情報の提供
- (e) 採鉱場及び採石場における人事、材料の必要性の決定

ここに分類される職業の例

- ・ 鉱山副管理者
- ・ 鉱山監督員
- ・ 炭鉱管理者
- ・ 採石監督員

関連する職業だが別のところに分類れるもの

- ・ 鉱業管理者 — 1 3 2 2
- ・ 鉱山保安点検員 — 3 1 1 7
- ・ 採鉱員 — 8 1 1 1
- ・ 切出石工 — 8 1 1 1

3 1 2 2 製造業監督員

この細分類には、工程管理技師、機械の運転士、組立工及びその他製造業における作業者の活動についての調整及び監督するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 工程管理技師、機械運転士、組立工及びその他製造業の作業者の活動についての調整及び監督
- (b) 計画、経済、人事及び環境に関する日常的業務の組織及び計画
- (c) 費用見積書、記録書及び報告書の準備
- (d) 人員あるいは構成部品の不足の確認
- (e) 従業員の安全確保
- (f) 新入従業員の導入及び研修

ここに分類される職業の例

- ・ 製造業エリア調整者
- ・ 組立部品監督者
- ・ 仕上監督
- ・ 生産監督者（製造業）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 製造業管理者 — 1 3 2 1

3 1 2 3 建設業監督員

この細分類には、ビルや構造物の建設及び補修に従事する作業員の活動についての調整及び監督するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 建設要件や計画手順を決定する仕様書の確認
- (b) 業務を遂行するために必要な材料の準備及び調整
- (c) 作業工程の点検
- (d) 安全要件を満たすための機材や建設現場の調査
- (e) 建設現場の監督、その他建設プロジェクトとの業務調整
- (f) 建築業の従事者、作業員及びその他建設従事者の活動についての監督

ここに分類される職業の例

- ・ビル建設監督員
- ・建設監督員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・建設計画管理者 - 1 3 2 3
- ・プロジェクト建築業 - 1 3 2 3
- ・監督員 - 3 1 1 2

3 1 3 工程管理技師

この小分類には、配電盤、コンピュータ制御システム及び多機能工程管理機械の運転及び監視、発電、電力供給、廃水、下水処理及び廃棄物処理場における処理装置の維持、金属加工及びその他多数の工程操作における化学、石油及び天然ガス精製所を維持するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

工程の監視及び最適化を目的とした、中央制御室による電子及びコンピュータ制御パネルの操作、処理起動及び停止の管理、配電盤と関連した装置の操作及び監視、故障を検出する、装置やシステムの監視及び点検、図表及び計器類の示度の記録、故障点検・必要に応じた修正措置、記録や報告の保管、装置の稼働状態の評価・他の従事者との話し合い、装置の清掃及び維持管理、プラント及び機械運転工やその他の従事者の監督。

この小分類の職業は次の細分類に分類される

- 3 1 3 1 発電施設オペレーター
- 3 1 3 2 焼却炉・下水処理場オペレーター
- 3 1 3 3 化学処理プラント管理者
- 3 1 3 4 石油・天然ガス精製設備オペレーター
- 3 1 3 5 金属製造工程管理員
- 3 1 3 9 他に分類されない工程管理技師

注記

いくつかの仕事では、工程管理技師の仕事は、プラント・機械オペレーターや組立工のような他の職業のスタッフの監督等と組み合わせることができる。これらの仕事は、その他の従業者の監督が、仕事の明らかに顕著な要素であり工程管理の活動が比較的単純である場合を除き、「小分類 3 1 3 工程管理技師」に分類する必要がある。例えば、中央制御室から操作し、化学処理装置や機器を監視し、また、化学製品工場及び機械操作士の活動を監督する化学処理工場制御者は「細分類 3 1 3 3 化学処理プラント管理者」に分類する必要がある。しかしながら、起動と部分的な自動組立ラインの停止に責任のある組立工監督は、「細分類 3 1 2 2 製造業監督員」に分類される。

単一処理工場及び機械または複数の過程の自動制御を必要としない機械の操作士は「小分類 3 1 3 工程管理技師」に含まれない。そのような職業は主に「大分類 8 設備及び機械の運転工・組立工」に分類される。

すべての採掘所運転工は「細分類 8 1 1 1 採鉱員、切出石工」に分類される

3 1 3 1 発電施設オペレーター

この細分類には、送電網における電力あるいはその他電力の生産及び配給を管理する電気制御センターの配電盤や関連装置の操作、監視及び維持するものが分類される。操作される装置には、電力発電所の原子炉、タービン、発電機及びその他補助装置が含まれる。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 様々なタイプのエネルギー発電所の運転、監視及び点検
- (b) 水力発電、熱、石炭、石油、天然ガス及び原子力発電所における、ボイラー、タービン、発電機及び凝縮装置を含む、原子炉電力システムや電力装置の操作及び管理
- (c) 発電所装置の稼働開始及び停止の管理、開閉動作の管理、水位の規制、荷重伝達、周波数及び電線間電圧の規制及び調整のための、システムオペレーターとの連絡
- (d) 図表及び計器類の示度の記録、故障点検、必要に応じた修正措置、記録や報告の保管
- (e) 発電所の記録や報告書の完了及び保管、装置の稼働状態を評価する他の従事者との話し合い
- (f) 故障や劣化を防止する、発電機、ボイラー、タービン、ポンプ及び圧縮器など装置の清掃及び維持管理

ここに分類される職業の例

- ・ 発電所運転員
- ・ 水力発電所運転工
- ・ 原子力発電所運転工
- ・ 太陽光発電機器運転工
- ・ 供給管理運転工
- ・ 発電所運転工
- ・ 電源システム運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 蒸気エンジン・ボイラー運転工 — 8182

3132 焼却炉・下水処理場運転工

この細分類には、下水廃棄物処理を規制するために、固体及び液体廃棄物処理施設におけるコンピュータ制御システムと関連した装置の監視及び操作、下水処理及び供給を規制

するために、水ろ過処理場におけるコンピュータ制御システムと関連した装置の監視及び操作するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 下水廃棄物の流れや処理を規制するため、廃水処理、下水処理及び液体廃棄施設におけるコンピュータ制御システム、機械装置及び関連装置の操作及び監視、食用に供するため、あるいは自然水に変える水の処理及び供給を規制するために、水ろ過処理場におけるコンピュータ制御システムと関連した装置の監視及び操作
- (b) 廃棄処理場のガスや固体廃棄物を燃やすための、炉床焼却炉の運転管理
- (c) 負荷要求の判断、流れ、圧力及び温度が仕様書の範囲内であることの確認、故障検出の際の装置の点検、中央制御室における運転状態、メーター、フィルター、塩素消毒機及びゲージの監視
- (d) 排気ガス、気体洗浄装置、焼却炉熱回収ユニットなど補助装置の制御の監視及び調整
- (e) テスト装置や標準色解析の使用による、化学物質及び細菌含有量を調べるための水及び下水サンプルの収集及びテスト
- (f) 処理場設備の調整のため、テスト結果の分析、水及びその他液体の消毒、消臭をするシステムの分析
- (g) 処理場内外での警備安全確認
- (h) すべての記録の報告及び保管

ここに分類される職業の例

- ・ 焼却炉操作員
- ・ ポンプ室作業員
- ・ 液体廃棄物処理運転工
- ・ 下水処理場運転工
- ・ 廃水処理運転工
- ・ 下水処理設備の操作員

3 1 3 3 化学処理プラント管理者

この細分類には、化学プラント及び関連する多機能処理制御機器の運転及び監視、化学物質の蒸留、ろ過、分離、加熱及び精製する加工ユニットや装置を調整し、維持するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 複数の加工ユニットの物理及び化学加工の監視及び最適化する、中央制御室から電子あるいはコンピュータ制御パネルの操作
- (b) 機器、バルブ、ポンプ、制御及び加工装置の調整
- (c) 準備管理、原材料や触媒などの加工剤の測定及び供給、プラントへの媒体ろ過
- (d) 処理稼働開始及び停止の管理、故障点検、加工装置の外の監視
- (e) 故障した装置の検証、所定の運転試験の実施、保守管理
- (f) サンプル製品の分析、テストの実施、データの記録、製造記録の記述

ここに分類される職業の例

- ・化学熱処理装置の運転工
- ・化学ろ過機器・分離機器の運転工
- ・化学蒸留工、反射炉工
- ・化学処理技師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・石油・天然ガス精製設備オペレーター — 3 1 3 4
- ・化学製品製造プラント・機械の運転工 — 8 1 3 1

3 1 3 4 石油・天然ガス精製設備オペレーター

この細分類には、プラントの運転及び監視、石油、石油製品及び副製品あるいは天然ガスの精製、ろ過及び処理をする加工ユニットや装置の調整及び維持するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 複数の加工ユニットの物理及び化学加工を監視及び最適化するよう、中央制御室から電子あるいはコンピュータ制御パネルの操作

- (b) 機器、バルブ、ポンプ、制御及び加工装置の調整
- (c) 処理稼働開始及び停止の管理、故障点検、加工装置の外の監視
- (d) 故障した装置の検証、パイプの漏れや割れ目の有無についてのテスト、維持管理
- (e) サンプル製品の分析、テストの実施、データの記録、製造記録の記述

ここに分類される職業の例

- ・混合機運転工（石油、天然ガス精製）
- ・パラフィンプラント運転工
- ・蒸留器運転工（石油、天然ガス精製）
- ・原油処理技師
- ・石油加工運転工
- ・ガस्पラント運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・化学処理プラント管理職 — 3 1 3 3
- ・化学製品製造プラント・機械の運転員 — 8 1 3 1

3 1 3 5 金属製造工程管理員

金属製造工程管理員には、金属加工炉・精錬炉、金属圧延機、金属熱処理装置または金属押出し成形装置を制御する多機能の工程管理機械や機器を操作及び監視するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 通常は中央管理室にて行う制御パネル、コンピュータ端末等の制御システムによる金属加工製造における特定の工程の調整及び監視
- (b) 研磨、分離、濾過、溶解、焼き入れ、調整及び精錬等の金属処理を行う多機能中央工程管理機器の操作
- (c) コンピュータのプリント、ビデオモニター及び計器の監視による特定の工程状況の検証及び必要な調整

- (d) 機械運転工・助手及び補助職等の作業員の調整及び監視
- (e) 緊急の場合または行程上必要が生じた場合に行う製造システムの運転開始及び停止
- (f) 作業員向け研修の計画及び実施
- (g) 製造シフト等のデータ保存及び製造等の報告書作成

ここに分類される職業の例

- ・溶鉱炉工
- ・鋳物管理工
- ・圧延工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・取鍋注入工 — 8 1 2 1
- ・鉄鋼圧延工 — 8 1 2 1
- ・金属仕上機材運転工 — 8 1 2 2

3 1 3 9 他に分類されない工程管理技師

この細分類には「小分類 3 1 3 工程管理技師」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない工程管理技師が分類される。この細分類には、例えば、製造組立ラインや製紙・パルプ製造において複数の工程管理機器を運転するものが含まれる。

ここに分類される職業の例

- ・自動組立ラインの運転工
- ・産業ロボットの管理員
- ・配電盤操作士（紙パルプ）
- ・紙パルプ精製機の運転工
- ・パルプ制御操作士

注記

すべての採掘所操作士は「細分類 8 1 1 1 採鉱員、切出石工」に分類される。

3 1 4 生命科学技術者及び関連分野の准専門職

生命科学技術者及び関連分野の准専門職には、生物学、植物学、動物学、生物工学及び生物化学の各分野、並びに農林水産業において、生命科学の専門家による研究、開発、管理及び保全・保護活動を補助するため、様々な技術的職務を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

認可されている科学的方法を用いて情報を収集する検査・実験・実験室での分析・実地調査及びアンケートの実施、記録、データ分析補助及び報告作成補助、機器の操作及び整備等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

3 1 4 1 生命科学技術者（医療を除く）

3 1 4 2 農業技術者

3 1 4 3 林業技術者

3 1 4 1 生命科学技術者（医学を除く）

生命科学技術者（医学を除く）には、自然資源管理、環境保護、動植物生物学、微生物学及び細胞分子生物学の領域における生物の研究・分析・検査、並びにそれらの結果生じた製品や工程の開発及び応用を行う生命科学の専門家に技術的支援を提供するものが分類される。

- (a) 実験の設計・準備・実施の支援
- (b) 実験器具や機器の準備・校正・操作及び管理
- (c) 標本・見本・化学溶液及びスライドの収集及び準備、並びに実験で使用する細菌の培養
- (d) 所定の実地試験・実験室試験の実施
- (e) 実験室品質管理手順及び健康安全指針の順守を確保するよう実験を監視
- (f) 試験の観察、適切な科学的方法を用いた検査結果の分析・計算・記録及び報告
- (g) 標本や見本の保存・分類及び目録作成

- (h) 実施作業の詳細の記録
- (i) モデル開発及びデータ分析のためのコンピュータ使用
- (j) 複雑かつ高性能な機器による業務の実施
- (k) 製品及び工程の研究・開発及び製造への参画
- (l) 実験室の備品の注文及び補充
- (m) 関連するデータベースの管理

ここに分類される職業の例

- ・微生物技師
- ・生化学技術者
- ・植物標本技師
- ・調剤学技師
- ・血清学技師
- ・組織細胞技師
- ・動物学技師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・医療技師 — 3 2 1 2
- ・病理検査技師 — 3 2 1 2
- ・薬剤技師 — 3 2 1 3
- ・法廷科学技師 — 3 1 1 9

3 1 4 2 農業技術者

農業技術者には、検査や実験を遂行し、農業専門家、農業従事者及び農場経営者に技術的及び科学的支援を提供するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 実験、検査及び分析のための材料や機器の準備
- (b) 実験、検査及び分析のための土。植物または動物の細胞・組織あるいは器官等の標本の収集及び準備
- (c) 顕微鏡・組織化学・クロマトグラフィ・電気泳動法及び分光光学等の方法や技術を

- 応用した実験・検査及び分析の補助並びに遂行
- (d) 作物家畜に有害な病原微生物や病原虫、寄生虫、菌及び雑草の特定、並びに管理方法創出の補助
 - (e) 農作物の分析による品質基準の設定と維持
 - (f) 魚類の孵化場、温室及び家畜生産計画等の事業の実施及び監督
 - (g) 品質、純度及び発芽率を調べるための種子の標本分析
 - (h) 事業データの収集及び事業に要する材料と労力の分量及び費用の積算
 - (i) 研究機器の維持管理及び修理の計画

ここに分類される職業の例

- ・酪農技師
- ・農作物検査員
- ・家畜検査員
- ・園芸検査員
- ・家禽検査員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・人工授精師 — 3 2 4 0
- ・獣医技師 — 3 2 4 0

3 1 4 3 林業技術者

林業技術者には、森林研究、森林管理、収穫、資源保全及び環境保護を支援する技術的及び監督的職務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 正当で科学的な作業手順に沿った森林の調査・査定及び測定の実施
- (b) 写真測定法及びマッピング技術、並びにコンピュータ情報システムを用いた、森林管理及び材木収穫計画の準備における技術的職務の補助及び遂行
- (c) アクセス道路及び林道整備における計画支援と道路整備監督
- (d) 場所の準備・植樹及び手入れ等の植林活動における技術的職務の実施・監督及び遂行

- (e) 材木の測量・野火鎮火・病気や虫の管理及び林分の予備間伐等の活動の調整
- (f) 材木収穫作業における技術的職務の監督及び遂行
- (g) 環境保護・資源利用及び火災事故予防に関する規則や政策に合致することの保証
- (h) 林木育成作業の監督
- (i) 材木改良・採種園管理・虫や病気に関する調査・または森林実験及び森林工学研究等の領域における森林研究事業への技術的支援の提供
- (j) 森林養成及び伐採計画の準備

ここに分類される職業の例

- ・ 林業技術者
- ・ 植林技師

3 1 5 船舶・航空機運航の准専門職・技師

船舶・航空機運航の准専門職・技師には、船舶や航空機の航行を指揮並びに自ら操縦するもの、安全で効率的な移動及び運航を保証する技術的な職務を行うもの、電気、電気機械及びコンピュータによる航空管制システムを開発するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

船上または機内に設置される機械・電気機器及び電子機器の制御、船舶または航空機の運航指揮及び操縦、船舶または航空機の運航の管理、電気・電気による機械制御及びコンピュータを用いた航空管制システムの開発等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 3 1 5 1 船舶機関士
- 3 1 5 2 海洋船船長
- 3 1 5 3 航空機操縦士及び関連分野の准専門職
- 3 1 5 4 航空管制官
- 3 1 5 5 航空保安電子機器整備員

3 1 5 1 船舶機関士

船舶機関士には、船内の機械・電気・電子機器及び設備の運転・保守・修理を主導もしくは参加、あるいは陸上において関連支援職務を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

- (a) 船内の機械・電気・電子機器及び機械の運転・保守・修理を主導もしくは参加
- (b) 燃料及び機関部門の他の備品の注文及び運航の記録
- (c) 設計明細書及び規制への準拠を保証する船舶の機械及び機器の設置、保守及び修理の技術的監督
- (d) エンジン、機械類及び付属設備の検査、維持管理及び緊急時の修理
- (e) 機関室におけるエンジン、機械類及び付属設備の監視及び作動状況の記録

ここに分類される職業の例

- ・船舶機関士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・海洋技師 — 2 1 4 4

3 1 5 2 船舶の航海士・操舵手

船舶の航海士・操舵手には、航洋船及び類似の船舶を指揮及び運航し、陸上で関連職務を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

- (a) 海上または内陸水路における航洋船または類似の船舶の指揮及び運航
- (b) デッキ及びブリッジにおける運行監視活動の管理及び参画
- (c) 港湾・水路・海峡等特別な知識を要する水域における船舶の運航
- (d) 荷揚げ・荷下ろしの安全、並びに船員や船客が安全規則及び安全措置を遵守している旨の保証
- (e) 仕様及び法規の遵守を確保する船舶の維持管理・修理における技術監督
- (f) 船舶の運航と航行に関する基本知識と実務経験を適用した、業務上発生する問題の特定と解決

- (g) 船舶備品の注文、必要に応じた船員の補充及び運航の記録
- (h) 陸上の停泊所及び他の船舶との日常及び緊急時における情報発信及び受信

ここに分類される職業の例

- ・海洋船船長
- ・操縦士（船）
- ・艇長（ヨット）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・トロール船船長 — 6 2 2 3
- ・沿岸漁業船長 — 6 2 2 2
- ・船員 — 8 3 5 0

3 1 5 3 航空機操縦士及び関連分野の准専門職

航空機操縦士及び関連分野の准専門職には、乗客・郵便物及び貨物を輸送する目的で航空機を運航するために機械設備・電気機器及び電子機器を管理し、関連する運航前及び運航中の職務を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

- (a) 既定の管理・運航手順に従った飛行機の操縦
- (b) 運航計画の作成及び提出、あるいは標準運航計画の検討
- (c) 機械・電気・電子設備の運転管理とすべての機器と制御機能の適切な作動の確保
- (d) 航空機運用と航行に関する基本知識と実務経験を適用した、業務上発生する問題の特定と解決
- (e) 航空機が正常であり、保守点検が行われ、全ての機器が作動していることを保証する保守記録の検討及び点検の実施
- (f) 必要な証明書への署名、公式飛行記録の保管
- (g) 飛行前ブリーフィングと離着陸許可の入手、及び飛行中の航空管制との通信維持

ここに分類される職業の例

- ・航空機関士

- ・飛行操縦指導者
- ・航空士
- ・パイロット

3 1 5 4 航空管制官

航空管制官には、無線・レーダー及び照明システムを用いて上空及び地上の航空機の移動を管制し、航空機の運航に関連する情報を提供するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

- (a) 航空機の離着陸、並びに地上移動の方向指示及び管制
- (b) 指定された空域で運行する航空機への方向指示と管制
- (c) 飛行計画の審査及び承認
- (d) 乗務員及び運航スタッフへ気象条件・管制施設・飛行計画及び航空交通に関する情報の提供
- (e) 業務上発生する問題の特定と解決に、航空管制に関する知識と実務経験を適用
- (f) 緊急・捜索・人命救助サービス及びその手順の開始と主導
- (g) 空港滑走路とその周辺にあるすべての航空機とサービス車両への活動指示
- (h) 近隣の管制塔、ターミナルの管制部署及び他の管制センターと無線・電話による連絡の維持及び近隣地域への航空機の誘導を調整

ここに分類される職業の例

- ・航空管制官

3 1 5 5 航空保安電子機器整備員

航空保安電子機器整備員には、航空管制及び航空操縦システムの設計・配置・管理・運営・整備及び修理に関する技術的業務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 電気及びコンピュータによる航空航法システム及び機器の開発に係る技術的職務の実施、並びに試作品の検査
- (b) 航空航法システム及び航空機追跡システムの特定インターフェース回路の設計及び配置における技術的支援の提供
- (c) 航空管制及び安全機器の費用見積もり、技術・訓練明細の作成及び作成補助
- (d) 基準と仕様に合致する旨を保証する地上航空航法機器の建設・設置及び運用、並びにその保守と修理における技術監督の提供または補助
- (e) 業務中に発生する問題の特定及び解決を目的とした航空管制工学の知識及び技能の適用
- (f) システムのソフトウェアの開発・改良及びプログラム修正
- (g) 能力・信頼性・完全性の向上、並びに航空管制手順及び空域指定の容易化のための既存の地上航空航法システム及び航空航法機器の改良による新たな航空管制手順への改訂
- (h) 通信航法及び航空交通管理監査機器の管理・監視及び認定、並びに飛行及び離着陸時における正確性及び安全性を最大限保証する地上型航空航法システムの調整
- (i) 他の従事者への技術研修の提供・監督

ここに分類される職業の例

- ・航空保安技師
- ・航空保安技術者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・航空技術者 — 2 1 4 4
- ・電子技術者 — 2 1 5 2
- ・航空機械工 — 7 2 3 2
- ・航空整備士（航空電子工学） — 7 4 2 1
- ・航空電子整備技師 — 7 4 2 1

3 2 保健分野の准専門職

保健分野の准専門職には、人間や動物の病気、疾患、負傷、障がいの診断及び治療の補助、並びに通常は医師、獣医師、看護師等の保健専門職が策定する保健・治療及び照会計画の策

定の補助、技術及び診療業務を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル3の技能が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

医療画像診断機器の検査及び操作並びに放射線療法の処方、体液・細胞組織の検体に関する臨床検査の遂行、薬剤師の指導の下での投薬及びその他調剤の準備、医療及び歯科処方に使用する装置・設備の設計・調整・保守・修理、看護・介護及び助産の補助任務の提供、特定の文化を起源に持つ論理・信仰及び経験に基づいた薬草等の療法実践等。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 3 2 1 医療技師、薬剤技師
- 3 2 2 看護・助産准専門職
- 3 2 3 伝統医療・代替医療准専門職
- 3 2 4 獣医技師、獣医助手
- 3 2 5 その他の保健分野の准専門職

3 2 1 医療技師、薬剤技師

医療技師、薬剤技師には、病気、疾患、負傷及び障がいの診断及び治療の技術的補助を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

X線・超音波・その他の医療画像診断機器の操作並びにそれらを用いた検査、患者への放射性医薬品または放射線処方による疾患の発見及び治療、体液や細胞組織の検体の臨床検査の実施、薬剤師の指導の下での投薬及びその他調剤の準備、医療及び歯科処方に用いる装置や設備の設計・調整・保守及び修理等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 3 2 1 1 診療放射線技師、臨床工学士
- 3 2 1 2 医療技師、病理検査技師
- 3 2 1 3 薬剤技師、薬剤師助手
- 3 2 1 4 義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士

3 2 1 1 診療放射線技師、臨床工学士

診療放射線技師、臨床工学士にはX線・超音波・その他の医療画像機器の検査や操作を行い、負傷、疾患及びその他の障がい診断及び治療するために身体構造の画像をとるものが分類される。また診療放射線技師、臨床工学士は、X線技師またはその他保健の専門職の監督の下、放射線治療を実施することもある。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 診断目的で身体画像を生成する放射線、超音波及び磁気画像機器の操作または監視
- (b) 手順の説明、患者の観察及び位置調整、検査・精査及び治療時の安全を保証する保護装置の使用
- (c) 画像機器及び治療機器の位置調整、ビデオ画像の監視、技術使用に沿った設定や操作の調整
- (d) 生成したX線・ビデオテープまたはコンピュータによる情報の検討及び評価並びに画像が診断目的で利用できるか否かの判断、評価手順及び判断手順の報告
- (e) 患者の症状及び反応の監視、異常な兆候の医師への報告
- (f) 医師による処方箋に沿って患者に処方した放射線の投射量または放射線医薬品の測定及び記録
- (g) ラジオアイソトープ・カメラ・またはその他の疾患診断・治療機器を用いた放射線医薬品または放射線の患者の身体への投与・検出・マッピング
- (h) 放射線安全要領に沿った放射能物質の記録・廃棄処理及び放射性医薬品の保管

ここに分類される職業の例

- ・医療X線技師
- ・マンモグラフィ技師
- ・療法放射線技師
- ・磁気共鳴画像技師
- ・核医学技師
- ・超音波検査士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・医療物理学者 — 2 1 1 1
- ・X線技師 — 2 2 1 2
- ・放射線保護専門家 — 2 2 6 3
- ・医療画像助手 — 5 3 2 9

3 2 1 2 医療技師、病理検査技師

医療技師、病理検査技師には、患者の健康または死因に関する情報を入手する目的で、体液及び細胞組織の検体に関する臨床検査を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 正常及び異常成分の存在を特定する特定血液・尿及び髄液等の体液の化学分析
- (b) 分光測光器、熱量計、炎光分析計及びコンピュータ制御分析器等、量的分析及び質的分析に使用する機器の操作、調整及び保守
- (c) 実験室での検査や臨床結果から得たデータの記録システムへの入力、並びに医師やその他保険分野の専門職への結果報告
- (d) 化学物質含有量または化学反応の有無を目的とした生体物質検体の分析
- (e) 実験室の機器の設置・洗浄及び保守
- (f) 結果の正確性を確認する研究結果の分析
- (g) 研究結果の正確性を確認するプログラム設定及び監視、並びに検体分析に使用する手順・技術及び検査の開発・標準化・評価及び修正
- (h) 検体の入手、分析用微生物の培養・分離及び特定
- (i) 異常を発見する染色した細胞の検査
- (j) 受精卵及び微生物培養基、またはその他有機体を有する細菌培地への接種

ここに分類される職業の例

- ・血液銀行技師
- ・細胞検査技師
- ・医療技師
- ・病理検査技師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・病理学者　－　２ ２ １ ２
- ・法廷科学技師　－　２ １ １ ９
- ・獣医技師　－　３ ２ ４ ０
- ・放血医　－　５ ３ ２ ９

３ ２ １ ３　薬剤技師、薬剤師助手

薬剤技師、薬剤師助手には薬剤師等保健分野の専門職の指導の下、薬用製品の配布に関連する多様な職務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 薬剤師等保健分野の専門職の指導の下での薬剤及びその他の調剤品の準備
- (b) 患者への薬剤の配布、医師・獣医等保健分野の専門職が処方した使用法の書面及び口頭による説明
- (c) 保健分野の専門職からの処方箋または補充要請の受領、並びに医療記録基準に基づき情報が完全かつ正確である旨の証明
- (d) 薬剤の適正な保管及び警備の維持
- (e) 処方薬剤の容器への充填及び薬剤の容器における表示
- (f) 治療情報に関する質問の回答、治療方法の特定、または治療情報入手のための薬剤師への照会等の方法による患者の支援
- (g) 記入した処方箋の費用計算及び提出、並びに薬剤の処方状況を含む患者記録の作成及び管理
- (h) 薬剤・化学薬品及び備品の注文・表示及び数量確認、記録保存システムへの在庫データの記入
- (i) 薬剤及び調剤品の配布準備に使用する機器や容器の洗浄及び準備

ここに分類される職業の例

- ・調剤技師
- ・薬剤技師
- ・薬剤師助手

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・薬剤師 — 2 2 6 2
- ・調剤学技師 — 3 1 4 1
- ・調剤補助員 — 5 3 2 9

3 2 1 4 義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士

義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士には、保健分野の専門職が作成した処方箋または説明に基づき医療及び歯科の装置及び補助具を設計・調整・提供及び修理するものが分類される。また義肢装具士・歯科衛生士・歯科技工士は広範囲の支援器具の提供を行い、首のギブス、整形外科の副木、義肢、補聴器、踏まず支え、義歯、金歯及びブリッジといった身体面、医療面、または歯科面の問題を矯正することがある。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 患者の補助具の必要性の判定、並びに補助具の調整に影響する要因を特定する患者の検査・面談及び測定
- (b) 装置及び補助具の仕様や処方箋を作成する医師や歯科医との協議
- (c) 製作する製品または装置、並びに必要とする材料や道具の種類を決定する処方箋及び仕様書の理解
- (d) 製作型として使用する患者の胴体・肢・口または歯の鋳型・彫り型の作成、あるいは受領
- (e) 熱可塑性材質及び熱硬化性材質・合金・皮革等の材料及び手動工具・動力工具等の道具を使用した、矯正装置及び補装装置の設計及び製作
- (f) 補助具や装置の患者への調整、補助具や装置の検査及び評価、並びに適正なフィット感・機能及び着け心地にする再調整
- (g) 仕様書に沿った医療及び歯科用補装具及び補助装置の修理・改良及び保守
- (h) 部品の製作に必要とされる所定の曲線に合わせた布地や材質の折り曲げ・成形・型取り
- (i) 全部及び一部の義歯製作、並びにマウスピース・歯冠・金属の留め金・インレー・架工義歯術及び他の補助具の製作
- (j) 補装具または矯正装置の使用法や手入れについての患者への説明

ここに分類される職業の例

- ・ 歯科技師
- ・ 歯科技工士
- ・ 矯正器具技師
- ・ 矯正士
- ・ 義肢工
- ・ 義肢装具士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 手術機器製作者 — 7 3 1 1
- ・ 歯科補助員 — 5 3 2 9

注記

この細分類に含まれる職業は通常、正規の研修により取得した医療、歯科及び解剖・工学の知識を必要とする。医療用精密機器及び外科用精密機器の製造及び修理を行う技師は、この分類に含まないものとする。

3 2 2 看護・助産准専門職

看護・助産准専門職には、身体的または精神的な疾患を持つ人、障がいのある人や虚弱な人、並びに誕生前・誕生時及び生後を含めて潜在的に健康を害する要因を持つために治療を必要とする人に対し基本的な看護及び介護診療を提供するものが分類される。看護、助産の准専門職は通常、医療・看護・助産・その他の保健専門職が作成する医療・治療及び照会計画のにしたがい、並びにそれらの計画の支援を受けて業務に従事する。

職務には通常、次のものが含まれる。

看護及び助産奉仕の提供・保健専門職が作成する治療計画に沿った患者の治療及び患者への助言、投薬及び治療を処方する際の専門看護師・助産婦及び医師の補助、傷の洗浄並びに包帯の処置、個人・家族及び地域への健康・避妊・妊娠及び出産に関する助言、妊娠及び出産時期の評価・出産時の分娩または分娩補助及び保健専門職への照会を要する兆候や症状の識別、出産後の女性及び新生児の介護及び支援の提供等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

3 2 2 1 看護准専門職

3 2 2 2 助産准専門職

注記

看護及び助産師の専門職と準専門職の間の区別は、関連する細分類の定義で指定された、作業に関連して遂行される仕事の性質に基づいてなされるべきである。看護師、助産師のための研修体制は、国との間で大きく異なるように国の中でも時間をかけて変化したことから、国の支配や個人が保有する資格は、この区別を行う主な要因ではない。

3 2 2 1 看護准専門職

看護准専門職には、加齢、疾患、負傷、またはその他身体的あるいは精神的な障がいのために看護及び介護奉仕を必要とするものに対し、基本的な看護及び介護を提供するものが分類される。看護准専門職は一般的に、医療・看護及びその他保健専門職が作成する医療・治療及び参照計画の監督の下、並びにその実施支援を受けた上で業務に従事する。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 保健の専門職が作成する診療計画に沿った看護及び介護、並びに治療や保健に関する助言の提供
- (b) 患者への投薬及びその他治療の処方、患者の症状及び治療への反応の観察、特別な奉仕を要する場合における患者やその家族の保健専門職への照会
- (c) 傷の洗浄及び包帯の使用
- (d) 記録システムを使用した患者の症状及び治療に関する情報の更新
- (e) 個別の患者に対する診療における計画及び管理の補助
- (f) 緊急時における救急処置の補助

ここに分類される職業の例

- ・ 準看護師
- ・ 准看護師
- ・ 准看護師（オーストラリア、ニュージーランド）
- ・ 准看護師（アメリカ）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・臨床看護コンサルタント — 2 2 2 1
- ・正看護師 — 2 2 2 1
- ・専門看護師 — 2 2 2 1
- ・正助産婦 — 2 2 2 2
- ・準助産婦 — 3 2 2 2
- ・看護補助員（病院または診療所） — 5 3 2 1
- ・看護補助員（在宅） — 5 3 2 2

注記

正看護師と准看護師の区別については、ここに挙げた定義に特有の職務に関連した業務の性質に基づいて行うものとする。看護職の研修計画は国と時代によって大きく異なるため、個人が有する免許、または国内で多数派である免許は、これを区別する主な要素ではない。

3 2 2 2 助産准専門職

助産准専門職には、妊娠期・出産期及びその前後において基本的な医療及び助言を提供するものが分類される。助産准専門職は、通常は医療・助産及びその他保健の専門職が作成する診療・治療及び照会計画を実施する。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 保健計画・栄養計画・衛生計画・運動計画・出産計画及び救急計画・母乳育児・小児介護・家族計画及び避妊・ライフスタイル・その他妊娠や出産に関する事項についての女性、家族及び社会への助言
- (b) 妊娠及び出産期の経過観察、保健の専門職への照会を要する兆候や症状の識別
- (c) 通常は特別な合併症の可能性がない場合のみ分娩介助、医師や助産の専門職の分娩補助
- (d) 出産後の女性や新生児への介助及び援助、女性や新生児の観察、保健の専門職への照会を要する兆候や症状の特定

ここに分類される職業の例

- ・助産師助手
- ・伝統医療の助産師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・臨床看護コンサルタント — 2 2 2 1
- ・正看護師 — 2 2 2 1
- ・専門看護師 — 2 2 2 1
- ・正助産師 — 2 2 2 2
- ・看護補助員（病院） — 5 3 2 1
- ・助産付添人 — 5 3 2 1

注記

この細分類は、日常において知識と技能を必要とする能力を有する治療と公式または非公式の訓練を通じて取得した緊急時の助産治療を行う職業を含む。この細分類で個人を含めた基準については、ここに挙げた定義に特有の職務に関連した業務の性質に基づいて行うものとし、個人が所有する免許、または各国で多数を占める免許によって行うものではない。伝統医療の助産師及び非正規の助産師は主に、所属する伝統や実践を通じて非正規に得た経験や知識に基づき、基本的な妊娠及び出産の介助並びに助言を行っており、この分類に含めるものとする。

出産付添人は、妊娠期及び分娩時の女性や家族に精神的援助及び一般介助を提供するものであり「小分類5 3 2 介護福祉従事者」に分類される。

3 2 3 伝統医療及び代替医療准専門職

伝統医療及び代替医療准専門職には、特定の文化を起源に持つ理論・信仰及び経験に基づいた薬草やその他の療法を利用して、身体的及び精神的疾患・障がい及び傷害を予防・治療及び看護するものが分類される。彼らは、単独または伝統的な薬やその他の医療専門家によって確立された治療介護計画に応じてのいずれかによって、伝統的な技術や薬剤を使用して治療を管理する。

職務には通常、次のものが含まれる。

健康状態及び身体及び精神障がい・疾患、またはその他の病気の状態を把握する患者の診

察並びに患者やその家族との面談、身体への処置や運動、瀉血・薬草・植物・昆虫・動物の抽出物を用いた製剤といった伝統的な方法及び投薬治療を用いた疾患やその他病気の治療の提案及び提供、鍼灸・アーユルベーダ・ホメオパシー・漢方薬などのように、通常、伝統的な薬やその他の医療専門家によって開発された治療介護プランや手順に従う治療の管理、身体への処置や薬草療法等の伝統的な方法を用いて折れたり位置がずれた骨を固定及び治療するといった治療及び看護の提供、健康・栄養・衛生・ライフスタイル・その他健康及び幸福の維持・向上のための課題に関する個人や社会への助言、他の介助提供者への患者の照会並びに総合的及び持続的介助のための他の介助提供者との情報交換等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

3 2 3 0 伝統医療・代替医療准専門職

3 2 3 0 伝統医療・代替医療准専門職

伝統医療・代替医療准専門職には、特定の文化を起源に持つ理論、信仰及び経験に基づいた薬草やその他の療法を利用して、身体的及び精神的疾患・障がい及び傷害を予防・治療及び看護するものが分類される。彼らは、単独または伝統的な薬やその他の医療専門家によって確立された治療介護計画に応じてのいずれかによって、伝統的な技術や薬剤を使用して治療を管理する。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 健康状態及び身体及び精神障がい・疾患、またはその他の病気の状態を把握するため患者の診察並びに患者やその家族との面談
- (b) 身体への処置や運動・血管からの放血・薬草・植物・昆虫・動物の抽出物を用いた製剤といった伝統的な方法及び投薬治療を用いた、疾患やその他病気の治療の提案及び提供
- (c) 鍼灸・アーユルベーダ・ホメオパシー・漢方薬などのように、通常、伝統的な薬やその他の医療専門家によって開発された治療介護プランや手順に従う治療の管理
- (d) 身体への処置や薬草療法等の伝統的な方法を用いて、折れていたり、位置がずれた骨を固定及び治療するといった治療及び看護の提供
- (e) 健康、栄養、衛生、ライフスタイル及びその他健康及び幸福の維持・向上のための課題に関する個人や社会への助言

(f) 他の介助提供者への患者の照会、並びに総合的及び持続的介助のための他の介助提供者との情報交換

ここに分類される職業の例

- ・鍼治療技師
- ・アーユルベーダの技術者
- ・接骨医
- ・薬草医
- ・ホメオパシー技術者
- ・呪術医
- ・集落治療師
- ・剥離・吸角療法士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・鍼灸師 — 2 2 3 0
- ・アーユルベーダ療法士 — 2 2 3 0
- ・漢方医療家 — 2 2 3 0
- ・ホメオパシー医 — 2 2 3 0
- ・自然療法師 — 2 2 3 0
- ・伝統療法の助産師 — 3 2 2 2
- ・指圧師 — 3 2 5 5
- ・水治療法士 — 3 2 5 5
- ・脊柱指圧療法士 — 2 2 6 9
- ・整骨医 — 2 2 6 9
- ・信仰治療師 — 3 4 1 3

注記

伝統医療及び代替医療准専門職に属する職業はその職務の実践にあたり、技術・人体構造及び現代医療に関する正規の研究を長期間行った結果導き出した伝統医療及び代替医療の利便性及び有用性について、広範な理解を要する。これらの職業は「細分類2 2 3 0 伝統医療・代替医療専門職」に分類される。短期間の正規教育及び研修に基づいた、前述の職業ほど広範な理解を要しない職業、また伝統医療及び代替医療の発祥地である社会での伝統や実践を通じた非正規教育や研修を受ける職業については「細分類3 2 3 0 伝統医療・代替医療准専門職」に分類される。漢方薬、精神的な療法、手動治療技術への取り組みを単一で

行う医師は、細分類 2 2 3 0 から除外される。

人間の病気を薬草療法やその他の療法または身体治療を用いず、霊的療法を通じて治癒する信仰治療師は「細分類 3 4 1 3 宗教の准専門職」に分類される。

鍼療法士や指圧療法士等、伝統的なあんま療法及び指圧方法を用いて治療を施す職業は「細分類 3 2 5 5 理学療法技師、理学療法助手」に分類される。

伝統的及び非正規の助産師は、妊娠及び分娩時の基本的な介助、並びに社会の伝統や実践を通じ非正規に習得した経験や知識に基づいた助言を行うものであり「細分類 3 2 2 2 助産准専門職」に分類される。

3 2 4 獣医技師、獣医助手

獣医技師、獣医助手には、獣医の職務よりも限定された範囲及び複雑度の助言・診断・予防及び治療に関する職務を行うものが分類される。獣医技師及び獣医助手は、治療中並びに一時的に滞在する動物病院施設で動物の治療介助を行い、獣医の診察職務及び手術職務の補助を行う。

職務には通常、次のものが含まれる。

地域及び個人への動物の疾患や傷害及び治療に関する助言、病気の診断またはより困難な病気の場合は獣医に照会する動物の診察、特に共通の疾患や障がい等病気にかかった、あるいは負傷した動物の治療、動物の診察や治療に使用する診察台及び診察道具の洗浄及び消毒・準備、動物の人工授精に関連する技術的業務の実施、診察または治療及び治療中の固定に動物が対応できるようにする準備、獣医が治療中に麻酔や酸素を使用する際の補助、手術後の回復時における動物の檻入れ並びに動物の回復状態の観察等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

3 2 4 0 獣医技師、獣医助手

3 2 4 0 獣医技師、獣医助手

獣医技師、獣医助手には、獣医の職務よりも限定された範囲及び複雑度をもって、獣医の

指導の下、助言、診断、予防及び治療に関する職務を行うものが分類される。獣医技師及び獣医助手は、治療中並びに一時的に滞在する動物病院施設で所定の処置を遂行し、獣医が遂行する所定の処置や手術の補助を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 地域及び個人への動物の疾患や傷害及び治療に関する助言
- (b) 病気の診断、または治療がより困難な病気の場合は獣医に紹介する動物の診察
- (c) 特に共通の病気や障がい等病気にかかった、あるいは負傷した動物の治療
- (d) 動物の診察や治療に使用する診察台及び診察道具の洗浄及び消毒、並びに道具の準備
- (e) 動物の人工授精に関連する技術的業務の実施
- (f) 診察または治療及び治療中の固定に動物が対応できるようにする準備
- (g) 獣医が治療中に麻酔や酸素を使用する際の補助
- (h) 手術後の回復時における動物の檻入れ並びに動物の回復状態の観察
- (i) X線の生成、検体の収集、その他検査室で動物の健康問題診断の補助を行うための検査の遂行
- (j) 所定の動物歯科処置の遂行、並びに獣医が歯科処置を行う際の補助

ここに分類される職業の例

- ・人工授精師
- ・獣医助手
- ・動物看護師
- ・動物種痘師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・獣医師 — 2 2 5 0
- ・動物世話係 — 5 1 6 4
- ・獣医補助員 — 5 1 6 4

3 2 5 その他の保健分野の准専門職

その他の保健分野の准専門職には、歯科、診療記録管理、地域医療、視力矯正、理学療法、

環境衛生、応急処置及びその他人間の健康を支援し向上させるための技術的職務を行うもの、及びその技術的職務を補助するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

歯や口の疾患や障がいに対する予防や治療を目的とした基本的介助の提供、健康への危険性を減少するため衛生・食事・その他予防措置に関する地域や個人への助言、症状や治療を記録しそのデータを研究に使用する患者の医療記録のとりまとめ及び保管、請求書作成・費用管理及び介助の改善、健康のために必要な技術及び資料を習得できるよう家族も含めた援助、感染症拡大阻止を目的とした公衆衛生や個人衛生に関する助言及び教育の提供、光学レンズの調整及び配布、潜在的に人間の健康に影響を与える環境要因及び職業要因に関する規則や規制の実施状況の調査、身体の柔組織のマッサージ、検査室の患者への説明並びに検査に向けた患者の支援、事故・緊急時及び医療支援を要請された際の報告・参加等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 3 2 5 1 歯科助手、歯科衛生士
- 3 2 5 2 医療事務員、医療情報技師
- 3 2 5 3 地域医療従事者
- 3 2 5 4 眼鏡士
- 3 2 5 5 理学療法技師、理学療法助手
- 3 2 5 6 医療助手
- 3 2 5 7 環境衛生・労働安全衛生の准専門職
- 3 2 5 8 救急隊員
- 3 2 5 9 他に分類されない保健分野の准専門職

3 2 5 1 歯科助手、歯科衛生士

歯科助手、歯科衛生士には、歯科医またはその他口腔衛生の専門職が作成する診療計画及び診療手順に沿って、歯や口腔の疾患や障がいの予防及び治療を目的とした基本的な歯の治療介助を提供するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 歯の衛生・食事・その他口腔保健への悪影響を軽減する予防措置に関する、地域

及び個人への助言

- (b) 口腔の状態を診察する患者の口腔・歯及び関連する器官の目視及び物理的検査の実施
- (c) 口腔の状態が悪い、または歯科医等の保健専門職への照会を要する口腔疾患を持つ患者の症状の特定
- (d) 複雑な治療における歯科医の補助
- (e) フッ素治療の提供、かぶせものの洗浄及び除去、虫歯の削り取り及び詰め物の処理、麻酔の処方、並びにその他の基本的または所定の臨床歯科処置の遂行
- (f) 患者の検査や治療で使用する歯科処方用具・機器及び材料の準備・洗浄及び消毒
- (g) 処置の説明や位置の調整を含む、検査や治療に向けた患者の支援
- (h) 歯の診断及び補充物調整の目的による歯型取り、並びに歯のX線写真撮影

ここに分類される職業の例

- ・ 歯科助手
- ・ 歯科衛生技師
- ・ 歯科療法士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 歯科医師 — 2 2 6 1
- ・ 歯科技士 — 3 2 1 4
- ・ 補てつ歯科医 — 3 2 1 4
- ・ 歯科技師 — 3 2 1 4
- ・ 歯科補助員 — 5 3 2 9

3 2 5 2 医療事務員、医療情報技師

医療事務員、医療情報技師には、医療施設やその他医療を行う環境において医療業務を行う上で法的、専門的、倫理的及び行政的に要求される記録基準に合致するよう、医療に関する情報の処理・保管・復旧システムを開発・管理及び運用するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 情報の収集・分類及び分析を目的にした、様々な医療記録目録や保管・復旧シス

テムの計画・開発・管理及び操作

- (b) 患者の観察及び照会・疫学的観察・調査・費用計算・費用管理及び介助改善を目的にした、患者の医療記録・入院及び退院の書類・その他の医療記録の記録システムへの転記・収集及び処理
- (c) 完全性、正確性及び規則遵守を目的とした記録の調査
- (d) 医療記録及びその他保健事業に関する書類に記載されている解説文や数字情報の、標準分類システム関連プログラムへの変換
- (e) 守秘義務を確実に守るための医療記録の安全保証、規則によって認められた人物及び団体への情報開示
- (f) 医療記録の管理に携わる事務員及び管理従事者の監督

ここに分類される職業の例

- ・臨床コーダー
- ・疾患記録技師
- ・医療情報事務員
- ・医療記録分析家
- ・医療記録事務員
- ・医療事務員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・データ入力事務員 — 4 1 3 2
- ・ファイリング事務員 — 4 4 1 5
- ・医療秘書 — 3 3 4 4

注記

この細分類に含まれる職業は通常、正規教育と現場での研修によって習得した医療用語、医療情報に関する法的事項、健康に関するデータの水準、並びにコンピュータまたは書面によるデータ管理に関する知識を必要とする。

3 2 5 3 地域医療従事者

地域医療従事者には、特定の地域に健康教育、照会及び追跡調査、症例管理、基本的な予

防医療並びに在宅医療を提供するものが分類される。地域医療従事者は、個人や家族が保健事業システム及び社会事業システムを活用するのを支援及び援助する。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 栄養・衛生・新生児及び幼児の介護・予防接種・家族計画・共通感染症のリスク要因及び予防・中毒予防・単純かつ共通の病気や薬物乱用や家庭内暴力を治療する応急処置・その他の事項に関して家族や地域への情報提供
- (b) 健康、社会及びその他の事業に関する情報を提供し、事業申し込みを支援する家庭訪問
- (c) 妊娠、子どもの成育及び成長、並びに環境衛生といった状況を定期的に観察するため、通常医療機関を利用しない家庭の訪問
- (d) マラリア・肺炎及び下痢性疾患等の風土病の予防を目的とした家庭への医薬品配布家族や地域への医薬品使用法の指導
- (e) HIV/AIDSや他の感染症等特定の症状を予防・管理する基本的情報や医薬品を提供する医療機関を通常は利用しない人々への奉仕プログラムの実施
- (f) 患者の観察及び健康に関する規制を満たす照会及び報告を目的とした、通常は医療機関を利用しない家庭や地域からのデータの収集

ここに分類される職業の例

- ・地域医療補助員
- ・地域医療推進者
- ・地域医療従事者
- ・集落の保健従事者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・集落治療師 — 3 2 3 0
- ・伝統医療の助産師 — 3 2 2 2
- ・在宅介護補助員 — 5 3 2 2

注記

この細分類に含まれる職業は通常、保健及び社会事業の担当部署が認可する正規または非正規の研修や監督を受ける必要がある。所定の介護提供者及び伝統医療師はこの分類に含まれない。

3 2 5 4 眼鏡士

眼鏡士には、視力矯正を目的に眼科医または視力検査師からの処方箋に基づき、光学レンズを設計、調整及び配布するものが分類される。眼鏡士は、矯正眼鏡、コンタクトレンズ、低視力矯正具及びその他の視力矯正具を提供する。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 眼鏡及びその他の視力矯正具を調整する患者の顔面測定及び視力測定
- (b) 性能・安全・着け心地・生活に合った眼鏡やフレーム、コンタクトレンズの型、その他視力補助具の選択及び管理に関する患者への助言
- (c) 眼鏡に関する処方箋の解読、眼鏡製作室に渡す研磨及びレンズのフレームへのはめ込み等製作手順の作成、コンタクトレンズの準備、並びにその他必要な作業
- (d) 完成した視力矯正器具及び道具の完成度と処方箋との整合性の確認、患者への眼鏡の調整確認

ここに分類される職業の例

- ・コンタクトレンズ技師
- ・眼鏡士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・眼科医 — 2 2 1 2
- ・検眼眼鏡士 — 2 2 6 7
- ・検眼士 — 2 2 6 7
- ・斜視矯正士 — 2 2 6 7

3 2 5 5 理学療法技師、理学療法助手

理学療法技師、理学療法助手には、負傷、疾患及び障がいにより身体機能を使う動作が脅かされる環境にある患者に身体療法を提供するものが分類される。通常は理学療法士またはその他保健専門職が作成するリハビリ計画に沿って療法が施される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) マッサージまたは指圧療法等手による施術
- (b) X線ランプ・湿布・薬草及び鉱物療法を含む、電気モダリティ（撮画手段）・超音波及びその他特別な技術や器具を使用する身体療法を用いた治療の処方
- (c) 運動時、リラックス技術及び機能的活動を行う際の患者への説明・奨励・保護及び援助
- (d) 治療の計画・修正及び調整を目的とした患者情報の評価のための理学療法士または他の医療提供者との協議
- (e) 関節の動作範囲や生命兆候の測定を含む、患者治療中の経過観察及び記録
- (f) 整形ギプス・人工装具及び松葉杖等の身体補助具の患者への調整、患者への装具の使い方の説明

ここに分類される職業の例

- ・指圧師
- ・電気療法士
- ・水治療法士
- ・マッサージ療法士
- ・理学療法技師
- ・身体リハビリ技師
- ・指圧療法士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・理学療法士 — 2 2 6 4
- ・足治療医 — 2 2 6 9
- ・作業療法士 — 2 2 6 9
- ・カイロプラクター — 2 2 6 9

3 2 5 6 医療助手

医療助手には、医療実践者またはその他保健専門職の直接監督の下、患者の介助を支援する基本的臨床職務及び総務的職務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 患者の健康状態や既往歴に関する情報を入手する患者や家族との面会
- (b) 医師及びその他保健分野の専門職が生命兆候の測定及び記録・薬物治療の処方・注射や抜糸といった通常の臨床処置を遂行する補助
- (c) 処置の説明及び検査室の紹介を含む、検査や治療に向けた患者の支援
- (d) 安全手順に沿った器具の消毒や汚染備品の処分を含む、医療器具及び医療備品の準備及び取扱い
- (e) 血液・細胞組織またはその他検体の収集、検体の検査準備
- (f) 医師またはその他保健分野の専門職が処方する薬物治療を含む医療に関する患者及び家族への情報提供
- (g) 処方箋及び薬の補充に関する薬剤師への情報提供
- (h) 患者待合室及び検査室の清掃
- (i) 患者の既往歴・診断検査・治療手順・治療結果及びその他情報の医療記録システムへの記録
- (j) 患者の予約受付、請求書・記録及び保険関連書類の作成

ここに分類される職業の例

- ・臨床助手
- ・医療助手
- ・眼科助手

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・臨床医務官（救急救命） — 2 2 4 0
- ・義肢装具技師 — 3 2 1 4
- ・歯科助手 — 3 2 5 1
- ・理学療法助手 — 3 2 5 5
- ・医療秘書 — 3 3 4 4
- ・医療画像助手 — 5 3 2 9

注記

この細分類に含まれる職業は、保健業務提供機関による正規の研修を必要とする。独自の医療診断・治療業務を提供する高等研修システム及び上級技術を持つ臨床介助提供者は「細分類2 2 4 0 準医療専門家」に分類される。

3 2 5 7 環境衛生・労働安全衛生の准専門職

環境衛生・労働安全衛生の准専門職は、人間の健康、職場の安全及び物品・サービスの安全な生産過程に影響を与える可能性がある環境要素に関連する規則や規制の実施について検査を行うものが分類される。環境衛生及び労働安全衛生の准専門職は、保健専門職の監督の下、安全衛生状況を回復または改善するプログラムを実施及び評価することがある。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 仕事の安全や職場環境に関する政府規則や政府規制を実施する雇用もの代表並びに従業員代表への助言
- (b) 職場環境や職場の機械・機器が、衛生及び／または職業・環境衛生並びに安全に関する政府等の規則・規制及び基準に従っているかを確認する職場検査
- (c) 環境衛生問題及び環境衛生技術に関する助言
- (d) 職場の調査、面談及び観察等の方法により安全規則・規制の遵守状況を判断する業務規則及び業務中の事故に関する情報の入手
- (e) 政府やその他の規則・規制及び基準の遵守状況を確認するため、製品の生産・加工・運搬・出荷・保管及び販売場所の検査
- (f) 保健衛生・公衆衛生及び清潔、並びに一次製品・食物・医薬品及び化粧品等の物品評価に係る政府やその他の規則及び規制実施に関する、企業及び個人への助言
- (g) 汚染物質排出及び危険廃棄物の処理に関する政府やその他の規則及び規制に従っているか確認する事業所の検査
- (h) 衛生状況の維持または改善、並びに水・空気及び土壌の汚染を防止する措置の実施
- (i) 病原体の管理、並びに空気中の有害物質の管理、衛生的な食物の取り扱い、正しい廃棄物処理及び公衆の場の清掃等の予防・是正対策の促進
- (j) 健康・安全・衛生改善事業に必要な物品及び労働の量・費用の積算

ここに分類される職業の例

- ・食物衛生検査員、安全検査員
- ・健康検査員
- ・労働安全衛生検査員、安全検査員

- ・衛生技師
- ・衛生検査員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・環境衛生官 — 2 2 6 3
- ・職業衛生・安全指導員 — 2 2 6 3
- ・職業衛生技師 — 2 2 6 3
- ・放射線保護専門員 — 2 2 6 3

3 2 5 8 救急隊員

救急隊員には、負傷もの、病人及び虚弱な人、またはその他の理由で身体障がいや精神障がいを持つ患者を医療機関へ搬送する際に医療介助を提供するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 事故・自然災害及びその他緊急事態に巻き込まれた人の健康状態評価、救急・特定医療支援の必要性の判断
- (b) 医療処置の遂行、蘇生や心室細動除去を含む救急医療治療規約に沿った投薬及びその他療法の処方、生命維持機器の操作
- (c) 医療施設・リハビリ施設及びその他保健施設から、並びにそれらの施設へ輸送中の患者の健康状態の監視
- (d) 疾患及び負傷の一次介助としての応急処置に関する、地域集団及び重要な業務従事者への情報・研修機会の提供
- (e) 保健に関する危機的状況が発生する可能性が高い集会及びその他のイベントへの参加・監視
- (f) 患者の体調及び治療に関する情報の医療記録システムへの記録

ここに分類される職業の例

- ・救急隊員
- ・救急救命士
- ・救急救命士（アメリカ）
- ・救急医療士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 準医療専門家 — 2 2 4 0
- ・ 救急車運転手 — 8 3 2 2

注記

この細分類に含まれる職業は通常、救急医療・患者の搬送・救急車内業務の理論習得及び実務または関連分野に関する正規の研修を必要とする。医療介助を提供しない救急車運転手は「細分類 8 3 2 2 乗用車・タクシー・バンの運転手」に分類される。

3 2 5 9 他に分類されない保健分野の准専門職

この細分類には「中分類 3 2 保健分野の准専門職」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない保健分野の准専門職が分類される。この分類には例えば、H I V感染相談員、家族計画相談員及びその他保健分野の准専門職に携わるものが含まれる。

これらの場合、職務には次のようなものが含まれる。

- (a) 健康状態や負傷の性質及び程度、疾患やその他身体または精神上的健康問題に関する情報を入手する患者との面会及び患者の検査
- (b) 特定の健康状態、予防と治療選択権、治療の遵守、そして健康上の成果に影響を与える可能性のある個人の行動に関する情報提供と患者と家族に対するカウンセリング
- (c) 患者への治療及び施術の管理
- (d) H I V抗体検査の管理または子宮内装置の挿入など、特定の基本的な診療手順の実行
- (e) 栄養補助食品、抗レトロウイルス薬、予防薬、他の医療製品の調剤とアドバイス
- (f) 治療計画を通じた患者の治療経過の監視、医師またはその他保健専門職への紹介を要する兆候や症状の特定
- (g) 患者の健康状態、並びに治療への反応に関する情報の医療記録システムへの記録
- (h) 確実な継続的介助及び統合的介助を要する場合における医療提供者との情報共有

ここに分類される職業の例

- ・麻酔技師
- ・家族計画カウンセラー
- ・H I Vのカウンセラー
- ・呼吸療法技師

注記

この細分類に含まれる職業は一般的に、健康サービスの提供における正式な訓練を必要とする。

3 3 ビジネス・総務担当の准専門職

ビジネス・総務担当の准専門職には、ほとんどの場合において財務会計及び金融取引、数理的計算、人事開発、金融商品の売買及び特定の秘書的業務に関連する知識の実務応用に関する技術的職務を行うもの、並びに関連する政府規則の適用を行うものが分類される。またビジネス・総務担当の准専門職には、通関・会議計画・就職斡旋・不動産または大量製生産品の売買等の事業の従事者、運動選手や芸術家といったパフォーマーの代理人を勤めるものも含まれる。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、I S C O技能レベル3の適格な業務の遂行が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

将来または直近に譲渡を行うため、証券・株式・債券またはその他の金融商品・外国為替の売買注文の記録及び送信、許可または却下の勧告を付託した信用及び貸付申請の経営陣への提出、商品の信用基準を尊重する旨を確認した上で限定された権限内における申請の許可または却下、会計士の指導を受け一般簿記規則に則った全ての金融取引の記録保管、数理・統計・保険数理・会計及び関連計算の計画補助及び遂行補助、金融商品の売買等。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 3 3 1 金融・数理担当准専門職
- 3 3 2 販売・購入の代行者・仲立人
- 3 3 3 対事業所サービス提供者
- 3 3 4 総務秘書、専門秘書
- 3 3 5 監督行政の准専門職

3 3 1 金融・数理担当准専門職

金融・数理担当准専門職には、様々な商品や資産の評価、金融取引記録の保管、貸付申請情報の分析及びその決定の提出、金融商品の売買、数値計算及び関連する計算を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

将来または直近に譲渡を行うため、証券・株式・債券またはその他の金融商品・外国為替の売買注文の記録及び送信、商品の信用基準を尊重する旨を確認した上で限定された権限内における申請の許可または却下、あるいは限定された権限内で商品の信用基準を尊重する旨を確認する許可または却下の申請、会計士の指導を受け一般簿記規則に則った全ての金融取引の記録保管、数理・統計・保険数理・会計及び関連計算の計画補助及び遂行補助等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 3 3 1 1 証券・金融のディーラー、ブローカー
- 3 3 1 2 貸付審査・貸付融資担当者
- 3 3 1 3 会計准専門職
- 3 3 1 4 統計・数理及び関連分野の准専門職
- 3 3 1 5 価値・損害査定人

3 3 1 1 証券・金融のディーラー、ブローカー

証券・金融のディーラー、ブローカーには、証券・株式・債券・その他の金融商品の売買と外国為替の取引を自社のため、あるいは手数料ベースで顧客のために、現物市場または先物市場で行うものが分類される。証券、金融のディーラー、ブローカーは顧客または上層部に対し取引を勧める。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 顧客及び投資を予定する企業の金融環境に関する情報の入手

- (b) 証券・債券・株式及び外国為替を含むその他金融商品の市場動向の分析
- (c) 市場環境及び見通しに関する予想購買ものへの情報提供
- (d) 貸付条件の交渉及び融資の実施、並びに顧客の資産向上のため、金融市場内での証券・債券の募集に関する助言並びに実行
- (e) 将来または直近に譲渡を行うため、証券・株式及び債券またはその他の金融商品及び外国為替の売買注文の記録及び送信

ここに分類される職業の例

- ・外国為替ブローカー
- ・証券ブローカー
- ・債券・株式ブローカー
- ・外国為替ディーラー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・債券アナリスト — 2 4 1 3
- ・商品仲立人 — 3 3 2 4
- ・商品先物ディーラー — 3 3 2 4
- ・証券事務員 — 4 3 1 2

3 3 1 2 貸付審査・貸付融資担当者

貸付審査・貸付融資担当者には、貸付の申請及び融資の申請に関する金融情報を分析及び評価し、顧客への貸付または融資の許可あるあるいは却下を行う、もしくは経営陣への許可または却下を勧告するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 個人融資・住宅ローン・学生ローン及び事業融資のための申請ものとの面会
- (b) 貸付申請者の状況・身元・信用及び返済能力の調査及び評価
- (c) 経営陣への許可または却下の勧告を付託した信用融資申請書の提出
- (d) 商品の信用基準を尊重する旨を確認した上で、限定された権限内における申請の許可または却下

- (e) 支払い記録の作成、未払い金の支払いを求める事務書簡の作成、法的措置に向けたこれらの書簡の送付
- (f) 信用融資書類の仕上

ここに分類される職業の例

- ・融資担当者
- ・住宅ローン担当者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・金融商品取扱店長 — 1 3 4 6

3 3 1 3 会計准専門職

会計准専門職には、一事業の金融取引における全記録を保管し、当該取引に関連する書類及び記録の正確性を証明するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 会計士の指導を受け、一般簿記規則に則った一事業の金融取引における全記録の保管
- (b) 支払い、受領及びその他の金融取引に関連する書類及び記録の正確性の証明
- (c) 特定期間の決算報告及び営業報告の作成
- (d) 業務中に発生した問題の特定及び解決のための、簿記規則及び簿記実務の知識の適用
- (e) 会計及び関連計算を行うための、標準コンピュータソフトウェアの使用
- (f) 会計事務員及び簿記事務員の業務監督

ここに分類される職業の例

- ・帳簿係

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・会計士　－　２４１１
- ・保険数理士補助員　－　３３１４
- ・簿記事務員　－　４３１１

３３１４　統計・数理及び関連分野の准専門職

統計・数理及び関連分野の准専門職には、統計、数理または保険数理のデータ収集・処理及び提供の計画を補助し、それらの作業を実行し、通常は統計の専門職、数学者及び保険計理士の指導の下に職務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 統計・数理・保険数理及び関連計算の計画及び遂行の補助
- (b) 統計調査及びアンケート調査の実施に必要な材料や労働の量及び費用の詳細見積もりの作成
- (c) 登録簿の作成・管理・使用に関連する技術的職務の遂行、統計調査・アンケート調査の実施を行うための標本抽出
- (d) 調査・アンケートのデータ収集及び品質管理業務に関連する技術的職務の遂行
- (e) 数理、保険数理統計会計並びに関連する計算を行う標準コンピュータソフトウェアの使用
- (f) 図表の形で発表する、統計結果・数理結果・保険数理結果・会計結果及びその他の結果の作成
- (g) 業務中に発生した問題の特定及び解決のための、統計・数理・保険数理・関連知識及び実務経験の適用
- (h) 統計事務員の業務監督

ここに分類される職業の例

- ・保険数理士補助員
- ・数学専門家助手
- ・統計専門家助手

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・保険数理士 — 2 1 2 0
- ・数学者 — 2 1 2 0
- ・統計家 — 2 1 2 0
- ・会計助手 — 3 3 1 3
- ・統計事務員 — 4 3 1 2

3 3 1 5 価格・損害査定人

価値・損害査定人には、資産及び様々な物品を査定し、保険で保障される負債額を査定するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 原料・不動産・産業設備・身の回り品・家庭用品・美術品・宝石・その他の物品に対する、品質または価値の査定
- (b) 保険契約で保障される損害に関する、保険会社及び保証人の損害程度の評価
- (c) 類似の商品または不動産の販売価格及び査定価格の記録入手
- (d) 状況・大きさ及び建設状態を評価する、商品または不動産の調査
- (e) 査定記録の作成、見積もり要素及び見積もり方法の概要説明

ここに分類される職業の例

- ・鑑定人
- ・不動産鑑定人
- ・賠償金査定人
- ・保険査定人
- ・賠償金検査員
- ・価値査定人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・競売人 — 3 3 3 9

3 3 2 販売・購入の代行者・仲立人

販売・購入の代行者・仲立人には、企業・官庁及びその他機関を代表して商品・物品・保険・荷積み及びその他のサービスを産業・専門・商業等の事業所に売買する、または独立した代行人として商品及びサービスの売買人を集めるものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

市場動向並びに雇用者・競合者の物品・サービスに関する情報の入手・監視及び分析、顧客のニーズに関する情報の入手並びに顧客にあった製品やサービスの特定、製品やサービスの顧客への説明及び実演、物品・サービスまたは商品の購入あるいは販売に関する価格・契約・条件・状況及び発送の交渉等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 3 3 2 1 ー 保険販売代理人
- 3 3 2 2 ー 商業販売外交員
- 3 3 2 3 ー バイヤー
- 3 3 2 4 ー 仲立人

注記

販売部長は「小分類 1 2 2 販売・マーケティング・開発の管理者」に分類される。技術販売、医療販売及び情報通信技術販売の専門職は「小分類 2 4 3 販売・マーケティング・広報の専門職」に、証券及び金融ディーラーは「小分類 3 3 1 金融・数理担当准専門職」に分類される。

3 3 2 1 保険販売代理人

保険販売代理人には、新規及び旧来の顧客に対し、生命・事故・車両・債務・養老・火災・海洋及びその他の種類の保険について助言し、販売するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 適切な種類の保険及び条件を決定するのに必要な顧客の環境に関する情報の入手
- (b) 顧客と保険に必要なリスクの種類及び程度を決定する交渉
- (c) 顧客への保険内容、条件、リスクを担保するために必要な保険料及び特典に関する詳細の説明
- (d) 必要な担保の種類及び段階・推定保険料及び支払方法に関して顧客が行う決定の補助
- (e) 再保険契約の交渉及び設定
- (f) 大型あるいは特別な種類の事業及び設備またはリスクに関する助言・条件交渉及び保険契約の設定

ここに分類される職業の例

- ・保険販売代行人
- ・保険ブローカー
- ・保険業者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・保険販売代行店長 — 1 3 4 6
- ・保険査定人 — 3 3 1 5
- ・証券ディーラー — 3 3 1 1
- ・保険事務員 — 4 3 1 2

3 3 2 2 商業販売外交員

商業販売外交員には、様々な物品やサービスを企業及び組織に販売する企業の代表として、必要に応じて特定の製品情報を提供するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 小売・産業・卸売及びその他の事業所からの注文の受付並びに物品の販売
- (b) 事業所または個人への機器・備品及び関連サービスの販売
- (c) 市場状況及び競合他社の物品及びサービスに関する知識の入手及び更新

- (d) 購入が潜在顧客に対する、販売製品・機器の特徴及び機能の情報提供、並びに販売製品及び機器の使用法または品質の実証
- (e) 価格及び貸付条件の提案、注文の記録及び配達の手配
- (f) 供給者及び製造者への顧客の反応及び要請の報告
- (g) 購入製品の満足度を確認する、顧客の追跡調査

ここに分類される職業の例

- ・アフターサービス指導員
- ・外交販売員
- ・セールスマン

関連する職業だが別のところに分類されるもの

販売管理者	－	1 2 2 1
医療品販売外交員	－	2 4 3 3
技術販売代理人	－	2 4 3 3
情報通信技術セールス	－	2 4 3 4
小売店販売員補助	－	5 2 2 3
訪問販売員	－	5 2 4 3

3 3 2 3 バイヤー

バイヤーは、工業、商業及び政府またはその他事業所や組織に代わり、販売または転売の目的で物品及びサービスを購入するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 契約条件の決定または交渉、機器・原料及びサービスの購入並びに転売目的の商品購入に関する供給契約の締結または契約締結の勧告
- (b) 商品の要求及び在庫に関する情報の入手、購入する分量及び品質・費用・納品日及びその他契約条件についての仕様書の作成
- (c) 事業所が使用または加工する一般及び特定機器・材料及び事業サービスの購入
- (d) 入札の募集、供給者の相談、見積価格の検討

- (e) 小売または卸売の事業所による転売を目的とした商品の購入
- (f) 市場報告・業界雑誌及び販売促進資料の調査、展示会・ショールーム・工場及び製品デザインのイベントの視察
- (g) 事業所の要求を最大限に満たす商品または製品の選択
- (h) 供給者との面談、価格・値下げ・信用条件及び輸送手配の交渉
- (i) 小売店への商品配送の監督、適切な在庫の維持
- (j) 配送日程の設定、進捗状況の監視、問題解決のため顧客及び供給者との連絡

ここに分類される職業の例

- ・バイヤー
- ・購入代行人
- ・調達担当者
- ・供給担当者
- ・購買品担当者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

商品仲立人 — 3 3 2 4

3 3 2 4 仲立人

仲立人には、手数料ベースで企業または顧客に代わり、通常は大口の商品及び配送サービスを売買するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 商品の買主と売主間の接触形成
- (b) 顧客の売買条件の協議、協議内容に沿った助言
- (c) 船舶内貨物搭載スペースの売買
- (d) 商品及び商品先物の売買交渉
- (e) 商品の貨物及び／または保管スペースの確保、輸送料・配送料・保管料に関する交渉

(f) 市場動向、並びに商品や配送の需給動向に影響するその他の要因の監視及び分析

ここに分類される職業の例

- ・商品仲立人
- ・商品先物ディーラー
- ・配送仲立人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

金融仲立人	－	3 3 1 1
金融ディーラー	－	3 3 1 1
証券仲立人	－	3 3 1 1
証券ディーラー	－	3 3 1 1
保険ディーラー	－	3 3 2 1

3 3 3 対事業所サービス提供者

対事業所サービス提供者には、メディアの広告スペース等様々な事業サービスの販売契約の締結、通関手続きにおける必要書類の確認、求職者への就職口の斡旋、雇用主への求職者の紹介、運動選手・芸能人及び芸術家の契約の調整、書籍の出版や演劇の上映及び音楽の収録・演奏及び販売に関する契約の調整、会議や同種のイベントの計画や組織を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

輸出入の通関手続き、会議施設・飲食・看板・表示・音響機器・コンピュータ機器・宿泊・交通及び社交行事等会議及び同類のイベントの手配及び調整、求職者への就職口斡旋、雇用主の求人に対する求職者の紹介、購入を予定する買主またはテナントへの販売または賃貸する不動産の紹介並びに販売または賃貸条件の説明、不動産・乗用車・商品・家畜・芸術品・貴金属及びその他の物品の競売による販売、演奏者及び演奏行為に対する契約の調整等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 3 3 3 1 通関士、荷送人
- 3 3 3 2 会議・イベントプランナー
- 3 3 3 3 職業斡旋人・請負業者
- 3 3 3 4 不動産業者、資産管理人
- 3 3 3 9 他に分類されない対事業所サービス提供者

3 3 3 1 通関士、荷送人

通関士、荷送人には、通関手続きを行い、保険、輸出入認可及びその他の手続きが規則通りに実施されている旨を確認するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 輸出入のための通関手続きの実施
- (b) 保険の有効性の確認
- (c) 輸出入許可及びその他の手続きが有効である旨の確認
- (d) 貨物船荷証券の署名及び発行
- (e) 貨物の内容を確定し、関税番号制度に基づき物品の料金及び関税額のコーディングと輸出入書類の確認

ここに分類される職業の例

- ・通関士
- ・荷送人
- ・運送代理人

3 3 3 2 会議・イベントプランナー

会議・イベントプランナーには、会議・イベント・式典・晩餐会・セミナー事業を組織・調整するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 潜在顧客への会議・展示会の宣伝
- (b) 提供する会場や機器のレンタル費用・飲食費用及び関連サービス費用に関する質問への回答
- (c) 顧客要求の検討及び顧客との会合で顧客要求に見合うサービスの一括提案を説明
- (d) 会議施設・飲食・看板・表示・音響機器・コンピュータ機器・宿泊・交通及び社交行事等の参加者が利用するサービスの手配及び調整、発表者の後方支援の手配及び調整
- (e) 参加者登録の準備
- (f) 予算内で提供できる事業の種類及び費用に関する交渉
- (g) 事業請負者の作業監督、作業手順の変更に関する報告

ここに分類される職業の例

- ・会議主催者、イベント主催者
- ・会議プランナー
- ・ウェディングプランナー

3 3 3 3 職業斡旋人・請負業者

職業斡旋人・請負業者には、求職者への就職口の斡旋、雇用主の求人に対する求職者の紹介、事業所や政府及び研究所等の組織からの要請に応じて労働者と契約を締結するもの、または求職者から手数料を徴収して就職口を斡旋するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 求職者への就職口の斡旋
- (b) 雇用主または労働者から手数料を徴収した上で求職者の紹介
- (c) 労働者の雇用または契約にあたり、必要とされる技能及びその他の素質に関する雇用主との協議
- (d) 適切な技能等を有する労働者の斡旋、国内・国際規則及び条件に沿った手続きの処理

(e) 雇用契約が法的条件を満たす旨の確認及び関係書類への署名

(f) 研修計画に関する助言

ここに分類される職業の例

- ・職業斡旋人
- ・労働契約請負人
- ・就職斡旋担当者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・採用アドバイザー — 2 4 2 3
- ・職業アナリスト — 2 4 2 3
- ・著作権代理人 — 3 3 3 9
- ・音楽著作権代理人 — 3 3 3 9
- ・スポーツ選手代理人 — 3 3 3 9
- ・芸能プロダクション — 3 3 3 9

3 3 3 4 不動産業者、資産管理人

不動産業者、資産管理人には、手数料ベースで顧客に代わって不動産の販売、購入及び賃貸の手配を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 販売または賃貸に出される不動産・該当する不動産の所有主の状況・見込まれるバイヤーまたはテナントの需要に関する情報の入手
- (b) 見込まれるバイヤーまたはテナントへの販売または賃貸予定の不動産の紹介、販売条件または賃貸条件の説明
- (c) テナント及び所有主との、賃貸料及び販売料に関する交渉
- (d) 賃貸および販売契約書の作成、費用の見積もり
- (e) 賃貸契約書・不動産所有権譲渡書への署名手配
- (f) 所有主に代わって行う賃借料および保証金の収受、借用前・借用中及び借用後における不動産の点検

(g) 資産のメンテナンス業務を行う従事者の確保

ここに分類される職業の例

- ・ 不動産取扱者
- ・ 資産管理人
- ・ 不動産仲介人
- ・ 販売人（不動産）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 抵当事務員 — 4 3 1 2

3 3 3 9 他に分類されない対事業所サービス提供者

この細分類には「小分類 3 3 3 対事業所サービス提供者」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない対事業所サービス提供者が分類される。この分類には、例えば、事業契約の締結、マスコミの広告スペースといった事業サービスの販売、運動選手、芸能人及び芸術家の実演、書籍の出版、演劇の上映または音楽の録音、演奏及び販売に関する契約の手配、競売により資産及び物品の販売、パッケージ及びグループツアーの設計・編成を行うものが含まれる。

これらの場合、職務には次のようなものが含まれる。

- (a) 販売を予定するサービス及び見込まれるバイヤーの需要に関する情報の入手
- (b) 売り手または買い手に代わって行う契約の交渉、販売・支払条件の顧客への説明
- (c) 売り手または買い手に代わって行う契約書への署名、契約が有効である旨の確認
- (d) 購入する事業サービスが、合意された期間・合意された形式で買い手に提供されることの確認
- (e) 多様な資産、車両、商品、家畜、芸術品、宝石及びその他の対象物の競売による販売
- (f) 仕事や休暇旅行のためのグループツアーの開催、団体旅行及び宿泊施設の予約

ここに分類される職業の例

- ・競売人
- ・広告販売人
- ・著作権代理人
- ・音楽著作権代理人
- ・スポーツ選手代理人
- ・芸術プロダクション
- ・旅行者

334 総務秘書、専門秘書

総務秘書、専門秘書には、雇用されている組織の事業活動の専門知識を活用しながら、通信、書類作成の支援サービスを組織的に提供するものが分類される。管理秘書、専門秘書は組織内事務員の監督責任を担う。

職務には通常、次のものが含まれる。

事務補助員の業務の調整・割り当て・審査、デスクトップパブリッシング、捺印証書・遺言書・供述書・訴訟摘要書といった法務文書及び書類の準備・作成、組織の事業活動に関する専門知識を適宜活用して行う組織部門の通信・文書作成・内部管理調整の実施及び支援、会合・面会予約の日程調整及び確認・顧客へのメッセージの伝達、法務及び医療の記録・報告・文書・通信文の収集・記録・検討。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 3341 事務所監督員
- 3342 法務秘書
- 3343 幹部・役員の秘書
- 3344 医療秘書

3341 事務所監督員

事務所監督員には、「大分類4 事務補助員」に分類される従事者の活動の監督、調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 以下の業務に従事する事務員の職務の調整・割り当て及び評価。ワードプロセッサでの文書作成・記録の保持及び綴じ込み・電話交換、データ入力・デスクトップパブリッシング・その他の一般的な総務及び管理技能を伴う作業
- (b) 業務工程及び手順の立案、他部門または部署との活動調整
- (c) 業務に関する問題の解決、進捗報告書やその他報告書の作成及び提出
- (d) 職務・安全手順及び就業規則における従業員の研修及び指導、または実施される研修の準備
- (e) 従業員の業務実績及び規則の遵守に関する評価、適切な人事措置の勧告
- (f) 従業員の募集・面接及び選考の補助

ここに分類される職業の例

- ・事務員管理職員
- ・データ入力管理職員
- ・ファイリング事務員管理職員
- ・人事担当事務員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・医療記録部門管理職員 — 3252

注記

法律事務所と法務部門の事務支援員の活動を監督する労働者は、「細分類3342 法務秘書」に分類される。医療記録や入院の詳細処理のようにその仕事が健康と医療に関連する専門知識を必要とされる場合、保健施設の事務支援員の活動を監督する人々は、「細分類3344 医療秘書」に分類される。管理者や専門家（法律と健康の専門家を除く）に直接の秘書的および管理的支援を提供するものや事務支援員の活動を監督するものは、「細分類3343 幹部・役員の秘書」に分類される。

3 3 4 2 法務秘書

法務秘書には、法務の専門用語及び法的手続きの専門知識を適用しながら、法律事務所、大企業及び政府の法務部署に在籍する法務専門職に通信、文書作成、及び内部管理面の支援を提供するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 捺印証書・遺言書・供述書及び摘要書等の法務文書及び書類の作成及び手続き
- (b) 文書及び通信文の法的手順の遵守を確保する検討及び校正
- (c) 顧客・証人・法廷関係者へ送付する法務通信文の郵送及びファックス、または発送手配
- (d) 文書、事件簿、法律蔵書の整理及び管理
- (e) 会合要請の選別、会合の日程調整及び準備
- (f) 予算策定の補助、支出の監視、契約書の作成、注文品の購入または入手
- (g) 事務補助従事者の作業監督

ここに分類される職業の例

- ・弁護士秘書
- ・法務実務管理者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・法務助手 — 3 4 1 1

3 3 4 3 幹部・役員の秘書

幹部・役員の秘書には、管理職及び専門職の連絡・調整及び組織化の支援及び／または通信文・報告書・議事録及びその他の専門文書の作成を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 管理に係る通信文及び議事録の草稿の作成

- (b) 期限及び事後検討を行う日の確認・提案及び注意喚起
- (c) 会合要請の選別、会合及び出張の日程調整及び準備
- (d) 予算策定の補助、支出の監視、契約書の作成、注文品の購入または入手
- (e) 組織運営に関する広範な事項についての他の職員との連絡調整
- (f) ビジネス書簡、技術書簡及び類似の通信文の執筆・返信
- (g) 議会、法廷、その他の場所における、速記または専門事務機器を使用した議事の速記報告の作成
- (h) 事務補助員の作業監督

ここに分類される職業の例

- ・管理秘書
- ・通信補助員
- ・個人のアシスタント
- ・法廷記録係
- ・幹部職助手

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・秘書（一般） — 4 1 2 0
- ・医療記録転写士 — 3 3 4 4

3 3 4 4 医療秘書

医療秘書には、医療機関及びその他の保健関連機関に勤める保健専門職の支援を目的として、医療の専門用語・医療行為提供に関する専門知識を用い、多様な通信、文書作成、管理及び内部調整職務の遂行により、保健の専門職及びその他の従事者の補助を行うものが分類される

職務には次のものが含まれる。

- (a) 診察予約の日程調整及び確認、医療職員や保護者へのメッセージの伝達
- (b) 医療カルテ・報告・文書及び通信文の作成、記録及び見直し
- (c) 問診表、文書及び既往歴の記入のための患者との面談

- (d) 保険及びその他の請求書類の仕上
- (e) 医療ファイル・記録文書及び技術文書の管理
- (f) 財務諸表の作成及び請求書発行
- (g) 予算編成の補助、契約案作成、注文品の購入または入手
- (h) 事務補助従事者及びその他職員の監督

個々に分類される職業の例

- ・ 歯科秘書
- ・ 病棟秘書
- ・ 医療保険請求事務員
- ・ 医療事務局管理助手
- ・ 医療実務管理者
- ・ 医療秘書
- ・ 医療速記者
- ・ 医療記録転写士
- ・ 病理担当秘書
- ・ 患者担当秘書
- ・ 医療研究室秘書

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 医療記録技師 — 3 2 5 2
- ・ 医療助手 — 3 2 5 6
- ・ 診療所受付係 — 4 2 2 6
- ・ 秘書（一般） — 4 1 2 0

3 3 5 監督行政の准専門職

監督行政の准専門職には、国境・税及び社会保障に関する政府規則及び規制の指揮、犯罪に関する事実や状況の調査、行使または適用、人の移動、物品の輸出入、事業の設立、建造物の建築及び政府規制を受けるその他活動に関連する免許あるいは認可の発行または審査を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

政府規則及び規制を確実に実施する国境の巡視及び人・車両・移動及び通行書類・越境物品の検査、人及び事業の納税額決定に使われる納税申告書の検査、社会保障給付申請の検査及び決定、人の移動・物品の輸出入・建造物の建築・事業の設立・政府規制を受けるその他活動の実施に必要な政府の認可申請及び免許申請の審査及び決定、物価・賃金及び計量器に係る規制施行の監視、証拠の取得・検証、目撃者・容疑者へのインタビュー、文書やコンピュータファイルの分析。監督行政の準専門職は、上級公務員または管理職からの指導を受けることがある。その他従事者の監督も職務に含まれることがある。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 3 3 5 1 税関吏、国境監視員
- 3 3 5 2 税の徴収官
- 3 3 5 3 社会保障給付事務担当官
- 3 3 5 4 行政許認可担当官
- 3 3 5 5 刑事
- 3 3 5 9 他に分類されない監督行政の準専門職

3 3 5 1 税関吏、国境監視員

税関吏、国境監視員には、関連する政府規則・規制を管理及び執行するため、越境する人物及び車両の検査を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 不法入国または不法出国、あるいは通貨または物品の違法な輸出入を防止する国境及び沿岸の巡視
- (b) 必要な許可及び証明書の所持を確認する、国境通過者の旅行書類の審査
- (c) 物品及び通貨の輸出入に関する政府の規則・規制に準拠することを確認する国境通過者の荷物検査
- (d) 物品の移動及び物品の輸出入に関する政府の規則及び規制に準拠し、必要な費用が支払われていることを証明する、国境通過車両の運送書類及び積荷の検査

- (e) 移民法及び税関法に違反する人物及び物品が見つかった場合における、当該人物の拘束及び禁止物品・未申告物品の押収
- (f) 法律の施行・移送・訴追に係る他機関との調整及び連携
- (g) 調査結果・取引・違反及び決定を記録する管理業務
- (h) 必要に応じて、実施した検査の状況及び結果に関する法廷での証言

ここに分類される職業の例

- ・ 国境監視員
- ・ 税関吏
- ・ 旅券審査官
- ・ 入国審査官
- ・ 税関審査官

3 3 5 2 税の徴収官

税の徴収官には、個人または企業が支払う税、関税及び納付金の種類及び額を決定するため、例外または重要な件については会計士、上級公務員または管理職に照会をしながら、納税申告、売上明細及びその他の文書の審査を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 組織、事業所及び一般住民への、税・関税・その他国内の納付金の決定及び支払いに関する国の法律・規則及び規制に関する助言、並びに国民の権利及び義務に関する助言
- (b) 支払う税・関税及びその他必要な納付金の種類及び額を決定する、納税申告・売上明細及びその他関連文書の審査
- (c) 納税申告書類及び組織の会計記録、体制及び内部管理の調査による税法規遵守の確保
- (d) 事例について調査結果を文書化、記録の保持及び対応の報告に関連した管理職務の遂行

ここに分類される職業の例

- ・間接税担当官
- ・直接税担当官
- ・納税審査官

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・会計士 — 2 4 1 1
- ・監査人 — 2 4 1 1

3 3 5 3 社会保障給付事務担当官

社会保障給付事務担当官には行政の経済支援・サービス事業への申請を審査し、例外的または重要な件については上級公務員または管理職に照会をして、保障を受ける資格及び給付額・給付サービスを決定するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 個人及び組織への、政府の社会保障プログラム・給付の決定及び施行または事業の照会に関する国の法律・規則及び規制に関する助言、並びに国民の権利及び義務に関する助言
- (b) 受給資格のある個人に対し、保障の種類及び給付額を決定する申請書及び関連文書の審査
- (c) 給付・サービスの継続資格を確認する書類審査及び受給者への面談
- (d) 給付者記録の保持及び給付資格・推薦決定・給付中止・不正に関する報告書の作成にかかる管理業務

ここに分類される職業の例

- ・年金事務担当者
- ・社会保障給付事務担当者
- ・社会保障請求事務担当者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・社会福祉士　－　２ ６ ３ ５
- ・カウンセリング専門職　－　２ ６ ３ ５

３ ３ ５ ４　行政許認可担当官

行政許認可担当官には、例外的または重要な件については上級公務員または管理職に照会しながら、物品の輸出入、事業の設立、家屋またはその他建造物の建築を行うための免許申請またはパスポート取得のための免許申請の審査、それらの申請に対する適格性の決定、発行する免許に対し特別条件または制限の付帯認定を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 個人に対し、必要な免許の種類に関する国の法律や規制、及び当該免許に付帯する条件についての助言、並びに国民の権利及び義務に関する助言
- (b) 申請及び関連書類の審査、免許の交付及び付帯条件の決定
- (c) 旅券申請書類の審査、旅券発給の許可
- (d) 申請・書類審査・決定の過程及び許認可申請者に連絡する通信文の作成にかかわる管理事務
- (e) 許認可申請者に課された試験の管理と採点

ここに分類される職業の例

- ・免許事務担当者
- ・旅券事務担当者（発行）
- ・建築許可決定担当者（免許）
- ・事業許可決定担当者（免許）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・建造物検査官　－　３ １ １ ２
- ・消防検査官　－　３ １ １ ２

３ ３ ５ ５　刑事

刑事には、主に犯罪防止を目的として、容疑者の特定、団体あるいは人物の背景や行動に関し公表されていない、もしくは自明ではない情報を入手するため、発生した犯罪の事実及び状況を捜査するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 犯罪防止または容疑者を特定すべく、計画されたまたは発生した犯罪に関する情報の入手先及び情報源の確立
- (b) 手がかりや物的証拠の入手を目的とした犯罪現場及び事故現場の調査による証拠の入手及び検証、発見者及び容疑者の事情聴取、文書及びコンピュータファイルの分析
- (c) 犯罪解決のための証拠の分析、犯罪行為の特定及び裁判に向けた情報収集
- (d) 通常は犯罪防止を目的とした、団体あるいは人物の背景や行動に関して公表されていない、もしくは自明ではない情報を入手するため、情報の入手先及び情報源の確立
- (e) 当該人物の逮捕
- (f) 調査の状況及び結果についての、裁判での証言または上層部への報告

ここに分類される職業の例

- ・警察捜査代行人
- ・刑事巡査
- ・警部補、警視正

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・警視総監 — 1 1 1 2
- ・警察部長 — 1 1 1 2
- ・警視 — 1 3 4 9
- ・私立探偵 — 3 4 1 1
- ・警察官 — 5 4 1 2

3 3 5 9 他に分類されない監督行政の準専門職

この細分類は、他のいずれの項目にも分類されない監督行政の準専門職が分類される。この分類には、例えば農林水産業、物価、賃金及び重量、計量の検査員が含まれる。

これらの場合、職務には次のようなものが含まれる。

- (a) 取引に係り正確な計量器の使用を確保するため、事業所の検査
- (b) 物品及びサービスの適正価格の査定及び消費者の利益を守るため、価格規制の監視
- (c) 労働対価としての賃金の適正レベルの確保及び労働基準法の遵守状況の査定による賃金規制の監視
- (d) 調査結果、書類審査に関する問題または不適切な事業活動の記録及び報告書・通信文の作成にかかる調査及び管理業務

ここに分類される職業の例

- ・農業検査員
- ・水産業検査員
- ・林業検査員
- ・物価検査員
- ・賃金検査員
- ・重量検査員、計量検査員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・消防検査員 — 3 1 1 2
- ・保健検査員 — 3 2 5 7
- ・職業安全検査員 — 3 2 5 7
- ・公害検査員 — 3 2 5 7
- ・衛生検査員 — 3 2 5 7

3 4 法務・社会・文化分野の準専門職

法務・社会・文化分野の準専門職には、法務、社会事業、文化、調理、スポーツ及び宗教

に関する知識の実務への適用を伴う技術的職務を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル3が必要である。

この中分類の職務には通常、次のものが含まれる。

法的手続き及び調査・社会及び地域支援事業・宗教及び文化活動における技術的及び実務的機能の提供並びに当該職務の補助、スポーツイベントへの参画・審査員活動、スポーツの指導・健康増進活動及び余暇活動の提供、多様な芸術・文化及び料理活動における創造的・技術的技能の発揮、料理及びメニューの開発及び食事提供の監督。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 3 4 1 法務・社会・宗教分野の准専門職
- 3 4 2 スポーツ・フィットネス従事者
- 3 4 3 芸術・文化・料理分野の准専門職

3 4 1 法務・社会・宗教分野の准専門職

法務・社会・宗教分野の准専門職には、法的手続き及び調査、社会支援事業・地域支援事業及び宗教活動において、技術的及び実務的奉仕を提供し、当該職務の補助を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

法務の専門職・社会事業の専門職・宗教の専門職の補助及び支援、証拠の入手及び分析・法的文書の作成・法廷出廷、社会支援事業及び地域事業の主導・実施、個人的問題及び社会問題に対する顧客の支援、個人及び地域へ実務的支援・指導・道徳的支援の提供

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 3 4 1 1 ー 法務及び関連分野の准専門職
- 3 4 1 2 ー 社会福祉分野の准専門職
- 3 4 1 3 ー 宗教の准専門職

3 4 1 1 法務及び関連分野の准専門職

法務及び関連分野の准専門職には、保険契約、資産の譲渡、融資の許可及びその他の金融取引、または顧客のための調査等、法廷または法律事務所において法務事項に関連する支援業務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 裁判記録及び判決の文書作成
- (b) 申請書・召喚状・令状・呼び出し状他、裁判所命令書の作成
- (c) 法廷及び聴聞室における秩序維持
- (d) 審判請求理由補充書、弁論書、上訴書、遺言書及び契約を含む法的文書の作成、法律面からみた状況をまとめた文書の作成、融資あるいは保険条件の設定
- (e) 訴訟準備のための事実調査、証拠の収集及び関連する法律・判例及びその他法的文書の調査
- (f) 法的事項に関する顧客への助言
- (g) 資産を法的に説明及び所有権を立証する、担保・抵当権・判決・地役権・契約及び地図等の文書の調査
- (h) 不動産、株式またはその他正式登録を要する事柄の譲渡に関する文書の作成
- (i) 事業所からの金品・情報の盗難及び顧客または雇用主による違法行為の発生しうる事例調査
- (j) 顧客に代わって行う、現場または状況及び個人の素行調査

ここに分類される職業の例

- ・執達人
- ・裁判官事務員
- ・交付事務員
- ・法廷事務員
- ・治安判事（英）、法務官（米）
- ・法律事務員
- ・法務助手
- ・パラリーガル（弁護士補助員）
- ・私立探偵
- ・不動産所有権調査士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 弁護士 — 2 6 1 1
- ・ 判事 — 2 6 1 2
- ・ 書士 — 2 6 1 9
- ・ 弁護士秘書 — 3 3 4 2

3 4 1 2 社会福祉分野の准専門職

社会福祉分野の准専門職には、社会支援事業及び地域事業を管理・実施し、顧客が個人及び社会の問題に対処できるよう支援するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 顧客のニーズに関する情報の収集と顧客が何をできるか、できることとできないことを評価
- (b) 障がいを持つ人または高齢者がサービスを享受し、社会において役割を果たす能力を向上させるための援助
- (c) 顧客が選択肢を決定し、行動計画を作成する支援、その際の必要な支援・援助の提供
- (d) 顧客が法的支援・医療支援及び経済支援、住宅、雇用、交通、移動介助、日常の介護及びその他サービスの照会を含む地域の支援を見つけ、利用する支援
- (e) グループホームや社会復帰施設に住む顧客のカウンセリング、該当する顧客の行動に関する監督、一時帰宅や退院の補助
- (f) 顧客が適切なプログラムを選択し、応募する支援
- (g) 危機介入及び緊急保護事業の提供
- (h) 社会事業専門職または医療専門職の監督の下、生活技能研修会、薬物乱用治療プログラム、行動管理プログラム、青少年活動プログラム及びその他地域・社会事業プログラムの実施
- (i) 顧客の改善状況の観察と報告し、支援及びプログラム効果の評価を補助
- (j) 顧客の全体的な状況及び進捗状況に関する情報を提供し意見を得るための、顧客に関わる他の社会事業部署・学校及び医療提供者との連絡

ここに分類される職業の例

- ・地域開発の従事者
- ・地域事業の従事者
- ・危機介入の従事者
- ・障がい者事業担当者
- ・家族事業の従事者
- ・生活技能の指導者
- ・精神保健サポートの従事者
- ・福祉支援の従事者
- ・女性保護施設の管理職員
- ・青少年活動の従事者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・結婚カウンセラー — 2635
- ・保護観察官 — 2635
- ・保護観察官 — 2635
- ・社会福祉士 — 2635

3413 宗教の准専門職

宗教の准専門職には、聖職者または宗教社会への支援、宗教行事の実施、特定の教義の伝道及び普及、信仰の力と精神的な助言によってより幸福になるための努力を説くものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 宗教奉仕への従事
- (b) 特定宗教の教義の伝道及び普及
- (c) 礼拝及び宗教儀式における補助
- (d) 個人及び地域への宗教教育・霊的な指導及び精神的支援の提供
- (e) 食料及び保護施設を必要とする人への提供プログラムの実施及び参画

(f) 地域及び個人に良い人生を送る正しい行いと信条について助言

ここに分類される職業の例

- ・ 信仰治療師
- ・ 非正規の司祭
- ・ 修道士
- ・ 修道女

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 坊主 — 2 6 3 6
- ・ イマーム（イスラム教シーア派指導者） — 2 6 3 6
- ・ 宗教の聖職者 — 2 6 3 6
- ・ プージャリ — 2 6 3 6
- ・ 司祭 — 2 6 3 6
- ・ ラビ（ユダヤ教の会衆の指導者） — 2 6 3 6
- ・ 薬草治療師 — 3 2 3 0
- ・ 集落治療師 — 3 2 3 0
- ・ 呪術医 — 3 2 3 0

3 4 2 スポーツ・フィットネス従事者

スポーツ・フィットネス従事者には、賞金の獲得を目的としたスポーツ大会への参加、能力向上を目的としたアマチュア及びプロのスポーツ選手の訓練、スポーツへの参加促進及びスポーツ水準の向上、スポーツ事業の主権及び運営、多様な形式の運動やその他の余暇活動の指導・訓練及び監督を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

スポーツ競技大会への参加、スポーツの技能及び知識を向上するスポーツ訓練の実施、スポーツ競技の実施に伴う規則の編成・当該大会の進行管理、練習会の計画・準備及び実施、健康増進プログラムの作成及び立案、多様な健康増進活動におけるグループレッスン及び個人レッスンの提供、スポーツ技能の向上、青少年のスポーツ参加の監督等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

3 4 2 1 アスリート、スポーツ選手

3 4 2 2 スポーツコーチ、インストラクター及び職員

3 4 2 3 フィットネス・レクリエーションリーダー、プログラムリーダー

3 4 2 1 アスリート、スポーツ選手

アスリート、スポーツ選手には、スポーツ競技大会に参加するものが分類される。運動選手、スポーツ選手は自らが選んだスポーツにおいて個人として、またはチームの一員として訓練し、競技に参加する。

職務には次のものが含まれる。

- (a) スポーツ競技会への参加
- (b) 要求される身体状態・技能水準を維持する、定期的な練習及び訓練への参加、個人練習の実施
- (c) スポーツ振興活動及びメディア取材への対応
- (d) 特定のスポーツに関する高い専門知識の保持
- (e) コーチとの協議による戦略の決定
- (f) 現場での他競技者および競技条件の評価
- (g) スポーツ大会への選手としての参加
- (h) 特定のスポーツに関する規則及び規制の遵守

ここに分類される職業の例

- ・運動選手
- ・ボクシング選手
- ・チェス選手
- ・サッカー選手
- ・ゴルフ選手
- ・ホッケー選手
- ・騎手

- ・ポーカープレイヤー
- ・レーサー
- ・スキー選手
- ・テニス選手
- ・レスリング選手

3 4 2 2 スポーツコーチ、インストラクター及び職員

スポーツコーチ、インストラクター及び職員には、アマチュアのスポーツ選手及びプロのスポーツ選手との協力による選手の競技力の向上、スポーツへのより積極的な参加の奨励及び既定の規則に沿ってスポーツ大会の主催及び運営を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 選手またはチームの長所及び短所の特定
- (b) 訓練及び練習活動の計画、作成及び実施
- (c) 競技大会日程及びプログラムの作成、計画及び調整
- (d) 競技大会または試合に向けた、選手またはチームの激励及び準備
- (e) 競技戦略及びゲームプランの作成、試合または大会中の選手への指示
- (f) 選手またはチームの競技力の分析及び評価、訓練プログラムの修正
- (g) 技術・競技力の観察及び分析、将来に向けた改善策の決定
- (h) 競技の水準を維持し、試合規則及び安全規則を確実に遵守する、スポーツ大会または競技大会の審判業務
- (i) 大会または競技中における、経過時間及び得点の記録
- (j) 選手の競技の判定、得点の授与、違反行為に対する罰則の適用及び競技結果の決定
- (k) 得点及びその他選手記録の取りまとめ

ここに分類される職業の例

- ・スポーツコーチ
- ・審判員
- ・スキー指導者

- ・スポーツの職員
- ・水泳の指導者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・健康増進の指導者 — 3 4 2 3
- ・乗馬指導者 — 3 4 2 3

3 4 2 3 フィットネス・レクリエーションリーダー、プログラムリーダー

フィットネス・レクリエーションリーダー、プログラムリーダーには、余暇活動、健康増進活動または屋外の冒険活動における団体や個人の引率、指導及び指示を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 余暇活動・健康増進活動の計画及び実施
- (b) 安全を確認し必要な際には応急処置を提供する、余暇活動・スポーツ活動または健康増進活動の監視
- (c) 顧客の能力・健康状態の評価及び監視、活動の奨励
- (d) 日常の健康増進活動及び余暇活動における体の動かし方、概念及び技能の実務・教授
- (e) 機器の使い方の指示
- (f) 安全要領、安全規則及び安全規制の説明及び施行

ここに分類される職業の例

- ・エアロビクス（有酸素運動）指導者
- ・健康増進運動の指導者
- ・乗馬指導者
- ・屋外冒険活動ガイド
- ・個人トレーナー
- ・ヨット競技の指導者
- ・ダイビングの指導者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ スキー指導者 — 3 4 2 2
- ・ 水泳の指導者 — 3 4 2 2

3 4 3 芸術・文化・料理分野の准専門職

芸術・文化・料理分野の准専門職には、スチール写真の撮影及び処理、舞台装置・店の展示及び家屋の内装の設計・装飾、展示品の準備、図書館の蔵書及び画廊の作品・記録及び一覽システムの管理、メニューの作成・食品の調理及び提供、舞台・映画及びテレビ番組制作への支援提供、その他芸術及び文化事業領域において創造的な技能及び文化的な知識を合せて活用するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

人・イベント・場面・物・製品及びその他の題材を撮影するためスチールカメラの操作、製品設計・屋内装飾及び販促活動への芸術的手法の適用、展示のための物体の備え付け・準備、展示設備・展示棚及び展示区域の設計・配置、メニューの作成及び食品調理の監視、演劇・映画・テレビまたはコマーシャルの制作における監督及び出演者の補助

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 3 4 3 1 写真家
- 3 4 3 2 インテリアデザイナー、インテリア装飾者
- 3 4 3 3 ギャラリー・博物館・図書館の技術職
- 3 4 3 4 料理人
- 3 4 3 5 他に分類されない芸術・文化分野の准専門職

3 4 3 1 写真家

写真家には、人、イベント、場面、物、製品及びその他の題材を撮影するため、スチールカメラの操作を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 広告またはその他商業目的、工業的目的あるいは化学的目的のため、並びに新聞及び雑誌等の出版物における物語及び記事を説明する写真の撮影
- (b) 個人及び団体の人物写真の撮影
- (c) 特定の仕事に係る要件を検討して行う、使用するカメラ・フィルム・照明及び背景の付属品の決定
- (d) 構図の決定、機材及び被写体の技術的調整
- (e) 写真画像をコンピュータに転送するスキャナーの操作
- (f) 写真画像を処理するコンピュータの操作
- (g) 新たなデジタル画像を作成し、マルチメディア製品とする既存の写真画像の加工
- (h) 希望する視覚的効果を得るためのエアブラシ、コンピュータまたはその他技術の使用

分類される職業の例

- ・航空写真家
- ・商業写真家
- ・工業写真家
- ・写真ジャーナリスト
- ・写真家
- ・人物写真家
- ・科学写真家

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・映画カメラマン — 3 5 2 1
- ・ビデオカメラマン — 3 5 2 1
- ・電子機械工 — 7 4 2 1
- ・写真機器修理工 — 7 3 1 1
- ・グラビア写真家 — 7 3 2 1
- ・写真平版製作者 — 7 3 2 1

3 4 3 2 インテリアデザイナー、インテリア装飾者

インテリアデザイナー、インテリア装飾者には、生活環境及び職場環境の向上並びに販売促進を視野に入れながら目的に沿った環境を創り出すため、商業、工業、公共、小売店及び住居の内装を計画及び設計するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 顧客及びステークホルダーとの協議による、デザイン概要の目標及び制限の決定
- (b) 空間的、機能性、効率性、安全性及び美的条件の調査及び分析
- (c) 建造物の内装におけるデザインコンセプトの構築
- (d) デザインコンセプトを伝えるための、スケッチ・図表・説明図及び計画の作成
- (e) 顧客・経営陣・供給者及び工事担当者との、デザインによるソリューションに関する交渉
- (f) 内装のための機能的用具、美的用具、家具及び製品の選択・指定及び推薦
- (g) 建設作業のための、選択されたデザインに関する詳述及び添付資料作成
- (h) 内装と建築の調整
- (i) 舞台背景のデザインと描画
- (j) 製品及び事業を宣伝する、ショーウィンドー及びその他の展示区域の設計・装飾

ここに分類される職業の例

- ・展示デコレーター
- ・インテリアデコレーター
- ・装置デザイナー
- ・ショーウィンドー装飾家
- ・視覚販売の戦略担当者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・内装建築家 — 2 1 6 1

3 4 3 3 ギャラリー・博物館・図書館の技術職

ギャラリー・博物館・図書館の技術職には、美術作品、標本及び人工遺物の収蔵のための準備、展示品の手配及び構成、司書が記録物や記録ファイルを扱うシステムの準備及び操作の補助を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 展示物の備え付け及び準備
- (b) 展示設備・展示棚及び展示区域の設計及び配置
- (c) 照明機器及び展示機器の設置補助
- (d) 展示品の受領、発送、梱包及び荷ほども
- (e) 新たな図書館資料の注文、図書館の記録及び貸出システムの整備
- (f) 印刷物及び記録物の一覧作成
- (g) データベースへのデータ入力、コンピュータ記録の編集
- (h) 視聴覚機器及び録音機器の操作
- (i) 文献データの検索及び確認

ここに分類される職業の例

- ・画廊技師
- ・図書館技師
- ・美術館技師
- ・剥製技師

3 4 3 4 料理人

料理人には、ホテル、レストラン、その他の飲食施設、船上、列車内及び家庭において、メニューの作成、料理の創作、調理の計画、手順及び準備の監督を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) レシピ及びメニューの計画・作成、食費及び人件費の算定、材料の注文
- (b) 全ての準備及び提供段階における料理の品質の監視

- (c) 管理職、栄養士、厨房係及び給仕との、調理に関する課題の協議
- (d) 調理に携わる調理人及びその他従事者の監督・調整
- (e) 既定の水準への合致を確認する、材料・機器及び作業場所の検査
- (f) 料理の提供方法及び盛り付けの決定
- (g) 料理の下準備、調理、盛り付け及び提供に携わる調理人ほか従事者への指示
- (h) 厨房スタッフ採用への関与及び採用したスタッフの作業の観察
- (i) 特産品及び手の込んだ料理の準備・味付け・調理
- (j) 衛生及び食品安全規制の説明・施行

ここに分類される職業の例

- ・料理人
- ・総料理長
- ・料理長
- ・パティシエ
- ・ソース作り専門料理人
- ・副総料理長

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ファミリーレストラン等の料理担当者 — 5 1 2 0
- ・ファーストフード店の調理担当者 — 9 4 1 1

3 4 3 5 他に分類されない芸術・文化分野の准専門職

この細分類には「小分類 3 4 3 芸術・文化・料理の准専門職」の中で他には分類されない芸術、文化及び料理分野の准専門職が分類される。この細分類には、例えば、舞台、映画、テレビまたはコマーシャルの作品制作において、監督または俳優の補助を行うものが含まれる。

ここに分類される職業の例

- ・ボディアーティスト
- ・ディレクター補佐（放送）

- ・照明技師
- ・番組コーディネーター（放送）
- ・プロンプター（演劇の役者に台詞を教える人）、狂言方
- ・小道具係（放送）
- ・スクリプター（映画で撮影の進行内容を記録する映画監督の助手）
- ・特殊効果技師
- ・舞台監督
- ・舞台技師
- ・スタントコーディネーター
- ・スタントマン、スタントウーマン
- ・刺青師
- ・劇場技師
- ・劇場衣装係
- ・端役

3 5 情報通信技師

情報通信技師には、コンピュータシステム、通信システム及び通信ネットワーク操作への支援提供、電気通信、画像及び音声の放送、その他地上・海上または機内の電気通信信号に関連する技術的職務を、日常業務として行なうものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル3の技能が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。情報通信システムの利用者への支援提供、新しいプログラム及び機器の装備、ネットワーク及び他のデータ通信システムの構築・操作及び管理、インターネット及びイントラネットのウェブサイトまたはウェブサーバーのハードウェアあるいはソフトウェアの装備・監視及び操作支援、ウェブページの修正、ウェブサーバーのバックアップおよびリカバリー操作、音声録音機器及び画像音声の編集機器管理、ラジオ及びテレビ番組の送信・放送及び衛星放送の各システムの管理及び維持、地上・海上及び航空機内における無線通信システム・衛星通信・多重送信システムの管理及び維持、コンピュータシステム及び電気通信機器の研究開発に関連する技術的支援の提供または試作品の検査、所定の仕様に沿った電気回路の設計及び作成、電気通信システムの製造・利用・整備及び修理に関する技術的監督の提供等。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 3 5 1 情報通信技術オペレーション・ユーザーサポート技術者
- 3 5 2 電気通信技師、放送技師

3 5 1 情報通信技術オペレーション・ユーザーサポート技術者

情報通信技術オペレーション・ユーザーサポート技術者には、通信システム、コンピュータシステム及びコンピュータネットワークの操作に関する技術的支援の利用者への提供を、日常業務として行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

コンピュータの周辺機器及び関連コンピュータ機器の操作及び管理、機器の動作不具合または誤作動に関するシステムの監視、プリンタ等周辺機器に選択したデータの転送、または印刷工による周辺機器による読み込みの検査、利用者の問題解決を目的とした、ソフトウェアまたはハードウェア操作に関する利用者の質問への回答、設計仕様または装備仕様に沿ったハードウェア・ソフトウェアまたは周辺機器の装備及び簡単な修理の実施、システムの通常動作の監視、雇用者が使う（PC）機器の設定、ケーブル・オペレーションシステム・適切なソフトウェアの設置、ネットワーク及びその他データ通信システムの構築・操作及び管理、インターネット及びイントラネットのウェブサイトまたはウェブサーバーのハードウェアあるいはソフトウェアの信頼性及び利便性に関する設定・監視・支援、ウェブページの修正、ウェブサーバーのバックアップ操作及びリカバリー操作の遂行等。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 3 5 1 1 情報通信技術オペレーション技師
- 3 5 1 2 情報通信技術ユーザーサポートエンジニア
- 3 5 1 3 コンピュータネットワークシステム技師
- 3 5 1 4 ウェブ技師

3 5 1 1 情報通信技術オペレーション技師

情報通信技術オペレーション技師には、最適な動作の保証及び問題特定のため、情報通信技術システム、周辺機器、ハードウェア機器、ソフトウェア機器及び関連コンピュータ機器の処理、操作及び監視の支援を、日常業務として行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) コンピュータ周辺機器及び関連するコンピュータ機器の操作及び管理
- (b) コマンド入力、P C 端末の使用及び P C と周辺機器の起動により機器を統合したオペレーション
- (c) 機器の不具合及びシステム誤作動の監視
- (d) 管理職員または管理技師への機器の故障に関する通知
- (e) 問題の発見及び修正・他職員への問題の周知またはプログラムの停止による、プログラムのエラーメッセージへの対応
- (f) 使用機器・使用順序及び装備するディスクや紙等の用品・各種設定を決定する、設定指示書の読解
- (g) 必要に応じたプログラム出力の検索・分離及び分類、特定の利用者へのデータ送信
- (h) 実行操作するために選択したデータのプリンタ等周辺機器へのデータ転送、または印刷工による周辺機器のデータ転送の監視

ここに分類される職業の例

- ・コンピュータ操作員
- ・高速スピードプリンタ操作員
- ・コンピュータ周辺機器操作員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・コンピュータネットワーク技師 — 3 5 1 3

3 5 1 2 情報通信技術ユーザーサポートエンジニア

情報通信技術ユーザーサポートエンジニアには、直接に、または電話・電子メール及びその他電子的手段を用いて、ソフトウェア、ハードウェア、コンピュータ周辺機器、ネットワ

ーク、データベース及びインターネットに関する課題や問題の診断及び解決、並びにシステムの配置・設置及び管理における指導及び支援の提供を含む技術的支援を、利用者に提供するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 利用者の問題解決を目的とした、ソフトウェアまたはハードウェア操作に関する利用者の質問への回答
- (b) 操作の正確性を確認し誤作動を発見する、コマンド入力及びシステム機能の観察
- (c) 設計仕様及び装備仕様に沿ったハードウェア、ソフトウェアまたは周辺機器の装備及び簡単な修理
- (d) 日常の通信動作及びコンピュータシステム動作の監視
- (e) 従業員が使用する機器、ケーブル・基本システムの適切な実装または確認、あるいは適切なソフトウェアの実装または確認
- (f) 日常のデータ通信、問題、回復対策または装備活動に関する記録の管理
- (g) 利用者が直面した技術的問題の再現または再生
- (h) 調査及び解決策の実施のための、利用者マニュアル・技術マニュアル及びその他の文書の閲覧
- (i) 情報通信技術の製品及びサービスの開発・試験を行うため、アプリケーションプログラマ、システム開発者及び他の情報通信技術の専門家への支援

ここに分類される職業の例

- ・通信助手（情報通信技術）
- ・コンピュータデータベース助手
- ・コンピュータプログラミング助手
- ・コンピュータシステム分析助手
- ・コンピュータサポート窓口運営担当者

3 5 1 3 コンピュータネットワークシステム技師

コンピュータネットワークシステム技師には、ネットワーク及びその他のデータ通信シス

テムの構築、操作及び管理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) ネットワークシステムの操作、管理及び異常の除去
- (b) ネットワーク以外のデータ通信システムの操作及び管理
- (c) ネットワーク及びデータ通信に関する、利用者の問題解決支援
- (d) 最新の機器及びソフトウェアが必要な領域の特定
- (e) コンピュータのハードウェア、ネットワークのソフトウェア、オペレーションソフトウェア及びアプリケーションソフトウェアのインストール
- (f) コンピュータネットワークの起動・終了・バックアップ及びリカバリー操作

ここに分類される職業の例

- ・コンピュータネットワーク技師
- ・ネットワークサポート技師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ネットワーク管理人 — 2 5 2 2
- ・ネットワーク分析員 — 2 5 2 3
- ・コンピュータ操作員 — 3 5 1 1
- ・ウェブ技師 — 3 5 1 4

3 5 1 4 ウェブ技師

ウェブ技師には、インターネット及びイントラネット、ウェブサーバーのハードウェア及びソフトウェアの最適な機能の管理、監視及び支援を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) インターネットのウェブページ・イントラネットのウェブページ、あるいはウェブサーバーのハードウェアまたはソフトウェアの信頼性及び利便性の装備、監視及び技術援助
- (b) 文書、政策及びインストラクションの開発と維持管理

- (c) セキュリティ対策の作成、調整、実施及び監視
- (d) システムの更新及び新たなシステムの導入を含む、動作向上のための分析及び
勧告
- (e) 顧客及び利用者との連絡及び指導
- (f) ウェブページの作成・修正
- (g) ウェブサーバーのバックアップ及びリカバリー操作の遂行

ここに分類される職業の例

- ・ ウェブページ管理人
- ・ ウェブページ技師
- ・ ウェブマスター（ウェブページの統括責任者）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ コンピュータシステム管理人 — 2522
- ・ ネットワーク管理人 — 2522
- ・ システム管理人 — 2522
- ・ システム分析員 — 2511
- ・ コンピュータソフトウェアデザイナー — 2512
- ・ コンピュータゲームデザイナー — 2166
- ・ ホームページデザイナー — 2166
- ・ ホームページ開発者 — 2513

352 電気通信技師、放送技師

電気通信技師、放送技師には、画像及び音声の記録・編集、ラジオ及びテレビによる音声画像の放送、その他地上、海上及び機内で使用する通信信号を伝達する機器の技術的機能の管理、電気通信工学の調査及び電気通信システム的设计・製造・組立・構築・操作・管理・修理に関連した技術的職務を行なうものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

音声の記録機器・画像と音声の編集機器の管理、ラジオ及びテレビ番組の伝達・放送シス

テム及び衛星通信システムの管理・整備、地上・海上・航空機内での無線通信システム・衛星サービス・多重送信システムの管理・整備、電気通信機器の研究開発、または試作品の検査に関連した技術的支援の提供、所定の仕様に沿った電気回路の設計図の作成及び準備、電気通信システムの製造・利用・整備・修理に関する技術的監督。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

3 5 2 1 放送技師、視聴覚機器技師

3 5 2 2 電気通信工学技師

3 5 2 1 放送技師、視聴覚機器技師

放送技師、視聴覚機器技師には、音と映像を録音・録画し、編集する機材の機能、ラジオ・テレビ放送による音と映像の発信、及び地上・海上または航空機において他の種類の電気通信信号を管理するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 音声を録音する機器の管理
- (b) 満足できる品質の確保及び特別な画像効果及び音声効果を生み出すための、音声画像記録機編集器及び音声記録機器の管理
- (c) 問題の特定及び解決する、画像音声記録・編集における知識及び経験の適用
- (d) ラジオ番組及びテレビ番組の送信、放送システム及び衛星システムの管理
- (e) 地上、海上及び航空機内における無線通信システム、衛星サービス及び多重送信システムの管理
- (f) 問題を特定・解決する、放送・電気通信端末装置及び通信システムに関する知識と経験の適用
- (g) 機器の応急修理

ここに分類される職業の例

- ・視聴覚機器操作員
- ・放送機器操作員
- ・放送技師

- ・撮影技師（映画）
- ・撮影技師（ビデオ）
- ・製作助手（マスコミ）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・写真家 — 3 4 3 1

3 5 2 2 電気通信工学技師

電気通信工学技師には、電気通信工学調査及び電子通信システムの設計・製造・組立・構築・操作・整備及び修理に関連する技術的職務を行なうものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 電気通信機器の研究開発に関連する技術的支援の提供及び試作品の検査
- (b) 適用する作業法を決定する設計図及び見取り図等技術資料の調査
- (c) 所定の仕様に沿い、電気通信機器を製造・装備するために必要な分量及び労働量並びにそれらの費用に関する詳細な見積りの作成
- (d) 満足のいく動作及び仕様・規制への準拠を確認する、電気通信システムの製造・利用・整備及び修理に関する技術監督の提供
- (e) 作業の過程で発生する問題を特定及び解決する、電気通信工学の知識及び実務経験の適用

ここに分類される職業の例

- ・技術者（電気通信）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・技術者（電子） — 3 1 1 4
- ・コンピュータハードウェア設備工 — 7 4 2 2
- ・電気通信修理工 — 7 4 2 2
- ・電話設備工 — 7 4 2 2

4 事務補助員

事務補助員には、情報の記録、編成、保管、コンピュータ処理及び復旧、金銭管理、旅行手配、情報請求及び予約に関連する多くの業務を行なうものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な業務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能が必要である。

事務補助員の職務には通常次のものが含まれる。速記・タイプ・ワードプロセッサの操作及びその他事務所機器の操作、データのコンピュータ入力、秘書業務、数値データの記録及びコンピュータ処理、株式・生産及び運送に関する記録、飛行機の乗客及び貨物の記録、図書館事務、書類の整理、郵便に関する業務、印刷物の作成及び検査、読み書きが出来ない人の代筆、金銭管理操作、旅行計画の対応、顧客が要求した情報の提供及び予約手配、電気交換台の操作。他の従事者の監督も職務に含まれることがある。

この大分類の職業は、次の中分類に分類される。

- 4 1 一般事務員、キーボード入力事務員
- 4 2 カスタマーサービス事務員
- 4 3 経理・在庫管理担当事務員
- 4 4 その他の事務補助員

4 1 一般事務員、キーボード入力事務員

一般事務員及びキーボード入力事務員には、情報の記録・編成・保管及び復旧、所定の手順によって多くの事務的職務及び管理業務を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

情報の記録・準備・並べ替え・分類・ファイリング、郵便の並べ替え・開封・送付、報告書の作成・規則的な対応、書類の複写・ファックス、文章の記録・入力及び処理のを行うためパーソナルコンピュータ・ワードプロセッサ及びタイプライターの操作、コピーの校正・修正、請求書の準備と数字の確認等。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 4 1 1 一般事務員
- 4 1 2 秘書（一般）
- 4 1 3 キーボード入力オペレーター

4 1 1 一般事務員

一般事務員には、所定の手順によって多くの事務的職務及び管理業務を行なうものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

情報の記録・作成・整理・分類及び綴じ込み、郵便物の整理・開封及び送付、文書の複写及びファックス送信、日常の報告書及び通信文の作成、職員の装備に関する記録、電話または電子メールによる質問への回答または当該質問の担当者への転送、数値の確認及び請求書の作成・詳細な財務取引の記録、コンピュータへの情報入力、複写物の確認及び訂正。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 4 1 1 0 一般事務員

4 1 1 0 一般事務員

一般事務員には、所定の手順によって多くの事務的職務及び管理業務を行なうものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 情報の記録、作成、整理、分類及び綴じ込み
- (b) 郵便物の整理、開封及び送付
- (c) 文書の複写及びファックス送信
- (d) 日常の報告書及び通信文の作成
- (e) 職員の装備に関する記録

- (f) 電話または電子メールによる質問への回答または当該質問の担当者への転送
- (g) 数値の確認、請求書の作成及び詳細な財務取引の記録
- (h) コンピュータへの情報の転記、複写物の確認及び訂正

ここに分類される職業の例

- ・一般事務員
- ・事務員

注記

細分類「4 1 2 0 秘書（一般）」に分類される労働者と一般的な事務職員の仕事を区別するには、秘書の仕事は主に通信及びその他の文書添付・転写、書式設定及び処理に関することであることに留意すべきである。一般的な事務職員はこのような性質のいくつかの作業を行うが、転写及び文書の処理が仕事の中心ではない。

4 1 2 秘書（一般）

秘書（一般）には、タイプライター、パーソナルコンピュータまたはワードプロセッサの使用による通信文及びその他の文書の転記、他の職員が作成した文書の確認及びその書式整形、送信メール及び受信メールの処理、会合または面会予約の選別、多様な管理補助職務を行なうものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

口述・電子書類または手書きによる通信文・議事録及び報告書を事務所の規定に合うようタイプライター・パーソナルコンピュータ及びその他言語処理機器を使用して確認・書式設定及び転記、管理業務を補助する表計算を含む様々なソフトウェアの使用、送信メール及び受信メールの処理、郵便物・通信文及び文書の検索・記録及び発送、会合の組織を補助する会合または面会予約に関する要請の選別、休暇及びその他職員の権限の審査及び記録、綴じ込みシステムの準備及び管理、日常的な通信文の処理。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

4 1 2 0 秘書（一般）

4 1 2 0 秘書（一般）

秘書（一般）には、タイプライター、パーソナルコンピュータまたはその他言語処理機器を使用による通信文及びその他の文書の転記、他の職員が作成した文書の確認、書式の設定、送信メール及び受信メールの処理、会合の要請または面会予約要請の選別、その他、多くの管理補助職務を行なうものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 口述・電子書類または手書きによる通信文・議事録及び報告書を、事務所の規定に合うようタイプライター・パーソナルコンピュータ及びその他言語処理機器を使用して確認・書式設定及び転記
- (b) 管理業務を補助する、表計算を含む多様なコンピュータソフトウェアの使用
- (c) 受信メール及び送信メールの処理
- (d) 郵便物・通信文及び文書の検索・記録・発送
- (e) 会合の要請または面会予約の要請の選別、会合開催の補助
- (f) 休暇その他、職員に対する資格の審査・記録
- (g) 文書保管システムの準備及び管理
- (h) 日常的な通信文の処理

ここに分類される職業の例

- ・秘書
- ・タイプ担当秘書
- ・ワードプロセッサー担当秘書

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・管理秘書 — 3 3 4 3
- ・幹部職秘書 — 3 3 4 3
- ・弁護士秘書 — 3 3 4 2
- ・医療秘書 — 3 3 4 4

4 1 3 キーボード入力オペレーター

キーボード入力オペレーターには、保管、処理、出版及び送付の目的で、文章・データの入力及び処理、文書の準備、編集及び生成を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

情報処理のためのデータ・記号の入力、保管しているデータの復旧・確認・更新及びデータ入力の記録、コンピュータ機器及び速記機械を使用した速記での議事記録、速記で記録された情報及び音声記録機器で記録した情報の転記・記録物の校正及び訂正、映画及びテレビ番組の台詞・環境音及び歌詞の字幕製作。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

4 1 3 1 タイピスト、ワープロオペレーター

4 1 3 2 データ入力事務員

4 1 3 1 タイピスト、ワープロオペレーター

タイピスト、ワープロオペレーターには、タイプライター、パーソナルコンピュータまたはワードプロセッサの使用によるタイプ、文書の編集及び印刷、口頭または書面による事項の速記による記録を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) コンピュータ・ワードプロセッサ及びタイプライターを使用した草案、訂正済み複写物、音声記録または速記のタイプ入力
- (b) 完成した文章に関する、綴り・文法・句読点及び書式の確認
- (c) 指示に従い、タイプする素材の収集及び整理
- (d) コンピュータのハードドライブまたはディスクにある最終版文書のファイリング及び保管、文書の保管・復旧及び更新のための、コンピュータのファイリングシステムの管理
- (e) 口述記録及びその他事項の速記による記録

(f) 映画及びテレビ番組の字幕としての台詞・環境音及び歌詞の再現

(g) 速記及び音声記録機器で記録された情報の転記

ここに分類される職業の例

- ・タイピスト
- ・ワードプロセッサー
- ・速記タイプライター
- ・速記

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 法廷記者 — 3 3 4 3
- ・ 医療記録転写士 — 3 3 4 4

4 1 3 2 データ入力事務員

データ入力事務員には、キーボード、マウスあるいは光学スキャナー、音声認識ソフトウェアまたはその他データ入力機器を利用し、記号化された統計・財務及びその他数値データの電子機器、コンピュータデータベース、表計算またはその他データを保存する場所への入力を行うものが分類される。データ入力事務員は数学的計算を遂行するため、データを計算器及び電子機器に入力する。

職務には次のものが含まれる。

- (a) データ収集を目的とした請求書・書式・記録及びその他文書の受領・登録
- (b) 原版からコンピュータと互換性のある保管機器及び処理機器への数値データ・記号及び文章の入力
- (c) データの正確性及び完全性の検証、必要に応じた入力データの訂正
- (d) 簿記機器及び計算機の操作
- (e) 異なるデータシステム及びソフトウェア間のデータ変換

ここに分類される職業の例

- ・データ入力作業員

- ・データ入力事務員
- ・給与入力事務員

4 2 カスタマーサービス事務員

カスタマーサービス事務員には、金銭管理、旅行手配、情報請求、予約、電話交換台の操作、調査のための面談またはサービスの適格性を確認し申請手続きを完了する面談に関連した、顧客への対応を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には、通常次のものが含まれる。

銀行・郵便局・賭博機関における金銭管理または旅行手配、顧客が要求した情報の提供及び予約手配、電話交換、訪問者の出迎え、アンケート回答者との面談、サービス応募者との面談。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 4 2 1 窓口係、集金及び関連職業の事務員
- 4 2 2 顧客情報管理従事者

4 2 1 窓口係、集金及び関連職業の事務員

窓口係、集金及び関連職業の事務員には、銀行、郵便、賭博、質及び債権回収に関する機関における金銭管理業務を行なうものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

金銭管理または郵便業務に関連する銀行または郵便局での顧客対応、スポーツ大会の結果に関する賭け金の受領及び払い戻し、賭け事の実施、預金項目またはその他の証券への金銭貸し付け、債権及びその他の支払金の回収。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 4 2 1 1 銀行窓口係及び関連職業の事務員
- 4 2 1 2 賭博の元締め・掛け金の清算係・賭博関連の従事者
- 4 2 1 3 質屋、金融業者
- 4 2 1 4 債権回収業及び関連職業の従事者

4 2 1 1 銀行窓口係及び関連職業の事務員

銀行窓口係及び関連職業の事務員の事務員には、金銭の受領、両替及び支払いに関連して、銀行あるいは郵便局での顧客対応、または郵便業務を行うものが分類される。職務には次のものが含まれる。

- (a) 顧客の現金預け入れ及び払い戻し、小切手・振替・為替手形・クレジットカード払い・郵便為替・支払保証小切手及びその他銀行取引の処理
- (b) 顧客の口座からの現金引き落とし
- (c) 顧客に代わり為替手形の支払い及び送金
- (d) 郵便物の受領、切手の販売、為替手形の支払い・送金及び関連業務等その他の郵便窓口業務の実施
- (e) 顧客の要請に応じた通貨の両替
- (f) 全ての取引の記録、取引と現金残高との一致確認

ここに分類される職業の例

- ・郵便局窓口担当事務員
- ・両替商
- ・銀行窓口係

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・現金出納係 — 5 2 3 0

4 2 1 2 賭博の元締め・掛け金の清算係・賭博関連の従事者

賭博の元締め・掛け金の清算係・賭博関連の従事者には、スポーツまたはその他の大会において、賭け事の倍率の決定、結果に応じた掛け金の受領及び払い戻し、または賭博機関において賭け事の運営を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 倍率の決定及び掛け金の分散または賭けを拒否する、リスクの決定
- (b) およその倍率の作成及び発表
- (c) カードの配布・さいころ振り及びルーレット盤回し
- (d) 賭博事業所の運営規則の説明及び解説
- (e) 番号の発表、勝者への支払い及び敗者からの賭金回収

ここに分類される職業の例

- ・賭札販売人
- ・賭金支払事務員

4 2 1 3 質屋、金融業者

質屋、金融業者には、担保として預けられた品物、財産または証券と引き替えに金銭の貸与を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 質物として預けられた品物の評価、利子の計算及び金銭の貸与
- (b) 貸金が返済された際の質草返却、及び返済がない場合は預かった質草の売却
- (c) 将来性が見込まれる事業及びその他類似の事業に対する、個人融資としての金銭の貸与
- (d) 将来性が見込まれる事業及びその他類似の事業が成功した際の、担保した融資の回収
- (e) 受領した質草及び貸与・受領した金銭の記録

ここに分類される職業の例

- ・金貸人
- ・質屋

4 2 1 4 債権回収業及び関連職業の従事者

債権回収業及び関連職業の従事者には、未払い金及び不渡り小切手の集金業務、義援金の募集を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 債務者の追跡及び債務者の所在地特定
- (b) 顧客に対し集金または支払い延期を手配する、電話・訪問及び書簡の送付
- (c) 回収済み金額を含む報告書の作成、回収業務に関する記録及びファイルの管理
- (d) 支払いがない場合における、法的訴訟の勧告またはサービス停止の勧告
- (e) 義援金の募集及び受領

ここに分類される職業の例

- ・請求書・勘定書集金人
- ・義援金回収人
- ・債権回収人

4 2 2 顧客情報管理従事者

顧客情報管理従事者には、旅行手配、組織の製品またはサービスの説明、来客及び訪問客の登録及び出迎え、予約受付、電話の取り次ぎ、及びアンケート回答者またはサービス応募者からの情報収集に関連して直接、または電話あるいは電子手段による情報の提供または入手を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

日程表の作成・旅行及びホテルの予約代行、顧客及び訪問客の出迎え、宿泊客の登録、組

織の物品・サービス及び規約に関する情報の提供、予約受付、電話交換、適格性確認のためのアンケート回答者またはサービス申請者との面談。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 4 2 2 1 旅行コンサルタント・事務員
- 4 2 2 2 コールセンター案内係
- 4 2 2 3 電話交換手
- 4 2 2 4 ホテル受付係
- 4 2 2 5 照会窓口事務員
- 4 2 2 6 受付係（一般）
- 4 2 2 7 インタビュー調査員、市場調査員
- 4 2 2 9 他に分類されない顧客情報管理従事者

4 2 2 1 旅行コンサルタント・事務員

旅行コンサルタント・事務員には、旅行の目的地に関する情報提供、旅程調整、移動手段及び宿泊施設の予約確保、並びに乗客のチェックイン・出発の登録を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 各種交通手段と宿泊施設の空き状況、料金及び利便性に関する情報収集
- (b) 地域や地方の観光スポット、観光ツアー、レストラン、芸術・娯楽についての情報提供、地図・パンフレットの提供
- (c) 旅程作成
- (d) 旅行、ツアー、宿泊施設の予約申込及び確認
- (e) 切符、クーポン券および搭乗券の発給
- (f) 査証等、必要な旅行書類の入手に係る顧客補助
- (g) 旅行文書の検証、チェックインの際に乗客と荷物の登録及び出発
- (h) 請求書作成及び代金の受領

ここに分類される職業の例

- ・航空券代理人

- ・チェックイン受付
- ・旅行フロント係
- ・観光情報係

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・旅行代理店管理職 — 1 4 3 9
- ・会議・イベントプランナー — 3 3 3 2
- ・ツアーオペレーター — 3 3 3 9
- ・ツアーガイド — 4 2 2 1
- ・添乗員 — 4 2 2 1
- ・チケット発行係員（娯楽、スポーツイベント） — 5 2 3 0

4 2 2 2 コールセンター案内係

コールセンター案内係には、電話もしくは電子メール等の電子通信手段により、顧客への助言及び情報の提供、企業ないし組織の商品・サービスまたは方針に関する問い合わせへの対応、並びに金融取引を行うものが分類される。就業場所は、顧客、または情報を提供する企業ないし組織の他部署から離れている場合もある。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 状況に応じた問い合わせへの回答、サービス提供手続き、もしくは苦情の解決による顧客からの外線電話及び伝言への対応
- (b) 要件の把握、及び事例のコンピュータシステムへの入力
- (c) 関連する場合、他部署への業務依頼
- (d) 必要な場合、請求手続きまたは支払処理
- (e) 顧客への書状及び情報書類等の文書の送付
- (f) 顧客への別売品または点検修理の助言

ここに分類される職業の例

- ・顧客サービスセンター案内係

関連する職業だが別のところに分類されるもの

電話勧誘販売員 － 5 2 4 4

コールセンター販売員 － 5 2 4 4

顧客サービスセンター販売員 － 5 2 4 4

電話交換手 － 4 2 2 3

市場調査員 － 4 2 2 7

注記

情報要求への対応及びまたは単純な商取引を行うもののみが細分類「4 2 2 2 コールセンター案内係」に分類される。旅行コンサルタント等の専門的なサービスを提供するものは、就業場所が顧客サービスセンターであるか否かに関わらず、関連する専門的職業群に分類される。

4 2 2 3 電話交換手

電話交換手には、電話交換器及び電話制御装置を操作し、回線の接続、電話による問い合わせ及びサービスに対する苦情の受付、並びに要件の記録及び従業員もしくは顧客への取り次ぎを行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 交換器及び制御装置の操作による回線の接続、保留、転送及び切断
- (b) 外線への電話発信
- (c) 電話照会への対応及び要件の記録
- (d) 従業員もしくは顧客への要件の伝達
- (e) オペレーションシステムの不具合の調査、及び修理業者への連絡

ここに分類される職業の例

- ・電話応答代行オペレーター
- ・電話交換手

4 2 2 4 ホテル受付係

ホテル受付係には、ホテルや宿泊サービスを提供する他の事業所において、宿泊客の歓迎、受付、部屋割、客室キーの手交、ホテルサービスに関する情報提供、客室の予約受付、空室記録の更新、チェックアウト客への利用明細の提供及び支払を受領するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 空室リスト、予約表及び部屋割表の更新
- (b) チェックイン客の受付及び部屋割、宿泊客の信用確認及び客室キーの手交
- (c) ホテルのサービス及び利用可能な地域サービスの情報提供
- (d) 空室情報の提供及び客室の予約受付
- (e) 宿泊客の清掃等のサービスへの要望及び苦情への対応
- (f) 宿泊客が問題を指摘した場合、清掃または整備業務の担当者への連絡
- (g) コンピュータシステムまたは手作業による宿泊客の料金明細書の作成及び確認
- (h) 口頭、または電話もしくは電話交換でのメッセージの受領と伝達
- (i) チェックアウト客の請求明細書の確認及び支払受領

ここに分類される職業の例

- ・ホテルフロント係
- ・ホテル受付係

4 2 2 5 照会窓口事務員

照会窓口事務員には、組織の商品・サービス及び方針に関して、個人が書簡、電子メール及び電話で行う問い合わせ及び苦情への対応、情報提供、並びに他の情報源への紹介を行うものが分類される。就業場所において、顧客への直接対応、並びに商品生産及びサービス提供部門への直接照会を行う。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 商品・サービス及び方針に関する問い合わせへの回答、並びに入手可能性・場所及び対価等の関連事項に関する情報提供

- (b) 問題に関する問い合わせへの対応、並びに助言・情報及び支援の提供
- (c) 問い合わせ及び苦情に関する情報の記録
- (d) 複雑な問い合わせの部署長または専門顧問への照会
- (e) 関連書類、情報資料及びパンフレットの関係者への配布

ここに分類される職業の例

- ・フロント案内係
- ・案内係

4 2 2 6 受付係（一般）

受付係（一般）には、訪問者、顧客または来賓の受付接遇、並びに面会の手配等の要望や問い合わせに対応するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 訪問者、来賓または顧客の受付接遇
- (b) 顧客の面会手配
- (c) 情報または面会希望の電話への対応
- (d) 適当な場所または人物への顧客案内
- (e) 情報パンフレット、冊子または書類の提供

ここに分類される職業の例

- ・受付係
- ・医療機関受付事務員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・医療秘書 — 3 3 4 4
- ・ホテル受付係 — 4 2 2 4

4 2 2 7 インタビュー調査員、市場調査員

インタビュー調査員、市場調査員には、市民にインタビューし、調査及び市場研究上の広範な質問項目に対する回答を記録するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 個人との電話または対面による調査の趣旨説明
- (b) アンケート及び調査の概要に沿った対象者への質問
- (c) 回答の書面記録、またはコンピュータインタビューシステムを利用した回答のデータベースへの直接入力
- (d) 回答の矛盾点の同定及び解決
- (e) 入手データの有効性に係る問題点の調査主催者への伝達

ここに分類される職業の例

- ・市場調査員
- ・世論調査員
- ・インタビュー調査員

4 2 2 9 他に分類されない顧客情報管理従事者

この細分類には、小分類「4 2 2 顧客情報管理従事者」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない顧客情報管理従事者が分類される。この分類には、例えば、サービスの適格性判断に必要な顧客情報を収集処理するものが含まれる。

これらの場合、職務には次のようなものが含まれる。

- (a) 患者との対面による医療サービスの提供に必要な情報の聴取及び処理
- (b) 公的扶助申請者との対面による申請に関連した情報の聴取
- (c) 提供された情報の正確性の検証
- (d) 給付金の交付、修正、棄却もしくは停止の手続きの開始
- (e) 給付金及び請求手続きに関する、情報提供及び問い合わせへの回答
- (f) サービスに不適格な患者または申請者の他機関への紹介

ここに分類される職業の例

- ・ 医療機関入院受付係
- ・ 適格性調査員
- ・ 適格性専門担当者

4 3 経理・在庫管理担当事務員

経理・在庫管理担当事務員には、会計、簿記、統計、金融等の数値データの収集、取りまとめ及び計算、並びに事業に付随する現金決済を担当するものが分類される。ここに分類される職業には、物品の生産、販売、在庫及び発送並びに特定の生産期日に必要な生産資材の記録、または旅客及び貨物輸送の運行記録の更新並びに運行間隔の調整を行うものが含まれる。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、I S C O技能レベル2の技能が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

会計・簿記の記録と計算の補助、原価計算、賃金計算・給料袋の準備と給与の支給、事業に付随する現金決済、財務統計または保険数理データの入手・取りまとめ及び計算、保険事業者・銀行または同様の機関の金融取引に係る事務処理、物品の生産・在庫・受注及び発送の記録、生産資材の入荷・在庫または出庫の記録、特定の期日に必要な生産資材の数量の算定並びに生産作業日程の作成補助及び確認、旅客・貨物輸送の運行記録の更新及び運行間隔の調整。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 4 3 1 経理担当事務員
- 4 3 2 在庫・輸送管理事務員

4 3 1 経理担当事務員

経理担当事務員には、会計、簿記、統計、金融等の数値データの収集、取りまとめ及び計

算、並びに事業に付随する現金決済を担当するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

会計及び簿記の記録と計算の補助、原価計算、給与計算・必要に応じて給料袋の準備と給与の支給、事業に付随する現金決済処理、財務統計または保険数理データの入手・取りまとめ及び計算、保険事業者・銀行または同様の機関の金融取引に係る事務処理。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 4 3 1 1 会計・経理事務員
- 4 3 1 2 統計・財務・保険担当事務員
- 4 3 1 3 給与計算事務員

4 3 1 1 会計・経理事務員

会計・経理事務員には、数値データを計算、分類及び記録し、財務記録の更新維持を行うものが分類される。日常業務として計算、転記及び照合を複合的に行い、主要な財務データを取りまとめ、会計記録を更新する。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 数値、転記事項及び書類の照合による正確な入力計算及び適切なコード化の確認
- (b) 会計ソフトを組み込んだコンピュータの操作による情報の記録・保存・分析
- (c) 仕訳元帳またはコンピュータの使用による財務に関する数値データの分類・記録及び集計、財務記録の更新
- (d) 所定の手順に準じた手形・請求書・取引明細書の計算・作成及び発行、並びにその他の財務諸表の取りまとめ作成及び提出
- (e) 現金受領・支出・掛取引及び損益等に関する統計・財務・会計または監査報告書及び財務諸表の取りまとめ

ここに分類される職業の例

- ・会計事務員
- ・経理事務員

- ・原価算出事務員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・会計助手 — 3 3 1 3
- ・帳簿係 — 3 3 1 3

4 3 1 2 統計・財務・保険担当事務員

統計・財務・保険担当事務員には、財務統計または保険数理データの収集、取りまとめ及び計算、または保険事業者及び銀行等の金融機関との取引に係る事務処理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 保険の加入・脱退・請求処理・証券の変更及び払込の手続
- (b) 定型的もしくは特別の情報源に基づく、財務統計または保険数理データの収集及び取りまとめ
- (c) 総計・平均値及び比率等の詳細項目の計算、並びに規定の統計表書式の提出
- (d) 財務書類の作成、利息または手数料及び支払印紙税の算出
- (e) 顧客または事業主の代理として売買した債券または株式等の有価証券の記録更新

ここに分類される職業の例

- ・保険統計事務員
- ・仲介業事務員
- ・金融事務員
- ・保険事務員
- ・証券事務員
- ・統計事務員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- 債券・株式ブローカー — 3 3 1 1
- 会計助手 — 3 3 1 3

統計専門家助手 — 3 3 1 4

仲立人 — 3 3 2 4

会計事務員 — 4 3 1 1

経理事務員 — 4 3 1 1

4 3 1 3 給与計算事務員

給与計算事務員には、部署または企業その他の機関内において、被雇用者の給与情報の収集・検証及び処理、並びに給与及び給付手当を計算するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 手作業またはコンピュータシステムによる、被雇用者の出勤・退勤及び時間外労働の記録、給与及び給付手当の計算
- (b) 被雇用者の給与総支給額・手取り支給額及び税額・組合費・特別徴収額及び年金保険の保険料等の控除額を表示した、給与明細書の作成及び承認
- (c) 小切手や電信振替による、被雇用者の給与及び給付手当の支給準備
- (d) 日程表・作業行程図及び賃金計算等の情報の再調査による、給与支給額との不整合点の検証及び解決
- (e) 出勤・就業時間及び給与調整の検証、並びに所定の帳簿への転記

ここに分類される職業の例

- ・賃金計算事務員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

会計助手 — 3 3 1 3

帳簿係 — 3 3 1 3

会計事務員 — 4 3 1 1

経理事務員 — 4 3 1 1

4 3 2 在庫・輸送管理事務員

在庫・輸送管理事務員には、物品の生産、販売、在庫、発送及び特定の生産期日に必要な生産資材の記録、または旅客・貨物輸送の運行記録の更新及び運行間隔の調整を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

物品の生産・在庫・受注及び出荷の記録、生産資材の入荷・保管または出庫の記録、特定の期日に必要な生産資材量の算定並びに生産作業日程の作成補助及び確認、並びに旅客・貨物輸送の運行記録の更新及び運行間隔の調整。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 4 3 2 1 在庫管理事務員
- 4 3 2 2 生産管理事務員
- 4 3 2 3 運送担当事務員

4 3 2 1 在庫管理事務員

在庫管理事務員には、生産品及び生産資材の受入、計量、出庫、発送または在庫の記録を更新するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 物品の受入及び発送の調整管理、並びに関連記録の更新
- (b) 物品の在庫記録の更新及び出庫の承認、並びに在庫の新たなニーズ予測及び調達要請
- (c) 機器、予備部品または様々な設備の受入・保管及び出庫、並びに関連記録の更新
- (d) 受入・出庫・生産または発送した物品の計量、関連記録の更新
- (e) 受入した保管用備品等の用品の一覧作成

ここに分類される職業の例

- ・貨物担当事務員
- ・貨物出庫事務員（在庫品）
- ・在庫管理事務員
- ・倉庫管理事務員

- ・計量事務員

4 3 2 2 生産管理事務員

生産管理事務員には、製造、建造及び同様の生産計画の特定日に、必要な資材の数量の算定、並びに生産作業計画の策定及び確認を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 生産計画に必要な資材の数量、品質及び種類の割り出し
- (b) ニーズを満たす生産日程の作成、必要時に利用可能な資材の確保、及び関連記録の更新
- (c) 顧客注文及び生産能力・生産実績に基づいた生産作業計画の策定または策定補助
- (d) 在庫確認、配送手配、及び遅配調査
- (e) 部署間での作業及び資材の流れの記録と調整

ここに分類される職業の例

- ・生産管理事務員
- ・業務計画事務員（資材）

4 3 2 3 運送担当事務員

運送事務員には、鉄道、道路及び航空による旅客・貨物輸送の運行記録の更新と運行間隔の調整、並びに管理部門への報告書を作成するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 旅客・貨物輸送の運行記録の更新及び運行間隔の調整
- (b) 鉄道システムの地区内または区間内での列車経路の指示、及び関連記録の更新
- (c) 鉄道操車場での貨物取扱の指示、管理及び記録更新
- (d) 車両の配車及び運転手の配置並びに運行日程・車両貨物の積み降ろし・物品の一

- 時保管等、道路輸送の運行調整及び記録更新
- (e) 乗客リストや貨物目録等、旅客・貨物の航空輸送の運航調整及び記録
- (f) 管理部門への報告書の作成

ここに分類される職業の例

- ・ 輸送管理事務員（輸送業）
- ・ 出発管理事務員（輸送業）

4 4 その他の事務補助員

その他の事務補助員には、メールの並べ替え・配信、文書の整理、処理のための情報の準備、人事記録の更新、作成文書と元資料間の一貫性の確認、非識字者の支援や他の様々な特殊な事務的職務を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

所管図書の入、貸出及び返却情報の記録、各種文書その他の記録の分類整理、人事記録の更新、郵便局及び事業所からの郵便物あるいは事業所内郵便物の仕分、記録及び配達、コード化業務、校正刷りの校正作業、多数の各種事務処理、非識字者の代書。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

4 4 1 その他の事務補助員

4 4 1 その他の事務補助員

その他の事務補助員には、メールの並べ替え・配信、文書の整理、処理のための情報の準備、人事記録の更新、作成文書と元資料間の一貫性の確認、非識字者の支援や他の様々な特殊な事務的職務を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

所管図書の受入・貸出及び返却情報の記録、各種文書その他の記録の分類整理、人事記録の更新、郵便局及び事業所からの郵便物あるいは事業所内郵便物の仕分け・記録及び配達、コード化業務、校正刷りの校正作業、多数の各種事務処理、非識字者の代書。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 4 4 1 1 図書館事務員
- 4 4 1 2 郵便集配・区分担当事務員
- 4 4 1 3 コード化・校正及び関連職業の事務員
- 4 4 1 4 代書人及び関連職業の従事者
- 4 4 1 5 文書整理・複写担当事務員
- 4 4 1 6 人事担当事務員
- 4 4 1 9 他に分類されない事務補助員

4 4 1 1 図書館事務員

図書館事務員には、所管資料の貸出及び返却受付、書籍、視聴覚資料、定期刊行物、学術誌、雑誌及び新聞の分類と配架、並びに図書館利用情報全般の提供を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 所管図書その他の資料の貸出及び返却受付
- (b) 所管図書その他の資料の配置
- (c) 手作業及び電子機器による文書整理、文書作成、場合によりタイプ打ち等の事務処理
- (d) 雑誌の定期購読の継続手続き
- (e) 所管の基礎資料検索に係る図書館利用者の補助、及び図書館相互貸借の手続き
- (f) 図書その他資料の受入、貸出及び返却記録の更新

ここに分類される職業の例

- ・図書館事務員

- ・ 図書館資料整理係

4 4 1 2 郵便集配・区分担当事務員

郵便集配・区分担当事務員には、郵便局または関連組織や外部機関ないし機関内の配送サービスに関連した区分け、記録及び配送等の業務を実施するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 公共郵便局または民営の配送機関での郵便取扱業務
- (b) 郵便物の区分け、並びに一般家庭及び事業所への配送
- (c) 顧客の要望に応じた配送確認記録の提供
- (d) 各種機関の受発信文書の区分け及び簡易記録、並びに郵便発送

ここに分類される職業の例

- ・ 郵便取扱事務員
- ・ 郵便配達人
- ・ 郵便集配人

4 4 1 3 コード化・校正及び関連職業の事務員

コード化・校正及び関連職業の事務員には、情報のコード化、校正刷りの検証及び校正作業、並びに多数の各種事務業務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 情報のコード化、及びデータ処理を目的とした情報のコード別分類
- (b) 印刷用文書及び関連資料の校正刷りの元資料との比較、校正刷りの校正作業、並びに規定のルールにしたがった印刷業者用文書への記号の付与
- (c) 書式分類及び識別番号の付与
- (d) 書類の分類、丁合またはファイリング

(e) 回状及び封筒の宛名書き

ここに分類される職業の例

- ・コード化事務員
- ・校正事務員

4 4 1 4 代書人及び関連職業の従事者

代書人及び関連職業の従事者には、非識字者の書簡及び記入書類の代書を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 読み書きができない人への書簡等の文書の代読、並びに必要な説明及び情報の提供
- (b) 他人の書簡及び記入書類の代書
- (c) 政府その他の公式書類に係る個人の相談対応、並びに説明及び記入補助

ここに分類される職業の例

- ・代書人

4 4 1 5 文書整理・複写担当事務員

文書整理・複写担当事務員には、通信文、書状、請求書及び受領書等の記録文書を、現行の文書整理システムに従って、アルファベット順もしくは番号順に整理するものが分類される。要請に応じたファイル中の資料の検索及び抽出、文書の複写、スキャンまたはファクス送付を行う。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 内容、目的、利用区分や時系列、アルファベット順もしくは番号順等のガイドラインに沿った資料の分けまたは分類

- (b) 引き出し、キャビネット及び保管箱による文書整理
- (c) 要請に応じたファイルから資料の検索及び抽出
- (d) 資料の整理保存及び利用記録の更新
- (e) 書類の複写、スキャンまたはファクス送付

ここに分類される職業の例

- ・複写担当事務員
- ・文書整理担当事務員

4 4 1 6 人事担当事務員

人事担当事務員には、異動、昇進、業績評価、従業員の取得済み及び累積休暇、給与、資格及び研修等の人事情報の記録を維持更新するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 職歴、給与、業績評価、資格、研修、取得済み及び累積休暇に関する情報の更新
- (b) 新任従事者の記録開始及び記録漏れの確認
- (c) 求職及び昇進申請の処理、並びに結果の助言通知
- (d) 雇用資格及び条件に関する問い合わせ受付と回答
- (e) 求職申込書、募集職務及び就職試験の告示の発信
- (f) 手作業もしくはコンピュータによる文書整理及び登録システムの維持更新、並びに人事活動報告及び関連書類の作成取りまとめ
- (g) 要請に応じた人事記録ファイルの保存及び検索

ここに分類される職業の例

- ・人事業務補助員
- ・人材担当事務員

4 4 1 9 他に分類されない事務補助員

この細分類には、大分類「4 事務補助員」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない事務補助員が分類される。この分類には、例えば、通信事務員、記事切抜き担当者及び印刷物担当事務員が含まれる。

これらの場合、職務には次のようなものが含まれる。

- (a) 顧客の求人広告依頼の受付、広告文の編集・作成、及び広告料の算出と顧客への請求
- (b) 情報提供や支援要請、損害賠償請求、貸方及び請求に関する照会、並びに事業に対する苦情への回答等、事業所及び行政府の通信文の作成
- (c) 印刷用の定期刊行物、広告、カタログ及び要覧等の資料の作成補助
- (d) 新聞、雑誌及び新聞発表等の出版物に目を通し、従業員及び顧客が関心をもつ記事の探索と整理保存

ここに分類される職業の例

- ・ 広告担当事務員
- ・ 通信事務員
- ・ 要覧作成員
- ・ 印刷物担当事務員
- ・ 記事切抜き担当者

5 サービス・販売従事者

サービス・販売従事者には、旅行、家政、食事提供、生活支援または火災及び違法行為からの防護に係る個人向けサービスの提供、もしくは卸売、小売及び同様の事業所の他、露店及び市場において商品の実演販売を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能が必要である。

サービス・販売従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

旅行中のサービスの手配及び提供、家事業務、飲食物の調理及び提供、保育業務、家庭または施設での個人向け基礎保健サービス及び理美容と付添業務、運勢鑑定、遺体整復及び葬儀手配、保安サービスの提供並びに火災及び違法行為からの個人と資産の保護、法秩序の維持、広告・芸術的創造及び商品の展示のためのモデルのパフォーマンス活動、卸売及び小売事業所・露店及び市場での商品販売、潜在顧客に対する商品の実演、他の従事者の監督も職務に含まれることがある。

この大分類の職業は、次の中分類に分類される。

- 5 1 対個人サービス従事者
- 5 2 販売員
- 5 3 身の回りサービス従事者
- 5 4 保安サービス従事者

5 1 対個人サービス従事者

対個人サービス従事者には、旅行、家政、食事提供ともてなし、美容エステ、動物の世話と訓練、交友と個人的な性質に関わる個人向けサービスを提供するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

旅行と観光に関連するサービスの手配・提供、家事業務、飲食物の準備及び給仕、美容エステ、運勢鑑定、遺体整復及び葬儀手配、動物の世話と訓練、自動車の運転の教授、交友やその他の個人的なサービスの提供。他の従事者の監督も職務に含まれることがある。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 5 1 1 旅行添乗員、車掌、観光案内人
- 5 1 2 調理人
- 5 1 3 給仕人、バーテンダー
- 5 1 4 理容師、美容師及び関連職業の従事者
- 5 1 5 ビル管理・家事代行業の監督者
- 5 1 6 その他の対個人サービス従事者

5 1 1 旅行添乗員、車掌、観光案内人

旅行添乗員、車掌、観光案内人には、航空機、列車、船舶及びバス等の交通手段での旅行、並びに旅行ツアー、観光地訪問及び遊覧旅行での個人または団体の添乗旅行に関連して、各種の個人向けサービスを提供するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

旅客の安全及び快適性の確保、食事・軽食の提供、旅行関連の情報提供及び質問への回答、公共交通機関内での切符の発給及び回収、個人または団体の観光ツアー及び遊覧旅行への名所案内のための添乗。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 5 1 1 1 旅行添乗員、旅客係
- 5 1 1 2 輸送機関の車掌
- 5 1 1 3 観光案内人

5 1 1 1 旅行添乗員、旅客係

旅行添乗員、旅客係には、旅客の安全及び快適性の確保、飲食物の給仕、並びに、通常は航空機及び船舶に添乗して個人向けサービスを提供するものが分類される。船舶上での客室清掃整備や社交活動を立案・調整する場合もある。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 航空機及び船舶に搭乗する旅客の迎え入れ、切符及び搭乗券の確認、並びに座席及び寝台への案内
- (b) 酸素マスク、座席ベルト及び救命ジャケット着用等の緊急時安全対策の案内、説明及び実演
- (c) 調理済みの飲食物の取りまとめ及び提供
- (d) 免税品等の商品の販売
- (e) 旅客の一般的な要望に対応した、快適性の確保、問い合わせへの回答、及び客室内の清掃及び整頓

- (f) 緊急時における規定の手順にしたがった、緊急着陸後の旅客機からの避難等、旅客への指示及び補助
- (g) 救急箱等の緊急時設備が使用可能であることの確認
- (h) 苦痛を訴える旅客の応急処置
- (i) 天候、高度、経路、緊急時対応、乗務員体制、フライト時間、機内飲食サービス及び乗客数に関する事前説明への出席
- (j) 離着陸時の旅客及び機内の準備
- (k) 幼児、高齢者または障害者等の特別支援を要する旅客の確認

ここに分類される職業の例

- ・ 客室乗務員
- ・ 旅客機客室乗務員
- ・ 船舶旅客係

5 1 1 2 輸送機関の車掌

輸送機関の車掌には、切符の発給及び確認、並びに列車、路面電車及びバス等の公共交通機関内での乗客の安全及び快適性の確保を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 切符または無料乗車券の発給、切符、無料乗車券の回収または料金の徴収、及び事前に発行された切符の有効性の確認
- (b) 旅客寝台列車の乗客の接遇
- (c) 特に高齢者もしくは傷病者の場合、必要に応じた、搭乗、着席及び手荷物の取扱い補助
- (d) 乗客の乗降に合わせたドアの開閉

- (e) 出発前における機器の安全確認の実施
- (f) 運転手への停発車の合図
- (g) 輸送機関に乗車する乗客の迎え入れ、並びに経路及び駐車場のアナウンス
- (h) 安全規則の遵守の徹底
- (i) 乗客の要望及び苦情への対応、並びに停車場及び接続の情報提供
- (j) 事故や緊急時の適切な対処

ここに分類される職業の例

- ・バス車掌
- ・ケーブルカー車掌
- ・検札係（公共交通機関）
- ・列車車掌
- ・電車車掌

5 1 1 3 観光案内人

観光案内人には、個人もしくは団体の旅行、観光ツアー、遊覧旅行、または史跡、産業施設及びテーマパーク等の名所ツアーに添乗するものが分類される。観光案内人は、名所の説明及び興味深い特色の背景情報を提供する。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 船舶旅行及び観光ツアーの観光客への随行及び案内
- (b) 博物館、展覧会、テーマパーク及び製造所その他の産業施設等の名所巡りにおける、観光客の案内
- (c) 名所及び催物の説明と情報提供、並びに質問への対応
- (d) 学生対象の教育活動の実施

- (e) 観光客の行動の注視、施設あるいはツアーの規則及び安全対策の遵守の徹底
- (f) 観光客及びツアー参加者の迎え入れと受付、並びに必要な識別バッジ及び安全装備の発給
- (g) パンフレットの配布、視聴覚資料の上映、並びにツアー現場での行程及び活動の説明
- (h) 観光客の安全確保、並びに応急処置及び緊急時の避難指示等の対処
- (i) ツアー行程、サービスまたは宿泊施設に関する全ての問題の解決

ここに分類される職業の例

- ・美術館案内人
- ・ツアー添乗員
- ・ツアーガイド

5 1 2 調理人

調理人には、ホテル及びレストラン等の食堂、船舶、旅客列車及び個人家庭において、レシピまたはシェフの監督の下で料理の計画、手配、準備及び調理を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

料理の計画、食材の調達及び調理、調理助手の作業の調整及び監督、食材の品質確認、レシピ及び個人の判断による材料の計量・計測及び混合、オープン・グリル及びロースター等の調理器具の温度調整、厨房・調理設備及び給仕場所等の清掃点検による安全かつ衛生的な食材の取扱いの確保、グリル・揚げ鍋及び鉄板等の大型の調理器具の取扱い。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

5 1 2 0 調理人

5 1 2 0 調理人

調理人には、ホテル及びレストラン等の食堂、船舶、旅客列車及び個人家庭において、レシピまたはシェフの監督の下で料理の計画、手配、準備及び調理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 料理の計画、並びに食材の調達及び調理
- (b) 調理助手の作業の計画、調整及び監督
- (c) 食材の品質の確認
- (d) レシピ及び個人の判断による材料の計量、計測及び混合
- (e) オーブン、グリル及びロースター等の調理器具の温度調整。厨房、調理設備及び給仕場所等の清掃点検による安全かつ衛生的な食材の取扱いの確保
- (f) グリル、揚げ鍋または鉄板等の大型の調理器具の取扱い

ここに分類される職業の例

- ・調理人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

カフェ経営者 — 1 4 1 2

レストラン経営者 — 1 4 1 2

料理人 — 3434

ファーストフード調理者 — 9411

注記

管理やスタッフの監督が仕事の重要な構成要素ではない小さなカフェ、レストランやバーの経営者は、行われる主要な職務に応じて「細分類5120 料理人」、「5131 ウェイター」、「5132 バーテンダー」に分類される。

513 給仕人、バーテンダー

給仕人、バーテンダーには、営利目的の飲食店、クラブ、施設、食堂、及び船舶や旅客列車内で飲食物を給仕するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

バーカウンターにおける在庫の適正管理の補助、使用済みグラスの洗浄及びバーカウンターの清掃、バーにおけるアルコール及び非アルコール飲料の給仕、清潔なりネンクロス・カトラリー・陶器及びガラス食器類を用いたテーブル設営、飲食物の提供、ワイン選定の助言及び給仕、料理と飲物の注文受付、並びに厨房への注文伝達、伝票提示及び代金受領

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

5131 給仕人

5132 バーテンダー

5 1 3 1 給仕人

給仕人には、飲食店、クラブ、施設、食堂、及び船舶や旅客列車内において飲食物を給仕するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 清潔なリネンクロス、カトラリー、陶器及びガラス食器類を用いたテーブル設営
- (b) 顧客の迎え入れ、並びに料理及び飲物リストの提示
- (c) 飲食メニュー選定の助言
- (d) 飲食物の注文受付、及び厨房またはバーへの注文伝達
- (e) テーブルの顧客への飲食物の給仕
- (f) テーブルの片付け、並びに厨房への食器皿及びカトラリーの返却
- (g) 伝票提示、代金受領、並びに店頭機器及びレジ機器の操作

ここに分類される職業の例

- ・給仕人
- ・ソムリエ

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・カフェ店長 — 1 4 1 2
- ・飲食店主・店長 — 1 4 1 2
- ・バーテンダー — 5 1 3 2

注記

管理やスタッフの監督が仕事の重要な構成要素ではない小さなカフェ、レストランやバーの経営者は、行われる主要な職務に応じて「細分類 5 1 2 0 料理人」、「5 1 3 1 給仕人」、「5 1 3 2 バーテンダー」に分類される。

5 1 3 2 バーテンダー

バーテンダーには、アルコール及び非アルコール飲料を混合調整し、バーカウンターまたは調整台越しに直接、もしくは給仕人経由で、顧客に提供するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 給仕人経由または常連客から直接、飲物の注文の受付
- (b) バーでのアルコール及び非アルコール飲料の調整と給仕
- (c) 使用済みガラス食器の洗浄、並びにバーカウンター、コーヒー・紅茶カウンター及びエスプレッソメーカー等の抽出器具の維持清掃
- (d) 支払代金の受領、レジ機器の操作、及び受取現金の差引勘定
- (e) 樽型サーバーの吐出コックの設置、及び供給ラインの接続
- (f) バーカウンターの在庫の適正管理の補助、及びボトル・グラス類の配置
- (g) 顧客の証明書による、酒類購入の年齢要件の確認
- (h) 過剰な飲酒による問題を低減するため、顧客への飲酒停止の説得、追加注文の謝絶及び交通手段の手配等による対処
- (i) 原材料の混合による、カクテル等の飲物の調製
- (j) バーの顧客への、酒肴等の料理の給仕

ここに分類される職業の例

- ・バーテンダー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- カフェ経営者 － 1 4 1 2
- レストラン経営者 － 1 4 1 2
- 給仕人 － 5 1 3 1

注記

管理やスタッフの監督が仕事の重要な構成要素ではない小さなカフェ、レストランやバーの経営者は、行われる主要な職務に応じて「細分類5 1 2 0 料理人」、「5 1 3 1 ウエイター」、「5 1 3 2 バーテンダー」に分類される。

5 1 4 理容師、美容師及び関連職業の従事者

理容師、美容師及び関連職業の従事者には、個人の容姿向上のため、散髪及び整髪、髭剃り及び整髭、美容処置、並びに化粧品を用いたメイクアップ等の処置を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 顧客の要望に関する相談
- (b) 散髪及び整髪
- (c) 髭剃り及び整髭
- (d) 美容処置、及び化粧品を用いたメイクアップ
- (e) 手足爪の整形及び研磨、並びに足部の軽度疾患の治療

(f) 顧客の入浴付添い、及び簡単なマッサージの施行

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

5 1 4 1 理容師

5 1 4 2 美容師及び関連職業の従事者

5 1 4 1 理容師

理容師には、散髪、整髪、染髪、直毛矯正及びウェーブパーマ、顔の髭剃り及び整髭、並びに頭皮状態の改善処置を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 散髪、洗髪、染髪及び巻髪
- (b) 口顎の髭剃り及び手入れ
- (c) 頭皮の手入れ
- (d) 顧客の要望に応じた、かつらの調整
- (e) 頭髪の手入れ、美容商品及び髪型に関する助言
- (f) ドレッドヘア及び三つ編の整結、及び付け髪の装着
- (g) 予約手配、及び代金の受領
- (h) 作業場所の清掃、及び器具の滅菌処理

ここに分類される職業の例

- ・理髪師
- ・ヘアアーティスト
- ・理容師

- ・ヘアケア専門従事者

5 1 4 2 美容師及び関連職業の従事者

美容師及び関連職業の従事者には、個人の容姿向上のため、顔部及び全身への美容処置、並びに化粧品を用いたメイクアップ等の処置を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 顔部及び体の部位の洗浄、クリーム、化粧水及び関連商品の塗布
- (b) 顔部及び全身のマッサージ
- (c) 美容院の顧客または俳優等の実演家のメイクアップ
- (d) 手足爪の洗浄、整形及び研磨、並びに鶏眼、皮膚硬結または足爪の変形等の足部の軽度疾患の治療
- (e) 顧客の入浴付添い、及び簡単なマッサージ
- (f) ワックス脱毛及びシュガーリング脱毛等の脱毛技術を用いた、不要な体毛の除去
- (g) 顧客への食事及び運動の勧言による、減量及び痩身の支援
- (h) 予約手配、及び代金の受領

ここに分類される職業の例

- ・入浴付添人
- ・化粧師
- ・ペディキュア師
- ・マニキュア師
- ・メイクアップ師
- ・痩身コンサルタント

5 1 5 ビル管理・家事代行業の監督者

ビル管理・家事代行業の監督者には、商業用、工業用及び住宅用建築物の清掃人その他の整備作業員の業務調整、日程作成及び監督を行うものが分類される。ビル管理及び家事代行業の監督者は、ホテル、事業所、アパート、家屋及び民間居住施設の清掃及び管理の責任者である。

職務には通常、次のものが含まれる。

作業割当て及び敷地内の検証による、適正な清掃・整備及び維持管理の確認、業務用品及び在庫品の支給による、即時利用可能な備品の確保、求職者の審査及び採用、新任者研修及び熟練者研修の実施、昇進・異動及び解雇の勧告、清掃・整備及び維持管理作業の一部実施。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 5 1 5 1 事務所・ホテル・その他施設の清掃員、ハウスキーパーの監督員
- 5 1 5 2 家政婦
- 5 1 5 3 ビル管理人

5 1 5 1 事務所・ホテル・その他施設の清掃員、ハウスキーパーの監督員

事務所・ホテル・その他施設の清掃員、ハウスキーパーの監督員には、整備業務の調整、監督及び実施により、施設内の内装品、備品及び設備の清潔整然を維持するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

- (a) 補助員及び清掃人等の整備作業員の採用、並びに研修の実施、解雇、作業体制の構築及び監督
- (b) 備品調達及び購入管理
- (c) 備品の在庫及び支給管理
- (d) 組織内の個人の行為及び福祉全般の監督
- (e) 床及び備品等の設備器具を手作業もしくは機器で清掃、洗浄及び研磨
- (f) ベッドメイキング、トイレ清掃、並びにタオル、石鹸及び関連備品の補給
- (g) 厨房の清掃、及び、通常は、食器洗浄等、厨房作業の補助
- (h) サイドボードの補充、並びに飲用グラス及び筆記用具等の補給

ここに分類される職業の例

- ・客室清掃整備員（ホテル）
- ・家政婦長

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ホテル支配人　－　1 4 1 1
- ・ビル管理人　－　5 1 5 3
- ・朝食付き民宿経営者　－　5 1 5 2
- ・家政婦　－　5 1 5 2
- ・一般家庭清掃員　－　9 1 1 1

5 1 5 2 家政婦

家政婦には、場合により作業助手の補助を受け、個人家庭での家事サービスの体制構築、監督及び実施するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

- (a) 家事従事者として世帯に雇用された作業者の監督
- (b) 備品調達及び購入管理
- (c) 備品の在庫及び出庫の管理
- (d) 体温測定、投薬及び包帯処置等による、軽度の傷病時の支援
- (e) 床、家具その他の備品の手作業もしくは機器による清掃、洗浄及び研磨
- (f) ベッドメイキング、トイレ清掃、並びにタオル、石鹸及び関連備品の補給
- (g) 世帯のペット及び植物の世話、来訪者の受入れ、電話応接、伝言の伝達、並びに食料品店での買物
- (h) 食事の調理及び準備、テーブル設営及び片付け、並びに飲食物の給仕
- (i) 厨房の清掃及び食器洗浄等の厨房作業の補助全般

ここに分類される職業の例

- ・朝食付き民宿経営者
- ・執事
- ・家政婦

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ホテル支配人 — 1 4 1 1
- ・家事手伝い — 9 1 1 1

注記

一部の朝食付き民宿や小規模民宿等の小規模宿泊施設の経営者は、細分類「5 1 5 2 家政婦」に分類される。このような宿泊施設では、宿泊施設と限定的な食事サービスが効率的に提供され、宿泊客は個人世帯の下宿人同様であり、従業員の管理監督は、重要な業務ではない。

5 1 5 3 ビル管理人

ビル管理人には、アパート、ホテル、事業所、及び教会等の建物を管理し、建物と付随する土地の清潔・秩序を維持するものが分類される。担当建物の規模と特質により、他の従事者及び下請事業者の監督も行う場合がある。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 清掃、整備、並びにビル管理の従事者及び下請事業者の作業監督
- (b) 建物内部の清掃、簡易修繕、及び維持管理への参画
- (c) 暖房及び温水の確保のための加熱炉及びボイラーの保守
- (d) 騒音軽減や資産乱用等の問題に関連する、貸借人及び来訪者の行為の規制
- (e) 貸借人不在時における宅配の代理受取や受信電話での情報提供等の簡易サービスの提供
- (f) 建物の運営部門及び所有者への大規模修繕の必要性の通知
- (g) 建物の巡回による安全確保
- (h) 登録書の記入、及び賃貸人に規則の写しの提供

ここに分類される職業の例

- ・管理人
- ・管理人（ビル）
- ・守衛
- ・寺男

5 1 6 その他の対個人サービス従事者

その他の対個人サービス従事者には、個人の人生の過去鑑定及び未来予測、付添業務その他の個人向けサービスの提供、動物の身繕い、訓練及び世話、遺体整復及び葬儀執行、並びに車両運転の訓練を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

占星術占い、社交サービスまたは身の回りの世話等の個人向けサービスの提供、遺体整復及び葬儀サービスの提供、動物の給餌・世話・訓練及び身繕い、実際の運転条件下での生徒の運転指導。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 5 1 6 1 星占師、易者及び関連職業の従事者
- 5 1 6 2 コンパニオン及び給仕
- 5 1 6 3 葬儀屋及び遺体整復師
- 5 1 6 4 ペット美容師及び動物飼育員
- 5 1 6 5 自動車教習所教官
- 5 1 6 9 他に分類されない対個人サービス従事者

5 1 6 1 星占師、易者及び関連職業の従事者

星占師、易者及び関連職業の従事者には、個人の人生の過去鑑定及び未来予測を、顧客の手相及び引き抜いたトランプの札等の占星学的手法で行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 出生時またはその後に、占星術により、個人の人生の過去鑑定並びに未来の出来事及び運勢の予測
- (b) 顧客の手相、引き抜いたトランプの札、杯中の茶葉及びコーヒー残渣の位置や動物の遺骨の形状及び模様等の特徴の解釈
- (c) この解釈に基づいた将来の出来事の予測
- (d) 起業、婚姻、旅行及び宗教その他の儀式等の各種人間活動の吉兆の時期の鑑定
- (e) 潜在的な行動の方向性に係る警告及び助言
- (f) 災厄を回避する予防策の助言

ここに分類される職業の例

- ・星占師
- ・易者
- ・数占い師
- ・手相師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・呪術医　－　３２３０
- ・信仰治療師　－　３４１３

５１６２　コンパニオン、給仕

コンパニオン、給仕には、顧客もしくは雇用者に付添い、各種要望に対応するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 雇用者に付添い、各所への外出同行、知的活動及び会話への協力、並びにスポーツ等の活動への参加
- (b) 雇用者宅での来客接遇の補助
- (c) 雇用者の衣服及び所持品の整頓

ここに分類される職業の例

- ・コンパニオン
- ・個人家政婦
- ・給仕

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・執事　－　５１５２
- ・社交付添人　－　５１６９
- ・ダンスパートナー　－　５１６９

5 1 6 3 葬儀屋、遺体整復師

葬儀屋、遺体整復師には、葬儀を手配、人体処理上の各種業務を執行するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 葬儀、火葬及び埋葬の手配及び施行
- (b) 遺体整復による、腐敗の遅延及び抑止
- (c) 保健衛生基準への適合及び遺体整復に係る法的要件の準拠の保障
- (d) 遺体各部の切開及び切開部の縫合、必要に応じて、変形ないし損傷した遺体の整形または修復
- (e) 遺体への詰物の施行及び納棺
- (f) 面談による、死亡届の作成手配、霊棺及び遺骨壺の選択補助、並びに埋葬または火葬の場所と時間の決定

ここに分類される職業の例

- ・遺体整復師
- ・葬儀屋

5 1 6 4 ペット美容師、動物飼育員

ペット美容師及び動物飼育員には、動物の給餌、世話、訓練及び身繕い、並びに獣医師、獣医技術者及び獣医技師の補助業務を、獣医施設、動物保護施設、育成犬舎、動物園、研

究所、ペット小売店、乗馬学校、犬訓練所、ペット美容院及び同様業務の施設で行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 動物の沐浴及び給餌
- (b) 動物の治療室への先導もしくは運搬、及び治療中の患畜の拘束
- (c) 獣医外科手術器具の洗浄滅菌
- (d) 医薬品及び化学薬品その他製剤の標識化、並びに在庫補充
- (e) ビン及びビーカー類等の備品の滅菌
- (f) 動物檻、小屋、ケージや飼育場等の獣舎及び鞍や手綱等の動物用品の洗浄、整理及び消毒
- (g) 動物の体重、体長、健康状態、現行の治療、投薬及び摂餌等の情報の収集と記録
- (h) 競技、演芸、奉公、保安及び乗用等の活動に望ましい行動を教育・維持する動物訓練
- (i) 洗浄、ブラシ掛け、刈り込み、被毛の毛繕い、爪切り及び耳清掃等の動物の身繕い作業の実施

ここに分類される職業の例

- ・ 犬調教員
- ・ 馬調教員
- ・ 獣医補助員
- ・ 動物園飼育係

5 1 6 5 自動車教習所教官

自動車教習所教官には、自動車の運転を教授するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 実際の運転条件下での生徒指導、並びにブレーキ、クラッチ、ギア選択、自動変速装置、指示器及びライトの操作説明及び実演
- (b) 道路交通法規の教授
- (c) 道路運転技術と交通安全の指導
- (d) 運転試験の受験直前の生徒に対する助言
- (e) 緊急事態に必要な高度運転技術の指導及び助言
- (f) 自動車の機械的操作、取扱い及び運転技術に関する、視聴覚機材や黒板での図解による説明及び解説

ここに分類される職業の例

- ・自動車教習所教官

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・飛行機操縦指導者 — 3153

5169 他に分類されない対個人サービス従事者

この細分類には、中分類「51 対個人サービス従事者」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない対個人サービス従事者が分類される。この分類には、例えば、ダンスパートナー、社交エスコート、ナイトクラブのホステス及びホスト等、付添い接客するものが含まれる。

これらの場合、職務には次のようなものが含まれる。

- (a) レストラン等への外出時における、顧客への随行
- (b) ダンスパートナーとしての役割
- (c) ナイトクラブの顧客の接客、及び十分な歓待の保障

ここに分類される職業の例

- ・ 社交付添人
- ・ クラブホスト
- ・ クラブホステス
- ・ ダンスパートナー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ コンパニオン — 5 1 6 2

注記

営利目的で顧客に性的サービスを提供するものの統計を必要とする国では、当該職業従事者を「細分類 5 1 6 9 他に分類されない対個人サービス従事者」に分類すべきである。

I S C O - 0 8 を各国に適用する際、当該職業群を、細分類 5 1 6 9 中の他の職業から区別する必要がある場合は、細分類コード番号 5 1 6 8 の使用が勧められる。

5 2 販売員

販売員には、商品の実演販売を、卸売、小売、露店及び市場、訪問販売、電話販売、もしくは顧客サービスセンター経由で行うものが分類される。購入商品・サービスの代金受領及び記録、並びに小規模小売店を経営する場合もある。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能が必要である。

この中分類の職業従事者の職務には、次のものが含まれる。

卸売及び小売事業所・路上もしくは市場の露店・訪問販売・電話販売または顧客サービスセンター経由での商品販売、潜在顧客への商品の実演及び陳列、店頭及び露店で即時に消費される食品の販売・給仕、商品の調達または定期的供給契約の締結、商品の棚陳列及びディスプレイ並びに販売した商品の包装・梱包、商品の構成比・在庫及び価格帯の決定、レジ機器・光学式バーコードリーダーまたはコンピュータ等の機器の操作による商品及びサービスの購入記録及び代金受領。この分類の職業には、他の従事者の監督業務を職務に含むものもある。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 5 2 1 街頭・市場における販売員
- 5 2 2 小売店販売員
- 5 2 3 現金収納事務員、切符販売員
- 5 2 4 その他の販売員

注記

店舗管理者及び販売管理者は、「大分類1 管理職」に分類される。技術・医療・情報通信販売専門家は、「大分類2 専門職」に分類される。商業販売・保険販売代理人、金

融ブローカー及び仲立人は、「大分類3 技師、准専門職」に分類される。露天商人（食品を除く）は、「大分類9 単純作業の従事者」に分類される。

5 2 1 街頭・市場における販売員

街頭・市場における販売員には、市場または路上の露店での商品販売、並びに露天及び公衆の場所で即時消費用の冷・温飲食を調理・販売するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

路上及び市場その他の広場の特定の場所で屋台設置もしくは飲食物を露天販売する許可の取得、商品の調達または定期供給の契約締結、露店及び屋台の設置及び解体、商品の運搬・保管及び積み降ろし、物品及び飲食物の棚陳列及びディスプレイ販売並びに代金受領、販売した商品の包装・梱包、販売用飲食物の調理、積み込み作業、手車・台車・陳列盆または籠の手押し、足こぎまたは持運びによる、露天の適当な場所または駅や映画館等の公衆の場所への飲食物の搬送、会計及び在庫水準の記録更新。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

5 2 1 1 屋台・市場における販売員

5 2 1 2 露天飲食物販売人

注記

露天及び公衆の場所で、非食料品（または菓子類等の包装済み非生鮮食品）を手車・台車・陳列盆または籠を用いて販売するものは、「小分類 9 5 2 露天商人（食品を除く）」に分類される。

5 2 1 1 屋台・市場における販売員

屋台・市場における販売員には、露天の屋台、屋根付き市場、または路上ないしその他広場の屋台で各種商品を販売するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 露天または市場その他広場の特定の場所における屋台設営の許可の取得
- (b) 商品の構成比、在庫及び価格帯の決定
- (c) 卸売経由もしくは生産者との直接取引による商品の仕入れまたは定期購入契約の締結
- (d) 露店及び屋台の設置及び解体、並びに商品の運搬、保管及び積み下ろし
- (e) 商品の実演販売、及び代金受領
- (f) 商品の棚陳列及びディスプレイ、並びに販売した商品の包装・梱包
- (g) 会計と在庫水準の記録更新

ここに分類される職業の例

- ・街頭販売員
- ・市場販売員
- ・屋台販売員補助
- ・市場露店主

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・露天移動店舗飲食物販売人 — 5 2 1 2
- ・露天商人（食品を除く） — 9 5 2 0
- ・小売店主 — 5 2 2 1
- ・小売店販売員補助 — 5 2 2 3
- ・フードサービスカウンター接客係 — 5 2 4 6

注記

路上及び市場の露店での即時消費用ではない生鮮食品（果物、野菜、肉類及び乳製品等）の販売員は、「細分類5 2 1 1 屋台・市場における販売員」に分類される。路上及び市場の露店での即時に消費される各種調理済み料理及び食品の販売員は、「細分類5 2 4 6 フードサービスカウンター接客係」に分類される。露天及び公衆の場所において、手車、台車、陳列盆もしくは籠で即時に消費される飲食物を販売する従事者は、「細分類5 2 1 2 露天飲食物販売人」に分類される。露天及び公衆の場所において、手車、台車、陳列盆もしくは籠で非食料品（もしくは菓子類等の包装済み非生鮮食品）を販売する従事者は、「細分類9 5 2 0 露天商人（食品を除く）」に分類される。ハンバーガー調理人のように、即時に消費される簡単な食物を調理する従業者は、顧客と期限付き直接契約を結んでおり、「細分類9 4 1 1 ファーストフード調理者」に分類される。

この分類を各国に適用する場合、即時に消費される食品の販売者を区別する目的は、この職業群がサービス業並びに食品の基本調理及び衛生的な取扱いの実務技能を要することの明確化である点に留意する必要がある。フードサービスカウンター接客係は、一般的には、露天飲食物販売人よりも手の込んだ商品や食事を提供し、手車、ハンドカート、自転車やバスケットなどのような機器の使用または販売により、食品を運搬しない。

5 2 1 2 露天飲食物販売人

露天飲食物販売人には、露天及び、駅、映画館または劇場等の公衆の場所で即時に消費される冷・温飲食を調理・販売、もしくは調理済みのものを販売するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 必要に応じて、露天または公衆の場所での飲食物販売の許可もしくは免許の取得
- (b) 販売用飲食物の調達
- (c) 販売用飲食物の事前または現場での調理
- (d) 荷の積み下ろし、並びに手車、台車、陳列盆もしくは籠の手押し、足こぎまたは持運びによる、露天の適当な場所もしくは駅や映画館等の公衆の場所への飲食物の搬送
- (e) 飲食物の陳列販売及び代金受領

ここに分類される職業の例

- ・露天移動店舗飲食物販売人
- ・呼び売り人（食品）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・調理人 — 5 1 2 0
- ・ファーストフード調理者 — 9 4 1 1
- ・フードサービスカウンター接客係 — 5 2 4 6
- ・露天商人（食品を除く） — 9 5 2 0

注記

路上及び市場の露店での即時消費用ではない生鮮食品（果物、野菜、肉及び乳製品等）の販売員は、「細分類 5 2 1 1 屋台・市場における販売員」に分類される。路上及び市場の露店での即時に消費される各種調理済み料理及び食品の販売員は、「細分類 5 2 4 6 フードサービスカウンター接客係」に分類される。露天及び公衆の場所において、手車、台車、陳列盆もしくは籠で即時に消費される飲食物を販売する従事者は、「細分類 5 2 1 2 露天飲食物販売人」に分類される。露天及び公衆の場所において、手車・台車・陳列盆もしくは籠で非食料品（もしくは菓子類等の包装済み非生鮮食品）を販売する従事者は、「細分類 9 5 2 0 露天商人（食品を除く）」に分類される。ハンバーガー調理人のように、即時に消費される簡単な食物を調理する従業者は、顧客と期限付き直接契約を結んでおり、「細分類 9 4 1 1 ファーストフード調理者」に分類される。この分類を各国に適用する場合、即時に消費される食品の販売者を区別する目的は、この職業群がサービス業並びに食品の基本調理及び衛生的な取扱いの実務技能を要することの明確化である点に留意する必要がある。フードサービスカウンター接客係は、一般的には、露天飲食物販売人よりも手の込んだ商品や食事を提供し、手車、二輪車もしくは陳列籠を食品の運搬や販売に利用しない。

5 2 2 小売店販売員

小売店販売員には、広範な商品及びサービスを、一般市民に直接、または小売及び卸売事業者として販売するものが分類される。小売店販売員は、商品・サービスの機能及び質を説明する職業群であり、小店舗の経営を行う場合や、小売店販売員補助及びレジスター係の監督を行う場合もある。

職務には通常、次のものが含まれる。

顧客ニーズの判断、商品の品揃え・価格・配送・補償・使用法及び手入れに関する助言、顧客への商品・サービスの実演・説明及び販売、各種支払方法での代金受領及び売上請求書作成、商品一覧作成等の現行の在庫管理の実施または補助並びに棚卸への参加、商品の棚陳列及びディスプレイ、販売した商品の包装・梱包、商品の構成比・在庫及び価格帯の決定、スーパーマーケット・百貨店の店舗販売補助員及び精算担当者等の従事者の業務の監督調整。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 5 2 2 1 小売店主
- 5 2 2 2 小売店監督員
- 5 2 2 3 小売店販売補助員

5 2 2 1 小売店主

小売店主には、単独もしくは少数の他者の支援のもとに小規模の小売店を経営するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 商品の構成比、在庫及び価格帯の決定
- (b) 市場及び卸売業者その他供給業者から商品の注文調達
- (c) 予算管理、並びに在庫水準及び金融取引の記録更新
- (d) 商品価格の決定及び陳列
- (e) 顧客への商品販売、及び商品の使用法に関する助言
- (f) 返品商品の検証、及び適切な対応の決定
- (g) 在庫商品の一覧作成

ここに分類される職業の例

- ・小売店主
- ・食料品店主
- ・新聞販売店主

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・店舗管理者 — 1 4 2 0
- ・市場露店主 — 5 2 1 1

注記

従業員の管理及び監督が重要な業務でない小規模小売店の経営者のみが「細分類 5 2 2 1 小売店主」に分類される。従業員の管理監督業務の頻度及び重要性が高い店舗管理職は「細分類 1 4 2 0 小売業・卸売業の管理者」に分類される。小売店販売員補助、精算担当者等の従事者の業務監督及び指示を行うが、商品の構成比、価格設定全般、予算管理、並びに人員水準、選抜及び採用決定の責務がないものは、「細分類 5 2 2 2 小売店監督員」に分類される。

5 2 2 2 小売店監督員

小売店監督員には、スーパーマーケット・百貨店等の小売及び卸売店の商店販売員補助、精算担当者等の従事者の業務の監督調整を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 業務日程の立案及び作成、並びに特定業務への従業員の配置
- (b) 煩雑または困難な事例への対処法等、販売手法に関する従業員への指示
- (c) 迅速な顧客サービスの確保
- (d) 面接、採用研修、評価、従業員の昇進及び解雇並びに従業員の苦情解決に係る業務への参画、及び当該業務に関する管理職への提言（つながりが不明）
- (e) 返品商品の検証、及び適切な対応の決定
- (f) 商品の一覧作成、及び在庫の新規注文
- (g) 商品・サービスの正確な値付け及び表示の確認
- (h) 保安活動の徹底強化

ここに分類される職業の例

- ・精算職務監督者
- ・スーパーマーケット監督員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

店舗管理者　－　1 4 2 0
小売店主　　－　5 2 2 1
露店販売員　－　5 2 1 1

注記

従業員の管理及び監督が重要な業務でない小規模小売店の経営者のみが「細分類5 2 2 1 小売店主」に分類される。従業員の監督に加えて、商品の構成比の決定、価格設定全般、予算管理、及び人員水準、選抜や採用決定等の管理業務を行う店舗管理職は、「細分類1 4 2 0 小売業・卸売業の管理者」に分類される。

5 2 2 3 小売店販売補助員

小売店販売補助員には、広範な商品及びサービスを、一般市民に直接、または小売及び卸売事業者として販売、並びに商品及びサービスの機能や質の説明をするものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 顧客の要望の判断、並びに商品の品揃え、価格、配送、保証、使用法及び手入れに関する助言
- (b) 顧客への事業所の商品及びサービスの説明並びに実演
- (c) 商品及びサービスの販売、各種支払方法による代金受領、請求書作成、レジスターによる売上記録
- (d) 商品一覧等の在庫の継続的管理の補助及び在庫調査への参加
- (e) 商品の積上げ及び陳列、販売した商品の包装及び梱包

ここに分類される職業の例

- ・販売員（小売店）
- ・販売員（卸売店）
- ・商店補助員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・店舗管理者 — 1 4 2 0
- ・街頭販売員 — 5 2 1 1
- ・市場販売員 — 5 2 1 1
- ・露店販売員 — 5 2 1 1
- ・露天移動店舗飲食物販売人 — 5 2 1 2

- ・小売店主　－　５２２１
- ・精算担当者　－　５２３０
- ・フードサービスカウンター接客係　－　５２４６

５２３　現金出納事務員、切符販売員

この小分類には、商店、レストラン、切符売り場などで商品、サービス、料金の支払いの記録及び受け取る際に、レジ、光学式価格読取装置、コンピュータあるいはその他機器を操作するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

商店、切符売り場あるいは類似した場所での現金・小切手・クレジットカードあるいは自動引き落としによる支払いの受け取りと確認、つり銭の引き渡しと領収書の発行、切符売り場での切符発行及び対応する支払いの受け取り、入出金の勘定・帳簿への記入及びレジの売上記録との照合、現金売り上げの受け取り・売上傳票等との照合及び銀行預金の準備、顧客からあるいは顧客へ支払われた総額を計算するレジの操作、商品の光学スキャン・計量及び価格の記録、商品の包装及び袋詰め。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

５２３０　現金出納事務員、切符販売員

５２３０　現金出納事務員、切符販売員

この細分類には、商店、レストラン、切符売り場などでの商品、サービス、料金の支払いを記録する及び受け取る際に、レジ、オプティカル・プライス・スキャナー、コンピュータあるいはその他機器を操作するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 商店、切符売り場あるいは類似した場所での現金、小切手、クレジットカードあるいは自動引き落としによる支払いの受け取りと確認
- (b) つり銭の引き渡しと領収書の発行
- (c) スポーツ、文化行事に参加するチケット発行
- (d) 入出金の勘定、帳簿への記入及びレジの売上記録との照合
- (e) 現金売上の受け取り・売上傳票等との照合及び銀行預金の準備
- (f) 顧客からあるいは顧客へ支払われた総額を計算するレジの操作
- (g) 商品の光学スキャン、計量及び価格の記録
- (h) 商品の包装及び袋詰め

ここに分類される職業の例

- ・ 商店レジ係
- ・ 切符発行係員
- ・ 精算業務者
- ・ サービスステーションコンソール取付け工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 切符発行係員（旅行） — 4 2 2 1
- ・ 小売店販売員補助 — 5 2 2 3
- ・ サービスステーション案内係 — 5 2 4 5
- ・ 精算業務監督者 — 5 2 2 2

5 2 4 その他の販売員

この小分類には、市場、路上、店の販売以外において、一般に、商品、食品及びサービスを陳列、展示、販売するものが分類される。この小分類は、「小分類5 2 1 街頭・市場における販売員」、「小分類5 2 2 小売店販売員」、「小分類5 2 3 現金出納事務員、切符販売員」に分類されない販売従事者を含む。

その職務としては次のものが挙げられる。

販売品の展示及び説明、写真・映画・ビデオ・広告・スチール写真あるいは芸術的創造のモデル、質問への回答・商品及びサービスの使い方についてのアドバイス、商品の支払い・配送及び収集もしくはサービス提供の手配及び注文受付、商品及びサービスの販売・訪問・電話あるいはその他電子通信媒体を利用して潜在顧客に近づく勧誘ビジネス、サービスステーションでの燃料・潤滑油・その他自動車部品の販売、給油・清掃・油を差すこと、自動車の小規模修理

この小分類の職業は次の小分類に分類される。

- 5 2 4 1 ファッションモデル、その他のモデル
- 5 2 4 2 販売デモンストレーター
- 5 2 4 3 訪問販売員
- 5 2 4 4 コールセンター販売員
- 5 2 4 5 ガソリンスタンド販売員
- 5 2 4 6 フードサービスカウンター接客係
- 5 2 4 9 他に分類されない販売員

注記

販売管理者は、「大分類 1 2 2 販売・マーケティング・開発の管理者」に分類される。技術販売専門職、医療及び I C T 販売専門職は、「小分類 2 4 3 販売・マーケティング・広報の専門職」に分類される。商品販売ないし保険代理人は「小分類 3 3 2 販売・購入の代行者・仲立人」に分類される。

5 2 4 1 ファッションモデル、その他のモデル

この細分類には、衣装や付属品の着用及び展示、写真、映画、ビデオ、広告、スチール写真あるいは芸術作品のためにモデルとしてポーズを取るものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 新着あるいはは流行のスタイル、あるいは顧客の要望するタイプの衣裳見本の着用
- (b) 歩行・転回・ポージングによる、衣装・アクセサリ・その他商品のスタイル及び特徴を最も引きだせるための実演
- (c) 彫刻、絵画あるいはその他の視覚芸術のためのモデル
- (d) 雑誌やその他広告媒体における、スチール写真のモデル
- (e) テレビ、ビデオ、映画広告その他制作物のモデル

ここに分類される職業の例

- ・ 広告モデル
- ・ 芸術モデル
- ・ ファッションモデル

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・俳優 — 2655

5242 販売デモンストレーター

この細分類には、商店街、展示会や個人宅において、商品について説明をするものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 商品の特徴や利用方法について情報を提供するため、並びに購入意欲をそそるための商品展示並び販売商品の実地宣伝
- (b) 質問への対応、商品の使用方法についてのアドバイス
- (c) 商品の販売、あるいは販売スタッフのところへの顧客の案内
- (d) 注文受付、支払い、配送及び収集の手配
- (e) 商品サンプルの提供、カタログや広告資料の配布

ここに分類される職業の例

- ・デモンストレーター
- ・販売小売業者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・市場販売員 — 5211

・露店販売員 — 5 2 1 1

・訪問販売員 — 5 2 4 3

5 2 4 3 訪問販売員

訪問販売員には、潜在顧客に接触することによって、あるいは潜在顧客の個人宅を訪問することによって、商品及びサービスの説明・提示・販売、商品やサービスの勧誘をするものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 顧客や潜在顧客、個人宅への訪問による、様々な商品あるいはサービス、販売条件の詳細の提供
- (b) 特売商品あるいはサービスの宣伝あるいは説明
- (c) 注文及び取引の記録、注文
- (d) 請求書及び販売契約書の作成、支払いの受け取り
- (e) 顧客への書状、情報シート、その他書類の送付
- (f) 新たな取引を獲得する、見込顧客リストの収集及び見込顧客の訪問
- (g) 販売エリアと顧客との間の移動による商品サンプルあるいは販売商品の運送

ここに分類される職業の例

- ・訪問販売員
- ・パーティプラン販売員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・商業販売外交員 － 3322
- ・露店商人 － 9520

5244 コールセンター販売員

この細分類には、商品やサービスの販売促進、販売達成や販売訪問の手配のために、電話あるいはその他電子通信媒体の利用、既存顧客及び見込顧客に連絡をとるものが分類される。この細分類の職業に従事するものは、顧客サービスセンター、あるいは非集中型施設で業務を行う。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 電話あるいは電子メールによる商品やサービスの販売促進、電話対応マニュアル及び連絡一覧表の利用
- (b) 顧客に対して商品やサービスに関心を持たせる。営業担当者に会い、販売あるいは契約を求める
- (c) 顧客へ商品、サービス、情報資料一式及びパンフレットの手続きと発送
- (d) 営業担当者との面会予約
- (e) 顧客サポートの記録、顧客の状況変化を反映させるための市場データベースの更新
- (f) 競合他社の活動や管理者が注目する情報提供者によってもたらされた問題の報告
- (g) 電話や目標達成についての統計を出すこと
- (h) テレマーケティング活動と結果に関する定期的な報告書の提出

ここに分類される職業の例

- ・テレマーケティング販売員

- ・サービスセンター販売員
- ・顧客サービスセンター販売員
- ・インターネット販売員
- ・テレマーケッター

関連する職業だが別のところに分類されるもの

コールセンター案内係 — 4 2 2 2

5 2 4 5 ガソリンスタンド販売員

この細分類には、燃料、潤滑油、その他自動車部品の販売、給油、清掃、注油、自動車の小規模修理などのサービスを提供するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 燃料タンクや容器への顧客によって指定された量の燃料注入
- (b) 車両用タイヤの空気圧及びオイルやその他液体レベルの確認、補充
- (c) 車両のフロントガラスや窓の洗浄
- (d) タイヤ、電球及びワイパーブレードの交換等の小規模修理の実施
- (e) 自動洗車場の維持、運営
- (f) 購入支払い代金の徴収
- (g) 石油ポンプ、店舗周辺の進入路、商店及び施設の清掃
- (h) 在庫管理の請負、燃料・石油・付属品及びその他販売商品に関する報告書の作成

ここに分類される職業の例

- ・港係員
- ・ガソリンスタンド販売員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・サービスステーションのレジ係 — 5 2 3 0
- ・小売店販売員補助 — 5 2 2 3
- ・フードサービスカウンター接客係 — 5 2 4 6

注記

サービスステーション店内における商品を販売、あるいは支払いを受けるが、燃料、潤滑油、清掃及び保守管理の補助作業などの給油場サービスを提供しない従事者は、「細分類5 2 4 5 ガソリンスタンド販売員」に含まれない。

5 2 4 6 フードサービスカウンター接客係

この細分類には、レストラン、カフェ、ホテル、ファーストフード店、カフェテリア、病院及びその他施設の飲食カウンターにおいて顧客への給仕、簡単な食料品の準備をするものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) カウンターでの顧客への給仕
- (b) 顧客の要望する製品の確認、顧客の注文や選択の補助
- (c) 手動及び電化製品の使用による食材の洗浄、皮むき、薄切り、切り取り
- (d) 簡単な食料品の準備、調理済料理の再加熱

- (e) 食料品の分割、包装あるいは直接皿に載せて提供する顧客へのサービス
- (f) 持ち帰り食品の包装
- (h) 冷蔵庫、サラダ及びビュッフェバーへの補充、使用した食品の数量の記録
- (g) 購入食品の代金徴収

ここに分類される職業の例

- ・カフェテリアカウンター係員
- ・サラダバー係員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・調理人 — 5 1 2 0
- ・キオスク販売員 — 5 2 1 1
- ・市場販売員 — 5 2 1 1
- ・露店販売員 — 5 2 1 1
- ・給仕人 — 5 1 3 1
- ・バーテンダー — 5 1 3 2
- ・ファーストフード調理者 — 9 4 1 1

注記

路上及び市場の露店での即時消費用ではない生鮮食品（果物、野菜、肉類及び乳製品等）の販売員は、「細分類 5 2 1 1 屋台・市場における販売員」に分類される。路上及び市場の露店での即時消費用の各種調理済み料理及び食料品の販売員は、「細分類 5 2 4 6 フードサービスカウンター接客係」に分類される。路上及び公衆の場所において、手車、台車、盆もしくは籠で即時消費用の飲食物を販売する従事者は、「細分類 5 2 1 2 露天飲食物販売人」に分類される。路上及び公衆の場所において、手車、台車、盆もしくは籠で非食料品（もしくは菓子類等の包装済み非生鮮食品）を販売する従事者は、「細分類 9 5 2 0 露天商人（食品を除く）」に分類される。ハンバーガー調理人のように、即時消費用の簡単な食物を調理する従事者は、顧客と期限付き直接契約を結んでおり、「細分類 9

4 1 1 「ファーストフード調理者」に分類される。この分類を自国に適用する場合、即時消費用の食料品の販売者を区別する目的は、この職業が、サービス業並びに食品の基本調理及び衛生的な取扱いの実務技能を要することの明確化である点に留意する必要がある。食料品店頭販売従事者は、一般的には、露店食料販売員よりも、手の込んだ商品や食事を提供し、手押し車、自転車もしくはバスケットを利用、販売して食料品を移送運搬しない。

5 2 4 9 他に分類されない販売員

この細分類には、「中分類 5 2 販売員」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない販売従事者が分類される。

ここに分類される職業の例

- ・ レンタル販売促進員

5 3 身の回りサービス従事者

この中分類には、収容施設や介護施設における児童、患者、高齢者、回復期の患者あるいは障害者への治療、指導及び支援をするものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行は、ISCO 技能レベル 2 の技能が必要である。

その職務としては次のものが挙げられる。

移動・洗濯・その他個人が必要としていることの支援、社会的技能を学習する児童への個別支援、子供の身体的発達・社会的発達・情緒的発達・知的発達を向上させる活動への参加及び指導、観察した懸念事項を適切な健康あるいは社会事業の従事者へ報告。

この中分類の職業は次の小分類に分類される。

5 3 1 保育従事者、教師補助員

5 3 2 介護福祉従事者

5 3 1 保育従事者、教師補助員

この小分類には、学校、住宅及び保育施設における児童の世話や指導をするものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。社会的技能を学習する児童への個別支援、学校や保育園における子供の身体的発達・社会的発達・情緒的発達・知的発達を向上させる活動への参加、指導及び実地教授、始業前、終業後、休暇中、託児所での児童の教育やレクリエーション活動のための資材及び設備の準備支援。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

5 3 1 1 保育従事者

5 3 1 2 教師補助員

5 3 1 1 保育従事者

この細分類には、住宅、学校始業前、終業後、休暇中及び保育施設における児童の世話及び指導をするものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 児童の手洗い衣服の着用、食事の手伝い
- (b) 児童の学校及びレクリエーションの行帰りへの同行
- (c) ゲーム、朗読、物語など、児童を楽しませる行為
- (d) 児童の教育やレクリエーション活動のための教材及び設備の準備支援
- (e) 児童の行動の管理、社会的発達への誘導
- (f) 児童のしつけ及びみだしなみ、玩具・書物の整理等の行動を管理するその他対策の奨励及び提案
- (g) 児童の観察及び監視
- (h) 個々の児童の活動、提供された食事及び投与された医薬についての日常的な観察や情報を含んだ記録の保管

ここに分類される職業の例

- ・ベビーシッター
- ・育児従事者
- ・保育所
- ・個人保育所の従事者
- ・乳母
- ・授業時間外の育児従事者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・幼児教育の教員 — 2 3 4 2

5 3 1 2 教師補助員

この細分類には、教員の補助、学校や保育所における児童の世話及び指導をするものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

(a) 学校及び保育所における児童の身体的、社会的、情緒的及び知的発達を向上させる活動への参加、指導及び説明

(b) 学習及びレクリエーション活動のための屋外または屋内の場所の提供

(c) 児童の勉学における知的、身体的、行動的及びその他の学習障害の補助

(d) 社会的技能を学ぶための個々の児童への支援

(e) 教材準備の補助、手書き資料や印刷資料の複写及び照合

(f) 視聴覚機器、コンピュータ及びその他の教員用補助機器の操作

(g) 教材の配布及び回収

ここに分類される職業の例

- ・ 保育所補助員
- ・ 教員補助員

5 3 2 介護福祉従事者

この小分類には、個人看護を提供するもの、医療及び居住介護施設における患者、高齢者、回復期の患者及び障害者の活動と歩行を支援するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

患者の歩行・個人看護やコミュニケーションの補助、手術その他の器具及び機器の殺菌、観察した懸念事項を適切な医療あるいは社会事業の従事者への報告、患者の検査及び治療の準備・個々の治療計画への参加。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

- 5 3 2 1 医療補助員
- 5 3 2 2 在宅個人看護業の従事者
- 5 3 2 9 他に分類されない介護福祉従事者

5 3 2 1 医療補助員

この細分類には、病院、診療所及び居住介護施設など様々な医療施設における、患者や施設居住者の日常生活への支援及び個人看護を直接提供するものが分類される。一般的に、医療専門職、介護専門職、その他医療専門職あるいは准専門職の指導の下で、介護サービスの計画及び実施に取り組む。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 医療専門職、介護専門職及びその他医療専門職による治療計画として、医療、リハビリ及び介護施設の患者や居住者への治療及び世話の支援
- (b) 患者の衛生、食事、服装、歩行及びコミュニケーションの練習など個人看護及び治療的医療の必要性についての支援
- (c) 患者の体の位置変え、持ち上げ、寝返り、車いすあるいは移動ベッド上の患者の搬送
- (d) 患者の部屋の清掃、ベッドシートや枕カバーの交換など、患者の環境衛生基準の保持
- (e) 妊娠や陣痛の際など、マッサージやその他薬理的ではない痛み軽減措置の提供
- (f) 患者の状態、反応及び態度の観察及び医療専門職への報告

ここに分類される職業の例

- ・ 出産助手
- ・ 看護助手
- ・ 患者治療補助員
- ・ 精神医学的助手

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 看護専門職 — 2 2 2 1
- ・ 准看護師 — 3 2 2 1
- ・ 救急隊員 — 3 2 5 8
- ・ 看護助手（在宅） — 5 3 2 2

注記

医療あるいは介護管理を恒久的に行う機関及び施設（病院、リハビリテーション施設、介護施設や老人ホーム）における居住者へ個人看護を提供する従事者及び看護師、医者、あるいはその他医療専門職や准専門職の指導の下で勤務する従事者は、「細分類5 3 2 1

医療補助員」に分類される。医療あるいは介護管理が恒久的には行われたい、個人住居の居住者へ個人看護を提供する従事者は、「細分類5322 在宅個人看護業の従事者」に分類される。一般的に、「小分類532 介護福祉従事者」に分類される従事者は、医薬品の投与、傷の洗浄や包帯手当など広範囲な医療知識や研修を必要とする任務を行わない。この小分類に分類される従事者は、単純で日常的な任務を行う。

5322 在宅個人看護業の従事者

この細分類には、日常的な個人看護の提供、自家その他個人住居における、年齢、疾病、けが、あるいはその他身体的または精神的状態の影響によって治療を必要としているものの日常生活を支援するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 顧客の衛生、食事、服装、身体的歩行や訓練、コミュニケーション、経口薬の服用、着替えなどを必要とする個人看護や療法医療の支援
- (b) 顧客の看護、看護や治療への反応及び状態の変化に関する記録の保守管理、懸念事項の報告あるいは医療及び社会事業サービスの専門職への照会
- (c) 身体的に歩行困難な顧客の移動、持ち上げ、車いすや自動車にいる顧客の移動補助
- (d) 顧客やその家族への精神的支援、栄養、衛生、訓練、幼児の世話、障害あるいは疾病への適応などについての情報とアドバイスの提供
- (e) ベッドシーツや枕カバーの交換、衣服や食器の洗浄など顧客の環境衛生基準の維持
- (f) 会話もしくは音読することなどによる、顧客への精神的支援
- (g) 栄養所要量や規定食に合った食事の計画、購入、準備あるいは給仕
- (h) 産後期中の両親の支援、新生児の世話

(i) 顧客のための、医師及びその他医療専門職の予約及び顧客の付添い、あるいは他の任務の遂行

ここに分類される職業の例

- ・在宅看護助手
- ・在宅出産助手
- ・介護助手（在宅）
- ・個人看護提供者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・看護専門職 — 2 2 2 1
- ・社会福祉分野の専門職 — 2 6 3 5
- ・准看護師 — 3 2 2 1
- ・社会福祉分野の准専門職 — 3 4 1 2
- ・看護助手（診療所、病院） — 5 3 2 1

注記

医療あるいは介護管理を恒久的に行う機関及び施設（病院や介護施設）における居住者へ個人看護を提供する従事者で、医療専門職や准専門職の指導の下で勤務する従事者は、「細分類5 3 2 1 医療補助員」に分類される。個人介護施設（最低限の現場医療や介護指導あるいは現場医療や介護指導が全くない高齢者住宅地を含む）へ個人看護を提供する従事者は、「細分類5 3 2 2 在宅個人看護業の従事者」に分類される。精神的支援及び全般的看護を提供し、妊娠や陣痛中に女性や家族にアドバイスをするが、健康上のリスクを軽減する看護を提供しない在宅出産助手は、ここに分類される。介護施設及びケアセンターにいる児童の世話と指導を提供する従事者は、「細分類5 3 1 1 保育従事者」に分類される。

5 3 2 9 他に分類されない介護福祉従事者

この細分類には、「小分類 5 3 2 健康（福祉）施設における介護福祉士」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない日常の健康とパーソナルケアを提供する従事者が分類される。例えば、歯科助手、殺菌補助員、病院看護助手、医療画像補助員、薬局補助員などの職業が分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 手術用、歯科用及び薬剤用器具容器、ビーカーその他備品の洗浄と殺菌
- (b) 薬品、化学薬品及びその他医薬品へのラベル貼り、棚の在庫補充
- (c) 患者の持ち上げ、寝返り及び移動、車椅子あるいは移動ベッド上の患者の搬送
- (d) 患者の検査、治療の準備
- (e) 器具用トレイの設置、機材の準備、治療中の歯科医師あるいはX線技師の補佐
- (f) 診断用X線の照射

ここに分類される職業の例

- ・ 歯科補助員
- ・ 救急係員
- ・ 病院看護助手
- ・ 医療画像補助員
- ・ 薬局補助員
- ・ 瀉血専門医
- ・ 殺菌補助員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・製薬助手　－　３ ２ １ ３
- ・歯科技工士　－　３ ２ １ ４
- ・歯科助手　－　３ ２ ５ １

５ ４　保安サービス従事者

この中分類には、火災やその他の危険性から個々や財産の保護、治安維持、法を執行するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、I S C O技能レベル2の技能が必要である。

その職務としては次のものが挙げられる。災・消火・鎮火、火災ビルや事故現場からの救出・危険な状態に陥っている人の救出、治安維持・法規制執行・公共の場の巡回・容疑者の逮捕、交通整理・事故が起こった場合の権限保持、刑務所や少年院あるいは連邦刑務所内における秩序の保持及び監視、窃盗や破壊行為からの財産保護のための、敷地の巡回及び監視、施設へのアクセス管理・公共イベント及び施設内での規制施行・治安維持、その他従事者の監督。

この中分類の職業は次の小分類に分類される。

５ ４ １　保安サービス従事者

５ ４ １　保安サービス従事者

この小分類には、火災やその他の危険から個々や財産の保護、治安維持、法を執行するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

防災・火災の消火、火災ビルや事故現場からの救出・危険な状態に陥っている人の救出、治安維持・規制施行・公共の場の巡回・容疑者の逮捕、交通整理・事故が起こった場合の権限保持、受刑者・少年院あるいは刑務所の中での秩序の保持及び監視、窃盗や破壊行為からの財産保護のため、敷地の巡回及び監視、施設へのアクセス管理・公共イベント及び施設内での法の執行・治安維持、その他従事者の監督。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される

- 5 4 1 1 消防士
- 5 4 1 2 警察官
- 5 4 1 3 看守
- 5 4 1 4 警備員
- 5 4 1 9 他に分類されない保安サービス業の従事者

5 4 1 1 消防士

この細分類には、防災、火災の消火、その他緊急事態への補佐、生活や財産の保護、救出作業を実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 自動車事故、労働災害、爆弾の脅威及びその他の緊急事態などにおける火災警報やその他支援要請への対応
- (b) 手動や電力設備及び消火用化学薬品の使用による消火
- (c) 特殊な火災の消火、工場施設における特殊装置の使用
- (d) 火災ビルや事故現場からの救出、危険な状態に陥っている人の救出
- (e) 火災もしくは事故における、危険物発散の防止及び制限
- (f) 一般人への防災についての情報提供

ここに分類される職業の例

- ・消防士
- ・森林消防士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・火災点検者 — 3 1 1 2
- ・防災専門員 — 3 1 1 3
- ・火災調査官 — 3 1 1 9

5 4 1 2 警察官

この細分類には、治安維持、公共の場の巡回、法の執行、容疑者を逮捕するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 特定地域の巡回による治安維持、緊急事態への対応、人と財産の保護、法の執行

- (b) 犯罪行為の容疑者及び犯人の特定、追跡及び逮捕
- (c) 交通整理、事故の際の権限保持
- (d) 事故、犯罪及び天災による被害者への緊急支援

ここに分類される職業の例

- ・ 警官
- ・ 巡査
- ・ 警察官

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 警察庁長官 — 1 1 1 2
- ・ 警視総監 — 1 1 1 2
- ・ 刑事 — 1 1 1 2
- ・ 探偵 — 3 3 5 5
- ・ 刑事 — 3 3 3 5

5 4 1 3 看守

この細分類には、刑務所、少年院及び連邦刑務所の中の秩序の維持及び監視するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 到着した受刑者の身体検査、受刑者の貴重品の保管、監房への受刑者の警護及び施錠
- (b) 監房の定期点検、錠、窓、ドア及び門の安全性の点検及び保守

- (c) 作業及び食事の際あるいはレクリエーション時間中での受刑者の監督
- (d) 障害や脱獄防止のための、受刑者の行動や態度の観察
- (e) 脱獄防止のための、刑務所の巡回
- (f) リハビリテーションプログラム実施の支援
- (g) 護送中及び一時的外出における、受刑者の護衛

ここに分類される職業の例

- ・看守

5 4 1 4 警備員

この細分類には、窃盗や破壊行為から財産を保護するため、施設を監視及び巡回するものが分類される。施設へのアクセスを管理し、秩序を維持し、公共のイベントや施設内での規則を順守する。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 無断侵入の防止と発見のための、施設の巡回、ドア、窓及び玄関の確認
- (b) 施設へのアクセス管理、従業員や訪問客の入退室における監視と許可、認証確認、通行証の発行
- (c) 秩序維持、窃盗や破壊行為からの財産保護及び施設の規則順守のための、訪問客、得意客あるいは従業員間の巡回
- (d) 警報への対応、障害調査、必要に応じた上層部、警察官あるいは消防員への連絡
- (e) 空港における手荷物検査の実施
- (f) 銀行、ATM及び小売店への現金や貴重品の安全な受渡と確認

ここに分類される職業の例

- ・ ボディガード
- ・ 門番
- ・ 博物館警備員
- ・ 警備員
- ・ 男性／女性警備巡回員
- ・ 男性／女性警備員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 救命士 — 5 4 1 9
- ・ 海水浴場監視員 — 5 4 1 9

5 4 1 9 他に分類されない保安サービス業の従事者

この細分類には、「小分類5 4 1 保安サービス従事者」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない保安サービス業の従事者が分類される。例えば、この細分類には、救急士、交通指導員、動物管理局員が分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 事故防止及び溺れている人の救助のための、海辺やプールの巡回
- (b) 歩行者が道を横断できるよう、安全な道を見つけるため、交通量の監視
- (c) 迷い動物、家畜及び野生生物に関する住民の不満への対応、所有者への警告及び召喚、迷子、ホームレスや危険動物の収容
- (d) 駐車規制の順守による、定められた地域の巡回
- (e) 交通整理

ここに分類される職業の例

- ・動物管理局員
- ・海水浴場の監視員
- ・猟区管理人
- ・交通指導員
- ・救急士
- ・駐車違反管理人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・門番 — 5 4 1 4
- ・博物館警備員 — 5 4 1 4
- ・男性警備員 — 5 4 1 4
- ・女性警備員 — 5 4 1 4

6 農林漁業従事者

この大分類には、自分自身及びその家族のために食料、住居、収入を得る目的で、農作物、樹木あるいは灌木作物の栽培及び収穫、野生の果実や植物の採取、動物の飼育ないしその世話、狩猟、様々な動物製品の生産、森林の育成、保護及び伐採、魚の養殖あるいは捕獲、その他の水生動植物の養殖及び採取するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能を必要とする。

その職務としては次のものが挙げられる。

土壌の準備と耕起、農作物の種蒔きあるいは植苗・殺虫剤の噴霧・施肥並びに収穫、果実やその他の樹木及び灌木類の栽培、野菜及び園芸植物の栽培、野生の果実及び植物の採取、主に肉、牛乳、蚕糸、蜂蜜及びその他の製品を得るための動物の飼育・世話あるいは狩猟、森林の育成・保護・並びに伐採、魚類の養殖あるいは捕獲、その他の水生動植物の養殖・採取、生産物の貯蔵・若干の基本的な加工の実施、買手や販売機関あるいは市場での農林漁業製品の販売。他の従業者の監督もその職務に含まれる。

この大分類の職業は次の中分類に分類される。

- 6 1 市場向け農業生産従事者
- 6 2 市場向け農業・林業・狩猟生産従事者
- 6 3 自給漁業・狩猟・捕獲・採取従事者

6 1 市場向け農業生産従事者

この中分類には、卸買付け人、販売機関あるいは市場に対して、定期的販売あるいは出荷において、農作物、樹木、灌木の栽培、収穫に必要な作業の計画及び実施、野生の果実や植物の採取、動物の飼育や世話、狩猟、様々な動物製品の生産、森林の育成、保護及び伐採、魚の養殖あるいは捕獲及びその他の水生動植物の養殖や採取するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能を必要とする。

その職務としては次のものが挙げられる。

土壌の準備と耕起、農作物の種蒔き・植苗・殺虫剤の噴霧・施肥・農作物の収穫・果実やその他の樹木及び灌木類の栽培、野菜及び園芸植物の栽培、主に肉、牛乳、毛皮、蚕糸、蜂蜜及びその他の製品を得るための動物の飼育及び世話、生産物の貯蔵及び若干の加工、顧客や販売組織への製品販売・市場での製品販売。他の従業者の監督もその職務に含まれる。

この中分類の職業は次の小分類に分類される。

- 6 1 1 市場向け園芸作物・農作物生産従事者
- 6 1 2 動物飼育従事者
- 6 1 3 混作物・動物飼育従事者

注記

労働者世帯の他の家族の一員によって商品（主に食品）が主に自家消費や消費のために生産される場合、仕事は「中分類 6 3 自給漁業・狩猟・捕獲・採取従事者」に分類される必要がある。大規模な余剰が生産され、多くの商品が自家消費よりも販売されていても、生産の主な目的が自家消費である場合は、その仕事は中分類 6 3 に分類される。活動の主な目的が市場向けの製品を生産する場合のみ「中分類 6 1 市場向け農業生産従事者」、
「中分類 6 2 市場向け農業・林業・狩猟生産従事者」に分類する必要がある。

6 1 1 市場向け園芸作物・農作物生産従事者

この小分類には、卸買付け人、販売組織あるいは市場へ定期的販売あるいは出荷する、農作物の栽培及び収穫、果実、その他の樹木・灌木作物の栽培、野菜や薬用植物その他の植物の栽培、あるいは園芸及び種苗製品の生産のため、作業の計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

市場活動及び状況の監視・栽培する農作物の種類及び量の決定に応じ生産計画及び調整の実施、種子・球根及び肥料の購入、土地及び土地改良への投資、土壌作り・種蒔き・様々な作物の栽培及び収穫、作業用動物の世話・農業建造物及び機械設備の保守、苗木・球根

及び種の生産、生産物の貯蔵及び若干の加工、製品の買手への引き渡し・市場への出荷。他の従業者の監督もその職務に含まれる。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

- 6 1 1 1 穀物・野菜栽培者
- 6 1 1 2 果樹栽培者
- 6 1 1 3 植木職人、園芸家、苗栽培者
- 6 1 1 4 混作栽培従事者

6 1 1 1 穀物・野菜栽培者

この細分類には、買付け人、販売機関もしくは市場での定期的販売あるいは出荷するため、小麦及びその他の穀類、米、ビート根、サトウキビ、落花生、たばこ、葦、その他の農作物、馬鈴薯、キャベツその他の野菜の栽培や収穫作業の計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 市場活動及び状況の監視、栽培する農作物の種類及び量の決定に応じた生産計画及び調整の実施
- (b) 手作業あるいは機械による土壌作り、施肥
- (c) 種の選別、種蒔き、植苗
- (d) 耕土、苗木の植え替え、刈り込みあるいは間引き、灌漑設備による農作物の維持
- (e) 除草剤や農薬の使用による雑草、害虫及び病気の管理
- (f) 農作物の収穫、病気あるいは過剰分の農作物の破棄
- (g) 市場への出荷や販売のための農作物の点検、洗浄、格付け、梱包、貯蔵、積込
- (h) 作業用動物の世話、農業建造物・機械設備及び水供給設備の保守
- (i) 農作物の貯蔵及び若干の加工
- (j) 農産物の宣伝及び売買、農作物・必需品の販売、購入及び物流の手配、農場活動・取引の記録評価及び記録保守

(k) 農作物の生産、維持管理、健康安全対策に関する従事者の研修及び指導、従事者及び契約者の雇用及び解雇

ここに分類される職業の例

- ・ 農業従事者（穀物）
- ・ 農業従事者（綿）
- ・ 農業従事者（いも）
- ・ 農業従事者（米）
- ・ 農場熟練作業員（農作物）
- ・ サトウキビ栽培者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 農業生産管理者 — 1 3 1 1
- ・ 作物農場作業員 — 9 2 1 1

注記

集中的な栽培技術を用いる野菜の生産者は、「細分類 6 1 1 3 植木職人、園芸家、苗栽培者」に分類される。

6 1 1 2 果樹栽培者

この細分類には、買付け人、販売組織もしくは市場での定期的販売あるいは出荷するため、果樹や堅果樹、茶やコーヒーの樹木、ぶどう、菌の灌木、ココアやゴムの木などの樹木や灌木類の栽培及び収穫、樹液を集めるための作業の計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

(a) 市場活動及び状況の監視、栽培する農作物の種類及び量の決定に応じた生産計画及び調整の実施

- (b) 手作業あるいは機械による土壌作り、施肥
- (c) 種の選別、種蒔き及び植苗
- (d) 耕土、苗木の植え替え、刈り込みあるいは間引き、灌漑設備による農作物の維持
- (e) 除草剤や農薬の適用による、雑草、害虫、病気の管理
- (f) 樹木の世話、樹液の収集及び作物の収穫
- (g) 市場への出荷と販売のための農作物の点検、洗浄、格付け、梱包、貯蔵及び積込
- (h) 作業用の動物の世話、農業建造物、機械設備、水供給設備の保守
- (i) 農作物の貯蔵及び若干の加工
- (j) 農産物の宣伝及び売買、農作物・必需品の販売、購入及び物流の手配、農場活動・取引の記録評価及び記録保守
- (k) 農作物の生産、維持管理、健康安全対策において従事者の研修及び指導、従事者及び契約者の雇用及び解雇

ここに分類される職業の例

- ・ゴムの木の樹液採取労働者
- ・農夫（果実）
- ・農夫（ゴム）
- ・茶栽培者
- ・ブドウ栽培家

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・プランテーションの管理職 — 1 3 1 1
- ・果物摘み作業員 — 9 2 1 1

6 1 1 3 植木職人、園芸家、苗栽培者

この細分類には、買付け人、販売組織あるいは市場での定期的販売あるいは出荷するため、集約的耕作技術による野菜や花の栽培、樹木、灌木、花及びその他の植物の栽培、苗、球根及び種の生産についての作業の計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 市場活動及び状況の監視、栽培する農作物の種類及び量の決定に応じた生産計画及び調整の実施
- (b) 土壌の調整、地ならし、灌漑及び排水システムの操作・設置による土壌作り
- (c) 樹木、生垣、園芸植物、芝生の植え付け
- (d) 樹木、灌木、生垣の刈り取り、植物の補助物及び保護物の設置、ローリング、芝刈り、芝の通気作業、芝の切り揃え
- (e) 通路、舗装地域、壁、岩庭、花壇池、水に関わる造形物、小屋、フェンスなどの庭園内の造形物や施設の建設
- (f) 植物や樹木の健康確認、雑草、害虫、病気の識別及び処理、根覆い及び肥料の適用
- (g) 苗木、球根及び種の生産、種及び切り草木から育てる植物の栽培
- (h) 農作物の収穫、市場への出荷及び販売のための製品の点検、洗浄、格付け、梱包、貯蔵、積込
- (i) 農作物の貯蔵及び若干の加工
- (j) 農産物の宣伝及び売買、農作物と必需品の販売、購入及び物流の手配、農場活動・取引の記録評価及び記録保守
- (k) 農作物の生産、維持管理、健康安全対策に関する従事者の研修及び指導、従事者及び契約者の雇用及び解雇

ここに分類される職業の例

- ・園芸家
- ・造園師
- ・市場向け植木職人
- ・きのこ栽培人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・園芸科学者　－　２１３２
- ・庭師　－　９２１４
- ・園芸労働者　－　９２１４

注記

果実収穫低木と果樹園と果樹の生産者は、一般的な市場のガーデニングや園芸栽培との組み合わせで行われていない限り、「細分類 6 1 1 2 果樹栽培者」に分類される。集中的な栽培技術を用いていない田園の野菜生産者は、「細分類 6 1 1 1 穀物・野菜栽培者」に分類される。

6 1 1 4 混作栽培従事者

この細分類には、買付け人、販売組織もしくは市場での定期的販売あるいは出荷において、農作物、野菜、樹木・灌木作物、庭園、園芸、種苗生産物の栽培あるいは収穫に必要な作業の計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 市場活動及び状況の監視、栽培する農作物の種類及び量の決定に応じた生産計画及び調整の実施
- (b) 手作業あるいは機械による土壌作り、施肥
- (c) 種の選別、種蒔き及び植苗
- (d) 耕土、苗木の植え替え、刈込みあるいは間引き、灌漑設備による農作物の維持
- (e) 集約栽培による花及び野菜の育成
- (f) 苗木、球根、種の生産
- (g) 市場へ出荷と販売のための農作物の点検、洗浄、格付け、梱包、貯蔵、積込
- (h) 作業用の動物の世話、農業建造物・機械設備、水供給設備の保守
- (i) 農作物の貯蔵及び若干の加工
- (j) 農産物の宣伝及び売買、農作物及び必需品の販売、購入及び物流の手配、農場活動・取引の記録評価及び記録保守
- (k) 農作物の生産、維持管理、健康安全対策に関する従事者の研修及び指導、従事者及び契約者の雇用及び解雇

ここに分類される職業の例

- ・農夫（混合作物）
- ・熟練農場作業員（混合作物）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・農業生産管理者 — 1 3 1 1
- ・プランテーション管理者 — 1 3 1 1
- ・作物農場作業員 — 9 2 1 1
- ・果物摘み作業員 — 9 2 1 1

6 1 2 動物飼育従事者

この小分類には、肉、乳製品、蜂蜜、皮、織物及びその他製品の製造、作業及びスポーツあるいはレクリエーションへの利用、卸売バイヤー、販売組織あるいは市場での出荷及び販売を目的として家畜、家禽、昆虫及び家畜以外の動物を繁殖及び飼育する農場経営を計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

市場活動及び状況の監視、栽培する農作物の種類及び量の決定に応じた生産計画及び調整の実施、動物の飼育及び世話、市場のための動物あるいは動物製品の準備、疾病や怪我の発見及び体重増量等の身体的状態を確認する際の動物の監視及び検査、繁殖・人工授精・分娩の補助など動物繁殖に関連した任務の実施、建物、機械、設備及び構造物の洗浄・保守管理・投資・賃借、製品の貯蔵及び加工、製品の販売促進・貯蔵品や製品及び必需品の販売・購入及び運送の手配・活動及び取引記録の評価及び保管、動物ケアの処置・維持管理及び健康安全対策に関する従事者の研修及び監督・従事者及び契約者の雇用及び解雇。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

6 1 2 1 畜産・酪農従事者

- 6 1 2 2 家禽類生産者
- 6 1 2 3 養蜂家、養蚕家
- 6 1 2 9 他に分類されない動物飼育従事者

6 1 2 1 畜産・酪農従事者

この細分類には、買付け人、販売機関あるいは市場に販売あるいは出荷、作業用及びスポーツもしくは愛玩用動物としての利用、肉、牛乳、その他乳製品及び毛皮の利用を目的として、牛、羊、豚、山羊、馬及びラクダ等の家畜の繁殖及び飼育、これら動物の世話の作業計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 市場活動及び状況の監視、栽培する農作物の種類及び量の決定に応じた生産計画及び調整の実施
- (b) 家畜の栄養レベルや状態を適切に保つための牧草栽培、飼料、飲料水の供給及び監視
- (c) 病気及び怪我の発見、体重増量等の身体的状態を確認する動物の監視及び検査
- (d) 動物の毛繕い、印付け、毛刈り、整髪、水浴び、去勢、毛を集めるための毛の刈り取り
- (e) 家畜の牧草地、はかり、小屋、車両、あるいはその他囲い地への誘導
- (f) 手あるいは搾乳器による搾乳
- (g) 規定量の餌、添加物及び医薬品の混合、動物への給餌
- (h) 繁殖、人工授精、分娩の補助等動物繁殖に関連した業務の実施
- (i) 建物、機械、設備及び構造物の洗浄及び保守管理
- (j) 動物の屠殺、皮はぎによる、市場用動物製品の製造
- (k) 動物生産物の貯蔵及び加工
- (l) 製品の宣伝及び売買、家畜、製品及び必需品の販売、購入及び運送の手配、農場活動・取引記録の評価及び保管
- (m) 動物ケアの処置、維持管理及び健康安全対策に関する従事者の研修及び監督、従事者及び契約者の雇用及び解雇

ここに分類される職業の例

- ・畜産家
- ・酪農家
- ・犬繁殖者
- ・家畜移動者
- ・牧山羊業者
- ・馬繁殖者
- ・毛刈り作業員
- ・牧羊業者
- ・羊飼い
- ・牧畜業者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・農業生産の管理者 — 1 3 1 1
- ・大農場の管理者 — 1 3 1 1

注記

家畜と、家禽・昆虫及び家畜以外の動物等その他の動物と組み合わせて生産する従事者は、その主要な活動によって分類される。ほし草やその他飼料を生産及び貯蔵し、主に家畜の扱いに責務がある従事者は、「細分類6 1 2 1 畜産・酪農従事者」に分類される。

6 1 2 2 家禽類生産者

この細分類には、買付け人、販売組織もしくは市場での販売あるいは出荷する目的で、肉、卵、種畜を生産するため、鶏、七面鳥、ガチョウ、アヒル、その他家禽を飼育する必要な作業の計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 市場活動及び状況の監視、生産計画及び調整、農業活動に関する記録の維持及び評価
- (b) 家禽の栄養レベルや状態を適切に保つために必要な飼料やその他の必需品の購入及び栽培
- (c) 病気及び怪我の発見、体重増量等の身体状態の確認、病弱な家禽や死亡した家禽の群れからの除去
- (d) 添加物飼料の混合、給餌及び水やり
- (e) 飲み水、注射、空気中から家禽への予防接種
- (f) 卵の収集及び保存、市場への販売、出荷を目的とした卵の包装
- (g) 鶏の性別の鑑別、飼育、人工授精及び孵化の促進
- (h) 農場建物、機械設備及び構造物の洗浄・維持管理・投資・賃借
- (i) 市場への出荷及び販売を目的とした家禽の食肉処理
- (j) 生産物の貯蔵及び加工
- (k) 販売及び購入の手配、在庫、製品及び必要品の運送手配
- (l) 家禽生産の処置、維持管理及び健康安全対策に関する従事者の研修及び監督、従事者及び契約者の雇用及び解雇

ここに分類される職業の例

- ・家禽飼育者
- ・家禽農夫
- ・家禽世話係

注記

家畜と、家禽・昆虫及び家畜以外の動物等その他の動物と組み合わせて生産する従事者は、主たる活動によって分類される。

6 1 2 3 養蜂家、養蚕家

この細分類には、買付け人、販売組織もしくは市場での蜂蜜、蜜蝋、繭、その他製品を販売もしくは出荷する目的で、蜜蜂、蚕及びその他種類の昆虫の繁殖、飼育及び世話をする作業の計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 市場活動及び状況の監視、栽培する農作物の種類及び量の決定に応じた生産計画及び調整の実施
- (b) 昆虫の購入、飼料及びその他の必要品の栽培及び購入
- (c) 昆虫の飼育及び世話、製品の取集
- (d) 農場建物、機械設備及び構造物の洗浄・維持管理・投資・賃借
- (e) 生産物の貯蔵及び加工
- (f) 販売及び購入の手配、在庫、製品及び必要品の運送手配、農業活動の記録の評価及び維持
- (g) 生産処置、維持管理及び健康安全対策に関する従事者の研修及び監督、従事者及び契約者の雇用及び解雇

ここに分類される職業の例

- ・養蜂家
- ・養蚕家

6 1 2 9 他に分類されない動物飼育従事者

この細分類には、「小分類6 1 2 動物飼育従事者」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない動物飼育者が分類される。例えば、買付け人、販売組織、動物園、サーカスもしくは市場に販売あるいは出荷する目的で、家畜ではない動物、狩猟動物やその他鳥類（家禽を除く）、カタツムリ、蛇及びその他爬虫類、あるいは実験室試験で使用される様々な昆虫や動物を飼育し、世話をすることに従事するものが含まれる。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 市場活動及び状況の監視、栽培する農作物の種類及び量の決定に応じた生産計画及び調整の実施
- (b) 動物の飼育及び世話
- (c) 疾病及び怪我の発見、体重増量等の身体的状態を確認するため、動物の監視及び検査
- (d) 飼育、人工授精及び孵化の手伝いなどの動物の繁殖に関連した業務の実施
- (e) 農場建物、機械設備及び構造物の洗浄・維持管理・投資・賃借
- (f) 動物の食肉処理、皮剥ぎ、動物及び動物製品の市場への出荷準備
- (g) 生産物の貯蔵及び加工
- (h) 製品の宣伝及び売買、在庫、製品及び必要品の販売、購入及び運送手配、活動・取引の記録の評価及び維持
- (i) 動物ケア処置、維持管理及び健康安全対策に関する従事者の研修及び監督

ここに分類される職業の例

- ・ワニ飼育者
- ・毛皮動物飼育者（家畜ではない動物）
- ・狩猟鳥飼育者
- ・ダチョウ飼育者
- ・カタツムリ飼育者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ペット美容員 — 5 1 6 4
- ・動物園飼育員 — 5 1 6 4
- ・猟区監視官 — 5 4 1 9
- ・家禽飼育者 — 6 1 2 2

6 1 3 混作作物・動物飼育従事者

この小分類には、買付け人、販売組織もしくは市場での販売あるいは出荷する目的で、作物、動物並びに関連製品を生産する混合農業を計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

発生させる種類・成長させる作物及び動物の量の決定、市場活動の監視・必要に応じた生産の計画及び調整、市場活動及び状況の監視・栽培すべき農作物・飼育すべき動物の数量の決定、種子や肥料及びその他の必要品の購入、土壌作り・種蒔き・植苗・栽培・収穫、飼料及びその他食料必需品の生産及び購入、動物の飼育及び世話、動物の食肉処理・皮剥ぎ・動物及び動物製品の市場への出荷準備、農場建物、機械、設備及び構造物の洗浄・維持管理・投資・賃借、生産物の貯蔵及び加工、製品の販売促進・販売や購入の手配・在庫品や製品及び必要品の運送手配・農業活動及び取引の記録の評価及び維持、動物ケア処置、維持管理及び健康安全対策における従事者の研修及び監督・従事者及び契約者の雇用及び解雇。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

6 1 3 0 混作農業従事者

6 1 3 0 混作農業従事者

この細分類には、買付け人、販売機関もしくは市場に販売あるいは出荷する目的で、作物、動物並びに関連製品を生産する混合農業についての作業計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 市場活動及び状況の監視、栽培すべき農作物、並びに飼育すべき動物の数量の決定、必要に応じた生産の計画及び調整
- (b) 種子、肥料やその他の必要品の購入
- (c) 土壌作り、種蒔き、植苗、栽培、収穫などの作業の実施
- (d) 飼料及びその他食料供給の生産、購入
- (e) 動物の飼育及び世話
- (f) 動物の食肉処理、皮剥ぎ、動物及び動物製品の市場への出荷準備
- (g) 農場建物、機械、設備及び構造物の洗浄、維持管理、投資、賃借

(h) 生産物の貯蔵及び加工

(i) 製品の宣伝及び売買、在庫、製品及び必要品の販売、購入及び運送の手配、農業活動・取引の記録の評価及び維持

(j) 動物ケアの処置、維持管理及び健康安全対策に関する従事者の研修及び監督、従事者及び契約者の雇用及び解雇

ここに分類される職業の例

- ・農夫（混合農業）
- ・農業熟練作業員（混合農業）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・農業生産管理者 — 1 2 2 1
- ・プランテーションの管理者 — 1 3 1 1
- ・各種農産物に係る労働者 — 9 2 1 3

注記

主として動物の飼育もしくは作物の栽培のいずれかに関与する農民及び他の熟練農業労働者であり、成長作物のいくつかの偶発的な活動に関与し、それぞれの動物の世話も行うものは、「細分類 6 1 3 0 混作農業従事者」に含まれるべきではない。例えば、市場へ出荷するために牛を飼育しているが、少しの時間を庭野菜の栽培に費やす農民は、「細分類 6 1 2 1 畜産・酪農従事者」に分類される必要がある。同様に、少数の鶏や他の農場の動物を保持している小麦農民は「細分類 6 1 1 1 穀物・野菜栽培者」に分類される必要がある。

市場へ出荷するため、作物及び動物のいずれかの生産に特化している混合農場労働者は、必要に応じて、「小分類 6 1 1 市場向け園芸作物・農作物生産従事者」または「小分類 6 1 2 動物飼育従事者」に分類されるべきである。

6 2 市場向け農業・林業・狩猟生産従事者

この中分類には、買付け人、販売組織もしくは市場での販売あるいは出荷する目的で、自然林及び森林植林の栽培、保護及び伐採、魚の養殖及び飼育、魚の漁獲、水揚げ、動物の狩猟、罠による捕獲などの作業の計画及び実施するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能を必要とする。

その職務としては次のものが挙げられる。

機械設備の投資及び賃借・必要品の購入、林業、農業、漁業及び狩猟業における作業の計画及び実施、建物、タンク、機械及びその他装置の維持管理、製品の出荷・市場での売買、その他従事者の監督及び研修。

この中分類の職業は次の小分類に分類される。

6 2 1 林業及び関連職業の従事者

6 2 2 漁業従事者、猟師、罠掛人

注記

労働者世帯の他の家族の一員によって商品（主に食品）が主に自家消費や消費のために生産される場合、仕事は「中分類6 3 自給漁業・狩猟・捕獲・採取従事者」に分類される必要がある。大規模な余剰が生産され、多くの商品が自家消費よりも販売されていても、生産の主な目的が自家消費である場合は、その仕事は中分類6 3に分類される。活動の主な目的が市場向けの製品を生産する場合のみ「中分類6 1 市場向け農業生産従事者」、
「中分類6 2 市場向け農業・林業・狩猟生産従事者」に分類する必要がある。

6 2 1 林業及び関連職業の従事者

この小分類には、自然林及び森林植林の育成、保護及び伐採作業の計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

森林再生地の評価、苗木の選択・植林用の手動用具を使用した植林、森林木立の定着及び手入れ、材木数の見積・伐採する木の特定、若木の間伐、手入れ、先端の切り落とし、

伐採、丸太にする目的による、チェーンソー、その他動力のこぎりの操作、伐採地での丸太から生木製品への成形、丸太の積み重ね・傾斜台への積込・川流し、森林火災を発見する見張り・消火作業への参加・消火活動報告の完了・消火設備の保守管理、手動用具や化学薬品の使用によって再生した森林での雑草や下生えの管理、様々な土かき、用地造成装置を再生する地にスキッダ、ブルドーザー、その他原動機の操作及び保守、コーン種子の収集・樹木の刈り取り・植林調査補助・後作業としての樹木への印付け、林業作業や植林運営担当者を含む、林業業務におけるその他従事者の研修及び監督。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

6 2 1 0 林業及び関連業の従事者

6 2 1 0 林業及び関連業の従事者

この細分類には、自然林及び森林植林の育成、保護及び伐採する作業を計画及び実施するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

(a) 森林再生地の評価、苗木の選択、植林用の手動用具を使用した植林、森林木立の設置及び手入れ

(b) 材木数の見積、伐採する木の特定

(c) 若木の間伐、手入れ、先端の切り落とし、伐採、丸太にする、チェーンソーその他動力鋸の操作

(d) 伐採地での丸太から生木製品への成形

(e) 丸太の積み重ね、傾斜台への積込、あるいは川流し

(f) 森林火災を発見する見張り、消火作業への参加、消火活動報告の完了、消火設備の保守管理

(g) 手動用具や化学薬品の使用によって再生した森林での雑草や下生えの管理

(h) 様々な土かき、用地造成装置を再生する地にスキッダ、ブルドーザー、その他原動機の操作及び保守

(i) コーン種子の収集、樹木の刈り取り、植林調査補助、後作業としての樹木への印付け

(j) 林業作業者、植林運営担当者を含む、林業業務におけるその他従事者の研修及び監督

ここに分類される職業の例

- ・炭焼人
- ・伐木作業の従事者
- ・木登り
- ・林業熟練作業者
- ・森林踏査人
- ・樹木伐採人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・林学者 — 2 1 3 2
- ・林業技術者 — 3 1 4 3
- ・伐採工 — 8 3 4 1
- ・林業作業者 — 9 2 1 5

6 2 2 漁業従事者、猟師、罾掛人

この小分類には、買付け人、販売機関もしくは市場に定期的に販売あるいは出荷するため、魚の捕獲、繁殖及び飼育、動物の狩猟及び罾を仕掛けるものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

淡水及び海水への放流あるいは換金作物を目的とした、魚、イガイ、牡蠣及びその他の水中生物の繁殖及び飼育、水中生活の最適条件が維持されていることを確認する環境の監視、沿岸あるいは沖合における、魚の洗浄、冷凍、氷漬けあるいは塩漬け・魚及びその他製品の出荷準備、建物、タンク、機械、漁船及びその他設備の維持管理・投資・賃借、網やその他の魚類捕獲道具や装置の準備及び修復、漁場及び漁場への行き帰りにおける漁船の操作、漁具による罾掛け、設置及び操作、哺乳動物、鳥類あるいは爬虫類を捕獲する罾の設置、製品の出荷・市場での売買、その他従事者の監督及び研修。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

- 6 2 2 1 養殖漁業従事者
- 6 2 2 2 内水面漁業・沿岸漁業の従事者
- 6 2 2 3 遠洋漁業従事者
- 6 2 2 4 猟師、罟猟師

6 2 2 1 養殖漁業従事者

この細分類には、買付け人、販売機関もしくは市場に定期的に販売あるいは出荷するため、魚の繁殖や飼育、イガイ、牡蠣及びその他の水生動植物の養殖をするものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 換金作物として、あるいは淡水及び海水に放流する目的による、魚、イガイ、牡蠣、その他の水生動植物の繁殖、飼育
- (b) 成長、生産及び環境に関するデータの収集及び記録
- (c) 病気や寄生物を特定する、在庫品調査の実施及び監督
- (d) 水中生活の最適条件が維持されていることを確認する環境の監視
- (e) 魚の罟、放卵、孵化及び稚魚の飼養の監督及び監視
- (f) 沿岸あるいは沖合における、魚の洗浄、冷凍、氷漬けあるいは塩漬け、魚及びその他製品の出荷準備
- (g) 建物、タンク、機械、船及びその他設備の維持管理
- (h) 製品の出荷及び市場での売買
- (i) 建物、設備及び機械の投資、賃借、食料及びその他必要品の購入
- (j) 養殖及び魚の孵化場を補佐する従事者の監督及び研修

ここに分類される職業の例

- ・藻類養殖者
- ・魚類養殖者

- ・牡蠣養殖者
- ・真珠養殖者
- ・海産物養殖者
- ・水産熟練作業者（魚類）
- ・水産熟練作業者（海産食物）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・養殖業生産管理者　－　１３１２
- ・養殖業労働者　－　９２１６

６２２２　内水面漁業・沿岸漁業の従事者

この細分類には、買付け人、販売組織もしくは市場での定期的に販売あるいは出荷するため、単独あるいは乗組員として内陸ないし沿岸海域における魚の捕獲あるいはその他の水生動植物を採取するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 網、その他の魚類捕獲用具や装置の準備
- (b) 漁業場所の選択、コンパス、海図及びその他補助品を使用した、針路の記入、航行位置の算出
- (c) 漁場及び漁場への往復における漁船の操作
- (d) 釣道具に手作業もしくは巻き上げ装置を使い、餌付け、仕掛け付けまたは手繰り操作
- (e) 沿岸及び浅瀬における様々な水生動植物の採集
- (f) 魚類捕獲用具のエンジン及びその他搭載装置の保守管理
- (g) 取引、漁業活動、天候及び海面状態の記録保持、費用及び予算の見積
- (h) 塩漬け、氷漬けによる捕獲物の仕分け及び保存
- (i) 捕獲用具からの捕獲物の除去、法の規定を遵守する捕獲物の測定、及び法定外または好ましくない捕獲物の放流
- (j) 漁業作業の指示、漁船乗組員の監督

ここに分類される職業の例

- ・沿岸漁業船長
- ・男性・女性沿岸漁業従事者
- ・女性・男性内水面漁業従事者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・漁業運営管理者　－　１ ３ １ ２
- ・男性・女性深海漁業従事者　－　６ ２ ２ ３
- ・海士、海女（牡蠣）　－　７ ５ ４ １
- ・漁業労働者　－　９ ２ １ ６

６ ２ ２ ３ 遠洋漁業従事者

この細分類には、買付け人、販売組織もしくは市場に定期的に販売あるいは出荷するため、漁船の乗組員として深海魚を捕獲するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 網、その他の魚類捕獲用具や装置の準備及び修理
- (b) 深海漁場への行き帰りにおける漁船の操作及び指揮
- (c) 漁場の選択、コンパス・海図及びその他補助品を使用した、針路の記入及び航行位置の算出
- (d) 船の操縦、航行機器や電子漁獲補助器の操作
- (e) 漁業作業の指示、漁船乗組員の監督
- (f) 漁業の成果や活動、天候及び海面状況を航海日誌に記録
- (g) 釣道具への餌付け、仕掛け付け及び手繰り作業
- (h) 沿岸あるいは沖合における、魚の洗浄、冷凍、氷漬けあるいは塩漬け
- (i) 漁船乗組員の選抜及び研修

ここに分類される職業の例

- ・男性・女性深海漁業従事者
- ・トロール漁船船長

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・漁業管理者 — 1 3 1 2
- ・男性・女性沿岸漁業従事者 — 6 2 2 2
- ・男性・女性沿岸漁業従事者 — 6 2 2 2
- ・沿岸漁業船長 — 6 2 2 2
- ・漁業労働者 — 9 2 1 6

6 2 2 4 猟師、罾猟師

この細分類には、買付け人、販売組織もしくは市場での定期的に販売あるいは出荷するため、主として肉、皮、羽毛及びその他の製品にする哺乳動物、鳥類及び爬虫類を捕獲するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

- (a) 哺乳動物、鳥類、爬虫類を捕獲する罾の仕掛け
- (b) 罾にかかった哺乳動物、鳥類、爬虫類あるいは自由に動き回っている哺乳動物、鳥類、爬虫類の火器、その他の武器を用いた捕殺
- (c) 販売あるいは出荷用の製品を得るため、捕殺した哺乳動物、鳥類、爬虫類の皮はぎ及び処理
- (d) 罾にかかった哺乳動物、鳥類、爬虫類の買手への配送、あるいは販売
- (e) 設備の修理及び保守

ここに分類される職業の例

- ・毛皮動物捕獲従事者
- ・あざらし狩猟従事者

6 3 自給漁業・狩猟・捕獲・採取従事者

この中分類には、自分自身及び家族の食料、住居及び場合によっては最低限の現金収入を得る目的として、農作物、樹木、灌木作物の栽培や収穫、野菜や果実の栽培、動物の世話あるいは狩猟、野生の果実、薬草及びその他の植物の採取、魚類の捕獲、その他の水生動植物を採取するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、I S C O技能レベル2の技能を必要とする。

その職務としては次のものが挙げられる。

土壌の準備と耕起、農作物の種蒔き・植苗・手入れ・収穫、野菜、果実、その他の樹木や灌木類の栽培、野生の果実、薬草及びその他植物の採取、主に肉、卵、牛乳、毛皮やその他の製品を得ることを目的とした、動物や家禽の飼育及び世話、狩猟・罾掛け、魚類の捕獲・その他の水中生物の採集、水汲み・薪集め、生産物の貯蔵及び簡単な加工、家やその他施設の建設及び維持管理、家族が用いる簡単な道具、衣服及び家庭用品の作成、地方市場における生産物の販売。

この中分類の職業は次の小分類に分類される

- 6 3 1 自給栽培農家
- 6 3 2 自給畜産家
- 6 3 3 自給混作農家・畜産家
- 6 3 4 自給漁業・狩猟・捕獲・採取従事者

注記

労働者世帯の他の家族の一員によって商品（主に食品）が主に自家消費や消費のために生産される場合、仕事は「中分類6 3 自給漁業・狩猟・捕獲・採取従事者」に分類される必要がある。大規模な余剰が生産され、多くの商品が自家消費よりも販売されていても、生産の主な目的が自家消費である場合は、その仕事は中分類6 3に分類される。活動の主な目的が市場向けの製品を生産する場合のみ「中分類6 1 市場向け農業生産従事者」、
「中分類6 2 市場向け農業・林業・狩猟生産従事者」に分類する必要がある。

また、労働者世帯の一員によって、品物現金収入や物々交換ではなく、自家消費や消費のためにのみ生産される場合、中分類63に分類される。

631 自給栽培農家

この小分類には、自分自身及び家族の食料、住居及び場合によっては最低限の現金収入を得る目的で、農作物、樹木、灌木作物、野菜及び果実の栽培及び収穫するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

土壌の準備と耕起、農作物の種蒔き・植苗・手入れ・収穫、野菜、果実、その他の樹木や灌木類の栽培、水汲み・薪集め、生産物の貯蔵及び簡単な加工、家やその他施設の建設及び維持管理、家族が用いる簡単な道具、衣服及び家庭用品の作成、地方市場における生産物の販売または物々交換。

この小分類の職業は次の細分類に分類される。

6310 自給栽培農家

6310 自給栽培農家

この細分類には、自分自身及び家族の食料、住居及び場合によっては最低限の現金収入を得る目的として、農作物、樹木、灌木作物、野菜及び果実の栽培及び収穫するものが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる

- (a) 土壌作り、農作物の種蒔き、植苗、手入れ及び収穫
- (b) 野菜、果実、その他の樹木及び灌木類の栽培
- (c) 水汲み及び薪集め

- (d) 生産物の貯蔵及び簡単な加工
- (e) 家やその他施設の建設及び維持管理
- (f) 家族が用いる簡単な道具、衣服及び家庭用品の制作
- (g) 地方市場における若干の生産物の販売または物々交換

ここに分類される職業の例

- ・ 自給栽培農家
- ・ 自給自足の庭師
- ・ 自給野菜栽培

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 農業労働者 — 9 2 1 1
- ・ 薪採集人 — 9 6 2 4
- ・ 水採集人 — 9 6 2 4

注記

水汲み及び薪採集を主要任務とする自給従事者は、「細分類9 6 2 4 水汲人、薪採集人」に分類される。その他従事者の監督の下で、日常的な単純作業を行う自給農業の従事者は、「中分類9 2 農林漁業作業者」に設けられた関連性のある小分類に分類される。

6 3 2 自給畜産家

この小分類には、自分自身及び家族の食料、住居及び場合によっては最低限の現金収入を得る目的として、家畜の飼育及び世話をすることが分類される。

その職務としては次のものが挙げられる。

牧草の栽培・牧草地の管理・家畜の状態を維持する必要な飲料水、飼料供給の監視、疾病及びけがの発見や身体的状態を確認する動物の監視及び検査、毛皮を採集する、毛繕い、印付け、毛の刈り取り、牧草、放牧地及び水供給場所への家畜の誘導、動物の飼育、世話、搾乳、血液摂取、繁殖・分娩補助、販売及び消費を目的とした動物の屠殺や皮剥ぎ、動物

製品の加工、家やその他施設の建設及び維持管理、世帯が用いる簡単な道具、衣服及び家庭用品の作成、水汲み・薪集め、動物及び動物製品の販売取引。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

6 3 2 0 自給畜産家

6 3 2 0 自給畜産家

自給畜産家には食品、家屋及び自分自身あるいは世帯のため食料、住居及び場合によっては最低限の現金収入を得ることを目的として、家畜の繁殖、成育及び飼育を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 牧場の開拓、牧草地の管理、家畜の健康状態を維持するために必要な飼料及び水の供給管理
- (b) 健康悪化、負傷または病気の発見、あるいは体の状態の確認を目的とした動物の監視及び検査
- (c) 動物の毛並みの手入れ、標識付け、毛や羊毛の刈り取り及び収集
- (d) 牧場、牧草地及び水飲み場への家畜の誘導
- (e) 動物の生育、見張り、餌の用意、搾乳及び血抜き
- (f) 動物の繁殖、出産の補助
- (g) 動物の屠殺及び皮はぎ、肉や生産物を消費または販売する準備
- (h) 動物を使った生産物の加工
- (i) 家屋及びその他施設の建築、管理
- (j) 世帯が用いる道具、衣服及び生活用品の製作
- (k) 水汲み及び薪の収集
- (i) 動物や生産物の購入、物々交換及び販売

ここに分類される職業の例

- ・自給畜産家

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・畜産農場作業員 — 9 2 1 2
- ・混合農業農場作業員 — 9 2 1 3
- ・水汲人、薪採集人 — 9 6 2 4

注記

主な仕事の水汲みや薪集めである従事者は、「細分類 9 6 2 4 水汲人、薪採集人」に分類される。他のものの指示で、限られた範囲の単純作業を行う農業従事者は、「中分類 9 2 農林漁業作業員」の関連する細分類に分類される。

6 3 3 自給混作農家、畜産家

自給混作農家、畜産家には、食物、家屋及び自分自身あるいは世帯のため食料、住居、最低限の現金収入を得ることを目的として、農作物や樹木、灌木作物、野菜、果物の栽培及び収穫、野性の果物、葉草その他の植物の採取、動物の世話、狩猟、または魚その他の水生動物の採取を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 土壌の整備、農作物の種あるいは苗の植え付け、手入れ及び収穫
- (b) 野菜、果物、その他の木や灌木作物の育成
- (c) 野草、葉草、その他の植物の採取
- (d) 主に肉・卵・ミルク・毛及び皮その他の生産物を得るための、動物や家禽類の繁殖・世話及び餌の用意
- (e) 水汲み及び薪の収集
- (f) 生産物を後で使用する貯蔵及び若干の加工
- (g) 家屋及びその他施設の建築、管理
- (h) 世帯が用いる道具、衣服及び生活用品の製作
- (i) 地元市場での生産物の販売

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

6 3 3 0 自給混作農家、畜産家

6 3 3 0 自給混作農家、畜産家

自給混作農家、畜産家には、食物、家屋及び自分自身あるいは世帯のため食料、住居及び場合によっては最低限の現金収入を得ることを目的として、農作物、樹木、灌木作物、野菜及び果物の栽培、収穫、野性の果物、薬草その他の植物の採取とともに、動物の世話、狩猟、または魚その他の水生動植物の採取を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 土壌の準備、農作物の種あるいは苗の植え付け、世話及び収穫
- (b) 野菜、果物、その他の樹木及び灌木作物の育成
- (c) 野草、薬草及びその他の植物の採取
- (d) 主に肉・卵・ミルク・毛・皮及びその他の生産物を得るための動物や家禽類の繁殖、世話及び餌の用意
- (e) 水汲み及び薪の収集
- (f) 生産物を後で使用する貯蔵及び若干の加工
- (g) 家屋及びその他施設の建築、管理
- (h) 世帯が用いる道具、衣服、生活用品の製作
- (i) 地元市場での生産物の販売または物々交換

ここに分類される職業の例

- ・混合自作農

注記

主な仕事の水汲みやまき集めである従事者は、「細分類 9 6 2 4 水汲人、薪採集人」に分類される。他のものの指示で、限られた範囲の単純作業を行う農業従事者は、中分類 9 2

農林漁業作業者」の関連する細分類に分類される。

6 3 4 自給漁業・狩猟・捕獲・採取従事者

自給漁業・狩猟・捕獲・採取従事者には、食物、家屋及び自分自身あるいは世帯のため食料、住居及び場合によっては最低限の現金収入を得ることを目的として、果物及び薬草その他の植物の採取、動物の狩猟及び捕獲、魚その他の水生動植物の採取を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

野性の果物・根菜・野草及びその他の植物の採取、主に肉・ミルク・毛、皮及びその他の生産物を得るための動物の狩猟及び捕獲、魚その他の水生動植物の採取、生産物の貯蔵もしくは若干の加工、家屋及びその他施設の建築・管理、世帯が用いる道具・衣服・生活用品の製作、地元市場での生産物の販売または物々交換

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

6 3 4 0 自給漁業・狩猟・捕獲・採取従事者

6 3 4 0 自給漁業・狩猟・捕獲・採取従事者

自給漁業・狩猟・捕獲・採取従事者には、食物、家屋及び自分自身あるいは世帯のため食料、住居及び場合によっては最低限の現金収入を得ることを目的として、果物及び薬草その他の植物の採取、動物の狩猟及び捕獲、魚その他の水生動植物の採取を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 野性の果物、根菜、野草及びその他植物の採取
- (b) 主に肉、ミルク、毛、皮、その他生産物を得るための動物の狩猟及び捕獲
- (c) 水汲み及びまきの収集

- (d) 魚その他の水生動植物の採取
- (e) 生産物の貯蔵及び若干の加工
- (f) 家屋及びその他施設の建築、管理
- (g) 世帯が用いる道具、衣服、生活用品の製作
- (h) 地元の市場での生産物の販売または物々交換

ここに分類される職業の例

- ・狩猟、採取従事者
- ・自給採取従事者
- ・自給自足の漁師
- ・自給自足の罫猟師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・自給栽培農家 — 6 3 1 0
- ・自給畜産家 — 6 3 2 0
- ・畜産農場作業員 — 9 2 1 2
- ・水汲人、薪採集人 — 9 6 2 4

注記

主な作業が水汲みと薪採集であり、自給自足の環境にある労働者は、「細分類 9 6 2 4 水汲人、薪採集人」に分類される。通常、他者の指示のもとで単純かつ日常の作業の範囲に限定して行う自給自足農業の労働者は、「中分類 9 2 農林漁業作業員」に関連するグループに分類される。

7 技能工及び関連職業の従事者

この大分類には、特殊な技術的・実用的な知識や技能を用い、建物の建設及び管理、金属成形、金属構造物の組立、工作機械の設定、機械・装置あるいは工具の製作、設置、あるいは保守及び修理、印刷、並びに手工品を含む食料品、繊維、木材、金属その他の品目の生産ないし加工を行うものが分類される。この大分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能を必要とする。

その職務は、特定の仕事を遂行するために必要な肉体労働量と時間を軽減するため、もしくは製品の品質を改善するために手持ち及び手動その他の工具を使用して行われ、その遂行には、あらゆる段階における生産工程、使用材料及び工具、最終生産物の性質と目的に関する知識が必要とされる。この大分類における大半の職業にISCO技能レベル2の技能が必要とされ、その職務としては次のようなものが挙げられる。

建物その他構造物の建築・維持及び修復、金属の鋳造・溶接及び成形、重金属構造物・装置及び関連装置の据え付け及び組立、機械・工具・装置その他の金属品の製作、エンジンや車両、産業機械・電気機器・電子機器その他装置の取付・保守及び修理、精密機器・宝石・家庭用金属製品・その他貴金属品・陶器・ガラス及び関連製品の製作、手工品の生産、印刷業務、材木・繊維・皮革その他関連材料から作られる様々な品目や食品の生産あるいは加工。他の従業者の監督もその職務に含まれる。単独または他の少数の支援を受けて工芸品や関連する取引を行い、自己のビジネスを運営する自営労働者の作業は、通常仕事の主要な部分を含んではいないが、ビジネスの管理、口座と記録保持、顧客サービスに関連する作業を行うこともある。

この大分類の職業は、次の中分類に分類される。

- 7 1 建設関連職業の従事者（電気工事士を除く）
- 7 2 金属・機械関連職業の従事者
- 7 3 手工品・印刷関連職業の従事者
- 7 4 電機・電子機器関連職業の従事者

7 5 食品加工・木材加工・衣類・その他の工芸品製作関連職業の従事者

7 1 建設関連職業の従事者（電気工事士を除く）

建設関連職業の従事者（電気工事士を除く）には、建物の建築、保全及び修復、土台、壁、レンガ、石または同様の材料で作られた構造物の建築及び修復、建物あるいはその他の目的での石の整形及び仕上げを行うものが分類される。

この職務は、特定の仕事を遂行するために必要な肉体労働量と時間を軽減するため、もしくは製品の品質を改善するために手持ち及び手動その他の工具を使用して行われる。その遂行には、仕事の計画、使用される材料及び工具、最終的な製品の性質と目的に対する理解が必要とされる。

この中分類の従事者の職務としては次のものが挙げられる。

伝統的または近代的建築技術を使用した建物及びその他構造物の建築・保全及び修復、土台・壁・レンガ・石または同様の材料で作られた構造物の建築及び修復、採掘された石の板や塊への分割、建物・置物・記念碑その他の目的のための石のカッティング・整形及び仕上、鉄筋コンクリートの骨組みあるいは構造物の建築、同様にセメント表面の仕上及び修復、木造構造物及び付属物の切断、整形、組立及び保全、建築及び建築物保全に係る様々な業務。他の従業者の監督もその職務に含まれる。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次の小分類のものが含まれる。

- 7 1 1 建築物の型枠組立及び関連職業の従事者
- 7 1 2 建築仕上工事及び関連職業の従事者
- 7 1 3 塗装工、建物清掃員及び関連職業の従事者

7 1 1 建築物の型枠組立及び関連職業の従事者

建築物の型枠組立及び関連職業の従事者には、建物の建築、保全及び修復、土台、壁、レンガ、石または同様の材料で作られた構造物の建築及び修復、建築あるいはその他の目的による石の整形及び仕上、建築及び建築物保全に係る様々な業務を行うものが分類される。

職務としては通常、次のものが挙げられる。

伝統的または近代的建築技術を使った建築物及びその他構造物の建築・保全及び修復、土台・壁・レンガ・石または同様の材料で作られた構造物の建築及び修復、採掘された石の板や塊の分割、建物・置物・記念碑・その他の目的による石のカッティング・成形及び仕上、セメント表面の仕上及び修復、鉄筋コンクリートの骨組みや構造の建築、木造構造物及び付属品の切断・成形・組立及び保全、建築及び建築物保全に係る様々な業務の遂行。他の従業者の監督もその職務に含まれる。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 7 1 1 1 住宅建築業従事者
- 7 1 1 2 れんが職人及び関連職業の従事者
- 7 1 1 3 石工、石割工、石切工、石彫工
- 7 1 1 4 コンクリート注入工、仕上工及び関連職業の従事者
- 7 1 1 5 大工、建具職人
- 7 1 1 9 他に分類されない建築物の型枠組立及び関連職業の従事者

7 1 1 1 住宅建築業従事者

住宅建築業従事者には、伝統的あるいは近代的な技術や原材料を用いて、家ないし同程度の小規模な建物の建設・保全・補修を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 建築物その他の構造物を建築する土地の整備
- (b) 屋根を支える構造物の建築、適切な原材料による壁の建築及び被覆
- (c) 垂木の固定及び屋根用材料による屋根の被覆
- (d) 滑らかで使いやすい床の形成
- (e) 既存の構造物の保守及び補修
- (f) 煉瓦積み、塗装、配管、配線 など専門的な工事の下請け業者への発注
- (g) 下請け業者、労働者、その他の作業員の作業調整及び監督

ここに分類される職業の例

- ・家屋建築職人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・建設計画管理者 — 1 3 2 3
- ・計画建設家 — 1 3 2 3
- ・監督員 — 3 1 2 3

7 1 1 2 れんが職人及び関連職業の従事者

れんが職人及び関連職業の従事者は、壁、仕切り、アーチ、その他の構造物を建設、修理するために、煉瓦、切り取られた石または他の建築用モルタルブロックを積み上げるものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 壁・仕切り・暖炉や、煙突・かまど・転炉・炉・オープン・窓間壁・せり台などその他建造物の建設・補修を目的とした、石・煉瓦及び類似の建築用ブロックの敷設
- (b) 歩道、縁石、石だたみの敷設

(c) パティオ・庭壁・その他装飾的設備の建設を目的とした、煉瓦あるいはその他ブロックの敷設

ここに分類される職業の例

- ・煉瓦工
- ・ブロック工
- ・耐熱煉瓦工
- ・煙突建築工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・石工 — 7113

7113 石工、石割工、石切工、石彫工

石工、石割工、石切工、石彫工には、石の構造物や記念碑の建設と保全を目的として、硬いあるいは柔らかい石の塊や板の切断、成形、模様及び像の彫刻を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 採掘された石を平板や塊にするくさび打ち
- (b) 花崗岩、大理石、その他の石の塊や平板の選定及び品質評価
- (c) 手持ちまたは手動の道具による、花崗岩や大理石のような建物用あるいは記念碑用の石の切断・成形及び仕上げ
- (d) ノコギリ・かな・ドリルなどを使った模様のカッティングや仕上げのために、型の製作及び石への印づけ
- (e) 記念碑や記念物としての石への文字・像・模様の彫刻
- (f) 記念碑や記念物としての石の設置
- (g) 古い建物、教会、記念碑の石造物修復及び交換

ここに分類される職業の例

- ・石彫作業者
- ・石切作業者
- ・花崗岩切作業者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・壁職人、床張工　－　7 1 1 2
- ・機械運転作業者(石切と加工)　－　8 1 1 2

7 1 1 4　コンクリート注入工、仕上工及び関連職業の従事者

コンクリート注入工、仕上工及び関連職業の従事者には、鉄筋コンクリート型枠及び構造物の組立、コンクリートを固めるための型枠製作、あるいはコンクリート表面の強化、壁もしくは井戸枠の隙間のセメント付け、ならびにセメント表面の仕上と補修及びテラゾ作業を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 鉄筋コンクリート製の床、壁、タンク、サイロなどのコンクリート構造物の建設あるいは補修
- (b) 堰板の製作、既製コンクリート型枠の解体及び組立
- (c) 壁あるいは井戸枠の隙間のセメント付け
- (d) コンクリート構造物の表面の仕上及び平滑化
- (e) セメント・着色砂・大理石粒を混合して作られ耐久性が高く滑らかな表面材であるテラゾの床への敷設

ここに分類される職業の例

- ・セメント仕上工
- ・セメント注工
- ・テラゾ作業

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・コンクリート仕上機械運転工 — 8 1 1 4
- ・道路表面敷設機械運転工 — 8 3 4 2

7 1 1 5 大工、建具職人

大工、建具職人には、木材あるいはその他の材料の切断、成形、組立、様々な種類の構造物や付属物の建設、保守、修理を行うものが分類される。

この細分類には、木材あるいはその他の材料を用いて作られた様々な構造物や付属物において、材料の切断、成形、組立、建設、保守および修理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 仕事台や建設現場における構造物もしくは木製品の製作、改修及び修理
- (b) 建築現場における、大型木枠構造物の建設・組立及び据え付け
- (c) 壁・ドア・ドアや窓ガラスの枠・外壁表面及びパネルなど、建築物の内外部の作り付け備品の据え付け、あるいは組立及び改修
- (d) 劇場での公演、映画及びテレビ番組製作のための舞台装置の製作、修理もしくは据え付け
- (e) 列車・航空機・船舶・ボート・浮船・その他の乗り物における木製の作り付け備品や家具の製作あるいは組立、並びに改修及び修理

ここに分類される職業の例

- ・大工

- ・扉設置職人
- ・仕上大工
- ・枠型大工
- ・建具職人
- ・造船工（木造）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・キャビネット製作工 — 7522
- ・車輪製作工 — 7522

7 1 1 9 他に分類されない建築物の型枠組立及び関連職業の従事者

他に分類されない建築物の型枠組立及び関連職業の従事者には、「小分類7 1 1 建築物の型枠組立及び関連職業の従事者」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない建築枠組立工及び関連職務の従事者が分類される。例えば、この細分類には、尖塔職人・足場組み職人・取壊し作業職人が分類される。

これらの場合、職務には次のようなものが含まれる。

- (a) 塔、煙突、尖塔のような高い建造物における様々な建設作業及び建築物の保守作業
- (b) 建設現場における金属あるいは木製の一時的な足場の組立
- (c) 建築物やその他の建造物の取壊し

ここに分類される職業の例

- ・取壊し技能工
- ・足場組み職人
- ・尖塔職人

- ・プレハブ建築組み立て工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・建設作業員 — 9313
- ・取壊し労働者 — 9313

7 1 2 建築仕上げ工事及び関連職業の従事者

建築仕上げ工事及び関連職業の従事者には、建築物その他の建設物に関して、屋根、床、壁、絶縁システム、窓ガラスその他の枠の取り付け、あるいは鉛管及びパイプの配管、電気システムの設置、並びに保守及び修理を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

一種類以上の材料による屋根ふき、寄木細工その他の床貼り、床及び壁へのタイルもしくはモザイクパネルの貼り付け、壁や天井への漆喰加工、壁・床・天井への絶縁材料の敷設、窓ガラス及び類似の枠に合わせたガラスの切断・はめ込み・備え付け、鉛管及びパイプの配管。

他の従業者の監督も職務に含まれる。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 7 1 2 1 屋根ふき工
- 7 1 2 2 床張工、タイル張工
- 7 1 2 3 左官
- 7 1 2 4 絶縁工
- 7 1 2 5 ガラスはめ込み工
- 7 1 2 6 配管工
- 7 1 2 7 空調機械工、冷蔵機械工

7 1 2 1 屋根ふき工

屋根ふき工は一種類以上の材料を用いて、あらゆる種類の建築物における屋根ふき及び修理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 必要な材料決定を目的とした、設計図・仕様書及び建設現場の調査
- (b) 傾斜のある屋根を覆うため、スレートや加工済みタイルによる屋根枠の被覆
- (c) 防水シールドの敷設、金属あるいは合成物質の建築物の枠への取り付け
- (d) 角や端、煙突のような突出した部分に合わせた屋根材料の切断及び寸法の調整
- (e) 草ぶきのような自然の材料を使用した屋根ふき
- (f) 足場やはしごなど一時的な構造物の製作

ここに分類される職業の例

- ・アスファルト屋根ふき工
- ・金属屋根ふき工
- ・スレート屋根ふき工
- ・屋根瓦職人
- ・屋根修理工
- ・草ぶき屋根工

注記

金属屋根ふき工は、「細分類 7 1 2 1 屋根ふき工」に分類される。屋根職人による改造・設置のために板金製品を作る労働者は、「細分類 7 2 1 3 板金労働者」に分類される。

7 1 2 2 床張工、タイル張工

床張工、タイル張工は、床の保守及び修理、並びに装飾その他の目的において、タイルやモザイクパネルを用いた床、壁、カーペット等その他の表面への張り付けを行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 様々な材料で床面を覆う準備
- (b) カーペット、タイル、その他の材料の組み合わせ、並びに設計その他の仕様に従った床への張り付け
- (c) タイルその他の装飾材料もしくは防音材料を用いて壁面を覆う準備
- (d) タイルの敷設、壁・床・その他の表面へのモザイクパネルの組み合わせ及び張り付け

ここに分類される職業の例

- ・ 寄木作業工
- ・ 大理石取付工
- ・ タイル取付工
- ・ カーペット取付従業者

7 1 2 3 左官

左官には、建築物の漆喰板・プラスターボードの取付、保全もしくは修理、あるいは装飾または保護を目的とした建築物の内外への漆喰、セメント及び類似の材料の施工を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 表面仕上げを目的とした、ビルの内壁や天井への1回以上の漆喰の塗付
- (b) 装飾用パネルの大きさの計測・製作及び取付、あるいは装飾用の漆喰蛇腹の型取り及び成型
- (c) 石膏ボードの測定・印付け・切断、壁・天井・当て木にパネルを持ち上げ、位置決め・保護
- (d) 濡れたしっくい及び密封化合物で結合部と釘穴を覆い、ウェットブラシ及びサンドペーパーを使用して平滑化
- (e) 建築用の外壁へのセメント漆喰及び類似の材料から出来ている保護膜あるいは装飾膜の張り付け
- (f) 繊維質漆喰による作り付け装飾漆喰の製作及び設置
- (g) 音響の適合・仕上げ、石膏・プラスチック・セメント及び類似の材料との結合による材料の絶縁・耐火

ここに分類される職業の例

- ・乾燥壁面左官
- ・繊維質左官
- ・装飾左官
- ・左官
- ・固体左官
- ・漆喰左官

7 1 2 4 絶縁工

絶縁工は建築物、ボイラー、パイプ、冷却装置もしくは空調設備への絶縁材料の取付、あるいは絶縁部分の補修を行うものが分類される

職務には次のものが含まれる。

- (a) サイズ及び形に合わせた絶縁材料の切断

- (b) 建築物の壁、床、天井への絶縁材または防音材の厚板及び薄板の取付
- (c) 建物の壁、床、天井の空所への動力機械を用いた絶縁材もしくは防音材の吹き付け、あるいはパッキング
- (d) 必要とされる絶縁材のタイプ・質・量を決定する、計画書・仕様書の確認及び工事現場の検分
- (e) ボイラー、パイプ、タンクなどの設備の露出面への絶縁材の施工
- (f) 冷却装置、空調装置への絶縁材の施工

ここに分類される職業の例

- ・絶縁工
- ・防音工
- ・ボイラー・パイプ絶縁工
- ・冷却・空調設備絶縁工
- ・絶縁工

7 1 2 5 ガラスはめ込み工

ガラスはめ込み工には、平板ガラスや鏡の切断、仕上、合わせ、取付を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 使用するガラス板の選定、正確な大きさへの切断及び建築物の窓・ドア・シャワー室・間仕切りへの取付
- (b) 天窓、ショーケース、建物内部の壁、天井へのガラス及び鏡の設置
- (c) 車両またはボートへのフロントガラスの取付あるいは交換
- (d) ガラス壁、ガラス階段、手すり、ステンドグラスのような装飾ガラス品の製作

ここに分類される職業の例

- ・車両ガラスはめ込み工
- ・ガラスはめ込み工
- ・屋根ガラスはめ込み工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ガラス切り職人 － 7315
- ・ガラス仕上人 － 7315

7126 配管工

配管工は、水、ガス、排水、下水道の加熱・冷却・換気システム、油圧及び空気圧機器の配管システム、排水、雨どい、ダクト、及び関連する付属物及び取付け具の組立、取付け、補修及び保守を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 青写真の図面と仕様書を調べることによる、配管のレイアウト、換気システム、要求された材料の決定
- (b) 排水・暖房・換気・上水・下水システムに使われるパイプ及び付属品・取付け具の計測・切断・配管、曲げ加工・接合・組立・設置・保守及び補修
- (c) 手持ちあるいは手動の道具を使用した、ガス器具・皿洗い機・温水器・シンク及び便器の設置
- (d) 下水・排水及び上水道の本管の設置あるいはその他の目的のために行う、側溝への粘土・コンクリートあるいは鉄パイプの敷設
- (e) 圧力計、静圧試験、目視あるいはその他の方法による設置されたシステムやパイプへの検査及び調査

ここに分類される職業の例

- ・鉛管工
- ・鉛管敷き工
- ・鉛工
- ・排水技師
- ・ガス工事人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・空調機械工、冷蔵機械工 — 7127

注記

金属排水溝やダクトを設置するものは、「細分類7126 配管工」に分類される。配管工による適合、設置のために板金製品を作る労働者は、「細分類7213 板金工」に分類される。

7127 空調機械工、冷蔵機械工

空調機械工、冷蔵機械工には空調・冷却システム及び設備を組立、取付・保守・修理するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 青写真、設計図ないしその他の仕様書の解釈
- (b) 空調及び冷却システムの部品の組立、設置及び修理
- (c) 釘、鋸、溶接ないしろう付けによるパイプ及び備品の接合
- (d) システムの検査、欠陥の診断、定期的な保全ないし点検

ここに分類される職業の例

- ・空調設備機械工
- ・冷却機械工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・換気パイプ工 — 7 1 2 6
- ・鉛工、配管工 — 7 1 2 6

7 1 3 塗装工、建物清掃員及び関連職業の従事者

塗装工、建物清掃員及び関連職業の従事者には、建物、その他の建造物、車両及び様々な製造物における塗装面の下準備及び塗料その他類似の材料による塗装、内壁や天井への壁紙貼り、煙突の清掃、建物その他建造物の外面の清掃を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

塗装面の下準備、並びに建物その他の建造物における塗料及び類似の材料による塗装、通常は手動噴霧器を用い車両あるいは様々な製造品への塗料もしくはワニスによる塗装、壁紙や絹及びその他繊維を内壁や天井貼りつけ、煙突の清掃、建物その他構造物の外面の清掃。他の従業者の監督もその職務に含まれる。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 7 1 3 1 塗装工及び関連職業の従事者
- 7 1 3 2 吹付塗装工、ニス塗装工
- 7 1 3 3 建築物の外壁洗浄員

7 1 3 1 塗装工及び関連職業の従事者

建物その他建造物表面を塗装する下準備、塗料あるいは類似の材料による保護及び／または装飾のための塗装、並びに建物内壁及び天井への壁紙またはその他の繊維の貼り付けを行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 塗装及び壁紙貼りのために、壁その他建物表面の清掃及び下準備
- (b) 顔料と混和材の混合、必要な塗料色の選択及び準備
- (c) 建物表面・固定物及び取付物への、塗料・ワニスその他類似する材料の塗付
- (d) 壁紙あるいはその他の布地の寸法測定及び建物の内壁や天井への貼り付け
- (e) ブラシ、ローラー、スプレーによる表面への塗料、ワニス及びステインの塗付

ここに分類される職業の例

- ・建物塗装工
- ・表具師

7 1 3 2 吹付塗装工、ニス塗装工

吹付塗装工、ニス塗装工には、製造品または構造物に保護するため、吹付け塗装・ニス塗装を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 油分、汚れ、さびを取り除くための様々な方法による、塗装面の準備
- (b) 自動車・バス・トラックのような車両の塗装、あるいはニスやその他保護剤の塗付
- (c) 手持ち噴霧器／吹き付け器を使用した、塗料・エナメル及びニスの金属・木材その他製造品への吹き付け

ここに分類される職業の例

- ・製造品塗装工
- ・車両塗装工
- ・ニス塗装工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・金属塗装機械運転工 — 8 1 2 2
- ・木材処理作業員 — 7 5 2 1
- ・建物塗装工 — 7 1 3 1
- ・装飾品塗装工 — 7 3 1 6
- ・看板屋 — 7 3 1 6

7 1 3 3 建築物の外壁洗浄員

建築物の外壁洗浄員は、建物その他建造物の外面の清掃及び煙突の除煤を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 石、煉瓦、金属あるいは類似材料の外面への化学薬品あるいは圧力を加えた蒸気もしくは砂の噴射による清掃
- (b) 煙道、煙突その他連絡パイプからの煤の除去
- (c) アスベスト、カビ、火により損傷を受けた表面の建物からの除去

ここに分類される職業の例

- ・煙突清掃員
- ・建物外面清掃員

- ・吹き付け砂工(建物外壁)

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・落書き清掃 — 9 1 2 9
- ・高圧洗浄作業員 — 9 1 2 9

7 2 金属・機械関連職業の従事者

金属・機械関連職業の従事者には、鋳造、溶接、鍛造、その他の方法による金属製品の製作、重金属構造物の建設、保守及び修理、機械工具取付け及び組立、エンジン、車両を含む機械の保守及び修理、あるいは工具や様々な非貴金属品の製作を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能を必要とする。

その職務は、特定の職務を遂行するために必要な肉体労働量と時間を軽減するために用いられる手持ちないし手動その他の工具、もしくは製品の品質を改善するために用いられる手持ち及び手動その他の工具を使用して行われ、その遂行には、あらゆる段階における生産工程、使用材料及び工具、最終生産物の性質と目的に関する知識が要求される。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

金属を型取りする鋳型及び心型の製作、金属の鋳造・鍛造・成形、重金属構造物・索具及び関連設備の取付・建設・保守及び修理、機械・工具・その他製品の製作及び修理のための鋼鉄その他の非貴金属の鍛造、運転工のためにあるいは自らのために様々な機械工具の設置及び運転、エンジン・車両を含む産業機械の取付・保守及び修理。他の従業者の監督もその職務に含まれる。

この中分類の職業は次の細分類に含まれる。

- 7 2 1 板金・構造鋼工、鋳型工、溶接工及び関連職業の従事者
- 7 2 2 鍛冶工、工具職人及び関連職業の従事者
- 7 2 3 機械工、修理工

7 2 1 板金・構造鋼工、鋳型工、溶接工及び関連職業の従事者

板金・構造鋼工、鋳型工、溶接工及び関連職業の従事者には、金属を成型する鋳型及び心型の製作、金属部品の溶接及び切断、板金製品の修理及び製作、重金属構造物、索具、ケーブルカーその他関連設備の組立、保全及び修理を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

金属を成型する鋳型・心型の製作、金属部分の鋳造・溶接・成形、鋼鉄板・銅板・ブリキ板・真鍮板の製作及び補修、索具・ケーブルカー及び関連設備並びに重金属構造物の設置・組立・保全及び修理

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 7 2 1 1 鋳物工、中子工
- 7 2 1 2 溶接工、熔断工
- 7 2 1 3 板金工
- 7 2 1 4 鋼構造物加工・組立工
- 7 2 1 5 索具巻揚作業、ケーブル敷設作業

7 2 1 1 鋳物工、中子工

鋳物工、中子工には、金属の鋳造のために鋳型や心型の製作を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 手作業あるいは補助機械を使用した鑄型台上での小型金属鑄型の製作、鑄造工場の床もしくは鑄造ピットでの大型鑄型の製作
- (b) 金属鑄型に用いられる心型の製作
- (c) 鑄型及び鑄型枠の清掃、平滑仕上、不完全な表面の補修
- (d) クレーンの使用、あるいは他の従業者への指示による鑄型各部、鑄物、底板などの位置決め及び配置
- (e) 鑄型の中に型を置き、留め金で上下を固定
- (f) 湯口、湯道より金属を型に流し入れたときに飛び散った部分の切断
- (g) 鑄型上部の下部からの取り外し、鑄造物の取り出し

ここに分類される職業の例

- ・ 中子工
- ・ 金属鑄型工

7 2 1 2 熔接工、熔断工

熔接工、熔断工には、ガス炎、電気孤光、その他の熱源を用いた金属部品の溶接あるいは切断を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) ガス炎、電気孤光、灼熱材その他の方法による金属部品の溶接
- (b) 抵抗溶接機の運転
- (c) 小型発煙装置を使用した測鉛線・パイプ・床その他の鉛付属物の製作及び修理
- (d) 金属部分の接合
- (e) ガス炎あるいは電気孤光を使用した金属片の切断
- (f) 手作業ハンダ付けによる金属部品の接合

- (g) 部品への過度の加熱、材料のねじれ、縮み、歪み、膨張を防ぐための、取付、燃焼及び溶接過程の監視
- (h) 仕様に適合させるための加工品の欠陥検査、直線定規あるいはテンプレートを
使用した加工品の計測

ここに分類される職業の例

- ・ろう付工
- ・溶断工
- ・溶接工

7 2 1 3 板金工

板金工には、鋼鉄板、銅板、錫板、ブリキ板、アルミニウム板、亜鉛板、トタン板の製品
ないし部品の製造、取付、あるいは修理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 切断及び成型のための板金への印付け
- (b) 錫、銅、合金による家庭用道具その他の物品の製作及び修理
- (c) ボイラー、タンク、桶及び類似する容器の製作及び修理
- (d) 車両あるいは航空機の板金部品の取付及び修理
- (e) 板金製品の製作及び組立のための、設計図より工作図への書き換え
- (f) 青写真や設計図及び文書または口頭による指示に従い、計画全体の見通しから・
組立の流れ・方法及び材料に至るまで必要事項の決定
- (g) 製作品が仕様に合致していることを確認する、品質及び組み込みの検査

ここに分類される職業の例

- ・ボイラー鍛冶工

- ・銅鍛冶工
- ・板金工
- ・錫鍛冶工

注記

金属屋根ふき工は、「細分類 7 1 2 1 屋根ふき工」に分類される。金属排水溝、ダクトを設置するものは、「細分類 7 1 2 6 配管工」に分類される。屋根ふき工と配管工による適合、設置のために板金製品を作る労働者は、「細分類 7 2 1 3 板金工」に分類される。

7 2 1 4 鋼構造物加工・組立工

鋼構造物加工・組立工は、建物やその他の建造物の構造用金属枠の組立及び解体を行うものが分類される

職務には次のものが含まれる。

- (a) 建物・船舶その他の建造物へ使用する金属素材の、穿孔・切断及び成形を誘導する印付け
- (b) 作業所における構造版の穿孔、切断及び成形
- (c) 建物、橋梁その他建設物の鉄鋼製枠組の建設
- (d) 船舶の枠組その他金属部品の組立及び建設
- (e) 建設あるいは修理中の船舶への鉄鋼製構造板の成形及び取付
- (f) 手作業、機械もしくは空気鉸打機を使用した、鉸による金属構造部分の固定

ここに分類される職業の例

- ・構造用金属組立作業者
- ・構造用金属加工工
- ・鉸打工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 鋸生産機械運転士 — 7223

7215 索具巻揚作業、ケーブル敷設作業

索具巻揚作業、ケーブル敷設作業は、設備や構造部品の移動及び配置のための索具装置の組立、あるいは建築現場、建物またはその他構造物へのケーブル、ロープ、ワイヤーの設置及び保全を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 移動させる物の大きさ・形及び重さの推定、それにより移動させる装置の型の決定
- (b) ケーブル、ロープ、ワイヤー、滑車、その他索具の設置及び修理
- (c) ワイヤー・ロープ・ケーブルへの付属物の接合、設置及び修理
- (d) 水源あるいはガス田ないし油田を掘削する掘削機の組立、修理
- (e) 劇場及び映画セットにおける舞台装置、照明、その他設備の移動
- (f) 通信塔、ロープウェイ、ケーブルカー、スキーリフト及び類似するインフラの設置及び保全

ここに分類される職業の例

- ・ 索具作業
- ・ 船舶索具作業
- ・ ケーブル・ロープ敷設作業
- ・ タワー索具作業
- ・ 劇場索具作業

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ケーブル敷設機械運転工 — 8189
- ・クレーン・巻き上げ機及び関連設備運転工 — 8343

722 鍛冶工、工具職人及び関連職業の従事者

鍛冶工、工具職人及び関連職業の従事者には、様々な種類の用具・設備・その他の製品の製作を目的として、棒状、竿状あるいは鋳塊状の鉄、鋼鉄その他の金属の鍛錬、運転者のための様々な機械用具の取付、あるいは自らのための取付及び運転、並びに金属表面の研磨を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

様々な種類の道具・設備その他の製品を作るための鉄及び鋼鉄その他金属の鍛造、運転者のための様々な機械道具の取付、許容誤差を小さくする様々な機械工具の整備及び操作、金属表面及び道具の研磨

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 7221 鍛冶工、鍛造・プレス加工従事者
- 7222 工具製作及び関連職業の従事者
- 7223 金属工作機準備工、金属工作機械工
- 7224 金属研磨工、車輪研摩工、部品研摩工

7221 鍛冶工、鍛造・プレス加工従事者

鍛冶工、鍛造・プレス加工従事者には、棒状、竿状、鋳塊状、板状の鉄、鋼鉄、その他の

金属の鍛造、金属製品、設備部品、農業及び関連用具のような様々な種類の用具の製作及び修理を行うためにワイヤーを引くものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 鍛造炉内での金属の加熱・引き伸ばし・折り曲げなどの方法による製品の製造及び修理
- (b) 台金上での金属の切断及び鍛造、穿孔・裁断・接合・焼入れ及び焼戻し
- (c) 開放金型を装備した動力ハンマーによる熱した金属の成形
- (d) 金属製品を鋳造する鋳造プレス機操作
- (e) 金属製品を鋳造する閉鎖型鋳造動力プレス機操作
- (f) ワイヤーの引き出し
- (g) 注文書や青写真に従った機械設置の作業手順並びに特定の許容度の決定
- (h) 製品に関する指示を確実にするため機械部品の計測及び検査

ここに分類される職業の例

- ・鍛造工
- ・打ち下ろし鍛冶工
- ・鍛造プレス工
- ・鍛冶工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・金属鋳造機運転工 — 7 2 2 3
- ・工作機械運転工 — 7 2 2 3

7 2 2 2 工具製作及び関連職業の従事者

工具製作及び関連職業の従事者には、手作業あるいは機械工具を用いた、金属の耐性強化

作業、特注の道具、スポーツ銃、鍵、極印、型その他金属製品、エンジンまたは機械部品ないしその他の製品の製作及び修理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 道具、極印、原型あるいはひな形の技術設計書・仕様書の確認及び解釈
- (b) 型板及びスケッチの準備、作業手順の決定
- (c) 仕様書に準拠した寸法、大きさ、形及び組立許容誤差のコンピュータによる視覚化
- (d) 金属素材及び鋳物を機械作業にかけるための配置・固定及び計測
- (e) 切断・旋盤加工・圧潰・粉碎・平面加工・穿孔・ドリル加工・穴あけ、研磨を施す目的あるいは対象物を既定寸法にする目的による、従来型あるいはコンピュータ型数値管理作業機械の設置・運転及び保全
- (f) 治具、取付具、測定器の作成及び修理に関する部品の組立及び調整
- (g) スポーツ銃その他の小型武器の修理及び改造
- (h) 鍵部品ないし鍵の作成、調整、組立て、修理及び取付
- (i) 鋳造の準備のための金属型の製造及び補修
- (j) 切断・旋盤加工・粉碎・研磨に係る他の従事者のための、線や基準となる点の金属素材への印付け
- (k) 精度測定器具による、仕様に基づいた部品の寸法・心合わせ・仕上の確認、完成品の機能試験

ここに分類される職業の例

- ・ダイス工
- ・銃鍛冶工
- ・治具工
- ・鍵鍛冶工
- ・型職人
- ・工具製造工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

7 2 2 3 金属工作機準備工、金属工作機械工

金属工作機準備工、金属工作機械工には耐性強化のための様々な機械工具の調整、運転を行うものが分類される

職務には次のものが含まれる。

- (a) 一種類以上の金属製品を生産する標準的な機械工具の、運転作業者のための取り付け
- (b) 多目的数値管理金属工作機械を含む、ラス・粉砕・平面加工・穿孔・ドリル・研磨・ホーンなどの作業を行う金属工作機械の運転及び監視
- (c) プラスチックその他の金属代替品に対する同上の作業
- (d) 加工中の品の不良及び機械の欠陥を発見する機械作業の観察、必要による調整
- (e) 製品の不良検査、機械作業の精度を見極めるための定規・テンプレート又はその他計測道具による製品の計測
- (f) 切断道具、ブラシなど古くなった機械付属品の手工具による交換

ここに分類される職業の例

- ・ボーリング機械運転士
- ・機械工具調整工
- ・工作機械運転士
- ・工作機械調節運転士
- ・金属調節工

7 2 2 4 金属研磨工、車輪研摩工、部品研摩工

金属研磨工、車輪研摩工、部品研摩工には、金属表面の研磨、旋盤作業、並びに工具の研ぎを行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 固定研磨機もしくは移動式研磨機の操作
- (b) 研磨機もしくは自動操作機を用いた切断工具あるいは切断器具の研磨
- (c) 鋸刃あるいは繊維梳き機械のシリンダー金属刃の修理、調整及び研磨
- (d) 仕様書に準拠した旋盤の調整
- (e) 必要により調節を行うための機械作業の監視、問題が発生した場合における機械の停止
- (f) 製品の表面及び寸法が仕様に準拠していることを確認する検査、触診及び計測
- (g) 手工具を使用し、研削・研磨方法に関する知識に基づき、仕様書に応じた旋盤の選択と旋盤の機械への取り付け

ここに分類される職業の例

- ・金属仕上工
- ・工具研磨工
- ・金属研磨工
- ・ナイフ研ぎ工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・金属仕上機械運転工 — 8 1 2 2
- ・金属磨き機械運転工 — 8 1 2 2

7 2 3 機械工、修理工

機械工、修理工には、エンジン、車両、農業機械、産業機械あるいは類似の機械設備の調節、設置、保全及び修理を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

エンジン、車両、農業機械、産業機械あるいは類似の機械設備の調節、設置、保全及び修理。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 7 2 3 1 自動車整備士・修理工
- 7 2 3 2 航空機エンジン取付工、航空機整備士
- 7 2 3 3 農業用機械・産業用機械の整備・組立工
- 7 2 3 4 自転車・その他の動力源のない輸送機器の修理工

注記

当該職務に、操作及び監視の対象である機械に関する経験と知識が主として要請される場合には、その職業は「大分類8 設備・機械の運転・組立工」に分類される。

また、当該職務が単純かつ定型的な性質を持ち、主として手動工具の使用と若干の肉体労働を伴うものであって、過去の経験や当該職種についての知識をほとんどあるいは全く必要とせず、僅かな自発性と判断力があれば足りる場合、その職業は「大分類9 単純作業の従事者」に分類される。

7 2 3 1 自動車整備士・修理工

自動車整備士・修理工には、乗用車、配達用トラック、オートバイその他の車両のエンジン、機械的設備、関連設備の組立、車両への設置、保全、点検及び修理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) エンジン及び部品における故障の発見及び診断
- (b) 自動車及びオートバイ用エンジンの取付、検査、試験及び点検
- (c) エンジンの部品あるいは全体の交換
- (d) 自動車の欠陥部分の整合、精査、調節、分解、復元及び交換
- (e) 原動機やブレーキの取付あるいは調整、並びに自動車のギアその他部品の調整
- (f) 自動車のメカトロニクス設備の取付、調整、点検及び交換
- (g) 車両の軽快な走行及び汚染規制の順守を目的とした、オイル交換、注油、エンジン調整の定期的保全及び点検
- (h) 分解修理後のエンジンや部品の復元

ここに分類される職業の例

- ・自動車ブレーキシステム技師
- ・ディーゼル取付工（道路輸送）
- ・エンジン取付工（車両）
- ・ガレージ整備工
- ・オートバイ整備工
- ・車両エンジン・燃料システムサービス技師
- ・自動車整備工
- ・車両メカトロニクス技師
- ・車両修理工
- ・車両サービス技師
- ・小エンジン工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・自転車修理工　－　7 2 3 4
- ・自動車電気技術者　－　7 4 1 2
- ・電気機械工　－　7 4 1 2
- ・自動車エンジン組立工　－　8 2 1 1

7 2 3 2 航空機エンジン取付工、航空機整備士

航空機エンジン取付工、航空機整備士には、航空機のエンジン並びに機体や水圧及び気圧システムのような組立部品の据え付け、点検、修理及び分解を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 航空機エンジンの据え付け、検査、テスト及び点検
- (b) エンジン構成部分の交換、あるいはエンジン全体の交換
- (c) 磨滅・亀裂・破損・漏れ及びその他の問題を発見する、航空機並びに着陸ギア・水圧システム・防氷装置を含む航空機構成部分の検査及び目視点検
- (d) 航空機の構造システム、機械システム及び水圧システムの保全、修理、解体、調節及びテスト
- (e) 機能不全あるいは破損した構成部分に関する修理または交換の可能性の診断、修理方法を決定するマニュアル・点検報告書その他仕様書の確認及び解釈
- (f) 翼・機体・索具・水圧ユニット・酸素システム・燃料システム・電気システム・ガスケット及びシール等、航空機の構造物・機能を構成する部分及び部品の保全・修理及び再構築
- (g) 整備が基準を満たし、航空機が飛行に足る準備ができたかを確認する作業終了後の検査
- (h) 修理記録の保持、並びに予防的処置や修理等、航空機に施した全処置の文書への記録
- (i) 航空機の電気構成部分・電子構成部分・組立部品の設置及びテスト
- (j) 無線システム、各設備、磁石、電力変換装置、空中給油システムなどの組立部品への各構成物の接続

ここに分類される職業の例

- ・航空機エンジン取付工
- ・航空機エンジン整備工（機体）
- ・航空機エンジン整備工（エンジン）

- ・航空機整備監督者
- ・航空機工
- ・航空機復元工
- ・航空機サービス技師
- ・航空機電力工
- ・航空機機体工
- ・航空整備技師
- ・ヘリコプター工
- ・ジェットエンジン工
- ・油圧システム工（航空機）
- ・発電工（航空機）
- ・ロケットエンジン構成工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・航空技術者　－　２１４４
- ・航空整備技師(航空電子工学)　－　７４２１
- ・航空電子工学技師　－　７４２１
- ・航空機エンジン組立工　－　８２１１

7 2 3 3 農業用機械・産業用機械の整備・組立工

農業用機械・産業用機械の整備・組立工には、エンジン（車両、航空機及び電気自動車を除く）、産業用機械、もしくは機械設備の据え付け、設置、検査、点検及び修理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) エンジン・機械もしくは機械設備の組立、据え付け、検査、点検及び修理
- (b) 定置エンジン及び機械への油・潤滑油の注入

- (c) 既定の基準や仕様書に合致させるために、新しい機械・設備の検査及び試験
- (d) 部品の交換あるいは修理のための機械及び設備の分解
- (e) 部品の破損及び摩耗などによる欠陥の検査
- (f) 修理後、正常性の確認のために行う修理された機械や設備の操作
- (g) 施した修理及び整備の記録

ここに分類される職業の例

- ・ 建設機械工
- ・ 建築機械整備工
- ・ 農業機械整備工
- ・ 粉砕機械組立工
- ・ 粉砕機械修理工
- ・ 静止エンジン組立工
- ・ 静止エンジン修理工
- ・ 電車エンジン組立工
- ・ 電車エンジン修理工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 空調設備工 — 7 1 2 7
- ・ 電気機械工 — 7 4 1 2
- ・ 機械組立工 — 8 2 1 1

7 2 3 4 自転車・その他の動力源のない輸送機器の修理工

自転車・その他の動力源のない輸送機器の修理工には、自転車、人力車、乳母車、車いす及び類似の非電動化設備の機械部分及び関連設備の据え付け、保全、点検、修理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 自転車及びその他非電動交通手段の検査、点検及び修理
- (b) 軸受及びその他作動する部分の清掃、潤滑油の塗付
- (c) ブレーキ、歯車、駆動チェーン、車輪、ハンドルなどの構成物や付属品の交換及び修理
- (d) タイヤの交換及びタイヤ空気圧の調節
- (e) 車体フレームのスプレー塗装
- (f) 新しい自転車、車椅子及び類似の非電力装備の組立

ここに分類される職業の例

- ・自転車工
- ・自転車修理工
- ・手押し車（乳母車）修理工
- ・車いす修理工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・モペット修理工 — 7 2 3 1
- ・電動人力車工 — 7 2 3 1

7 3 手工品・印刷関連職業の従事者

手工品・印刷関連職業の従事者には、精密機械、楽器、あるいは宝石、貴金属、セラミック、陶磁器、ガラス器などの様々な製品、並びに木製、繊維、皮革、または関連する材料で作られた手工品の製作及び修理、書籍・新聞・雑誌などの印刷及び製本を行うものが分類される。手工品・印刷関連職業の従事者は、様々な物品をアSEMBル、モールド、彫刻、織り、装飾するため、印刷をする前にタイプを設定・作成するため、印刷機を設定・操作するため、バインドして印刷を終えるため、ステンシルを準備しスクリーン印刷機を操作するため、伝

統的または最近開発された技術を適用する。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能を必要とする。

その職務は、手工具、手持ち動力工具、もしくは操作機械・工作機械を含む、手作業によって行われ、その遂行には、あらゆる段階における生産工程、使用材料及び工具、最終生産物の性質と目的に関する知識が要求される。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

航海・気象・光学その他の精密器具及び設備の製作及び修理、楽器の製作及び修理、宝石・貴金属製品の製作、陶器・磁器・セラミックス・ガラス製品の製作、様々な製品の塗装及び装飾、木製あるいは繊維製品・皮革あるいは関連材料の手工品の生産、印刷あるいは製本作業。他の従業者の監督もその職務に含まれる。

この中分類の職業は次の小分類に分類される。

731 手工品作製従事者

732 印刷関連職業の従事者

731 手工品作製従事者

手工品作製従事者には、芸術的技術と手作業の組合せにより、精密機械・楽器・宝石その他貴金属・陶器・磁器のデザイン、保全、調整、保全、修飾及び製作を行うものが分類される。伝統的又は近年開発された技術を駆使し、彫刻、鋳造、編み加工、修飾を施し、様々なガラス・繊維・藁・石・皮革からなる製品を製作するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

楽器及び精密器具の製作・調整・修理・保全及び取付、宝石・記念あるいは宗教関連の品・金・銀その他貴金属や原石の加工・調整・修理及び研磨、原石やダイヤモンドを含む宝石あるいは準宝石のカット加工・ヤスリがけ・研磨・組立及び宝石や貴金属への模様彫刻、手

作業又は機械による陶器・磁器・衛生陶器・レンガ・タイル・旋盤の下準備、ガラスの吹き付け・型取り・加圧・切断・刈り込み・粉碎及び仕上、鋳型によるガラス製品の製作、木・金属・繊維・ガラス・セラミックその他の材料からなる品物の装飾、看板製作のための文字・形・図案・模様計画・準備及びその製作、乾燥や鼓吹などの伝統的手法による木材・藁・ラタン・葦・石・粘土・貝殻その他材料の準備、個人用・家庭用あるいは装飾目的で製作した様々な品物の彫刻・鋳造・組立て・編み上げ・塗装及び装飾、枝編み家具・ブラシ・箒等製作のための材料の準備、様々な種類のかごの編み上げ、伝統的な技術や型による衣類その他家庭用品としての織物・編物・刺繍品の製作。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 7 3 1 1 精密機械製造工・修理工
- 7 3 1 2 楽器製造工、調律工
- 7 3 1 3 宝石工、貴金属細工工
- 7 3 1 4 陶工及び関連職業の従事者
- 7 3 1 5 ガラス製品製造工、ガラスカット工、ガラス研磨工、仕上工
- 7 3 1 6 看板書き人、看板図案工、看板彫刻工、看板銅板腐食彫刻工
- 7 3 1 7 木・籠及び関連材料の手工品作業
- 7 3 1 8 繊維・皮革及び関連材料の手工品作業
- 7 3 1 9 他に分類されない手工品作業

7 3 1 1 精密機械製造工・修理工

精密機械組立工・修理工には、腕時計、時計、航海、気象、光学、その他外科に用いられる精密機械や器具が正確に機能するよう製作、目盛調節、修理、保全、調節、設置を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 腕時計や置時計など時間の経過を知る器具の製作、調整及び修理
- (b) 測径器、日差計測、ピンセットなどの使用による各時間計測器の調節
- (c) 液材、超音波洗浄機や機械洗浄器の使用による時計の洗浄、すすぎ及び乾燥
- (d) メーターその他電子器具の使用による時計の正確さ及び性能の試験
- (e) 基準に合わせるため、または欠陥部分発見のためのメーター・計器・インジケーターその他記録・調節器具の試験
- (f) 手工具、コンピュータ及び電子機器を使用した道具や測定器具への目盛り付け
- (g) 欠陥部分発見のための構成部分、接続部分並びに動力装置の検査
- (h) 気圧計、調節弁、回転儀、水圧計、速度計、回転計及び温度計などの器具及び道具の組立
- (i) 電圧計・オシロスコープ・真空管試験器その他器具の使用による、仕様書や概略図に適合させるための電子・水銀・アネロイドその他のタイプの気象測定器具のテスト・目盛決定及び調整
- (j) 支柱、制御盤、クリアランスライト、制御ケーブル、ワイヤーその他の電気器具並びに機械器具の調整及び修理
- (k) 顕微鏡、望遠鏡、経緯儀、六分儀のような光学機器の修理及び調整
- (l) 組立てたユニットが仕様に一致するかどうかの検査、規定の性能と感度の確認のための標準テスト

ここに分類される職業の例

- ・気象器具製作工
- ・時計製作者
- ・手術機器製作者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・整形外科医療機器製作者 — 3 2 1 4
- ・錠前職人 — 7 2 2 2
- ・作機械運転工 — 7 2 2 3
- ・腕時計組立工 — 8 2 1 2

7 3 1 2 楽器製造工、調律工

楽器製造工、調律工には、楽器の製作、組立て、調整、修復、並びに手作業あるいは動力工具の使用により、必要とされる音程への調律を行うものが分類される。通常は弦楽器、金管楽器、ピアノ、リード楽器、パーカッション楽器などの楽器の中から一種類を専門とする。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 木材、硬質ゴム、金属、皮革その他の材料からなる楽器及び部品の製作及び組立て
- (b) 手作業あるいは動力工具の使用による、楽器及び弦・ブリッジ・フェルト・鍵盤などの部品の修理及び交換
- (c) 欠陥箇所を発見し音質を評価する楽器の操作及び検査
- (d) 適切な音色及び音程を出すための弦の張りの調整
- (e) 空気の流れ及び音の大きさを調節する、手工具の使用による、リップ・リード・パイプオルガンのトウホールの調整
- (f) 音叉に合わせ先に A パイプを調律、次にこの調律済みのパイプを基準とした他パイプの調律等、パイプオルガンの調律及び点検
- (g) 打楽器の皮の張り替え
- (h) 標準の音を得るために、リードの音程をマスターリードと比較、リードの鑢がけなどによるアコーディオンの調律
- (i) 吹奏楽器のパッドやキーの調節
- (j) 必要な音程作りのため楽器の上下に取り付けられた皮革部分を支えるコードを締めたり緩めたりすることによる打楽器の調律
- (k) 建物内への新しいパイプオルガン及びピアノの組立及び取付け

ここに分類される職業の例

- ・金属管楽器修理工
- ・ピアノ調律工
- ・弦楽器製作工
- ・木管楽器製作工

7313 宝石工、貴金属細工工

宝石工、貴金属細工工には、宝石、記念あるいは宗教関連の品、金、銀その他の貴金属、原石のデザイン、加工、調整、修理及び研磨を行うものが分類される。原石やダイヤモンドを含む宝石あるいは準宝石のカット加工・ヤスリがけ・研磨・組立、並びに宝石や貴金属への模様彫刻、産業目的によるダイヤモンドの切断及び研磨するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 宝石やその他非鉄金属品の手作業による鋳造
- (b) 必要に応じてコンピュータを使用した新しい宝石デザインの製作、既存のデザインの改良
- (c) 型枠やその他材料を用いて金属や宝石製作の切り取り
- (d) 台座の調節、あるいは宝石の位置を変えるための既存の台座の交換
- (e) デザインや指示に従った古い宝石や貴金属の修理及び改作
- (f) 金、銀、プラチナ、貴金属、準貴金属などの材料を使用した指輪、ネックレス、腕輪、ブローチ、ブレスレットなどの装身具の製作
- (g) 偏光器・屈折計・顕微鏡その他の光化学機器を利用した、原石の表面及びその内部構造の検査、石の区別、稀な標本の発見、原石の価値に影響を及ぼす傷・欠陥あるいは特殊性の判断
- (h) 原石のカット及び研磨、宝石作品への取付
- (i) 宝石や貴金属品への文字、模様及び装飾ラインの彫刻あるいは浮き出し細工
- (j) 羅針盤及び高精度腕時計のような精密機器に使われる宝石軸受の研磨、穴あけ及び仕上
- (k) 拡大鏡や精密度を測る器具の使用による、組立作品や完成品が仕様通りになっていることの確認

ここに分類される職業の例

- ・ 宝石細工エナメル工
- ・ 金細工工
- ・ 宝石工
- ・ 宝石はめ込み工
- ・ 銀細工工

7 3 1 4 陶工及び関連職業の従事者

陶工及び関連職業の従事者には、手作業または機械を使用して、陶器、磁器、衛生陶器、煉瓦、砥石車を下準備するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 陶器、磁器の製作
- (b) 粘土の製作あるいは焼き石膏の製作
- (c) 客の注文内容を理解する図の確認
- (d) 回転台に粘土を置き、親指を回転する粘土の中心に入れ穴を作り、粘土が筒状になって現れたら、その内外に指や手で圧力を加え、徐々に粘土を思う形及び大きさに整え成形
- (e) 粘土が拡大し薄くなった場合、感触に応じて行う回転速度の調節
- (f) 茶碗・カップ・皿・ソーサーのようなセラミック製品製作のための機械輻輳の使用
- (g) 土こね機をセット及び調節し分量の粘土を混ぜた後、仕様書で決められた型の中に入れるか、あるいは覆うようにかぶせ、型から押し出された余分な部分を切り取り、寝かせる
- (h) ゴムべらや湿ったスポンジによる加工品表面の平滑仕上
- (i) 手作業または機械を用いた研磨材への加圧・成型による研磨盤の製作
- (j) 測径器や型板を利用した品物の大きさや形の正確さの確認、完成作品の欠陥検査
- (k) 製品の販売及び展示の準備、並びに販売や展示を容易にする小売店・陶工・芸術家・材料販売元等との関係の維持

ここに分類される職業の例

- ・陶器・磁器鋳造工
- ・陶器・磁器型取り工
- ・陶工
- ・研磨盤成型工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・陶芸家 — 2651
- ・窯操作員（煉瓦、タイル） — 8181
- ・窯操作員（陶器、磁器） — 8181

7315 ガラス製品製造工、ガラスカット工、ガラス研磨工、仕上工

ガラス製造工、切断工、研磨工、仕上工には、模様に応じて、ガラスの吹き付け、型取り、加圧、切断、トリミング、研磨、及び溶解ガラスの成形をするものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) ガス炎あるいは窯を使用したガラスの加熱による軟化、熱が均等に行き渡るためのガラスの回転
- (b) ガラス管への息の吹き込み・曲げ加工を行い指定された形へ成形することによる、フラスコ・蒸留器・ピペット等様々な科学実験器具の製作
- (c) ベルト式研磨機あるいは研磨盤を使用した、ガラス製品や部品の研磨、欠陥の修復、表面の整形、ざらざらした縁の研磨、平滑化などの仕上作業
- (d) ガラス製品の在庫、出来上がった製品の検査、斑点・汚れ・傷・欠損・引っかけ傷あるいは許容しがたい形・仕上など欠陥製品のマーキングあるいは破棄
- (e) 寸法及び切断する位置と切断する数量を決めるための注文書の確認

- (f) ゲージ、コンピュータのプリントアウト及びビデオモニターの観察、指定された加工条件の確認、必要に応じた調節
- (g) ガラスの模様や線の位置決め、寸法測定及び切断のためのライン付け、切断道具の使用、切断ラインあるいは模様に沿ったガラスの切断
- (h) コンピュータ化したあるいはロボット型のガラス切断器具の設置、運転及び調節
- (i) 精密測定器・測径器・拡大器及び定規などの器具の使用による、仕様書に一致していることを確認する製品検査及び重さ・寸法の計測
- (j) 加工するガラスのタイプに合わせた窯の温度調節
- (k) 転写用尖筆による、全体図から型紙に写し取った模様のステンドグラスへの転写
- (l) スプレーガンを使用した銀溶液の吹き付けによるガラスの鏡面加工
- (m) 指定された寸法と重さまで切断研磨された光学器用ガラスやその他ガラスのレンズ用開口部へのはめ込み、あるいは時計のふたガラスとして取付

ここに分類される職業の例

- ・ガラス吹付工
- ・ガラス切断工
- ・ガラス仕上工
- ・ガラス研磨工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ガラス生産溶鉱炉運転工 — 8181

7316 看板書き人、看板図案工、看板彫刻工、看板銅板腐食彫刻工

看板書き人、看板図案工、看板彫刻工、看板銅板腐食彫刻工には、木、金属、織物、ガラス、セラミック及びその他材料からなる製品の装飾をするものが分類される。看板の製作の

ための文字・像・図・模様のカ案及び配置の決定、並びにガラスやその他品物への装飾模様・花模様の彫刻及び腐食加工を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 手作業による陶器、ガラス、シガレットケース、ランプシェードなどの品物への装飾絵付け
- (b) 写し紙から装飾的模様の品物への転写
- (c) アイデア・感情・雰囲気を経果的に表現するため、線・空間・塊・色・遠景など視覚的デザインの発展・統合
- (d) 看板の製作のため、単一言語あるいは複数言語の文字や数字及び装飾模様の配置決め並びに色付け
- (e) 品物あるいは型取りする材料上への模様・文字の転写、型の製作及びステンシルの用意
- (f) レタリングや模様のカ案、看板・ガラス製品・陶器あるいは亜鉛プレートなどの品物への絵付け
- (g) コンピュータソフトあるいは従来の設備を利用して、3Dイメージの製作、及び拡大図や浮き彫り文字・埋め込み文字の製作
- (h) 通常の平らな文字・ビニール等の付与により立体的に陰影をつけた文字・既製文字のデザインと製作
- (i) 展示あるいはその他の目的のための、看板や広告ポスターへの文字入れ・色付け及び印刷
- (j) 手作業あるいは電気糸鋸・帯鋸などの機械の利用による、展示を目的とした化粧ボード・ボール紙からの文字や記号の切り抜き
- (k) 下絵・図・サンプル・青写真・写真などの確認、模様をどのように品物へ腐食加工・カッピング・彫刻するかその方法の決定
- (l) 彫刻する文字・デザイン・模様の寸法の測定、コンピュータの使用
- (m) 金属・ガラス・プラスチック・セラミックなど様々な材質の平面あるいは曲面への、装飾模様・エッチング・商標・数字・文字の彫り込み及び絵付け
- (n) 装飾的模様・目盛その他数字の、腐食法によるガラスへの絵付

ここに分類される職業の例

- ・ガラス彫刻工
- ・ガラス彫刻師
- ・ガラスエナメル工
- ・装飾絵付工
- ・看板書き人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・セラミック印刷機械運転工 — 8181
- ・ガラス印刷機械運転工 — 8181
- ・建築塗装工 — 7131
- ・製造品絵付師 — 7132
- ・車両塗装工 — 7132

7317 木・籠及び関連材料の手工品作製従事者

木・籠及び関連材料の手工品作製従事者には、乾燥・注入など伝統的手法を用い、木材、藁、藤、葦、粘土、貝殻及び他の材料への彫り込み、型取り、組立、編み上げ、彩色、飾り付けなど、個人用品及び家庭用品あるいは装飾品として様々な品物の製作を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 木材、藁、藤、貝殻あるいは類似の材料の準備
- (b) 装飾の目的での木材の表面への花や芸術的模様の彫刻
- (c) 手作業によるガラス、陶器あるいは磁器への装飾的模様の絵付け
- (d) 掘り込み・組立・編み上げ・彩色・飾り付けなどによる、サラダボウル・杓子・まな板・お盆・花瓶・水差し・籠・麦わら帽子・藤マット及び類似する様々な個人用品・家庭用品の製作

- (e) 掘り込み・組立・編み上げ・彩色等による、像あるいはその他の彫刻品・チェスの駒・宝石及び類似する様々な品物の製作
- (f) 藤、葦、イグサ、柳の枝及び類似の材料を裂きあるいは柔らかくしたものを使用した枝編み家具の製作
- (g) 柳、藤、葦、イグサ又はその他の材料を組合せた様々な種類のかごの製作
- (h) 藤・ベニヤ板又はその他の材料を細長く切ったものに、柳のような細長い棒状の材料で作った枠を組合せ籠底の製作
- (i) 籠底の端周りから細い棒を入れ、編み込まれた籠底部分に通し、垂直に折り曲げることによる、籠の側面部の製作
- (j) 動物の剛毛、ナイロン、繊維、ワイヤーなどブラシ材料の選択、準備及びブラシの基底部への取付
- (k) ホウキモロコシ、シュロ、ひげ、繊維などの材料の選択、用意及び箒の持ち手部分への固定

ここに分類される職業の例

- ・葦織手工品作業者
- ・木製品工芸作業者
- ・籠製造工
- ・ブラシ製造工
- ・枝編み家具職工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・機械運転士（木材製品） — 7523

7318 繊維・皮革及び関連材料の手工品作製従事者

繊維・皮革及び関連材料の手工品作製従事者には、伝統的手法や型手法を利用して、織物、編物、刺繍品その他衣服並びに世帯用製品、伝統的履物、ハンドバック、ベルトその他アク

セサリーの製造を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 天然染色素材、木材、綿及びその他の繊維を用いた紡績及び染色
- (b) レース編み、織物、編物、刺繍による様々な衣服や世帯用製品の製造
- (c) 天然染色材料を用いた皮の調整及び染色、あるいは伝統的な履物・ハンドバック・ベルトその他アクセサリーの製作
- (d) 手作業による糸の紡ぎと巻き取り
- (e) 手作業による織り機への縦糸掛け
- (f) 無地あるいは模様地、タペストリー、レース、絨毯あるいはその他織物の製作
- (g) 節止め技術による絨毯製作 (h) 手動機械あるいは手作業による衣類その他品物の編物製作
- (i) 鉤針編み、あるいは手作業による組紐の製作
- (j) 手作業による網の製作
- (k) 自然素材の生地 of 等級付けと分類
- (l) 羊毛素材の洗濯
- (m) 織物生地 of クリーニング及び毛羽立て
- (n) 繊維 of 撚り加工によるスライバー of 製作、次いでスライバー of 撚り合わせによるスライバラップあるいは粗撚糸 of 製作

ここに分類される職業 of 例

- ・絨毯手工品作業者
- ・皮手工品作業者
- ・繊維手工品作業者
- ・織物繊維梳工
- ・織物繊維製図技術者
- ・織物繊維粗紡工
- ・編物工
- ・糸・毛糸紡績工
- ・絨毯織工
- ・織物

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・織物繊維合成機械運転工 — 8 1 5 1
- ・編物機械運転工 — 8 1 5 2
- ・織物機械運転工 — 8 1 5 2

7 3 1 9 他に分類されない手工品作製従事者

他に分類されない手工品作製従事者には、どこにも分類されない手工品作製従事者、例えば、非貴金属及び石の伝統的手工芸品作製従事者が分類される。

ここに分類される職業の例

- ・キャンドル製作者（工芸品）
- ・金属玩具工
- ・石造り工芸品作業

7 3 2 印刷関連職業の従事者

印刷関連職業の従事者には、印刷に先立ち行うタイプ構成及び準備、印刷機の組立及び操作、印刷物の製本仕上、ステンシルの準備及びスクリーン印刷装置の操作を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

写真機及びその他写真設備の準備、印刷原稿のフィルム・印刷版・デジタル印刷機器による複製、コンピュータの操作によるスキャン・色分け・修正・修整その他の加工を施した印

刷物のフィルムへの転写、印刷版・シリンダー印刷及びデジタル印刷のためのフィルムの製作、植字・写真複写・印刷・切断・折り・校合、製本する各機械の運転準備・運転・監視、通常の仕上作業並びに機械保全の遂行、ステンシル印刷並びに準備スクリーン印刷設備の準備。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 7 3 2 1 印刷前工程技師
- 7 3 2 2 印刷工
- 7 3 2 3 印刷仕上げ・装丁業務従事者

7 3 2 1 印刷前工程技師

印刷前工程技師には、文章や写真の校正、書式の設定、整理、構成及び様々な印刷工程、視覚広告媒体に適合した表現形態に構成するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) フィルム・印刷版・デジタル印刷機で印刷物を複製する写真機及びその他写真設備の操作
- (b) 印刷やその他視覚広告媒体のためのコンピュータアプリケーションによる画像、原稿作成、配置及び組み付け
- (c) フィルム画像を印刷版、デジタル印刷機器及び印刷機で複製する版の操作
- (d) コンピュータの操作による、画面上でのスキャン・色分解及び色の修正、製作されたデザインのマスクング、印刷物のフィルム転写のための合成・組み付け・修整及びその他の加工、印刷版・デジタル印刷・シリンダー印刷用フィルムの製作
- (e) デジタルシステム・ネガフィルム・ポジフィルムからデジタル試印刷及び化学試印刷
- (f) 試刷りした印刷物の評価、質の検査及び修正

(g) 転写方式によりカーボン紙を準備、シリンダー上に置きしばらく晒して画像を現像

ここに分類される職業の例

- ・植字工
- ・デスクトップ印刷運転工
- ・電子前印刷技師
- ・グラビア写真家
- ・石版写真家
- ・印刷版工（スクリーン印刷）
- ・印刷版作製工（印刷）
- ・スクリーン作製工
- ・植字工

7 3 2 2 印刷工

印刷工には、デジタル、凸版活字印刷、リトグラフ、フレキソ印刷、グラビア印刷、新聞印刷その他印刷用の機械の組立及び操作を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 回路基板メカニズム、供給メカニズム、インクシステムその他印刷機械の組立、調節及び監視
- (b) 基準に応じたインクと溶剤の混合、印刷中の紙及びインクの供給調整
- (c) 適正な校正のため印刷物の質の監視、欠陥の発見のための印刷機の監視、評価及び決定
- (d) レリーフ、リトグラフ、フレキソ印刷、グラビア印刷、袋字仕上等、様々な種類の印刷物の製作
- (e) 小型リトグラフオフセット印刷機に印刷版・ブランケット・圧胴の準備

小型のリトグラフオフセット印刷機での印刷版、ブランケット、圧胴の準備

- (f) 印刷紙の機械へのセット
- (g) 機械の動作及び印刷の質の監視
- (h) 機械の保全、調節、修理及び清掃
- (i) デジタル印刷画像の製作及びその転写と印刷

ここに分類される職業の例

- ・金版印刷工
- ・デジタル印刷機運転工
- ・給電線運転工（印刷）
- ・フレキソ印刷機運転工
- ・グラビア印刷機運転工
- ・枚葉給紙印刷機運転工
- ・スクリーン印刷工
- ・スクリーン印刷機運転工
- ・小印刷機運転工
- ・織物印刷業者
- ・ウェブ印刷機運転工

7 3 2 3 印刷仕上・装丁業務従事者

印刷仕上・装丁業務従事者には、手作業あるいは機械を用いて、本その他の出版物の製本及び仕上を行うものが分類される

職務には次のものが含まれる。

- (a) 自動製本設備及び仕上設備の設定及び監督
- (b) 総革装丁・半革装丁・柔軟装丁などの製本及び修理
- (c) 手作業あるいは機械の使用による、折り込み・校合及び糸綴じ

- (d) 裁断機による印刷前及び印刷後の紙の切断・トリミング、コンピュータによって作動する装置のプログラミング
- (e) システム操作による、印刷物の新聞・雑誌・封筒内への差し込み
- (f) 機械で自動的に行う、あるいは手作業で行う印刷物の装飾
- (g) 写真機やコンピュータ複製装置の操作

ここに分類される職業の例

- ・製本工
- ・校合工
- ・切断工
- ・箔押し工
- ・折り装置工
- ・丁合工
- ・多種製本工
- ・無線綴じ工
- ・中綴じ工
- ・小型機械製本従事者

7 4 電機・電子機器関連職業の従事者

電機・電子機器関連職業の従事者には、電気配線システム、電気機械及びその他器具、電気通信、電力供給線、電気ケーブル、電子電信装置及びシステムの設置、組立及び保全を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能を必要とする。

その職務は、特定の職務を遂行するために必要な肉体労働量と時間を軽減するために用いられる手持ちないし主動その他工具、もしくは製品の品質を改善するために用いられる手持ち及び手動その他工具を使用して行われ、その遂行には、あらゆる段階における生産工程、使用材料及び工具、最終生産物の性質と目的に関する知識が要求される。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

電子、電気配線、機械及び設備の設置・保全・組立及び調節、青写真・配線図・仕様書の精読による操作の流れと方法の決定、電気・電子システム・設備・ケーブル及び機械の検査あるいはテストの実施による危険及び欠陥の発見並びに調整修理の必要性の判断、電気通信ラインの設置・保全及び修理、電気通信ケーブル及びデータケーブルの接合、商業用機械・事務用機械・電子装置・制御システム・コンピュータ・通信装置・データ送信装置のような電子装置の保全・問題解決・組立・調節・テスト及び修理

この中分類の職業は次の小分類に分類される

- 7 4 1 電気設備据付工・修理工
- 7 4 2 電気通信機器の据付・修理工

7 4 1 電気設備据付工・修理工

電気設備据付工・修理工には、電気配線システム及び関連装置電気機械及びその他電気器具、電気通信、電力供給ライン、ケーブルの設置、組立、保全を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

電気配線システム・電気機械・電子装置の設置・保全・組立及び調節、青写真・配線図・仕様書の確認による操作の流れと方法の決定、電気・電子システム・設備・ケーブル及び機械の検査あるいはテストの実施による危険及び欠陥の発見並びに調整修理の必要性の判断、電気通信ラインの設置・保全及び修理、電気ケーブルの接合。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 7 4 1 1 電気工事士
- 7 4 1 2 電気機械据付工・調整工

7 4 1 3 電気配線工事作業員・修理工

7 4 1 1 電気工事士

電気工事士には、電気配線システム及び関連装置と付属品の設置、保全及び修理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 学校、病院、商業施設、住宅その他様々な建築物内における電気配線システム及び関連装置の設置、保全及び修理
- (b) 青写真・配線図・仕様書の確認、操作手順及び方法の決定
- (c) 作業仕様書及び関連する基準に従った、電気配線・装置並びに付属品の配置計画作成
- (d) 電気システム・装置・構成物の検査、危険と欠陥の発見、修理の必要性の判断
- (e) ワイヤー及びケーブルの選択、切断、端末装置や連結装置への接合
- (f) 基準点の計測、配置及び取付
- (g) 電気配線盤の位置決め及び取付
- (h) 電気回路継続状態のテスト

ここに分類される職業の例

- ・電気工事工
- ・建物修理電気工事工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・電気機械の組立工 — 7 4 1 2
- ・電気機械の整備工 — 7 4 1 2
- ・電気架線工 — 7 4 1 3

7 4 1 2 電気機械据付工・調整工

電気機械据付工・調整工には、建物、工場、自動車、工房その他の場所にある電気機械、電気器具、設備の組立、調節、設置及び修理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 様々な電気機械、発動機、発電機、開閉装置、制御器具、設備、あるいは昇降機の電気部品及び関連装置の取付、調節及び修理
- (b) 家庭用電化製品、産業機械及びその他器具の電気部品の取付、調節及び修理
- (c) 製造された電気製品の検査及びテスト
- (d) 電気設備、ワイヤー、制御システムの設置、テスト、接合、代理業務、保全及び調節
- (e) 電気及び水圧による乗客貨物リフト、エスカレーター、動く歩道その他リフト設備のデザイン、設置、保全、点検及び修理
- (f) 電気システムの電力供給源への接続
- (g) 欠陥部品の交換及び修理

ここに分類される職業の例

- ・電機子建築工
- ・自動車電気技術者
- ・起電気組立工
- ・電気機械の整備工
- ・リフト整備工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・電子機械整備工 — 7 2 4 1
- ・電気設備組立工 — 8 2 1 2

7 4 1 3 電気配線工事作業員・修理工

電気配線工事作業員・修理工には、電気通信、電気供給ケーブル及び関連設備の設置、修理、接合を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 架空・地中埋設送電線及び電力引込線の設置と修理
- (b) 空中設置あるいは埋設されたケーブルの接合
- (c) 設備の定期的点検及び設備の周りに防壁を建てるなど、保全のための活動・手続きの固守
- (d) 電源脱落もしくは外乱した電線から電氣的な障害を取り除く目的での開閉器解放あるいは接地装置設置
- (e) 電柱登りあるいはトラックに搭載されたバケットによる電気装置への接近
- (f) 配線図・電気試験機器の使用による故障した区分開閉器・ブレーカー・フューズ・電圧調整器・変圧器・開閉器・中継器・電線の特定

ここに分類される職業の例

- ・電気ケーブル接合工
- ・電気動力架線工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・データ・電気通信ケーブル工 — 7 4 2 2
- ・電気通信回線設置工 — 7 4 2 2

7 4 2 電気通信機器の据付・修理工

電気通信機器の据付・修理工には、商業施設機械、事務室機械及び電子設備制御システムの組立、保全、調節、電気通信設備、データ転送設備、ケーブル、アンテナの設置、修理、保全、コンピュータの修理、組立、保全を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

欠陥の診断のための機械・設備・装置・制御システムの検査及びテスト、故障あるいは故障した部品及びワイヤーの修理・交換、並びに機械・設備・装置の保全、電子機器・制御システムの取付及び調節、電子装置の取付及び調節、コンピュータ・コンピュータデータ転送設備・コンピュータ周辺機器の保全・問題解決・取付・調節・テスト及び修理、マイクロ波・遠隔計測器・多重送信・衛星その他無線及び電波伝達システムの設置・保全・修理、機能不全の診断、技術アドバイス及び情報の提供、複雑な伝達網及び設備の機能監視、コンピュータ・ラジオ・電話及びテレビ送受信のためのケーブルの設置・接合及び修理、伝達用アンテナの設置・保全及び修理

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

7 4 2 1 電子機器整備工・サービス工

7 4 2 2 情報通信機器設置工・サービス工

7 4 2 1 電子機器整備工・サービス工

電子機器整備工・サービス工には、商業施設用機械、事務室用機械などの電子設備、電子機器、制御システムの保全・調節・修理を行うものが分類される

職務には次のものが含まれる。

- (a) 欠陥発見のための、機械器具・構造物・制御システム・その他電子機器の検査及び試験
- (b) 疲弊した、あるいは欠陥のあるワイヤーや部品の調節・修理及び交換、機械・設備及び器具の保全
- (c) 設備の組立、テスト及び調節
- (d) 電子設備及び制御システムの設置
- (e) 作業における技術者、技師その他保全担当者との協力
- (f) 試験データの解釈、機能不全及びシステム性能上の問題の診断
- (g) 手工具・動力工具・はんだごて等の使用による、電気機器構成部分・電子機器構成部分・組立部品・システムの設置・調節・修理及び交換
- (h) 構造物の無線システム・装置・発電機・変換器・空中給油システムなどへの接合
- (i) 保全及び修理記録の保管

ここに分類される職業の例

- ・航空機保全技術者（航空電子工学）
- ・航空電子整備技師
- ・自動金銭出納機整備工
- ・電子機械整備工
- ・電子設備サービス工
- ・複写機技術者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・航空安全の技術者 — 3 1 5 5

7 4 2 2 情報通信機器設置工・サービス工

情報通信機器設置工・サービス工には電気通信設備、データ転送設備、ケーブル、アンテナ及びコンジット管の据え付け、修理、保全及びコンピュータの修理、組立及び保全をするものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) コンピュータデータ転送装置、コンピュータ周辺機器の保全、問題解決、テスト及び修理
- (b) コンピュータの組立て及び調節
- (c) マイクロ波・遠隔計測器・多重送信・衛星放送、その他無線および電磁気通信システムの取付・保全・修理・機能不全の診断
- (d) 技術的助言及び情報の提供、複雑な通信網及び装置の作業監視
- (e) コンピュータ、ラジオ、電話、テレビの電波等の送受信ケーブルの据え付け及び修理
- (f) 電気通信、データケーブル、電線被膜の封印
- (g) 通信に使われるアンテナの据え付け、維持及び修理

ここに分類される職業の例

- ・通信技術供給者
- ・コンピュータハードウェア据付工
- ・コンピュータ機器組立工
- ・データ・電気通信ケーブル工
- ・通信機器修理人
- ・電話機器の据付工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・工学技師（電気通信） — 3 5 2 2

7 5 食品加工・木材加工・衣類・その他の手工品作製関連職業の従事者

食品加工・木材加工・衣類・その他の手工品作製関連職業の従事者には、農産物、水産物の生材料その他生産物の処理及び加工、並びに木材、織物、毛、皮革その他材料から作られた品物の生産及び修理を行うものが分類される。

その職務は、特定の職務を遂行するために必要な肉体労働量と時間を軽減するために用いられる手持ちないし主動その他工具、もしくは製品の品質を改善するために用いられる手持ち及び手動その他工具を使用して行われ、その遂行には、あらゆる段階における生産工程、使用材料及び工具、最終生産物の性質と目的に関する知識が要求される。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、I S C O技能レベル2の技能を必要とする。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

肉・魚・穀物・果物・野菜及び関連材料の処理、加工食品の生産、並びにたばこ葉のたばこ製品への処理及び加工、食品や飲料の試食・試飲及び鑑定、自然繊維・原皮の処理及び加工、木製家具・木製品の製作及び修理、原皮・毛皮の更なる用途に備えるための下準備、織物・衣服・帽子・靴その他関連製品の製作及び修理。他の従事者の監督も職務に含まれる。

この中分類における職業は次の小分類に分類される。

- 7 5 1 食品加工及び関連職業の従事者
- 7 5 2 木工、指物大工及び関連職業の従事者
- 7 5 3 衣服製造関連職業の従事者
- 7 5 4 その他の手工品作製従事者

7 5 1 食品加工及び関連職業の従事者

食品加工及び関連職業の従事者には、動物の屠殺、人間または動物が肉を消費できるようにする処理、様々な種類のパン、ケーキその他小麦粉を使った食品の製造、果物、野菜及び

関連食品の加工及び保存、食品や飲料の味きき及び鑑定、たばこ製品の製造を行うものが分類される

職務には通常、次のものが含まれる。

動物の屠殺、肉・魚の処理、肉・魚及び関連する食品の下準備、様々な種類のパン・ケーキその他小麦粉を使った食品の生産、果物・野菜・関連食品の加工及び保存、様々な食品・飲料の味きき及びその鑑定、たばこ葉の処理及びたばこ製品の生産。他の従事者の監督も職務に含まれる。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 7 5 1 1 肉・魚及び関連食料品の調理工
- 7 5 1 2 パン・ペストリー・菓子職人
- 7 5 1 3 乳製品製造工
- 7 5 1 4 果物・野菜及び関連保存食品の製造工
- 7 5 1 5 食品・飲料の等級判定員・格付員
- 7 5 1 6 タバコ調合工、タバコ製品製造工

7 5 1 1 肉・魚及び関連食品の調理工

肉・魚及び関連食品の調理工には、動物の屠殺、肉や魚の洗浄、切断、仕上、骨の除去による関連食品への加工、あるいは肉、魚、その他食物や食品生産物の乾燥、塩漬け、燻製による保存を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 動物の屠殺
- (b) 死骸の皮はぎ及び切り取り
- (c) 肉や魚の骨の除去・切断及び仕上、販売あるいは次の加工のための準備
- (d) 切断機・混合機・成形機を用いた材料の準備、並びにソーセージあるいは類似食品の生産

- (e) 肉、魚その他食品の保存
- (f) 燻製所あるいはオーブンの操作による肉、魚その他食物の燻製の製造
- (g) 肉、魚その他関連食品の調理あるいはその他の方法による販売の準備
- (h) 包装・重量の計測・ラベル貼り・代金の授受等を含む、肉あるいは魚の消費者への販売

ここに分類される職業の例

- ・肉調理工
- ・魚おろし職人
- ・魚屋
- ・食肉処理業者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・小売店主 — 5 2 2 1
- ・肉類加工機械運転工 — 8 1 6 0
- ・魚類加工機械運転工 — 8 1 6 0

7 5 1 2 パン・ペストリー・菓子職人

パン・ペストリー・菓子職人には、様々な種類のパン、ケーキその他小麦粉を使った食品の製造、並びに手作りによるチョコレート菓子、砂糖菓子の製造を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) パン、ケーキ、ビスケット、ペーストリー、パイその他小麦粉を使った食品の製造
- (b) 手道具あるいは機械を使用した、砂糖・チョコレートその他の材料の混合及び手作り菓子の製造

- (c) 捏ね、混ぜ、あるいは調理する機械のボウルへの計量済み材料の投入
- (d) 生材料の質の点検、基準及び仕様書に合致していることの確認
- (e) ヘラやブラシを使用した、艶出し・砂糖衣・その他のトッピングの焼き菓子への添加
- (f) 労働・衛生・安全基準を満たしていることを確認する、製造開始前における器具の衛生状態及び店内作業の点検
- (g) オープンの温度、製造品の表面の監視、焼き時間の決定
- (h) パン、ロールケーキ、ペストリー、菓子の種の成形、オーブンなどへの設置、焼き、取り出し、焼き型から外す、冷却等、一連の作業の調整

ここに分類される職業の例

- ・パン屋
- ・菓子屋
- ・チョコレート製造工
- ・練り菓子屋

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・調理人 — 5 1 2 0
- ・パン製品機械運転工 — 8 1 6 0
- ・パン製造機械運転工 — 8 1 6 0
- ・チョコレート製造機械運転工 — 8 1 6 0

7 5 1 3 乳製品製造工

乳製品製造工には、バター、様々なタイプのチーズ、クリーム、その他の乳製品の加工を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 定められたバター脂肪率にする、ミルクの煮立て及び低温殺菌
- (b) ミルクからのクリーム分離、バターにする攪拌
- (c) スターター及びその他の材料の計量及びミルクへの混合
- (d) ミルクを凝乳化、必要な硬さになるまで加熱、カードの脱水、チーズを型に入れ加圧し成形
- (e) チーズへの加塩、カビの熟成を促進するウォッシュチーズへの塗付
- (f) チーズを乾燥保存する棚への配置及びチーズ表裏の位置変え
- (g) チーズの質を監視するサンプルの検査、必要に応じた処置及び調整
- (h) 使用した材料の量、検査の結果、検査周期の記録

ここに分類される職業の例

- ・バター製造工
- ・チーズ製造工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・乳製品機械運転工 — 8160
- ・ミルク加工機械運転工 — 8160

7514 果物・野菜及び関連保存食品の製造工

果物・野菜及び関連保存食品の製造工には、果物、木の実及び関連食品の調理、乾燥、塩漬け、果汁、油搾りなど様々な方法による加工及び保存を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 様々な果物からの果汁の搾り出し
- (b) 油脂を含有する種、木の実、果物からの油の搾り出し

- (c) 果物、野菜、関連食品の調理、塩漬け及び乾燥
- (d) 保存性・質感・見栄え・香りを高めるための、ペクチン・砂糖・香辛料・酢などの混入
- (e) 殺菌済みの壺、瓶その他入れ物への保存食品の格納

ここに分類される職業の例

- ・チャツネ製造工
- ・果物保存工
- ・ジャム製造工
- ・油搾工
- ・野菜・果物ピクルス製造工
- ・野菜保存工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・缶詰機械運転工 — 8183

7515 食品・飲料の等級判定員・格付員

食品・飲料の等級判定員・格付員には、様々なタイプの農業生産物、食品及び飲料の味きき、鑑定を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 様々な加工段階における、農業生産物・食品・飲料に対する味と香りの検査及びテスト
- (b) 生産物の質・消費者味覚に対する受容度・おおよその価値の決定、及び適当な等級への分類
- (c) 品質が劣る生産物の廃棄

- (d) 品質の等級及び/あるいは鑑定番号をタグや販売票あるいは売上票に記録
- (e) 生産物の重量及び寸法の計測

ここに分類される職業の例

- ・食料鑑定人
- ・食料味きき人
- ・酒きき人
- ・茶鑑定人
- ・ワイン鑑定人

7516 タバコ調合工、タバコ製品製造工

タバコ調合工、タバコ製品製造工には、たばこ葉の準備及び様々なたばこ製品の製造を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 乾燥させたたばこ葉の品質及び産地による類別
- (b) 独特な香りを得るための、定められた製法によるたばこ葉の混合
- (c) 二次加工のため、たばこの乾燥を防ぐため真空容器で保管、その容器の保全
- (d) たばこ葉より葉脈及び軸の除去、裁断
- (e) 手作業あるいは簡単な機械の使用による、葉巻、紙巻たばこ、嗅ぎたばこ、その他たばこ製品の製造

ここに分類される職業の例

- ・葉巻製造工
- ・シガレット製造工
- ・たばこ鑑定人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・葉巻製造機械運転工 — 8160
- ・シガレット製造機械運転工 — 8160

752 木工、指物大工及び関連職業の従事者

木工、指物大工及び関連職業の従事者には、木製家具の装飾及び修理、特別な手工具の使用、木材加工、木工道具、機械、機械道具の組立て操作及び手入れを行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

木材その他木製品を乾燥させるための処置用工具その他工具の操作、木材への化学的な処理及び防腐剤の注入、部品や構成物の切断及び成形する木工装置の操作、計画の勉強、製作する品物の寸法の確認、部品を組み合わせた完成品の製作、仕様書との合致を確認するために製品の質及び各部品の取付具合の検査、運転者のため様々な機械の組立及び調節、家具・付属品及びその他木製品の製作・修理あるいは再仕上のため様々なタイプの木工機械の組立・プログラミング・操作及び監視、仕様書の理解及び解釈及び口頭による指示の順守

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 7521 製材工
- 7522 家具職人及び関連職業の従事者
- 7523 鋸機械工

7521 製材工

製材工には、窯及びタンクなどの製材装置の使用、もしくは手動により木材及び製材の乾燥・保存・手入れを行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 炉の操作及び手入れ、木材を乾燥させるタンクその他の設備の手入れ、木材その他木製品の乾燥、化学的な処理及び防腐剤の注入
- (b) 基準からのズレの発見及び加工状態が仕様書通りに作動しているかの確認、設備の運転状況・標準寸法・パネル型照明の監視
- (c) 加工処理容器に処理液を入れるため、また、指定された熱、減圧と油圧及び処理サイクルの各段階における溶液のレベルを維持するため、バルブを操作
- (d) 蒸留器から空気、蒸気を取り除き、処理プロセスを加速させるため、処理液を木材の細孔に押し込める減圧及び油圧ポンプの活性化
- (e) 加工装置及び機械の保全における補助
- (f) 設備の清掃、注油、調節
- (g) 手作業あるいは自動車、手押し車及びクレーンの使用による、材料・製品の搬入及び搬出
- (h) 製品に関する記録の完成及び保管

ここに分類される職業の例

- ・ 木工乾燥人
- ・ 木材乾燥炉運転工
- ・ ベニヤ乾燥工
- ・ 木材乾燥工
- ・ 製材工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 木材加工機械運転工 — 8 1 7 2

7 5 2 2 家具職人及び関連職業の従事者

家具職人及び関連職業の従事者には、木工機械、工作機械並びに特殊な手工具を使用して木製家具、手押し車、その他車両、車輪、部品、付属品、型、ひな型その他木製品の製作、修飾及び修理を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 電気のコ・手押しカンナ・ほぞ取り機・型削り盤のような木工機械の運転あるいは手工具を用いた切断及び成形による部品や構成物の製作
- (b) 設計図の学習及び製作する品物の寸法の確認、部品を組み合わせた完成品の製作、仕様書との合致を確認するために製品の質及び各部品の取付具合の検査、
- (c) 接合部のトリミング、接着剤・留め具を用いた部品や半組立品を組合せ完成品の製作、釘・ネジその他留め具を使用し接合部の強化
- (d) 戸棚・家具・乗物・スポーツ用具及びその他製品の部品など、様々な木製品の製作・改作及び修理
- (e) ベニヤ板や彫刻などを施した木材を嵌め込むことで家具や付属品の修飾
- (f) 木製品や家具の表面仕上

ここに分類される職業の例

- ・キャビネット製作工
- ・車大工
- ・家具、キャビネット製作工
- ・車輪製造工
- ・木製型工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・大工、建具職人 — 7 1 1 5
- ・木製品及び関連素材製品の組立工 — 8 2 1 9

7 5 2 3 鋸機械工

鋸機械工には、家具・付属品その他木製品の部品の製作及び修理のために、精密切削機・成形機・製図機・穿孔機・曲げ加工機・木工彫刻機のような自動あるいは半自動木工用機械の組立て・操作及び監視を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) のこ挽き・成形・穿孔・ドリル・設計・プレス・曲げ加工・研削及び彫刻を行うための様々なタイプの木工機械の設置・プログラミング・操作及び監視、家具・付属品その他木製品の部品の製作及び修理
- (b) あらかじめ特別に設定された木工機械の運転による、コートハンガー・モップ持ち手・衣服ピンその他製品の製作
- (c) 製作する品物・機械機能・製品の仕様書に応じた、ナイフ・カッター先端部・カム・穿孔具先端部・ベルトの選択
- (d) 手工具や定規の使用による、刃・カッター先端部・穿孔具先端・サンデングベルトの取付及び調整
- (e) 他の操作従事者のための様々な木工機械の設置及び調整
- (f) 仕様書の確認及び解釈あるいは口頭による指示の順守

ここに分類される職業の例

- ・木取工
- ・家具製造機械工
- ・精密鋸工
- ・製材工
- ・ろくろ工
- ・木工用旋盤運転工
- ・木工機械準備工
- ・木工機械準備運転工
- ・木工機械設置運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

・木材関連製品組立工 — 8219

753 衣服製造関連職業の従事者

衣服製造関連職業の従事者には、注文仕立ての衣服の調整、修正及び修繕、生地、毛皮服、皮革あるいは毛皮製品のデザイン及び製作、衣類及び手袋その他織物製品の修繕、作り直し及び修飾、衣類の型の製作、家具、付属品、矯正装具、自動車据え付け家具等の室内装飾具の取付、修繕及び交換、動物の皮、生皮の切り取り、鞣し、保存及び染色、履物、皮革製品の調節及び修理を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

注文仕立ての衣類の体合わせ・仕立て直し・修繕、生地・薄い皮革・その他材料による体に合わせた衣類のデザイン・製作あるいは帽子・かつらの製作、衣類の仕立て直し、生地・毛皮・薄い皮革その他材料の衣類を生産するため正確な基本型の製作、衣類・手袋その他製品の縫い合わせ・接合・縁かがり・修繕・仕立て直し・装飾、並びに帆・天幕・防水布の製作・組立、室内家具・付属品あるいは矯正装具への装飾品の取付・修繕・交換、自動車・鉄道客車・航空機・船舶及び類似する乗物の座席・パネルその他の装飾家具の据付け・修理・交換、皮革及び毛皮による衣類その他製品の生産のための動物の皮・生皮の切り取り・こすり・洗浄・なめし・磨き・染色、標準的履物・注文された履物あるいは矯正履物の製作・調節及び修理、本皮革あるいは合成皮革製品の製作・調節及び修理

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

7531 洋服製造工、洋裁工、毛皮仕立工、帽子製造工

7532 衣服及び関連製品の型紙製造工・裁断工

7533 裁縫工、刺繍工及び関連職業の従事者

- 7 5 3 4 室内装飾師及び関連職業の従事者
- 7 5 3 5 毛皮なめし工、タンニン工、製革準備工
- 7 5 3 6 靴製造工及び関連職業の従事者

7 5 3 1 洋服製造工、洋裁工、毛皮仕立工、帽子製造工

洋服製造工、洋裁工、毛皮仕立工、帽子製造工には、注文仕立てあるいは手製の衣類を体に合わせるための調整、仕立て直し及び修繕、生地、薄い皮革、毛皮その他の材料による客の体に合わせたスーツ、オーバーコート、ドレスの製作、客の注文や製造者の仕様に応じた帽子、かつらの製作を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 顧客の個人的な注文に応じて行う、オーバーコート・スーツ・スカート・ブラウス・下着・コルセット・縁つき帽子・かつら及び類似する衣類の製作
- (b) 望みのサイズ・色・生地・衣類の品質に合わせ、生地・皮革・毛皮の選定、型紙に合わせた素材の裁断、衣類のデザインに対応する型紙への素材の配置
- (c) スラックスを細く折り幅を狭くするなど、衣類の修理及び詰め物の除去や付与
- (d) 消費者や衣類製造業者の仕様と体型に合わせた、商業用型紙の選定と調整
- (e) 客の注文に応じ体に合わせて作られた注文服、ドレス、コート及びその他の衣類の調整、仕立て直し及び修繕
- (f) 劇場、テレビ及び映画作品において使用されるコスチュームの製作
- (g) サテン・絹などの素材へ折りたたみ・捻じり・ひだ寄せなどの作業を加え、リボン・造花・蝶結びを成形し帽子の周囲や縁への飾り付け
- (h) かつらを作るための、髪の毛の材料への縫い付け及び固定
- (i) かつらが自然に見えるための髪色の調整、ウェーブした髪の決められた位置への配置、髪の毛の縫い合わせによるヘアピースの製作
- (j) 毛皮服その他毛皮製品の製作、調整、仕立て直し及び修理
- (k) 古いコートの毛皮あるいは皮革の再利用、毛皮への裏地の取付、毛皮衣類の余分な毛の切り取り

ここに分類される職業の例

- ・ 婦人服仕立工
- ・ 毛皮加工工
- ・ 婦人帽仕立工
- ・ 紳士服仕立工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 繊維手工品作製従事者 — 7318
- ・ 縫製機械の運転工 — 8153

7532 衣服及び関連製品の型紙製造工・裁断工

衣服及び関連製品の型紙製造工・裁断工には、衣類その他の織物、皮革あるいは毛皮製品用の正確な基本型紙の製造、衣類、縁帽子及び縁なし帽子、手袋及びその他雑多な製品の製作に際して青写真あるいは仕様書に準じた織物、薄い皮革及びその他の材料の印付け、切断、図取り、不要部分の裁ち落としを行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 図・下絵道具・コンピュータ及び／あるいは大小さまざまな型紙を作り出す装置を使用し、生地のおおきさ内に納まるような各サイズ基本型紙の製作
- (b) コンピュータを使った特殊な衣類デザインの“青写真”あるいは型紙の製作
- (c) 素材の伸縮性に配慮し、各サイズに対応した型紙寸法の計算
- (d) コンピュータあるいは筆記用具を用いて行う、生地接合場所を示すための型紙への輪郭の描き込み、同様にプリーツ・ポケット・ボタン穴の位置及び靴部品の装飾ステッチあるいはキャンバス目穴位置の描き込み

- (e) 指定された裁断位置の決定、あるいは生地を最大限に使うためのテンプレートまたは計測器具位置の決定
- (f) 型紙の生地上への位置決め、基本型の裁断
- (g) 基本型衣類の製作と着用による型紙のテスト
- (h) 電動ナイフ・カッター・手作業又はコンピュータ制御の裁断器具による、何層にも重ねた生地上に置いた型紙に沿った生地の裁断
- (i) 衣類及び毛皮製品の部品を製作する、布地あるいは毛皮の裁断
- (j) 始末前の糸等、完成品からの余分な材料の裁ち落とし
- (k) 皮の傷・銀面及び伸縮性に応じて、最大限に生地を取るための裁断機上での皮革の位置決め
- (l) 室内装飾用品、帆布地製品のようなその他製品のための型紙製作・型取り及び裁断

ここに分類される職業の例

- ・衣服裁断工
- ・手袋裁断工
- ・毛皮型紙製造工
- ・衣服型紙製造工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・繊維型取機械運転工 — 8159

7533 裁縫工、刺繍工及び関連職業の従事者

裁縫工、刺繍工及び関連職業の従事者には、織物、毛皮、薄い皮革その他の材料を使用し、衣服、手袋、その他製品の縫い合わせ、修繕、仕立て直し、修飾、テント、帆、天幕、防水布の製作を行うものが分類される。主に手作業で針と糸を使うが、裁縫機械を使って作業するものも分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 針と糸の使用による、衣類の欠陥あるいは傷んだ部分の手作業による修繕
- (b) 衣類を作り直すために行う、リッパーや剃刀の使用による縫い糸の除去
- (c) 仕様書や布の色に合わせた糸の選択及び生地色と色合いに合わせたかがり糸の染色
- (d) 製品の欠陥を繕うために行う、針と糸の使用による穴の継ぎはぎ・破れのかがり・縫い目ほどき
- (e) 衣類の裏側へ結び目を引くための鉤の使用
- (f) 修繕した部分を生地模様と調和させるための、欠による余分な端の裁ち落とし
- (g) 布上に記されたスタンプ・印刷・ステンシル型に合わせ、針及び糸を用いた手作業による装飾的模様縫い付け
- (h) 手作業または機械を使用して行う、針と着色された糸による装飾的模様の刺繍
- (i) 縫製を容易にする、皮革あるいは靴材料の水を用いた柔軟化
- (j) 縁帽子、縁なし帽子あるいは婦人用服飾品などへの装飾的な縁取りの糊付け又は縫い付け
- (k) 傘骨につける傘カバーの手縫い、縫い目に沿った傘骨への留めつけ、生地角の傘骨の先への縫い留め、折りたたんだ際に傘を持つためのカバーの外側への紐の縫い付け
- (l) 厚い生地、帆布地及び類似の材料による帆、天幕、防水シート、テントの製作及び組立

ここに分類される職業の例

- ・刺繍工
- ・縫製工
- ・傘製作工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・洋裁工 — 7531
- ・織物手工品作業員 — 7318

7 5 3 4 室内装飾師及び関連職業の従事者

室内装飾師及び関連職業の従事者には、生地、皮革、人工皮革、その他の材料を使用し、家具、付属品、室内装飾、矯正器具の組立て、修理、交換、自動車、鉄道客車、航空機、船舶及び類似する乗物の座席、パネル、コンバーチブル型のビニール屋根その他備品の据え付け、修理、交換、クッション、キルト及びマットレスの製作を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 室内装飾生地・色・スタイルに関する客との打合せ、装飾家具・その他製品の費用見積もりの算出
- (b) 製図・顧客の要望・青写真から室内装飾品の型紙製作
- (c) 型紙、テンプレート、スケッチ、デザイン仕様に応じた室内装飾材料の配置及び裁断
- (d) スプリング・詰め物・カバー材の家具の枠組への据え付け、調整及び固定
- (e) 室内装飾材料の手作業による縫製、クッションの製作、カバー材料の各部分の接合
- (f) 糸と針による、生地の鉤裂き・裂け目の縫製、あるいは飾り房の製作
- (g) 装飾的縁飾り・バックル・組紐・ボタンその他のアクセサリなど、装飾品のカバーあるいはフレームへの縫い付け・取付及び接着剤による固定
- (h) 航空機・自動車・鉄道客車・ボート及び船舶への、室内装飾品の配置・切断・製作及び据え付け
- (i) 義肢を覆う皮の修理
- (j) 長いのみ、マグネットハンマー、長い針など様々な道具の使用によるアンティーク家具の修復
- (k) 室内装飾、家具、生地との調和をはかることを目的とした室内デザイナーとの提携
- (i) キルト、クッション、マットレスの製作

ここに分類される職業の例

- ・マットレス製造工
- ・家具装飾師
- ・車両装飾師
- ・矯正具装飾師

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・縫製機械の運転工 — 8153

7535 毛皮なめし工、タンニン工、製革準備工

毛皮なめし工、タンニン工、製革準備工には、皮革製品・処置済みの毛皮を衣類やその他製品を生産するために、獣皮や生皮の切り取り・こすり・洗浄・磨き・保存及び染色するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 色、色合い、大きさ、密度による原皮や獣皮の選別及び等級付け
- (b) 原皮や獣皮を清潔かつ柔軟にする、肉・脂肪・保護組織の除去
- (c) 石灰水への浸け込みによる、原皮・獣皮からの毛の除去
- (d) 塩漬けによる皮の保存
- (e) 皮からの下毛の長さを揃えるための余分な毛のカット
- (f) 皮の艶と美しさを高め自然な外観を復元する皮のなめし、仕上げ
- (g) 原皮や獣皮を処理する、樹皮及びミロバラン溶液の準備
- (h) 皮革にする、なめし溶剤による原皮や獣皮の処理
- (i) 毛皮の自然な色合いを増すための着色あるいは染色
- (j) 湿らせた皮や皮革から皺の除去及び皮目付け
- (k) 皮革にする、染料や着色料の塗付及び仕上げ

- (1) 仕上げた皮の伸ばし加工および平滑化
- (m) ブラシを使用した化学溶剤あるいはオイルの皮革表面への等分な塗付及び慣らし、外気に晒して乾燥

ここに分類される職業の例

- ・毛皮加工工
- ・毛皮等級付け工
- ・皮なめし工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・皮なめし機械運転工 — 8155

7536 靴製造工及び関連職業の従事者

靴製造工及び関連職業の従事者には、普通靴、注文靴あるいは矯正靴、鞆、ハンドバッグ、ベルトのような(皮革衣類、帽子及び手袋を除く)天然皮革及び合成皮革製品の製作、調整、修理、靴及び関連製品製造業への参画、靴、鞆、ハンドバッグ及びベルトの修飾、強化、仕上加工を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 個人の必要に合わせた普通靴の製作、調整及び修理
- (b) 医師の診断書に従った整形外科的矯正靴あるいは健康上の目的を持った靴の製作・調節・修理、あるいは足の問題や特別な必要に応じた既存の靴の調節
- (c) ベルト、鞆、財布及び類似する製品の修理
- (d) 形が損なわれた足を石膏で型取りし設計図の製作
- (e) 客の足型をもとにした、中敷き・かかとパッド・リフトの用意
- (f) 客の必要に応じた靴を製作する、設計図および仕様書の確認

- (g) 仕事量・仕様・タイプ・使う材料に関する情報入手のため、仕事の注文書及び／あるいは靴の部品票の確認
- (h) 特定の目的に適していることを確認する、比較の材質・色・強度の検査
- (i) 皮革製品を製作する部品の裁断、成形及び詰め物
- (j) かぎ裂きの縫い合わせ、あるいは穴の継ぎ当てによる、財布・ベルト・靴・鞆などの製品の修理
- (k) 溝にステッチが適切に入っているかなど仕様との適合性を確認するため、靴の部品・修飾の取り外し及び靴の検査
- (l) 製品の修飾あるいは保護を目的とした、アクセサリ及び装飾品の取付
- (m) 鞍、動物用のハーネス、帽子、ハンドバッグ、ブリーフケース、皮革鞆、ベルト、アクセサリ等の製品の製作及び修理

ここに分類される職業の例

- ・靴修理工
- ・鞍製作工
- ・靴製造工
- ・矯正靴製作工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・毛皮仕立工 — 7 5 3 1
- ・帽子製造工 — 7 5 3 1
- ・靴製造機械運転工 — 8 1 5 6

7 5 4 その他の手工品作製従事者

その他の手工品作製従事者には、水中呼吸器を用いた作業、爆発物の位置決め、組立及び爆破、原料、構成物、生産物の検査及びテスト、好ましくない生物の駆除による農作物また

は建物その他構造物の保全を行うものが分類される。この分類は「大分類7 技能工及び関連職業の従事者」に分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

保安対策の確認、様々な潜水作業の遂行、爆発薬の穴への充填、指示に従った化学薬品の調合、害虫・雑草駆除薬のスプレー装置の操作及び監視

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 7 5 4 1 潜水夫
- 7 5 4 2 火薬工、発破工
- 7 5 4 3 生産物等級付け工（食品、飲料を除く）
- 7 5 4 4 燻蒸消毒師及び病虫害・雑草の駆除作業者
- 7 5 4 9 他に分類されない技能工

7 5 4 1 潜水夫

潜水夫には、水面下において、水中呼吸器の使用の有無にかかわらず、設備、構造物の検査、取付け、修理、取り外し、テストあるいは実験の実行、爆発物の準備、構造物や海洋生物の写真撮影、商業または研究目的のため水生生物の様々な形態の収集、不明物や不明者の発見及び収容を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 潜水時間及び潜水深度の監視、潜水作業前における管理当局への届出などの安全対策
- (b) ヘルメット、マスク、空気、タンク、潜水服、ハーネス、計測器などの潜水装備の点検と保全
- (c) スキューバ用具または潜水服の着用による、潜水介助者の援助のもとに行われる潜水降下

- (d) 橋梁、栈橋、接岸台を敷設する水中作業
- (e) 船の外壁や水中設備の損傷が疑われる場合の検査及び簡単な補修
- (f) 難破船の状態報告
- (g) 水中障害物の撤去
- (h) 水中爆破用の穴あけ
- (i) 引き揚げ作業に係る様々な水中作業及び遺体の回収
- (j) 貝、海綿、その他の水生生物の収集
- (k) 電話及び通信線の使用による、潜水中における水上作業員との連絡
- (l) 水中作業及び海底の環境状態についての情報の収集

ここに分類される職業の例

- ・海士、海女（牡蠣）
- ・海難救助員
- ・海士、海女（海綿）
- ・水中作業員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・自給自足潜水夫 — 6340

7542 火薬工、発破工

火薬工、発破工には、鉱山、採石場、爆破場所において、発破孔への爆発物の充填及び爆破を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 作業場の保安・爆発物扱い・爆発物保管・爆発物輸送手続きの確認及び規制の順守

- (b) 発破孔の配置、深さ、直径の計画及び指示
- (c) 発破孔の深さ及び異物がないことの確認
- (d) 使用する爆薬の種類と量の決定
- (e) 発破孔への爆薬の充填
- (f) 起爆薬及び爆薬筒による雷管詰め、あるいは他の作業員への詰め作業の指示、電気ワイヤー・導火線・起爆装置コードの雷管への接合
- (g) ワイヤー・導火線・起爆装置コードの直列回路への接続、電気回路のテスト及び不具合の修理、発破機械の回路への接続
- (h) 爆薬の包み込み、発破孔への岩粉・砂・その他材料の詰め込み、小型容器への爆薬の充填
- (i) 全ての爆薬が爆発したことの確認、不発爆薬の報告及び発破工への付き添い
- (j) 爆破近隣地域に対する爆破前及び爆破後の安全宣言
- (k) 法律や規則に従い、爆発物使用についての記録の編纂及び保管

ここに分類される職業の例

- ・爆破点火員
- ・ビル取壊作業員
- ・発破工鉞夫
- ・発破工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・さく井工（鉞山） — 8 1 1 1
- ・さく井工（油田、ガス田） — 8 1 1 3
- ・鉞山監督員 — 3 1 2 1
- ・鉞山労働者 — 9 3 1 1
- ・採石労働者 — 9 3 1 1

7 5 4 3 生産物等級付け工（食品、飲料を除く）

生産物等級付け工には（食品、飲料を除く）、生産物が基準に適合しているか確認、欠陥品・摩損・仕様規格外製品の発見、質に応じた等級分けのために、原材料・製造物・食品以外生産物の検査・テスト・分類・標本作り・重さの計量をするものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 製品・部品・材料が仕様及び規格に適合していることの検査及びテスト
- (b) 紡績のために行う、天然繊維繊維の等級付け及び分類
- (c) 仕様に合わない生産物・材料・装置の廃棄あるいは除外
- (d) 青写真・データ・マニュアル・その他の資料の分析及び解釈による、製品仕様・検査及びテスト方法の決定
- (e) 監督者その他関係者への生産物に関する問題の報告、問題の特定及び解決の支援
- (f) 重量、温度、等級、水分含有率、検査あるいは等級付けされた数量など、検査データあるいはテストデータの記録
- (g) 等級や製品として認定か廃棄処分かなど、詳細な情報の製品への書き入れ
- (h) 定規・測径器・計器・マイクロメーターなどの器具を使用した生産物の寸法計測
- (i) テストデータの分析及び結果判断のための必要に応じた計算

ここに分類される職業の例

- ・品質検査員
- ・生産物等級付工
- ・羊毛鑑定人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・生産物安全検査員 — 3 2 5 7
- ・果物等級付工 — 7 5 1 5
- ・野菜等級付工 — 7 5 1 5
- ・毛皮等級付工 — 7 5 3 1
- ・皮革等級付工 — 7 5 3 5

7 5 4 4 燻蒸消毒師、病虫害・雑草の駆除作業者

燻蒸消毒師、病虫害・雑草の駆除作業者には、化学薬品の使用による、害虫、小動物、その他の好ましくない生物の駆除により、穀物、建物その他の構造物及び周辺の損害防止、健康上のリスク防止を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 害虫及び雑草用の噴霧機器の操作及び監視
- (b) 取扱説明書に従い化学薬品の調合
- (c) 指定された濃度で作業領域を殺虫剤で覆い尽くすための、天候状態・飛沫の大きさ・噴霧角度と飛距離の割合・障害物に関する知識の適用
- (d) 害虫やネズミ・白蟻・ゴキブリなどのような有害小動物を駆除する、化学溶液あるいは有毒ガスの散布及び放出
- (e) ホース及びチューブの持ち上げ、振り回し、押し込みなどによる目的場所への噴霧
- (f) 噴霧器タンクへの水及び化学薬品の充填
- (g) 作業能率を確保するために行う機械の清掃及び点検

ここに分類される職業の例

- ・燻蒸消毒作業員
- ・害虫制御員
- ・雑草制御員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・空中穀物散布作業員 — 3 1 5 3

7 5 4 9 他に分類されない技能工

この分類には「大分類7 技能工及び関連職業従事者」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない技能工及び関連職業従事者が分類される。この分類には、例えば、光学レンズの型押し成形、薄片の切り取り、研削及び研磨を行うものが分類される。

これらの場合、職務には次のようなものが含まれる。

- (a) レンズブランクを作るための光学ガラスの加熱、型押し及び加圧
- (b) レンズブランクの研磨

ここに分類される職業の例

- ・ 生花家
- ・ 光学レンズ仕上工
- ・ 光学レンズ型取り工

8 設備・機械の運転・組立工

設備・機械の運転・組立工には、産業用もしくは農業用機械及び装置の現場ないし現場から離れたところからの操作及び監視、あるいは列車、自動車、可動機械及び装置の運転操作、並びに厳格な仕様や手続きに従い部品から製品の組立を行うものが分類される。この大分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能を必要とする。

任務の遂行に際しては、主に産業用もしくは農業用の機械及び設備に関する経験と知識が必要とされるほか、機械主導型設備の操作に対応する能力、並びに技術革新に適応できる能力が必要とされる。この大分類における大半の職業にはISCO第2技能レベルの技能が必要とされる。

その職務としては次のものが挙げられる。

金属・鉱物・ガラス・セラミックス・木材・紙あるいは化学物質の処理のため、採鉱機械その他の産業用機械及び装置の操作及び監視・金属・鉱物・化学物質・ゴム・プラスチック・木材・紙・毛皮・皮革製品・食品の生産のために用いられる機械や装置の操作及び監視、列車や自動車の運転及び操作、可動産業機械・可動農業機械及び設備の操作及び組立、厳格な仕様や手続きに従い、部分品から製品の組立て。他の従業員の監督もその職務に含まれる。

この大分類の職業は、次の中分類に分類される。

- 8 1 定置装置・機械運転工
- 8 2 組立工
- 8 3 運転士、輸送システム運転者

注記

複数のプロセスや機能の自動制御を含む機械のオペレータは、「小分類313 工程管理技師」に含まれる。

8 1 定置装置・機械運転工

定置装置・機械運転工には、定置型あるいは可動性が不可欠ではない産業用装置、機械の運転及び監視を行うものが分類される

任務の遂行に際しては、操作・監視の対象である産業装置に関する経験と知識が主として要請されるほか、機械主導型設備の操作に対応する能力、並びに機械及び設備に関する技術革新に適応できる能力が必要とされる。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル2の技能を必要とする。

この中分類の職務には通常、次のものが挙げられる。

様々な定置装置及び機械の設置・操作・欠陥の発見及び修理、欠陥品の量の確認並びに仕様との整合性の確認、機械の設置調節・保全・修理・清掃、データの記録並びに生産記録の保管。他の従業者の監督も含まれる。

この中分類の職業は次の小分類に分類される。

- 8 1 1 採鉱装置・鉱石加工装置の運転工
- 8 1 2 金属加工装置・仕上げ装置の運転工
- 8 1 3 化学製品・写真製品製造装置・機械運転工
- 8 1 4 ゴム・プラスチック・紙製品製造機械の運転工
- 8 1 5 繊維製品・革製品製造機械の運転工
- 8 1 6 食品及び関連製品製造機械の運転工
- 8 1 7 木材加工・製紙装置の運転工
- 8 1 8 その他の定置装置・機械の運転工

注記

複数のプロセスや機能の自動制御を含む機械のオペレータは、「小分類3 1 3 工程管理技師」に含まれる。

8 1 1 採鉱装置・鉱石加工装置の運転工

採鉱装置・鉱石加工装置の運転工には、手工具を使用し、岩石及び鉱物の採掘、鉱物及び石の加工、井戸及び試錐孔の掘削、セメント材及び石材生産物の製造、仕上げを行う装置及び機械の運転、監視を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

掘削装置・補助機械・補助装置・連続採鉱機・切断・粉碎・貫通・圧縮・混合を行う機械や装置のような採鉱装置・鉱物加工装置及び機械の設置・操作及び監視、ごみを除去し鉱物を回復する洗浄・分離・抽出及び梳毛装置の操作、セメント・コンクリート・人工石・プレキャストコンクリート・コンクリート製品を製作する機械及び装置の操作、様々な装置・機械の作業監視、欠陥の発見及び機械の修理、装置や機械の保全・修理及び清掃、生産記録の保管

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 8 1 1 1 採鉱員、切出石工
- 8 1 1 2 鉱石・採石選鉱機械運転工
- 8 1 1 3 さく井工及び関連職業の従事者
- 8 1 1 4 セメント・砕石・その他の鉱物製品製造機械の運転工

注記

鉱山監督員は、「細分類 3 1 2 1 鉱山監督員」に分類される。

8 1 1 1 採鉱員、切出石工

採鉱員、切出石工には、装置、機械及び手工具を利用し、岩石、鉱石、その他付着物の地下及び地表からの採掘を行うものが分類される

職務には、次のものが含まれる。

- (a) 連続採鉱装置、切断装置、溝掘り装置など、様々な地下及び地表採鉱装置の位置決め・操作及び監視
- (b) 鉱山及び採石場の地下あるいは地表における、掘削装置の設置及び操作
- (c) 弛んだ岩石・鉱石・石炭及びその他の埋蔵物の移動を目的とした、機械の運転及び手工具・動力工具の使用
- (d) 地下作業場でロックボルトを含む坑道支持材の準備・調節及び取付
- (e) 新しい縦坑、坑道、通気孔、壁を開くための機械の運転
- (f) 空気・水及び泥を排出する、ポンプのような補助装置の操作
- (g) 装置・機械・道具の微妙な保全及び修理の実行・注油及び清掃
装置・機械・道具の、さほど重要ではない保全作業及び修理・注油・清掃
- (h) 勤務時間中に完了した作業の詳細な記録
- (i) 実験室での分析のための鉱石標本の収集

ここに分類される職業の例

- ・湿地作業機械運転工
- ・連続採鉱機械運転工
- ・ドラグライン運転工（採鉱）
- ・採鉱機械運転工
- ・採鉱員
- ・採石員
- ・天井止工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・鉱山監督員 — 3 1 2 1
- ・発破工 — 7 5 4 2

- ・発破点火員 － 7 5 4 2
- ・井戸掘職人（石油あるいはガス田） － 8 1 1 3
- ・鉱山労働者 － 9 3 1 1
- ・採石労働者 － 9 3 1 1

8 1 1 2 鉱石・採石選鉱機械運転工

鉱石・採石選鉱機械運転工には、直接の使用あるいは後の加工のために、岩、鉱石、石の精製及び精製物の回収を行う機械及び装置の運転、監視を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 作業の仕様に応じ、鉱石及び石の粉碎・研磨・切り取り・のこによる切断及び薄片化を行う定置装置及び機械の運転準備 及び運転
- (b) 切断や次の作業のための石の塊りや板の機械上への位置決め
- (c) 未加工の岩、鉱石、石をコンベヤーで機械へ送り込む流れの監視及び保全
- (d) 鉱石ないし石から無駄な物質を除去し鉱物を回収する、洗浄・分離・溶解・沈殿・濾過・抽出・結合等の作業に用いる装置の操作
- (e) さらになる処理を容易にする、溶剤と鉱石の混合
- (f) 鉱石及び沖積堆積物からの、濃縮・浮遊選鉱・比重選鉱・濾過・磁気分離・静電分離による金属の分離・選鉱
- (g) 計器・測定器及び制御盤の観察、機器の安全確保及び効率的な運用のための弁装置・調整つまみの調節、故障の検出、装置・機械の保全及び修理の補助
- (h) 既存の基準及び作業仕様に従った、目視あるいは手による加工済み鉱石の検査、実験室用標本の収集
- (i) 勤務時間中に完了した加工作業について、生産物の数量・種類及び寸法等の情報記録
- (j) 梱包・二次加工及び積み出しのための、加工の終了した鉱石及び石の分類・積み上げ及び移動

ここに分類される職業の例

- ・ 鉱石洗浄工
- ・ 粉碎機械運転工（鉱石、石材加工）
- ・ フローテーション作業員（鉱石加工）
- ・ 冶金職人
- ・ 機械運転工（石材切出及び加工）
- ・ 採掘機械運転工（鉱石）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 石切工（手作業、手工具） － 7 1 1 3
- ・ 石工 － 7 1 1 3
- ・ 石磨き工（手作業、手工具） － 7 1 1 3
- ・ 石割工（手作業、手工具） － 7 1 1 3
- ・ 機械運転工（石材鑄造生産） － 8 1 1 4
- ・ 石材研磨機運転工 － 8 1 1 4

8 1 1 3 井戸さく井工及び関連職業の従事者

井戸さく井工及び関連職業の従事者には、井戸の掘り下げ、鉱石、岩石試料、液体及びガスの掘り出し、あるいはその他の様々な目的における掘削機械及び関連装置の配置、組立、操作を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- （a）掘削機械及び補助装置の分解、移動、組立
- （b）パイプ・ケーシング・ドリルヘッドの組立及び分解、故障機材の交換
- （c）パイプの上下、井戸へのケーシングの出し入れ、井戸内の圧力調整、装置の速度調節などの制御装置の操作

- (d) ドリルパイプ及び井戸内における流体の適切な循環の維持を目的とした、掘削液の準備及びポンプ動作の確認
- (e) 装置の故障および井戸の異常検出を目的とした、計器・測定器・その他の指示器の監視及び装置作動音の聞き取り、掘削作業の変更 あるいは機器交換の必要性の判断
- (f) 掘削機、巻き揚げ機及びその他の機械の保全、調節、修理、清掃
- (g) 掘削及び点検作業の記録の保管
- (h) 機械及び道具を操作し、穴や井戸から埃・切り取った屑・落剥したあるいは故障した掘削装置の撤去
- (i) 使用されることのない井戸の閉鎖と密封
- (j) 他の従事者の監督及び訓練

ここに分類される職業の例

- ・ さく井機械運転工
- ・ さく井工
- ・ 油田やぐら作業者
- ・ 油田機運転工
- ・ さく井工
- ・ 油田やぐらドリル工
- ・ ドリル機運転工
- ・ 電動トング運転工
- ・ ツールプッシャ
- ・ ツアープッシャー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 発破工 — 7 5 4 2
- ・ 採鉱員 — 8 1 1 1
- ・ 切出石工 — 8 1 1 1

8 1 1 4 セメント・砕石・その他の鉱物製品製造機械の運転工

セメント・砕石・その他の鉱物製品製造機械の運転工には、プレキャストコンクリート、ビチューメン、石材製品、建築用擬石の製造及び仕上用の機械の運転及び監視を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) プレキャストコンクリート及び石材製品の製造・仕上を目的とした、押出成形・型枠成形・混合・圧送・圧縮・研削及び切断を行う機械の運転
- (b) 原料の積み下ろし及びポンプやコンベヤーのような連続供給装置の操作を含む、セメント・石灰・透化煉瓦を製造する装置の運転
- (c) 砂・砂利・セメント・水・その他、コンクリートの原料を計量・混合する装置及び機械の運転
- (d) 成形型の組立・コンクリートと人工石材の混合物の型への流し込み・キャストされた製品の型からの取り出し・プレキャスト製品の表面仕上を行う、装置及び機械の運転
- (e) 仕事の仕様に従った、コンクリート製品・石塊・板・その他製品の切断・研磨・穴あけ・砂吹き及び仕上
- (f) 材料・原料・手順・構成要素・押し出し成形・注型成形・混合及び圧縮を行う機械の設定及び調整を決定・選択する、生産計画及び仕様書の確認
- (g) 温度計・圧力計のような機器の観察による作動中の機械設備の監視、調節、必要に応じた故障の報告
- (h) 仕様に従った機械設定を調節する、加工前の混合物及び加工の終了した製品から標本を集め検査
- (i) 数量・寸法・材料の種類・加工した品についての情報を含む、生産記録の点検及び保管
- (j) 装置・機械の保全及び修理の手配、作業の補助

ここに分類される職業の例

- ・型取りコンクリート材機運転工

- ・型取り石材機運転工
- ・コンクリート製品製造機械運転工
- ・産業ダイヤモンド研磨機運転工
- ・石材研磨機運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・石磨き工(手作業、手動工具) — 7 1 1 3
- ・粘土煉瓦・タイル窯運転工 — 8 1 8 1
- ・採石選鉱機械運転工 — 8 1 1 2
- ・粘土押し出し機械運転工 — 8 1 8 1

注記

この小分類に含まれる機械運転工によって生産される生産物の例に、土木工学・建築プロジェクトに使用される生コンクリート・敷石・コンクリートブロック・タイル・垣根・鋳型パイプ各部・堀・コンクリート鉄道枕木・壁及び仕切り板・建築構造物・ケーブルコンジット・煙霧や塵用コンジット・旋盤・アウトドア製品がある。

8 1 2 金属加工装置・仕上装置の運転工

金属加工装置・仕上装置の運転工には、鉱石及び金属の転化、加工、仕上作業を行うための、単一の処理機能を制御する機械、装置の運転及び監視を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

金属及び鉱石加工・仕上機械の設置・準備及び調節、金属加工行程並びに仕上工程における特定要素の監視及び調整、故障発見のための装置の確認、機械保全のための計器観察・定期点検の実行・保全に係る手配、生産物から抽出した標本の検査・試験及び分析、データの記録及び生産に係る日誌の記録

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

8 1 2 1 金属加工装置運転工

8 1 2 2 金属仕上・めっき・コーティング機械の運転工

8 1 2 1 金属加工装置運転工

金属加工装置運転工には、鉍石の金属転化)、精錬、硬化、圧延、押し出しといった、単一の加工作業を行う機械及び装置の運転、監視、調節及び保全を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 鉍石及び金属の加工作業全体の中で、単一の作業のみを行う鉍石・金属加工機械の準備及び調節
- (b) 金属及び鉍石の研磨・分離・濾過・混合・化学処理・鋳造・圧延・あるいはその他の処理工程において、単一の作業をする機械の運転
- (c) 機械の正常な運転及び特定の加工状態を確保する、計測器・指示器・コンピュータ出力・ビデオモニター及び生産物の観察
- (d) 装置、バルブ、ポンプ、制御装置及び加工装置の調節
- (e) 準備段階の管理、未加工の材料・加工剤の計量及び装置への供給
- (f) 加工開始及び終了の制御、問題解決、加工装置周囲の監視
- (g) 欠陥設備の発見、定期的な点検の実行及び保全作業の手配
- (h) 標本となる製品の分析、テストの実行、データの記録、生産に関する日記の記録

ここに分類される職業の例

- ・ 杓子注入工
- ・ 伸延工
- ・ 金属熱処理装置の運転工

- ・金属射出装置の運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・溶鋳炉工 － 3 1 3 5
- ・鋳物管理工 － 3 1 3 5
- ・圧延工 － 3 1 3 5
- ・金属仕上・めっき・コーティング機械の運転工 － 8 1 2 2

8 1 2 2 金属仕上・めっき・コーティング機械の運転工

金属仕上・めっき・コーティング機械の運転工には、腐食、磨滅に対する抵抗性の向上、装飾的目的あるいは電気、磁気特性を付与する目的で行う、金属製品又は部品の仕上加工、めっき加工及び塗膜加工の各装置の運転及び監視を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 電気めっき・亜鉛めっき・エナメルめっきあるいは類似する加工の準備のための、金属製品清掃装置の運転及び監視
- (b) 電気めっき装置の運転及び監視
- (c) 鉄や鋼鉄の塗膜に使われる溶融めっき装置の運転及び監視
- (d) 自動的にワイヤーを非鉄金属で塗膜する機械の運転及び監視
- (e) 溶融金属あるいはその他物質を金属製品にスプレーするために使用される装置、保護的あるいは修飾的な塗膜を施すために使用される装置、あるいは疲弊し被害を受けた表面を修復するために使用される装置の運転及び監視
- (f) 化学薬品や加熱により金属製品への防錆仕上を施す装置の運転及び監視
- (g) マイクロメーター、測径器あるいはその他の道具を使用した適切な塗膜の厚み検査及び生産に係る日誌の記録
- (h) 処方あるいは仕様に応じた金属塗膜溶液の準備及び混合

ここに分類される職業の例

- ・金属コーティング機械運転工
- ・金属仕上機械運転工
- ・金属めっき機械運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・金属加工制御装置運転工 — 3 1 3 5
- ・車両塗装工 — 7 1 3 2

8 1 3 化学製品・写真製品製造装置・機械運転工

化学製品・写真製品製造装置・機械運転工には、医薬品、化粧品、爆薬、写真あるいはその他の化学生産物を生産する、様々な化学薬品及びその他の原料を加工する機械の運転及び監視を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

別な産業生産に望まれる性質を付与するため、あるいは製品製作のため、化学薬品及び化学生産物を調合・混合・梱包あるいは加工する機械・装置の運転及び監視。
他の従業者の監督も職務に含まれる。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 8 1 3 1 化学製品製造装置・機械の運転工
- 8 1 3 2 写真製品製造機械の運転工

8 1 3 1 化学製品製造装置・機械の運転工

化学製品製造装置・機械の運転工には、多岐にわたる化学生産物の調合・混合・加工及び梱包する装置ないし機械の監視及び操作を行う者が分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 機械・装置の組立て・発動・制御・調節及び停止
- (b) 安全手順に準じた生産物の加工過程及び移動の監視
- (c) 混合・やかん・湯沸かし・乾燥・錠剤・被包・顆粒状・保護膜などの作業を行う単体あるいは複数の化学的あるいは調合機械の目盛り・計器及び電気装置の監視
- (d) フォーミュラーに応じた化学物質の計測・重量測定・機械への詰め込み
- (e) 生産物の標本製作・日常的な化学的・物理的試験の遂行及び生産物に関するデータの記録
- (f) 機械・装置への簡単な修理及び清掃

ここに分類される職業の例

- ・調薬・衛生用品製造機械運転工
- ・蝋燭製造機械の運転工
- ・爆発物製造機械運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・化学処理プラント管理職 — 3 1 3 3
- ・石油・天然ガス精製設備オペレーター — 3 1 3 4

8 1 3 2 写真製品製造機械の運転工

写真製品製造機械の運転工には、写真フィルムや記録を製作し、あるいは写真フィルムを現像し、焼けつける装置を操作・監視するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 写真フィルムや記録を製作する装置の操作及び監視
- (b) 写真加工及び印刷設備の操作・監視・試験、操作状態の管理
- (c) 暗室や暗所で現像する撮影済みの準備
- (d) 画像・フィルム・印刷の検査、要求される色・明るさ・コントラスト・枚数・大きさ及び印刷タイプを得るための印刷装置の設定調節
- (e) 自動現像装置の設定調節及び運転
- (f) フィルムのビデオテープへのダビングあるいはその他電子メディアへの転写
- (g) 写真加工関連作業の遂行
- (h) カラーネガ・印刷・スライドを現像する自動装置（小売業施設）の操作

ここに分類される職業の例

- ・暗室技師
- ・写真加工工
- ・写真フィルム印刷工
- ・写真現像機械運転工
- ・拡大機械運転工
- ・写真フィルム製造機運転工
- ・カラー現像機械運転工（フィルム）
- ・写真引延し工
- ・写真焼付け工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・写真家 — 3 4 3 1
- ・画像形成技術者 — 7 3 2 1

8 1 4 ゴム・プラスチック・紙製品製造機械の運転工

ゴム・プラスチック・紙製品製造機械の運転工には、ゴムないしゴム混合物を練り合わせ、天然ゴム及び合成ゴムから様々な種類の合成物や製品を生産する機械を操作・監視するもの、あるいは紙・化粧板・ボール紙及び類似する材料から様々な紙製品を生産するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

ゴムないしゴム混合物を練り合わせる機械の運転と監視、天然素材及び合成ゴム及びプラスチックによる様々な種類の合成物や製品を生産する機械の運転と監視、様々な紙製品を生産する機械の運転と監視、欠陥品の発見、仕様との適合性の検査とその結果に応じた機械設定の調整

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 8 1 4 1 ゴム製品製造機械運転工
- 8 1 4 2 プラスチック製品製造機械運転工
- 8 1 4 3 紙製品製造機械運転工

8 1 4 1 ゴム製品製造機械運転工

ゴム製品製造機械運転工には、ゴムないしゴム混合物を練り合わせ、天然ないし合成ゴムやプラスチックから型取り履き物・家庭用品・絶縁物資・産業アクセサリあるいはタイヤなど様々な合成物や製品を生産する機械を操作及び監視するものが分類される

職務には次のものが含まれる。

- (a) 二次加工のためのゴムないしゴム混合物を練り合わせる機械の運転及び監視
- (b) ゴムシートあるいはゴム織物を回転加工により生産する機械の運転及び監視

- (c) 混合されたゴムを鋳型から押し出す機械・鋳型により硫化ゴムを成形する機械の運転及び監視
- (d) 統一された型のタイヤを作る機械・タイヤを集荷する機械・中古タイヤの型取りないし再生する機械の運転及び監視
- (e) 生産物の検査による欠陥品の発見及び仕様との適合性調査
- (f) 欠陥場所の特定及び加熱処理その他の加工による摩耗あるいは欠陥タイヤの修理

ここに分類される職業の例

- ・ラテックス製造工
- ・ゴム押し機械運転工
- ・ゴム潰し機械運転工
- ・ゴム鋳型工
- ・ゴム製品製造機械の運転工
- ・タイヤ製造工
- ・タイヤ修理工
- ・ゴム硫化工

8 1 4 2 プラスチック製品製造機械運転工

プラスチック製品製造機械運転工には、プラスチック材料を得るために混合物を練り合わせる機械、あるいは様々なプラスチック合成物や品物を作る機械を操作及び監視するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) プラスチック材料を得るための混合物を練り合わせる機械の運転及び監視
- (b) 型取り・押し出し・切断その他方法によりプラスチック材料を作る機械の運転及び監視

- (c) プラスチックないしプラスチックを染み込ませた材料に薄板をかぶせる機械、あるいは繊維ガラスを作る機械の運転及び監視
- (d) 剥き出しのワイヤー・コード・ケーブル及び光学繊維のプラスチックによる被膜
- (e) 生産物の検査による欠陥品の発見及び仕様との適合性調査
- (f) プラスチック廃品の採利用
- (g) 義眼ないしコンタクトレンズの製作、メガネフレームないし矯正具のプラスチック部品の製作及び修理

ここに分類される職業の例

- ・プラスチックボート組立工
- ・プラスチック瓶吹き機運転工
- ・プラスチックラミネート加工機運転工
- ・プラスチック押出し機械運転工
- ・プラスチック製品製造運転工
- ・光ファイバー伸延工
- ・プラスチックケーブル製造機械運転工
- ・プラスチック鋳型工

8 1 4 3 紙製品製造機械運転工

紙製品製造機械運転工には、紙・板紙・厚紙・セロハンその他類似する材料から箱・封筒・バッグその他商品を生産する機械の運転及び監視するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 紙の厚紙への接着及び必要な長さに切断する機械・箱の空間を作るために厚紙や板紙の切断や折り目をつける機械の運転及び監視
- (b) 湯のみカップその他入れ物を紙・板紙・厚紙から加工する機械の運転及び監視

(c) 封筒・紙袋をつくるため、紙あるいはその他類似する材料を切断・折り込み・
接着する機械の運転及び監視

ここに分類される職業の例

- ・厚紙製品機械運転工
- ・封筒及び紙バッグ製造機械運転工
- ・紙箱製造機械運転工
- ・紙製品製造機械運転工
- ・張り子鋳型工

8 1 5 繊維製品・革製品製造機械の運転工

繊維製品・革製品製造機械の運転工には、繊維・毛糸・糸・皮革・毛皮の準備・加工・処理する機械、履物や衣類の調整や直しをする機械、あるいは毛皮・薄い皮革をドライクリーニングする機械など様々な機械を操作及び監視するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

毛糸や糸を織物製品・非織物製品・編物製品に加工する織り機・編み機の操作及び監視、繊維を準備する機械の運転及び監視、天然繊維への紡ぎ・二つより・捻じり・撚りなど施した糸や紡ぎ糸への加工機械の運転及び監視、織物生地・毛皮・合成皮革衣類・本皮革衣類・あるいは衣類その他材料に施された装飾刺繍の製作・修復・修繕・仕立て直しをする機械の運転及び監視、繊維・毛糸・生地の漂白・防縮・染色あるいは処理をする機械、あるいは衣類・毛皮・敷物・絨毯のドライクリーニングをする機械の運転及び監視、皮革の準備あるいは毛や羊毛が付着した皮を処理する機械の運転及び監視、標準的な履物・注文仕立てあるいは矯正用履物および靴・ブリーフケース・ハンドバッグのような皮革製品の生産・調節・修理する機械の運転及び監視

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 8 1 5 1 紡糸・撚糸・巻糸機械の運転工
- 8 1 5 2 紡織・編立機械の運転工
- 8 1 5 3 縫製機械の運転工
- 8 1 5 4 布類の染色・漂白・洗濯機械の運転工
- 8 1 5 5 毛皮・皮革調整機械の運転工
- 8 1 5 6 製靴及び関連作業機械の運転工
- 8 1 5 7 洗濯機械運転工
- 8 1 5 9 他に分類されない繊維製品・毛皮・皮革製品製造機械の運転工

8 1 5 1 紡糸・撚糸・巻糸機械の運転工

紡糸・撚糸・巻糸機械の運転工には、繊維を整備する機械、天然繊維への紡ぎ・二つより・捻じり・撚りなど施した糸や紡ぎ糸への加工機械の運転及び監視、糸をより強く滑らかにむらなく重く、あるいは織物を堅く水に抵抗力を持たせるため二本以上の撚糸を撚り合わせる機械の運転及び監視をするものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 羊毛屑を裂いて繊維に変える機械の運転と監視
- (b) 羊毛糸屑を洗浄し毛羽立てる機械の運転及び監視
- (c) 繊維を均一に混合する機械の運転及び監視
- (d) 繊維を洗浄し毛羽立てスライバーに加工する機械・あるいは一回目の引延ばしのためスライバーを梳きとる機械・スライバーを撚り合わせ薄い蒲団状ラップあるいはリボン状ラップに加工する機械の運転及び監視
- (e) 何本かのスライバーを併合し重さ・厚みを均一にまとめた大量の束を搭載した鍊条機の操作
- (f) 粗糸から糸や紡ぎ糸を精紡する機械・2本以上の糸をボビン上で撚り合わせる機械、強さ・滑らかさ・もしくは均一性を高めるため2本以上の撚糸を1本の撚糸に撚り合わせる機械・糸や紡ぎ糸を次々と巻き取り梱包する機械の運転と監視

- (g) 粗糸やスライバーを紡ぎ糸に引き延しあるいは振る精紡機の操作及び監視
- (h) 鍊条機が生産したスライバーを緩く捻じれた撚糸にする機械の運転及び監視
- (i) スターチ・合成樹脂・石鹼・水などの物質を混合することにより布や紡ぎ糸を硬化させ仕上をする際の使用する布や糸の量の調節、決められた時間の混合物の加湿
- (j) 防水加工のための織物の化学物質による処理
- (k) 糸くずを除去する梳綿械のローラーやシリンダーの清掃
- (l) 新しいゴムまたは皮革カバー付きの様々な精紡機・コーマ機・梱包機の金属延伸ロールの運転及び表面の修正

ここに分類される職業の例

- ・ 繊維加工機械運転工
- ・ 糸・紡ぎ糸紡績機械運転工
- ・ 糸・紡ぎ糸撚り機械運転工
- ・ 糸・紡ぎ糸織り機運転工

8 1 5 2 紡績・編立機械の運転工

紡績・編立機械の運転工には、紡ぎ糸や糸を布・レース・絨毯・縄・産業生地・靴下類及び編まれた衣類のような織物・非織物・編物生産物に加工する機械、あるいはキルトや刺繍生地に加工する操作及び監視するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 特定の模様やデザインによる衣類を編むための自動及びリンク型編み機の電気的組立及び操作
- (b) 織る・編む及びその他の加工を施すため、紡ぎ糸や糸もしくは生地を機械の案内・針・ローラーへ通す作業

- (c) 様々な色彩模様の絨毯や敷物の生産のため、パイル糸・横糸・縦糸を同時に織る自動織機の管理
- (d) 編み地を作るため、規則正しい間隔で糸や捻じれを交差あるいは結節させる織り機の操作及び監視
- (e) 糸製品・キルト・マットレスのカバーを製作するため、材料への刺繍あるいは数層の材料を縫い合わせる大きな自動多針機械の運転及び監視
- (f) 縫い目なしの筒を編むための自動模様制御機能付き丸編機の管理
- (g) 足や脚の形に靴下類を編む機械の運転及び監視
- (h) ソックスのかかと・つま先をリブ編みにする機械、あるいは丸編織物から切断された先端部を編む機械の運転及び監視
- (i) ソックスのつま先の空きを縫う機械の運転及び監視
- (j) 望みの模様やデザインのレース・ふち飾りその他を編む鉤針編機の操作及び監視
- (k) 歪んだ横糸・壊れたハーネスあるいは機械の欠陥のような作業を停止させる原因発見のための編機への検査
- (l) 湾曲しているなど欠陥のある針やその他機械構成部の修理及び交換
- (m) 清掃・注油・潤滑油・空気ホース・洗浄洗剤・ボロ布・油差し及びグリース注入器による機械の清掃・注油・潤滑化

ここに分類される職業の例

- ・編機運転工
- ・ネット製造機械運転工
- ・織機運転工
- ・絨毯織機運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・メリヤス工 — 7318
- ・絨毯織工 — 7318
- ・布地織工 — 7318

8153 裁縫機械の運転工

裁縫機械の運転工には、織物・毛皮・合成あるいは本皮革衣類を製作・修繕・繕い・仕立て直しをする機械、もしくは衣類やその他材料に装飾的模様を刺繍する機械の運転及び監視するもの、衣類への穴あけ・穴かがりステッチ・ボタン付け・鳩目穴付けをするために、ボタン穴・鳩目穴を作る機械を操作するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 衣類あるいは衣類部分への接合・強化・縫製・装飾のような縫製作業をする機械の運転及び監視
- (b) 供給ホッパーや留め具を使用したボタン・フック・ジッパー・ファスナーその他付属品の織物への取付
- (c) 様々な模様デザインを衣類に刺繍するパターンチェーン制御ミシンヘッドを持つ自動多針縫製機械の監視
- (d) 自動的に材料や素材を接合・強化あるいは修飾するために、単針あるいは二重針による縁かがり・扁平縫いをする機械の運転・監視
- (e) 必要な大きさにする皮の接合あるいは衣類の一部や取り外せる部品を製作する皮の接合を行う裁縫機の操作
- (f) 皮革部分を縫い合わせ衣服・ハンドバッグ・手袋・類似の製品を製作する裁縫機の操作
- (g) 乱れた縫い目・切れた糸あるいは機械の欠陥など問題発見のための機械作業の監視
- (h) 針の交換等の装置の維持管理

ここに分類される職業の例

- ・裁縫機械運転工
- ・刺繍裁縫機械運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・刺繍工 — 7 4 3 6
- ・毛皮調整工 — 7 4 3 4
- ・繊維手工品作業者 — 7 3 3 2
- ・裁縫工 — 7 5 3 3
- ・テーラー — 7 5 3 1

8 1 5 4 布類の染色・漂白・洗濯機械の運転工

布類の染色・漂白・洗濯機械の運転工には、繊維・糸・生地を漂白・防縮・染色、もしくは化学薬品等で処理する機械を操作及び監視するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 生地・糸・毛糸・あるいはその他織物製品の漂白・染色あるいは加工・仕上をする機械の運転及び監視
- (b) 繊維を重ねるなどして決められた大きさあるいは強さに織物あるいは編物に防縮加工する機械の監視
- (c) 毛皮を梳き、艶をだす様々な自動機械の監視
- (d) 絹に密度と重量を与える機械の運転及び監視
- (e) 化学薬品を染み込ませ織物に防水加工をする機械の運転及び監視
- (f) 染色による品物の色変えあるいは色の復元
- (g) 織物へ伸縮性や艶を付与しあるいはその他仕上加工をする機械の運転及び監視
- (h) 燻蒸消毒により毛皮から外部物質を除外する機械の調節と監視
- (i) 毛皮の毛梳き・乾燥・洗練・消毒及び羽や毛布の毛羽立てをする機械の運転
- (j) 電子装置プログラムのための加工指示の入力
- (k) 装置が正しく機能作業しているかを知るため、モニター画面・制御パネル・装置・生地送りの観察
- (l) 機械フィルターの洗浄及び装置への油差し

ここに分類される職業の例

- ・織物漂白機械運転工
- ・織物染色機械運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・繊維品の印刷工 — 7 3 2 2
- ・洗濯機運転工 — 8 1 5 7
- ・手作業洗濯工 — 9 1 2 1
- ・手作業プレス工 — 9 1 2 1

8 1 5 5 毛皮・皮革調整機械の運転工

毛皮・皮革調整機械の運転工には、様々な皮革・毛皮・羊毛革加工機械の運転・監視、動物の原皮のトリミング・剥離・なめし・研磨・染色を行い、皮革生産物や毛皮製品を生産するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 加工に先立ち生肉・脂肪を皮から除去し清潔・柔軟に加工する機械の運転及び監視
- (b) 長い毛の皮からの除去・毛の長さの均等な刈り合わせ・染色を施し、柔軟性・滑らかさを付与する機械の運転及び監視
- (c) 肌の表側から毛根のある表皮・色素・石灰塩を除去する機械の運転及び監視
- (d) 原皮を統一された大きさにする皮を薄く引き延ばす機械の運転と監視
- (e) 原皮を特定の質感を付与するため、磨くかあるいは粗く仕上げる機械の運転と監視
- (f) 原皮から残っている羊毛の除去、あるいは原皮から生肉や毛を除去する機械の運転及び監視
- (g) 均等な厚さにするため、あるいは端に沿って原皮を数枚に切り分ける機械の運転及び監視

- (h) 原皮の溶剤による処理で皮革に変える機械の運転及び監視
- (i) 皮革表面のオイルによる処理、皮革の艶出しをする研磨機械の運転
- (j) 皮革に染料と着色剤を塗布する機械の運転及び監視
- (k) 大桶その他機械の維持管理及び修理

ここに分類される職業の例

- ・ 獣皮毛除去機運転工
- ・ 皮革着色機運転工
- ・ 皮なめし機運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 毛皮染色工 — 7535
- ・ 皮なめし工 — 7535

8156 製靴及び関連作業機械の運転工

製靴及び関連作業機械の運転工には、主として皮革から作られる標準的あるいは特別製の履物・ハンドバッグその他アクセサリーを生産及び修理する機械を操作し監視するものが分類される。

職務には次のものが含まれる

- (a) 靴部品の型取りと裁断をする機械の運転及び監視
- (b) 靴部品の縫合・縁取り・艶出し加工をする機械の運転及び監視、あるいは装飾と最終仕上を作業する機械の運転及び監視
- (c) 荷物・ハンドバッグ・ベルトその他アクセサリー、同様に鞍・首輪・ハーネスなどの製品を生産する機械の運転及び監視

ここに分類される職業の例

- ・履物製造機運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・靴修理工　－　7 5 3 6
- ・皮手工品作業者　－　7 3 1 8

8 1 5 7 洗濯機運転工

洗濯機運転工には、洗濯施設やドライクリーニング施設における洗濯機械・ドライクリーニング・プレス・織物処理機械を運転するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 品物を色・織物・必要なクリーニング処置に応じた洗濯物の分類
- (b) ベルトコンベヤーによる分類した品物の修繕のためあるいはクリーニングための置き場へ移動
- (c) 衣類から汚れの除去及びその確認、並びにボタン付け戻し及び簡単な修繕
- (d) 洗濯機械・乾燥機・脱水機の取付と取りはずし
- (e) クリーニング剤と洗濯糊の品物への投与
- (f) 洗濯物のしわを伸ばし、クリーニング場からプレス場に誘導
- (g) 品物の絡みを取りまっすぐに整え取り出すための機械の起動及び停止
- (h) 集配のための棚への品物の配置及びハンガーへのぶら下げ
- (i) 品物の梱包及び発送する注文書準備

ここに分類される職業の例

- ・ドライクリーニング機運転工
- ・洗濯機械運転工

- ・機械アイロンがけ工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・手作業洗濯夫 － 9 1 2 1
- ・手作業アイロンがけ工 － 9 1 2 1

8 1 5 9 他に分類されない繊維製品・毛皮・皮革製品製造機械の運転工

この小分類には、「小分類8 1 5 繊維製品・革製品製造機械の運転工」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない繊維製品・毛皮製品・皮革製品調整機械の運転工が分類される。例えば帽子・組み紐その他装飾品など、様々な商品を作る機械を操作及び監視するものが分類される。

このような場合、職務には次のものが含まれる。

- (a) 織物・毛皮もしくは皮革から帽子を作る機械の運転及び監視
- (b) 組み紐その他装飾品など多岐にわたる品物を作る機械の運転及び監視
- (c) 生地を計測した長さに折りたたむ機械の運転及び監視
- (d) 積み出しあるいは二次加工のため、糸・撚糸あるいは毛糸をボール状に巻き取る機械の運転及び監視
- (e) 皮革生地の大きさを計測する機械の運転及び監視

ここに分類される職業の例

- ・組み紐製造機械運転工
- ・帽子製造機械運転工
- ・織物型取機械運転工
- ・テント製造機械運転工

8 1 6 食料品及び関連製品製造機械の運転工

食料品及び関連製品製造機械の運転工には、動物を屠殺し死骸から肉を切り取るために使用される機械の運転・管理、食料品・飲料・タバコの葉を加熱・冷凍・混合・調合あるいは加工する機械を運転準備・運転・監視するものが分類される。

職務には通常次のものが含まれる。

動物の拘束・気絶・屠殺に使用する機械の運転及び監視、死骸の精肉や魚肉の切断・混合・加熱調理、パンや小麦粉を使った菓子製造機械やオーブンの準備・操作・監視、ビール・ワイン・麦芽飲料・酢・イースト菌及び関連製品を生産する果物や穀物を粉砕・調合・麦芽処理・調理・発酵する機械の運転、ジャム・チーズ・プロセスチーズ・マーガリン・シロップ・アイス・パスタ・アイスクリーム・ソーセージ・チョコレート・とうもろこし粉・食用油脂・澱粉等の製造装置の監視、冷却・過熱・乾燥・オーブン焼き・湯通し・低温殺菌・燻製・殺菌・蒸し等の調理機械装置の操作、攪拌・プレス・裏ごし・おろし・濾過装置を使用した食料品及び飲料の調合・溶解・轆きおろし・調合・分離機械の運転、紙巻タバコ・葉巻・パイプその他タバコ製品製造機械によるタバコ葉の加工

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

8 1 6 0 食料品及び関連製品製造機械の運転工

8 1 6 0 食料品及び関連製品製造機械の運転工

食料品及び関連製品製造機械の運転工には、動物を屠殺し死骸から肉を切り取るために使用される機械の運転及び監視するもの、食料品・飲料・タバコの葉を加熱・冷凍・混合・調合あるいは加工する機械の運転準備・運転・監視するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 動物を拘束・気絶・屠殺する機械、並びに死骸から精肉や魚肉を切り出す機械の運転及び監視
- (b) パンや小麦粉を使った菓子生産の準備をする機械やオーブンの運転準備・運転・監視
- (c) ビール・ワイン・麦芽飲料・酢・イースト菌及び関連製品の生産のための果物や穀物の粉碎・調合・麦芽処理・調理・発酵する機械の運転
- (d) ジャム・タフィー・チーズ・プロセスチーズ・マーガリン・シロップ・アイス・パスタ・アイスクリーム・ソーセージ・チョコレート・とうもろこし粉・食用油脂・澱粉等を作る装置の監視
- (e) 食料品及び飲料の冷却・過熱・乾燥・オーブン焼き・湯通し・低温殺菌・燻製・殺菌・蒸し料理・濃縮等の加工装置の操作
- (f) 攪拌・プレス・裏ごし・おろし・濾過装置を使用した食料品及び飲料の調合・溶解・轆きおろし・調合及び分離をする機械の運転
- (g) 紙巻タバコ・葉巻・パイプその他タバコ製品を作る機械によるタバコ葉の加工

ここに分類される職業の例

- ・パン類製造機械の運転工
- ・パン製造機械の運転工
- ・チョコレート製品製造機械の運転工
- ・葉巻製造機械の運転工
- ・シガレット製造機械の運転工
- ・乳製品製造機械の運転工
- ・魚類加工機械の運転工
- ・肉類加工機械の運転工
- ・牛乳加工機械運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・瓶詰機械運転工 — 8183

8 1 7 木材加工・製紙装置の運転工

木材加工・製紙装置の運転工には、自動木材加工装置を使用し、木材の鋸切り・ベニヤ板の切断・合板の製作、パルプ・紙の生産、あるいは次段階使用のために木材、材木、紙を準備するもの、パルプ加工のための様々な加工機械や装置の操作、監視及び制御をするものが分類される。

職務には、丸太や荒板の大きさ・状態・質その他特徴を把握し最も確かな使用木材を決定する検査、最も生産的かつ収益が上がる切断の型決定をするレーザースキャナーへ木材を運ぶ自動装置の操作、チップ・ベニア・パルプに加工するため、丸太や木材のトラックからコンベヤーもしくは旋盤への積み上げ・配置、あるいはそうする分類、異物除去装置・漂白装置・蒸解釜・攪拌タンク・洗浄機、その他の1種類のあるいは複数の繊維加工を実行するパルプ加工機及び装置の操作及び管理、機械や装置の欠陥を発見するため、あるいは加工が仕様に依じて実行されていることの確認のため、設備あるいは機械の指示パネル・計器・水準表示器その他装置器具の観察、合板心合わせ機・ホットプレート合板プレス機及び合板切断機の操作及び監視、加工処理された生産物の作業場までの運搬が含まれる。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 8 1 7 1 パルプ・製紙製造装置の運転工
- 8 1 7 2 木材加工機械運転工

8 1 7 1 パルプ・製紙製造装置の運転工

パルプ・製紙製造装置の運転工には、パルプの生産において、木材、パルプ、その他セルロース材料の加工及び紙の塗装、仕上げを行うため、装置の運転、監視を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 木材・スクラップパルプ・再生可能紙その他繊維材料の加工を管理するため、中央管理室における自動パネルボードからの異物除去装置・漂白装置・蒸解釜・攪拌タンク・洗浄機その他パルプ加工装置の監視及び調節
- (b) 紙の製造工程、最終工程において、乾燥、つや出し、ラミネート、塗装、切り口を入れる、切断、巻き付け、もしくは別の製造工程、最終工程において行うための機械、装置の運転及び監視
- (c) 加工機械や装置の起動・停止の管理、機械や装置の欠陥を発見するため、あるいは加工が仕様に応じて実行されていることの確認のため、設備及び機械の指示パネル・計器・水準表示器その他装置器具の観察
- (d) 必要に応じて、プロセスの調整、機械及び設備の起動もしくはシャットダウンを行うため、プロセス管理運転工と通信
- (e) 計器や生産物の試験標本の分析、あるいは必要に応じ生産工程や装置の調節
- (f) 昇降機の使用によりペーパーロールの据付・配置
- (g) 紙のしわ、穴、変色、シマ、その他欠陥を視覚的に検査及び是正処置
- (h) 生産物報告書の作成と保管

ここに分類される職業の例

- ・つや出し機械運転工（パルプ及び紙）
- ・紙パルプ研磨機運転工
- ・パルプ再生装置運転工
- ・シーター運転工（パルプ及び紙）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- 製紙用パルプの精製作業者 — 3 1 3 9
- パルプ製造の監視作業員 — 3 1 3 9

8 1 7 2 木材加工機械運転工

木材加工機械運転工には、木材を挽いた荒板の作製・合板の切断・合板やチップボードの製作・あるいは二次加工のため木材の準備・自動木材粉碎装置の操作・管理するものが分類される

職務には次のものが含まれる。

- (a) 丸太や荒板の大きさ・状態・質その他特徴を把握した最も的確な木材を決定する検査、並びに最も生産的かつ利益が上がる切断の型を決定するため、レーザースキャナーへ木材を運ぶ自動装置の操作
- (b) 木材の供給及びコンベヤーシステムの操作及び監視
- (c) 管理室あるいは操作台からの自動木材粉碎機の操作及び監視、並びに丸太・割材・背板・薄板・翼を挽くための、あるいは挽いた木材からざらざらした角を除去し様々な大きさの仕上木材にする鋸・縦挽き鋸・多刃鋸の操作及び監視
- (d) 合板心合わせ機・ホットプレート合板プレス機及び合板切断機の操作及び監視
- (e) 製材所設備の清掃及び油差し

ここに分類される職業の例

- ・丸鋸操作工
- ・丸木切断装置運転工
- ・合板プレス操作工
- ・製材場操作工
- ・製材機械運転工
- ・製材トリマー運転工
- ・木材加工装置運転工
- ・ベニヤ施盤運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ベニヤ乾燥の監督　－　7 5 2 1
- ・木材処理タンク運転工　－　7 5 2 1
- ・木材加工機運転工　－　7 5 2 1

8 1 8　その他の定置装置・機械の運転工

この小分類には、「中分類 8 1　定置装置・機械運転工」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない定置装置及び機械の運転工が分類さる。例えば、シリコンチップ・接合ケーブル・縄を製作する機械の運転工が分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

ガラス・セラミック・陶器・タイル・煉瓦などの製造に使用される窯・溶鉱炉その他機械及び装置の監視、ガラスやセラミックの焼鈍し・強化又は修飾する機械の運転及び監視、定置蒸気エンジン・ボイラー・タービンあるいは補助的設備の保全と操作、計測・梱包・ラベル付け・入れ物への生産品詰めをする機械の運転と監視

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 8 1 8 1　粘土煉瓦・タイル窯運転工
- 8 1 8 2　蒸気エンジン・ボイラー運転工
- 8 1 8 3　パック詰め・ボトル詰め・ラベル貼り機械の運転工
- 8 1 8 9　他に分類されない定置装置・機械の運転工

8 1 8 1　ガラス・セラミック製造装置運転工

ガラス・セラミック製造装置運転工には、ガラス・セラミック・陶器・タイル・煉瓦に使用される窯・溶鉱炉・その他機械・装置を操作及び監視、ガラスやセラミックを焼鈍・強化・修飾する機械を運転するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 混合前の材料を溶解しガラスを作るためのガラス製作窯の運転及び監視
- (b) ガラス製品の表面仕上のために使用される加熱・冷却仕上スプレー装置の監視
- (c) 瓶・なべ・コップ等入れ物の成型のため、型の中への溶解ガラスの押し込み・あるいは吹き込みをする機械の運転及び監視
- (d) 要求される形へガラスを成型する手によるプレス装置の運転
- (e) 一連のシート状あるいは平板ガラスに溶解ガラスを加工する窯の運転
- (f) フロートガラス生産装置の運転と監視
- (g) ガラスやガラス生産物への研磨・穴あけ・砂磨き・斜め切り・修飾・洗浄・艶出しなどの加工をする機械の運転及び監視
- (h) 湿った粘土を型に入れセラミック製品を成型するプレス装置の運転準備及び運転
- (i) セラミック生産物の製造のため、粘土を水と混合、それを練って適度なプラスチック状態あるいは半液状にする機械の運転
- (j) 陶器・磁器・煉瓦・タイルを焼く窯の操作及び監視
- (k) 光滑剤・研磨剤を製造する機械の運転及び監視
- (i) ガラス繊維フィラメント製造のため溶解ガラスを型から押し出す機械の運転及び監視
- (m) 割れ・ひび・破損・色やその他の欠陥を発見する完成品の観察

ここに分類される職業の例

- ・れんが窯運転工
- ・粘土混合機運転工
- ・陶器及び磁器窯運転工
- ・ガラス発砲機械運転工
- ・ガラス混合機運転工

- ・陶器窯運転工
- ・タイル窯運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・れんが・タイルの鋳型工 — 7314
- ・ガラス吹付工 — 7315
- ・ガラス切断工 — 7315

8182 蒸気エンジン・ボイラー運転工

蒸気エンジン・ボイラー運転工には、商業施設・産業施設・研究施設もしくは作業場や船上あるいは自力推進式船舶上において、電力等を供給する様々なタイプの蒸気エンジン・ボイラー・タービン・補助装置の運転・管理をするものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 建築物・海上船舶あるいは空気式器具への蒸気・動力供給のため、蒸気エンジン・ボイラー及びポンプ・圧縮機・空調設備のような補助装置の操作・清掃・油差し及び監視
- (b) 装置やシステムの誤作動を防ぐための計器の分析及び記録、問題の解決、簡単な修理の実行
- (c) 効率的な作動のための装置動作の監視と検査、ボイラーの水・化学薬品・燃料量が必要基準を維持していることの確認
- (d) 手作業あるいは自動給炭機及びガス・石油ボイラーによる石炭炉の燃焼
- (e) ボイラーの水質の検査、あるいは検査の手配、装置の調節、及び腐食防止のための化学剤の投入など必要に応じた修理の実行
- (f) 船舶エンジン・機械及び装置の計器の監視、変化の記録、エンジン異常についての当番船舶技師への報告
- (g) 積出装置の液体ポンプ・バルブの操作及び保全

ここに分類される職業の例

- ・ボイラー技士
- ・船舶ボイラー操作員
- ・定置装置技術者
- ・蒸気機関操作員
- ・火夫
- ・熱加工装置運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・船舶技師 — 3 1 5 1
- ・定置エンジン取付工 — 7 2 3 3

8 1 8 3 パック詰め・ボトル詰め・ラベル貼り機械の運転工

パック詰め、ボトル詰め及びラベル貼り機械の運転工には、重さの計測・梱包・ラベル付けあるいは様々な容器に生産物を詰める機械の運転及び監視するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 様々な生産物の重さの計測・包装・封印・詰め込みをする機械の運転及び監視
- (b) チューブ・瓶・缶・箱・かばんその他入れ物に食品・飲料・塗料・油・化粧水などの生産物を満たし封印する機械の運転及び監視
- (c) 糊付けあるいはその他の方法で生産物・包装及び様々な入れ物にラベル付けする機械の運転及び監視

ここに分類される職業の例

- ・ボトル詰工

- ・ラベル付け機械運転工
- ・荷造り機械運転工
- ・包装機械運転工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・包装作業員 — 9321

8189 他に分類されない定置装置・機械の運転工

この小分類には、「中分類81 定置装置・機械運転工」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない定置装置及び機械の運転工が分類される。この分類には、例えば、シリコンチップや接合ケーブル及びロープを製作する機械を操作するものが含まれる。

ここに分類される職業の例

- ・シリコンチップ製造機械運転工
- ・ケーブル・ロープ接合機械運転工

82 組立工

組立工には、厳密に規定された手順に従って、部分品を製品に組立てる者が分類される。作業の対象となる製品は、通常組立系列に沿ってひとりの作業員から他の作業員へ移動する。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行は、ISCO技能レベル2の技能を必要とする。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。

厳密に規定された手続きに従った部品の様々な種類の製品への組立、必要な材料及び組立指示を決定する作業注文書・仕様書・図表・設計図の確認、特定の製品における生産・作業データの記録、完成した部分あるいは組立品への検査及び試験、設備や回路への電気工事、欠陥組立品や部品の除去

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

8 2 1 組立工

8 2 1 組立工

組立工には、厳密に規定された手順に応じて部分品を製品に組立てる者が分類される。作業の対象となる製品は、通常組立系列に沿ってひとりの作業員から他の作業員へ移動する。

職務には通常、次のものが含まれる。

厳密に規定された手続きに従った部品の様々な種類の製品への組立、必要な材料及び組立指示を決定する作業注文書・仕様書・図表・設計図の確認、特定の製品における生産・作業データの記録、完成した部分あるいは組立品への検査及び試験、設備や回路への電気工事、欠陥組立品や部品の除去

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

8 2 1 1 機械組立工

8 2 1 2 電機・電子機器組立工

8 2 1 9 他に分類されない組立工

8 2 1 1 機械組立工

機械組立工には、厳密に規定された手続きに従って、エンジン・自動車・タービン・航空機などの機械の部分品を組立てる者が分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 半組立品・機械・エンジン・自動車を成型するためにプレハブ部品や部分品の組立及び取付
- (b) 必要な材料及び組立指示を決定する作業注文書・仕様書・図表・設計図の確認
- (c) 特定の製品における生産・作業データの記録
- (d) 完成した部分あるいは組立品への検査及び試験
- (e) 欠陥のある組立品や部品の除去

ここに分類される職業の例

- ・ 変速装置組立工
- ・ エンジン組立工
- ・ トラック荷台取付工
- ・ 車両組立工
- ・ エンジン設置工
- ・ 航空機組立工
- ・ タービン組立工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 自動車整備士 — 7 2 3 1
- ・ 自転車組立工 — 8 2 1 9
- ・ 電子装置組立工 — 8 2 1 2

8 2 1 2 電機・電子機器組立工

電機・電子機器組立工には、厳密に規定された手続きに従って、電気装置及び電子装置の構成物ないし部分品を組立るのが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 手作業であるいは手動工具・はんだ付け・微細溶接装置などを使用した構成品・電気・電子システムの組立、個々の要素の組立品や半組立品及びフレームへの配置・整列・固定
- (b) 必要な材料及び組立指示を決定する作業注文書・仕様書・図表・設計図の確認
- (c) 特定の製品における生産・作業データの記録
- (d) 記録器・変圧器・電気子・電気モーター・発電機などの電気装置や構成物に使用される電線コイルを巻き上げるための機械の運転
- (e) 完成した部分あるいは組立品への検査及び試験、設備や回路への電気工事、欠陥組立品や部品の除去

ここに分類される職業の例

- ・電気子組立工
- ・電気設備組立工
- ・電子機械装置組立工
- ・電子機器組立工
- ・エッチング工（プリント配線板製造）
- ・電話機組立工
- ・テレビ組立工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・精密機械製造工 — 7 3 1 1
- ・電子機器整備・サービス工 — 7 4 2 1

8 2 1 9 他に分類されない組立工

他に分類されない組立工には、厳密に規定された手順に従って、電子・電気あるいは機械構成物を含まない様々な製品を組立るものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 手作業であるいは手動工具・はんだ付け・微細溶接装置などを使用した構成物の組立、個々の要素の組立品や半組立品及びフレームへの配置・整列・固定
- (b) 必要な材料及び組立指示を決定する作業注文書・仕様書・図表・設計図の確認
- (c) 特定の製品における生産・作業データの記録
- (d) 完成した構成物あるいは組立品への検査及び試験
- (e) 欠陥組立品や部品の除去

ここに分類される職業の例

- ・弾薬組立工
- ・自転車組立工
- ・箱組立工
- ・扉組立工
- ・眼鏡フレーム組立工
- ・家具組立工（木製品）
- ・宝石組立工
- ・ナイフ組立工
- ・皮革製品組立工
- ・カバン仕上工
- ・金属製品組立工
- ・板紙製品組立工
- ・ペン・鉛筆組立工
- ・プラスチック製品組立工
- ・プラスチック玩具組立工
- ・ゴム製品組立工
- ・日よけ組立工

- ・織物製品仕上工
- ・魔法瓶組立工
- ・木材製品組立工

8 3 運転士、輸送システム運転者

運転士、輸送システム運転者には、汽車や自動車の運転・保守、自走式産業機械・装置もしくは農業機械・装置の運転・操作・監視、及び船舶その他の水上輸送機関において甲板業務を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業における、主な職務の遂行は、ISCO技能レベル2の技能を必要とする。

この中分類の職業従事者の職務には通常、次のものが含まれる。
汽車や自動車の運転、移動用産業機械・装置もしくは農業機械・装置の運転・操作及び監視、船舶その他の水上輸送機関における甲板業務の遂行

この中分類の職業は次の小分類に分類される。

- 8 3 1 機関車運転士及び関連職業の従事者
- 8 3 2 乗用車・バン・オートバイ運転手
- 8 3 3 大型バス・トラック運転士
- 8 3 4 重機運転工
- 8 3 5 船舶甲板員及び関連職業の従事者

8 3 1 機関車運転士及び関連職業の従事者

機関車運転士及び関連職業の従事者には、乗客ないし貨物を運搬する機関車の運転あるいは

は運転の補助、走行中の貨物列車の管理及び安全の確保、鉄道交通における信号操作による走行の管理、鉄道操車場での車両交換及び列車の連結、鉱山での牽引のための列車の連結及びその運行の管理を担うものが分類される

職務には通常、次のものが含まれる。

機関車の運転及び運転の補助、鉄道信号の操作、鉄道操車場での車両交換及び列車の連結、鉱山における牽引列車連結及びその走行管理

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

8 3 1 1 機関車運転士

8 3 1 2 鉄道制動手、信号手、転轍手

8 3 1 1 機関車運転士

機関車運転士には、乗客及び貨物を運搬するために機関車を運転するもの、あるいは運転の補助をするものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 蒸気機関車・電気機関車・ディーゼル機関車の運転あるいは運転の補助
- (b) 地下鉄あるいは高架客車の運転
- (c) 鉱山や採石場の地表や地下における荷物運搬のための機関車の運転
- (d) 線路上の危険の監視、信号や指示計器の観察
- (e) 電車乗務員及び鉄道管制官と連絡する通信システムの操作、電車の発着計画の作成

ここに分類される職業の例

- ・機関車運転士

- ・首都圏の地下鉄運転手
- ・列車運転士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・市街電車運転士 — 8331

注記

公共交通とは関係のない固定鉄道システムで作動する車両の運転士は「細分類8311 機関車運転士」に分類される。公共交通に組み込まれた固定鉄道の旅客運搬車両の運転士は「細分類8331 バス・市街電車運転士」に分類される

8312 鉄道制動手、信号手、転轍手

鉄道制動手、信号手、転轍手には、走行中の貨物列車の管理及び安全の確保、鉄道交通における信号操作による走行の管理、鉄道操車場での車両交換及び列車の連結、鉱山での牽引のための列車の連結及びその運行の管理を担うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 走行中の貨物列車の管理及び安全の確保
- (b) 管理パネルや信号ボックスの信号やスイッチを操作することによる線路区画における鉄道交通の流れの管理
- (c) 列車への荷物の積み下ろしや連結に関する指示に従った鉄道操作場での車両の連結もしくは信号の切り替え
- (d) 鉱山や採石場における蒸気機関車やケーブルによる牽引のための列車の連結及び牽引方向に沿った列車の動きへの指示
- (e) 発車前の空調・暖房システム・ブレーキ・ブレーキホース・鉄道システム及装置の検査

ここに分類される職業の例

- ・ 鉄道制動手
- ・ 鉄道転轍手
- ・ 鉄道信号手

8 3 2 乗用車・バン・オートバイ運転手

乗用車・バン・オートバイ運転手には、乗客・材料・品物を運搬するため、自動二輪車・自動三輪車・乗用車・バンを運転・管理するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

乗客・材料・品物を運搬する自動二輪車・自動三輪車・乗用車・バンの運転及び管理。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

8 3 2 1 オートバイ運転手

8 3 2 2 乗用車・タクシー・バンの運転手

8 3 2 1 オートバイ運転手

オートバイ運転手には、乗客・材料・品物を運搬する装備がある自動二輪車もしくは自動三輪車を運転・管理するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 乗客・材料・品物を運搬する装備がある自動二輪車もしくは自動三輪車を運転・管理
- (b) 交通規則や信号の遵守
- (c) 車両の洗浄・清掃、同様に保全や簡単な修理の実行
- (d) 運行記録の保管
- (e) 伝言の配達

ここに分類される職業の例

- ・伝令士
- ・三輪タクシー運転手
- ・運転手（自動三輪車）
- ・オートバイ運転手

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・運転手（足踏み車両運転者） — 9331

8322 乗用車・タクシー・バンの運転手

乗用車・タクシー・バンの運転手には、乗客・郵便物・品物を運送する自動車・及びバンの運転・管理するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 乗客を運搬するバン・乗用車・タクシーの運転及び管理
- (b) 郵便物や品物を配達する乗用車・バン・小型トラックの運転及び管理
- (c) 乗客の荷物の取り扱いの手伝い
- (d) 運賃・運転手への支払い・配達を証明する書類の収集

- (e) 位置と利用可能かの報告、あるいは管理センターの指示にしたがうための電気通信装置の操作
- (f) 最も適切な道程の決定
- (g) 身体的に不自由な乗客の介助
- (h) 身体的に不自由な乗客の乗降を助ける装置の操作

ここに分類される職業の例

- ・乗用車運転手
- ・タクシー運転手
- ・バン運転手

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・バス運転士 — 8 3 3 1
- ・大型トラック運転士 — 8 3 3 2
- ・オート三輪運転手 — 8 3 2 1
- ・ペダル車両運転手 — 9 3 3 1
- ・人力車の引き手 — 9 3 3 1
- ・動物が描かれた車両の運転手 9 3 3 2

8 3 3 大型トラック・バス運転士

大型トラック・バス運転士には、品物・液体・大型物質・郵便物及び乗客を運搬するために大型トラック・ロータリー車・バス・市街電車を運転・管理するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

品物・液体・大型物質・手紙及び乗客を運送する大型トラック・ローリー車・バス・市街電車を運転・管理

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

8 3 3 1 バス・市街電車運転士

8 3 3 2 大型トラック・ローリー車運転士

8 3 3 1 バス・市街電車運転士

バス・市街電車運転士には、乗客・郵便物・品物の運搬をするためにバス及び市街電車を運転するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 乗客・郵便物・品物を輸送する長距離・短距離でバス・トロリーバス・乗合自動車の運転及び管理
- (b) 乗客を運搬する市街電車の運転及び管理
- (c) 乗客の乗降前後のドアの開閉
- (d) 荷物のある乗客の補助
- (e) バスや電車内の照明・温度・換気の管理
- (f) 安全な走行のための交通観察
- (g) 運賃の徴収、あるいは乗客に対し必要切符の携帯の確認

ここに分類される職業の例

- ・バス運転士
- ・市街電車運転士
- ・乗合自動車運転士

8 3 3 2 大型トラック・ローリー車の運転士

大型トラック・ローリー車運転士には、短距離ないし長距離にわたり、品物・液体・その他大型物質を運搬するために大型自動車を運転・保守するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 短距離ないし長距離にわたり、品物・液体・大型物質トレーラー付きあるいはトレーラー無しローリー車・ダンプトラックなどの大型自動車の運転及び保守
- (b) 最も適切な道程の決定
- (c) 品物の不明や損害を防ぐため、積込の確認と覆いによる保護
- (d) 様々な持ち上げ装置・荷台を斜めに傾ける装置の使用による品物の積み下ろしの補助
- (e) 車両への簡単な保全作業の実行、大きな保全や修理の手配
- (f) 道路規則に基づいた荷物重量の見積もり、運搬物の安全範囲重量の確認

ここに分類される職業の例

- ・大型トラック運転手
- ・コンクリートミキサー車運転士
- ・市街電車運転士

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・バン運転手 — 8322

834 重機運転工

重機運転工には、土地の清掃や整地など特別な目的のために使われる動力化された機械その他の装置の運転・保守・管理するもの、土・岩・あるいは類似する物質の掘削・移動・打ち延ばし、重量物の持ち上げや移動を担うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

作業する装置の準備と配置、装置の作業速度・作業高度及び作業深度の調節、移動装置の運転と操作、木・丸太・土その他の重量物ないし材料の持ち上げ・ぶら下げ・放出する付属物の操作、建築作業・輸送作業・貯蔵作業におけるリフト付きトラック・定置クレーンあるいは移動クレーンの操作及び監視、機械の点検・簡単な修理の実行

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 8 3 4 1 自走式農業・林業機械運転士
- 8 3 4 2 土工機械運転工
- 8 3 4 3 クレーン・巻き上げ機及び関連設備運転工
- 8 3 4 4 リフト付トラックの運転士

8 3 4 1 自走式農業・林業機械運転士

自走式農業・林業機械運転士には、農場・園芸あるいは森林作業で使用される1種類ないし複数の自動機械・装置、もしくは移動機械・装置の運転・管理・操作及び監視を担うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 耕作・種まき・肥料散布・栽培・収穫のため、トラクター牽引によるあるいは自走式林業機械の運転と管理
- (b) 土地の整備・植樹・伐採・木や材木の運搬あるいはその他森林作業の遂行のため、トラクター牽引によるあるいは自走式林業機械の運転と管理
- (c) 作業のための装置の準備及び配置
- (d) 装置の作業速度・作業高度・作業深度の調節
- (e) 木の保持・持ち上げ・切断する装置の操作

- (f) 木や丸太の持ち上げ・ぶら下げ・放出する付属物の操作、あるいは丸太割機械や粉碎機械等の付属装置の操作
- (g) 枝の除去及び丸太への切断のため切り倒した木の加工機への投入、丸太の貯蔵庫での積み上げやトラックへの積み出し
- (h) 機械の点検及び簡単な修理

ここに分類される職業の例

- ・収穫機械運転士
- ・伐採機運転士
- ・材木運搬車運転士
- ・トラクター運転士
- ・伐採工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ブルドーザー運転士 — 8342

8342 土工機械運転工

土工機械運転工は、地面や類似場所の掘削・等級付け・平滑化・均質化のために使用される機械の運転及び監視するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 土地・岩・砂・砂利あるいは類似する物質を掘り起こしあるいは地ならしするため、移動シャベル・つかみ式シャベル・牽引式バケツを備えた掘削機械の運転及び監視
- (b) 下水溝・配水管・水・石油・ガスないし類似する物質用パイプライン敷設のため、溝穴を掘る機械の運転及び監視

- (c) 土地・砂・雪その他物質の移動あるいは散布・平滑化のため、鋼鉄凹面ブレードを装備した機械の運転及び監視
- (d) 砂・砂利・泥を水底から除去する装置の運転及び監視
- (e) 木製杭・コンクリート製杭・鋼鉄製杭の地面への打ち付けのための機械の運転及び監視
- (f) 道路・舗装その他の作業を行う際に使用される路盤剤等を固め滑らかにする動力ローラーの運転及び監視
- (g) 車道・道路あるいは類似するものを建築するため表面にコンクリート・アスファルト・タールを敷きそれを平滑化する機械の運転及び監視

ここに分類される職業の例

- ・ブルドーザー運転士
- ・掘削機運転士
- ・杭打機運転士
- ・道路ローラー運転士
- ・フロントエンドローダー運転士
- ・除雪車運転士

8343 クレーン・巻き上げ機及び関連設備運転工

クレーン・巻き上げ機及び関連設備運転工には、定置あるいは移動式クレーンあるいはその他起重装置の運転及び管理するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 器材や材料の持ち上げ・移動・配置・配列のため、クレーンの腕や斜柱の上げ下げによる定置クレーンあるいは移動式クレーンの操作及び監視
- (b) 建築現場や鉱山において作業員や材料の釣り上げ・下ろし・持ち上げのための装置の操作及び監視

- (c) スキーリフト及び類似する装置の操作及び監視
- (d) 品物・乗客・車両を乗せたフェリーや平底舟を水面上において短距離間牽引する機械の運転及び監視
- (e) 道路や水面交通の往来のため橋を開閉する機械の運転及び監視
- (f) 水路やその他の浚渫のため浚渫装置を備えたクレーンの操作及び監視
- (g) 器材や材料の持ち上げ・移動・配置のためボートや平底船に搭載されたクレーンの操作

ここに分類される職業の例

- ・ ケーブル鉄道運転士
- ・ チェアーリフト運転士
- ・ クレーン運転士
- ・ ケーブルカー運転士
- ・ 巻き上げ機運転士
- ・ 鉱車運転士
- ・ スキーリフト運転士

8344 リフト付トラックの運転士

リフト付トラックの運転士には、品物を積んだ荷台を運搬し持ち上げるため、あるいは品物を荷台に詰め込むため、リフト付きトラックあるいは類似する車両を運転及び監視するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 終着点・港湾・倉庫・工場及びその他の施設における品物や荷台の積み下ろし・輸送・持ち上げ・詰め込みのためのリフト付きトラック及び類似する装置の操作及び監視

- (b) 荷台・滑り材・荷箱の上下や周囲への持ち上げ装置の配置、計画された地域へ輸送する材料や製品の確保
- (c) 疲弊や欠陥の発見のための装置の検査
- (d) 車両や装置への定期的な保全の実施
- (e) 実施された作業や車両の故障についての記録の保管

ここに分類される職業の例

- ・フォークリフト運転手

835 船舶甲板員及び関連職業の従事者

船舶甲板員及び関連職業の従事者には、船上で甲板業務を行うもの、あるいは他の水上輸送機関において類似の任務を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

港湾あるいは他の狭い水路への出入時の海上警戒観察、指示に従った船の操縦、ロープやワイヤーの取り扱い及び停泊装置の操作、船の保全、場合に応じた船の装置・貨物用装置・索具装置・救命器具・防火器具の操作、必要に応じたデッキや船体の清掃・削り落とし・塗装その他の保全義務、貨物取扱い装置・定置索具・走行装置の分解もしくは船への艀装や積込

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

8350 船舶甲板員及び関連職業の従事者

8350 船舶甲板員及び関連職業の従事者

船舶甲板員及び関連職業の従事者には、船上で甲板業務を行うもの、あるいは他の水上輸送機関において類似の任務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 港湾あるいは他の狭い水路への出入時の海上警戒観察、指示に従った船の操縦
- (b) 指示に従った船の操縦
- (c) ロープやワイヤーの取り扱い及び停泊装置の操作
- (d) 船の保全、場合に応じた船の装置・貨物用装置・索具装置・救命器具・防火器具の操作
- (e) 必要に応じたデッキや船体の清掃・削り落とし・塗装その他の保全義務、
- (f) 貨物取扱い装置・定置索具・走行装置の分解もしくは船への艀装や積込

ここに分類される職業の例

- ・甲板長
- ・フェリー乗組員
- ・引船乗組員
- ・水夫

9 単純作業の従事者

単純作業の従事者には、主として手作業用具の使用を必要としかつ肉体労働をも必要とする単純かつ定型的な職務を行うものが分類される。この大分類の大半の職業には I S C O 第 1 技能レベルの技能が必要とされる。

職務としては通常次のものが含まれる。

アパート・家・台所・ホテル・事務所その他の建築物における清掃・供給品の補充・及び基本的な保全の実行、車や窓の洗浄、台所での手伝い及び食事の準備に関する単純作業、伝言や品物の配達、荷物運び及び荷物や貨物の取り扱い、自動販売機の補充もしくは計器の読み取りや計器を元の状態へ戻す作業、廃棄物の収集及び分類、街路や類似する場所の掃除、様々な単純農業・漁業・狩猟・罨作業の遂行、鉱業・建設業・生産物の分類を含む製造業と関連した単純作業、手作業による荷造り及び荷解きもしくは商品の棚への配置、様々な街路サービスの提供、乗客や品物を運搬する自自転車や手動車両の操作、動物が引く車両もしくは機械の運転、他の作業者もその職務に含まれる。

この大分類の職業は、次の中分類に分類される。

- 9 1 清掃員、ヘルパー
- 9 2 農林漁業作業者
- 9 3 鉱業・建設業・製造業・運輸業作業者
- 9 4 調理補助者
- 9 5 街頭等における販売員、サービス従事者
- 9 6 ごみ収集作業、その他の単純作業従事者

9 1 清掃員、ヘルパー

清掃員、ヘルパーは、一般家庭・ホテル・事務所・病院等及び航空機・列車・電車等で内部と備品を清潔に保ち、手作業による衣類やリネン等の洗濯とアイロンがけなど多様な業務を行う。この中分類に属する大部分の職業は、I S C O 技能レベル 1 の技能を必要とする。

この中分類に属する従事者の業務には通常、次のものが含まれる。

掃除機もしくは箒による掃除、床・家具等の洗浄と磨き、リネンの準備とベッドメイキング、台所における食事の準備の補助と皿洗い、自動車と窓の洗浄と掃除、手作業による衣服とリネンの洗濯とアイロンがけ。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

9 1 1 一般家庭・ホテル・オフィス清掃員・ヘルパー

9 1 2 車両・窓・洗濯物等の手作業による清掃員

9 1 1 一般家庭・ホテル・オフィス清掃員・ヘルパー

一般家庭・ホテル・オフィス清掃員・ヘルパーは、掃き掃除・掃除機の使用・洗濯・つや出し・家庭用リネンの手入れ・家庭用品の購入あるいはホテル・オフィス及びその他の事業所並びに航空機・列車・バス及び類似する車両の内装・備品の清潔さを維持するために種々の職務を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

掃き掃除・掃除機の使用・ホテル・オフィス及びその他の事業所内の床・家具及びその他の物の清掃及びつや出し、ベッドメイキング、タオル・石鹸及び関連用品の補充、食事の準備補助及び食器洗い、厨房・浴室・トイレの清掃・消毒及び消臭

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

9 1 1 1 一般家庭清掃員・補助員

9 1 1 2 オフィス・ホテル・その他の事業所内の清掃員・ヘルパー

9 1 1 1 一般家庭清掃員・補助員

一般家庭清掃員・補助員は、掃き掃除・掃除機の使用・洗濯・つや出し・家庭用リネンの手入れ・家庭用品の購入・調理・給仕及びその他種々の家事を行うものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 掃き掃除、掃除機の使用、床の清掃あるいは窓及びその他の備品の洗浄
- (b) リネン及びその他の布地の洗濯、アイロンがけ、修繕
- (c) 食器洗い
- (d) 食事や飲み物の準備・調理及び給仕の補助
- (e) 食糧及びその他種々の家庭用品の購入
- (f) 厨房・浴室・トイレの清掃、消毒及び消臭
- (g) 窓及びその他のガラス拭き

ここに分類される職業の例

- ・雑役人（家庭）
- ・家庭内の清掃員
- ・家庭ヘルパー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ホテルの清掃員 — 9 1 1 2
- ・家政婦 — 5 1 5 2
- ・手洗濯人 — 9 1 2 1
- ・街路清掃員 — 9 6 1 3

9 1 1 2 オフィス・ホテル・その他の事業所内の清掃員・ヘルパー

オフィス・ホテル及びその他の事業所内の清掃員及びヘルパーは、ホテル・オフィス及びその他の事業所並びに航空機・列車・バス及び類似する車両の内装・備品の清潔さを維持するために種々の職務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 掃き掃除、掃除機の使用、床・家具・建物・馬車・バス・路面電車・列車及び航空機の備品の清掃及びつや出し
- (b) ベッドメイキング、浴室の掃除、タオル・石鹸及び関連する用品の補充

(c) 厨房の掃除及び通例は食器洗い等の台所仕事の補助

(d) ごみ拾い及びごみ容器の中身のごみ置き場への運搬

ここに分類される職業の例

- ・機内清掃員
- ・ホテル清掃員
- ・トイレアテンダント
- ・オフィス清掃員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ビル管理人 — 5 1 5 3
- ・一般家庭清掃員 — 9 1 1 1
- ・家政婦 — 5 1 5 2
- ・街路清掃員 — 9 6 1 3
- ・台所雑用業務従事者 — 9 4 1 2
- ・食器洗い作業員 — 9 4 1 2

注記

厨房及びその他の調理エリアでしか行われない清掃と職務の補助に従事するものは、「細分類9 4 1 2 台所雑用業務従事者」に分類される。

9 1 2 車両・窓・洗濯物等の手作業による清掃員

車両・窓・洗濯物等の手作業による清掃員は、建物あるいは車両の窓・ショーケースあるいはその他の外面の洗浄、リネン及びその他の布地の手洗い及びアイロンがけするものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

車の清掃・洗浄及びつや出し、水あるいは種々の溶液を使った窓及びその他のガラス面の洗浄・乾燥及びつや出し、クリーニング店及びその他の事業所におけるリネン・衣類・

織物及びその他の物の手洗い及びアイロンがけ、ドライクリーニング店及びその他の施設における衣類・織物・革製品及び類似する物の化学溶液を用いた手洗い

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 9 1 2 1 手洗濯人、アイロンがけ工
- 9 1 2 2 車両洗淨員
- 9 1 2 3 窓清掃員
- 9 1 2 9 その他の清掃員

9 1 2 1 手洗濯人、アイロンがけ工

手洗濯人、アイロンがけ工は、衣類・リネン及びその他の生地を、手でドライクリーニング及びアイロンがけするものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) クリーニング店あるいはその他の事業所におけるリネン・衣類・織物及びその他の物の手洗い及びアイロンがけ
- (b) ドライクリーニング店あるいはその他の事業所における衣類・織物・革製品及びその他の物の化学溶液を用いた手洗い
- (c) ボタンつけ及び軽微な修繕
- (d) 配達及び収集のための洗濯物の棚入れ及びハンガー掛け

ここに分類される職業の例

- ・ドライクリーニング洗濯人（手作業）
- ・洗濯人（手作業）
- ・ハンドプレスナー
- ・アイロンがけ工

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ランドリー機械の運転工 — 8 1 5 7
- ・手作業プレス工（クリーニング店） — 8 1 5 7

9122 車両洗淨員

車両洗淨員は、車両のエクステリア・インテリアの洗淨、清掃、つや出しを行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 手あるいは手持ち式の電動工具を使い、乗用車及びその他の車両の清掃、洗淨及びつや出し
- (b) 車両内部の掃除機による清掃及びカーペット・車内装飾品のドライクリーニング
- (c) 車内外の汚れを取り除くための洗淨剤の使用
- (d) タイヤ・ホイールアーチの洗淨及びタイヤのつや出し
- (e) 車窓の洗淨及びつや出し
- (f) 車内コンパートメントのごみ出し及び清掃

ここに分類される職業の例

- ・洗車作業員（手作業）
- ・カーディテイラー

9123 窓清掃員

窓清掃員は、窓及びその他のガラス製調度品の洗淨及びつや出しをするものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 水あるいは種々の溶液を使った窓あるいはその他のガラス面の洗淨及びそれらの乾燥及びつや出し

- (b) 複数階建物の窓で清掃を行うため、梯子・吊り足場・ボースンチェア・水圧式バケットトラック及びその他の設備の使用
- (c) 適切な清掃及びつや出し用具の選定

ここに分類される職業の例

- ・窓清掃員

9 1 2 9 その他の清掃員

この細分類には、絨毯・壁・プール及び冷却塔などの外面及び物を、特殊な清掃器具及び化学薬品を使用して清掃する他に分類されないその他の清掃員が分類される。

このような職務には次のものが含まれる。

- (a) 絨毯及びカバー付き家具の掃除機及び掃除機のアタッチメントを用いた清掃
- (b) 絨毯の染み取り洗浄剤の選定及び使用
- (c) 防汚剤及び除臭剤による絨毯の処理及び防虫処理
- (d) 高水圧洗浄機及び溶剤を使用した石壁・金属面及び看板の洗浄
- (e) 水道及び濾過システムの微生物を取り除くための化学薬品及び高圧洗浄法の使用
- (f) プール・冷却塔の構成部分及び排水設備に溜まった鱗・泥及びその他の沈殿物を取り除くための湿式電気掃除機及びその他の吸引装置の使用

ここに分類される職業の例

- ・絨毯清掃員
- ・冷却塔清掃員
- ・落書き消去作業員
- ・プール清掃員

9 2 農林漁業作業員

農林漁業作業者は農畜産物の生産、庭園・公園での園芸及び維持管理、森林の開発・保全、養殖・漁業に係る、単純かつ定型的な職務を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業は、ISCO技能レベル1の技能を必要とする。

この中分類に属する従事者の業務には通常、次のものが含まれる。

手工具を使用した掘削及び地ならし、必需品・収穫物及びその他の物の積み下ろし及び積み重ね、手あるいは手工具を用いた作物への水遣り・間引き・除草及び手入れ、手作業による植え付け・収穫及び採集、動物への給餌・給水及び洗浄、畜舎の清潔さの維持、家畜の監視と状態の報告、網・釣り糸及びその他の漁具及び船上設備の準備及び操作、収穫物の格付け・仕分け・結束及び梱包、備品・建物の設備・船及びフェンスの軽微な補修

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

9 2 1 農林漁業作業者

9 2 1 農林漁業作業者

農林漁業作業者は、農畜産物の生産、庭園・公園での園芸及び維持管理、森林の開発・保全、養殖・漁業に係る、単純かつ定型的な職務を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

手工具を使用した掘削及び地ならし、必需品・収穫物及びその他の物の積み下ろし及び積み重ね、手あるいは手工具を用いた作物への水遣り・間引き・除草及び手入れ、手作業による植え付け・収穫及び採集、動物への給餌・給水及び洗浄、畜舎の清潔さの維持、家畜の監視と状態の報告、網・釣り糸及びその他の漁具及び船上設備の準備及び操作、収穫物の格付け・仕分け・結束及び梱包、備品・建物の設備・船及びフェンスの軽微な補修

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

9 2 1 1 作物農場作業者

9 2 1 2 畜産農場作業者

9 2 1 3 混合農業農場作業者

9 2 1 4 庭師及び園芸労働者

9 2 1 5 林業作業者

9 2 1 6 漁業・水産養殖作業者

注記

通常は他者の監督下にあり、限定的な範囲の単純かつ定型的な職務を行う自給農業の作業者は、「小分類9 2 1 農林漁業作業者」の関連する細分類に分類される。主たる職務が、水及び薪の採取となっている農業関連の作業者は、「9 6 2 4 水汲人，薪採集人」に分類される。

9 2 1 1 作物農場作業者

作物農場作業者は、農場で収穫する果実・木の実・穀物及び野菜等の作物生産に係る、単純かつ定型的な職務に従事するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 用水路あるいはその他の目的のための掘削
- (b) 必要物・収穫物及びその他の物の積み下ろし
- (c) 藁・干し草及びその他の類似した物のかき集め・投げ込み及び積み重ね
- (d) 手あるいは手工具を用いた作物への水遣り・間引き及び除草
- (e) 果実・木の実・野菜及びその他の作物の収穫
- (f) 米等の農作物の手植え及び手を使った収穫
- (g) 収穫物の格付け・仕分け・結束及び梱包
- (h) 備品・建物及び設備・フェンスの軽微な補修

ここに分類される職業の例

- ・サトウキビ栽培者
- ・果実収穫者
- ・稲作農家労働者
- ・野菜収穫者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・農場熟練作業者（農作物） — 6 1 1 1

- ・建設作業員 — 9 3 1 3
- ・薪採集人 — 9 6 2 4
- ・水汲人 — 9 6 2 4

9 2 1 2 畜産農場作業員

畜産農場作業員は、家禽及び虫類を含む家畜生産に係る、単純かつ定型的な職務に従事するものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 用水路あるいはその他の目的のための掘削
- (b) 必要物・収穫物及びその他の物の積み下ろし
- (c) 動物への給餌・給水及び洗浄、畜舎の清潔さの維持
- (d) 家畜の監視と状態の報告
- (e) 家畜の健康と福祉の維持管理の補助
- (f) 搾乳用・羊毛用・運搬用あるいは畜肉用の家畜の群れの見張り、牧場間の移動、選別の補助
- (g) 卵の採集及び孵化器への入卵
- (h) 藁・干し草及びその他の種類の動物の餌及び寝藁のかき集め・投げ込み・積み重ね及び保管
- (i) 畜産物の格付け、仕分け、梱包
- (j) 備品・建物及び設備・フェンスの軽微な補修

ここに分類される職業の例

- ・畜産農場作業員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・羊飼い — 6 1 2 1
- ・農場熟練作業員（畜産物） — 6 1 2 1
- ・家畜移動者 — 6 1 2 1
- ・薪採集人 — 9 6 2 4

9 2 1 3 混合農業農場作業者

混合農業農場作業者は、農産物と家畜双方の農業生産に係る単純かつ定型的な職務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 用水路の清掃あるいはその他の目的のための掘削作業
- (b) 必需品・作物及びその他の資材の積み下ろし
- (c) 藁・干し草及びそれに類似する物の掻き集め・運搬及び積み重ね
- (d) 手あるいは手工具を使用した作物の灌水・間引き及び草刈り
- (e) 果物・木の実・野菜及びその他の作物の収穫や卵の採取
- (f) 米等の農作物の手植え及び収穫
- (g) 動物への給餌・給水・洗浄及び畜舎の清掃
- (h) 家畜の監視及びその状態の報告
- (i) 搾乳用・羊毛用・運搬用あるいは畜肉用の家畜の群れの見張り、牧場間の移動、及び選別の補助
- (j) 作物の格付け・分類・結束及び梱包
- (k) 設備・建物及び設備・フェンスの軽微な補修

ここに分類される職業の例

- ・農業労働者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・熟練農業作業者（各種農畜産物） — 6 1 3 0
- ・薪採集人 — 9 6 2 4
- ・水汲人 — 9 6 2 4

9 2 1 4 庭師、園芸作業者

庭師、園芸作業者は、集約栽培技術により苗木、球根及び種子を生産し、あるいは野菜及び花卉を育てるため、公園及び個人の庭園において、樹木、灌木、花卉及びその他の植物を栽培及び管理する業務に係る、単純かつ定型的な職務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 必要品・生産物及び設備の積み下ろし及び移動
- (b) 手工具及び簡素な機械を用いた庭園及び用地の準備
- (c) 花卉、灌木、樹木及び芝生の植え付け及び移植の補助
- (d) 灌水、草刈り及び芝刈りによる庭園管理
- (e) 庭園の清掃及びごみの取り除き
- (f) 種子、球根、切り枝の繁殖、植え付け及び鉢植えの補助
- (g) 手作業の灌水及び草刈りによる植物の手入れ
- (h) 販売及び輸送のための植物の収穫及び包装
- (i) 設備、建物及び設備・フェンスの軽微な補修

ここに分類される職業の例

- ・庭園労働者
- ・園芸労働者
- ・芝刈り作業員
- ・苗木栽培労働者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・市場向け植木職人 — 6 1 1 3
- ・造園師 — 6 1 1 3
- ・園芸家 — 6 1 1 3
- ・作物農場作業員 — 9 2 1 1

9 2 1 5 林業作業員

林業作業者は、自然林及び人工林の開墾及び管理に係る単純かつ定型的な職務、伐採、切り出し、及び挽き切りを行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 植林のための掘削作業
- (b) 材木及び木材の積み重ね、積込
- (c) 樹林の下生えの刈り取り、幼齢植林地の間伐
- (d) 森林火災監視所の管理
- (e) 大枝及び梢の切除、枝の刈り揃え、樹幹の伐採
- (f) 樹木の伐採及び丸太への加工に使用する、手挽き鋸または手持ち式機械鋸の操作及び保守管理
- (g) 種子の採集、苗木を植え付け
- (h) 林道、建物、施設及び設備の軽微な補修及び保守管理

ここに分類される職業の例

- ・きこり
- ・林業作業者
- ・植林作業者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・森林熟練作業者 — 6210

9216 漁業・水産養殖作業者

漁業・水産養殖作業者は、養殖場及び内陸、沿岸、遠洋の漁業において、魚介類の養殖、捕獲及び採取に係る、単純かつ定型的な職務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 海底のごみ取り、養殖する魚介類への給餌
- (b) 海藻類、紅藻類、貝類、及びその他の軟体動物の採集
- (c) 網、釣り糸及びその他の漁業用具及びその他の船上設備の準備作業

- (d) 魚及びその他の海洋生物を獲るための漁具の使用
- (e) 魚介類の汚れの取り除き、分別、氷塩詰め、容器への収納
- (f) 甲板及び魚倉の清掃
- (g) 入渠時の係船索の使用

ここに分類される職業の例

- ・海産物養殖業の労働者
- ・漁業労働者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・養殖漁業従事者 — 6 2 2 1
- ・沿岸漁船船長 — 6 2 2 2
- ・沿岸漁業従事者 — 6 2 2 2
- ・内水面漁業従事者 — 6 2 2 2
- ・深海漁業従事者 — 6 2 2 3
- ・トロール漁船船長 — 6 2 2 3

9 3 鉱業・建設業・製造業・運輸業作業者

鉱業・建設業・製造業・運輸業作業者は、鉱業、採石業、土木業、建設業、製造業、運輸業及び倉庫業における、単純かつ定型的な手作業を行い、人力及び役畜で動かす車両及び機械を操作するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業は、ISCO技能レベル1の技能を必要とする。

この中分類の従事者が行う職務には通常、次のものが含まれる。

掘削作業、手工具を用いての掘削材料・砂・土及び砂利の敷き詰め、積み重ねた材料及び保管している材料・設備・製品・必需品・手荷物及び貨物の手を使った移動、機械・設備・工具及び作業現場の清掃、材料及び製品の梱包・荷解き、容器及び棚への製品の手詰め、人力及び役畜で牽く車両及び機械の運転。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

- 9 3 1 鋳業・建設業作業者
- 9 3 2 製造業作業者
- 9 3 3 運輸業・倉庫業作業者

9 3 1 鋳業・建設業作業者

鋳業・建設業作業者には、鋳業、採石業、土木及び建設業者における、単純かつ定型的な手作業を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

手工具を用いた穴及び溝の掘削あるいは埋め立て、掘削材料、砂、土及び砂利の敷きつめ、工具・材料及び設備の仕分け、積み下ろし・積み重ね・保管及び作業現場での搬送、機械・設備・工具及び作業現場の清掃、及び障害物の撤去。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 9 3 1 1 鋳山・採石場作業者
- 9 3 1 2 土木作業者
- 9 3 1 3 建設作業者

9 3 1 1 鋳山・採石場作業者

鋳山・採石場作業者は、鋳業及び採石業における定型的な職務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 採鋳員及び採石員の行う、機械、設備及び採鋳及び採石用機器の保守の補助
- (b) 採鋳設備の組立及び分解
- (c) 鋳山及び採石場の使用しない作業場からのトンネル支柱撤去
- (d) 鋳山及び採石場の作業場からの危険な突起物の撤去

- (e) 採取作業完了後における作業エリアからの、ごみ、使用できる用具類及び設備の片付け、岩石及び鉱石の堰板の撤去
- (f) 機械、設備、工具、坑道及び運搬道の清掃
- (g) 他の鉱山労働者の工具・資材及び必要品の仕分け、積み下ろし、積み重ね及び収納

ここに分類される職業の例

- ・石炭検査員
- ・鉱山労働者
- ・採石場労働者

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・さく井工（鉱山） － 8 1 1 1
- ・採鉱員 － 8 1 1 1
- ・採鉱機械運転工 － 8 1 1 1
- ・切出石工 － 8 1 1 1
- ・さく井工（油田、ガス田） － 8 1 1 3
- ・さく井機械運転工 － 8 1 1 3

9 3 1 2 土木作業員

土木作業員は、道路、鉄道、ダム及びその他の土木事業に係る、定型的な職務を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 手工具を使用した穴及び溝の掘削あるいは埋め立て
- (b) 砂利及びその他の関連材の敷き詰め
- (c) 削岩機を用いた岩、コンクリート及び瀝青の表面の切削及び切断
- (d) 建設資材、掘削材料及び設備の積み下ろし、一輪手押し車及び二輪手押し車を用いた建設現場での運搬
- (e) 作業現場での片付け及び障害物撤去

ここに分類される職業の例

- ・建設作業員（土木）
- ・維持管理労働者（ダム）
- ・土木機械作業員

9313 建設作業員

建設作業員は、建物の建設及び解体作業において、定型的な作業を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 施工済みの建築物用レンガの汚れ取り及び解体現場におけるその他の単純作業
- (b) コンクリート、漆喰及びモルタルといった材料の混合・注入及び塗布
- (c) 手工具を用いた穴及び溝の掘削及び埋め立て
- (d) 砂、土、砂利及び類似した材料の塗付
- (e) 建設資材、掘削材料及び設備の積み下ろし、一輪手押し車・ホッド及び二輪手押し車を用いた建設現場での運搬
- (f) 作業現場の片付け及び障害物の撤去

ここに分類される職業の例

- ・れんが職人補助者
- ・建設作業員（建築工事）
- ・解体作業労働者
- ・ホッド運搬人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・れんが職人 — 7112
- ・住宅建築業従事者 — 7111
- ・取壊し労働者 — 7119

9 3 2 製造業作業員

製造業作業員は、製造業における種々な単純かつ定型的な手作業、機械操作員や組立工の作業補助を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

材料及び種々の製品の手作業による梱包、瓶・箱・袋及びその他の容器に製品の手詰め、車両の荷物の積みおろし、製品及び容器へのラベル手貼り作業、物品、材料及び設備の作業エリアへの搬送、機械、設備及び工具の清掃、製品または部材の手を使った仕分け作業。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

9 3 2 1 手作業袋詰め作業員

9 3 2 9 他に分類されない製造業作業員

9 3 2 1 手作業袋詰め作業員

手作業袋詰め作業員は、材料及び製品の手作業による計量、梱包、ラベル貼りをを行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 手作業による材料や種々の製品の計量、包装、封かん及び梱包
- (b) 瓶、缶、箱、袋及びその他の容器への製品の手詰め
- (c) 製品、梱包品及び種々の容器へのラベルの手貼り

ここに分類される職業の例

- ・ラベル貼り作業員（手作業）
- ・梱包作業員（手作業）
- ・包装作業員（手作業）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ラベル貼り機械の運転工 — 8183
- ・パック詰め機械運転工 — 8183
- ・包装機械運転工 — 8183

9329 他に分類されない製造業作業員

他に分類されない製造業作業員は、機械操作員及び組立工の作業補助及び最終製品の梱包及びラベル貼り作業を除いた製造に係る種々の単純かつルーティンの手作業を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 物品、材料、設備その他商品等の作業エリアへ搬入、完成品の撤去
- (b) トラック及び手押し車等の車両への積み下ろし
- (c) 機械の詰まり解消、機械、設備及び工具の清掃
- (d) 製品あるいは部材の手作業による仕分け

ここに分類される職業の例

- ・瓶仕分け作業員
- ・工員
- ・運搬作業員
- ・積重ね作業員

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・電機組立工 — 8212
- ・電子機器組立工 — 8212
- ・皮革製品組立工 — 8219
- ・ゴム製品組立工 — 8219
- ・手作業袋詰め作業員 — 9321

9 3 3 運輸業・倉庫業作業者

運輸業・倉庫業作業者の労働者は、乗客あるいは物品輸送のための自転車及び類似する車両及び役畜牽引車両の運転、役畜牽引機械の運転、貨物、手荷物及び在庫棚に係る作業を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。乗客あるいは物品輸送のための自転車及び類似する車両の運転、乗客あるいは物品輸送のための役畜牽引車両の運転、貨物の荷捌き、店舗の棚や販売コーナーでの陳列作業。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 9 3 3 1 手こぎ車両・足こぎ車両の運転者
- 9 3 3 2 役畜牽引車両の運転者、役畜牽引機械の運転員
- 9 3 3 3 貨物取扱作業者
- 9 3 3 4 商品補充陳列者

9 3 3 1 手こぎ車両・足こぎ車両の運転者

手こぎ車両・足こぎ車両の運転者は、乗客あるいは物品輸送、メッセージの伝達のため自転車、手押し車及び類似する車両を運転するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 物品の積み下ろし、あるいは車両に乗降する乗客の補助
- (b) 他の交通や交通規制に注意し、必要な方向に車両を移動
- (c) 車両各部の検査及び摩耗や損傷の確認
- (d) 車両の整備、軽微な修理及び部品交換
- (e) 運賃あるいは手数料の徴収

ここに分類される職業の例

- ・足こぎ車両の運転者
- ・足こぎ人力車の運転者

- ・人力車の車夫

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・競輪選手 — 3 4 2 1
- ・オートバイ運転手 — 8 3 2 1

9 3 3 2 役畜牽引車両の運転者、役畜牽引機械の運転員

役畜牽引車両の運転者、役畜牽引機械の運転員は、乗客あるいは物品輸送のため役畜牽引車両の運転、並びに通常は農業に係る役畜牽引機械を運転するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 役畜への引き具結わえ、役畜の車両あるいは機械への接続
- (b) 物品の積み下ろし、あるいは車両に乗降する乗客の補助
- (c) 他の交通や交通規制に注意し、必要な方向への役畜の誘導
- (d) 運賃あるいは手数料の徴収
- (e) 鉱山あるいは採石場における、鉱車を引く動物の取り扱い
- (f) 農機具を取付た動物の農場あるいは機械装置への移動
- (g) 労役に使う象の取り扱い
- (h) 車両あるいは機械の保守管理、軽微な修理及び部品の交換
- (i) 役畜の世話及び給餌

ここに分類される職業の例

- ・役畜牽引車両の運転者
- ・役畜鉄道の運転者
- ・象使い

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・騎手 — 3 4 2 1

9 3 3 3 貨物取扱作業者

貨物取扱作業者は、家具その他の家財道具の梱包、運搬、積み下ろし、あるいは船舶貨物、航空貨物及びその他の貨物の積み下ろし、あるいは種々の倉庫において物品を運搬及び積み重ねるものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 二地点間の運搬のため、輸送対象の事務用什器、家具、機械、機具及び関連する物品の梱包
- (b) ライトバン、トラック、荷馬車、船舶、航空機に積み下ろされる物品の運搬
- (c) 穀物、石炭、砂、手荷物及びその他物品のベルトコンベアやパイプ等への積み下ろし
- (d) 石油、液化ガス及びその他の液体の供給及び抽出のための海岸の中核設備のパイプから、はしけ、タンカー及びその他の船舶へのホースを連結
- (e) 倉庫及び類似する施設における物品の運搬、積み上げ
- (f) 積み下ろしの前の貨物の仕分け

ここに分類される職業の例

- ・貨物取扱作業者
- ・荷物係
- ・倉庫運搬人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・クレーン運転工 — 8 3 4 3
- ・フォークリフト運転士 — 8 3 4 4
- ・手荷物運搬係
- ・ホテルの荷物運び係

9 3 3 4 商品補充陳列者

商品補充陳列者は、スーパーマーケット及びその他の小売店及び卸売店において、棚及び陳列コーナーに在庫を並べ、在庫を整頓し、清潔に保つものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 蓋付き容器及びラックでの物品の陳列、大型物品の床への積み重ね
- (b) 消費期限の早い物品が手前にくるよう棚を管理
- (c) 消費期限を過ぎた物品の撤去
- (d) 別のコーナーに属する在庫品の取りのけによる棚の整理
- (e) 売れている商品に留意し、在庫室にある必要な物品の取り出し
- (f) 棚あるいは在庫室から顧客への品物の取り出し
- (g) 顧客が探す品物の陳列場所への誘導
- (h) 製造業者あるいは卸売業者からの商品の受領、開封、荷解き及び破損検査

ここに分類される職業の例

- ・夜勤陳列作業員
- ・在庫品陳列作業員
- ・在庫品取り扱い作業員

9 4 調理補助者

調理補助者は、種類の限定された調理済み食品あるいは飲料の準備、注文に応じた調理、テーブルの片付け、厨房の清掃、食器洗いに従事するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業は、ISCO技能レベル1の技能を必要とする。

この中分類の従事者が行う職務には通常、次のものが含まれる。

サンドイッチ・ピザ・フィッシュアンドチップス・サラダ及びコーヒー等、調理の簡素な、あるいは調理済みの食品及び飲料の準備、料理用食材の洗浄・カット・計量及び混合・グリル・電子レンジ及びフライヤー等の調理器具の使用、厨房・下処理場及び会食スペースの清掃、厨房及びレストランで使用される調理器具及び一般用具の洗浄。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

9 4 1 調理補助者

9 4 1 調理補助者

調理補助者は、限られた種類の調理済み食品あるいは飲料の準備、注文に応じた調理、テーブルの片付け、厨房の清掃、食器洗いに従事するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

ピザ・フィッシュアンドチップス・サラダ及びコーヒー等、調理の簡素な、あるいは調理済みの食品及び飲料の準備、料理用食材の洗浄・カット・計量及び混合・グリル・電子レンジ及びフライヤー等の調理器具の使用、厨房・下処理場及び会食スペースの清掃、厨房及びレストランで使用される調理器具及び一般用具の洗浄

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

9 4 1 1 ファーストフード調理者

9 4 1 2 台所雑用業務従事者

9 4 1 1 ファーストフード調理者

ファーストフード調理者は、簡素な準備工程があり、少数の食材を使用する種類の限られた食品あるいは飲料の準備、注文に応じ調理するものが分類される。顧客の注文を受け、カウンターあるいはテーブルに給仕することもある。

職務には次のものが含まれる。

- (a) サンドイッチ、ピザ、フィッシュアンドチップス、サラダ及びコーヒー等の簡素あるいは調理済みの食品及び飲料の準備
- (b) 料理用食材の洗浄、カット、計量及び混合
- (c) グリル、フライヤー、あるいは鉄板等の、大容量で単工程の調理器具の使用
- (d) 調理済み食品の再加熱

- (e) 下処理場、調理台及び調理器具の清掃
- (f) 迅速なサービスと持ち帰り食品に特化した飲食場における、食品と飲料の注文受け及び提供
- (g) ファーストフード食材の注文及び配達食材の受領
- (h) 作業場の衛生、保健及び安全の基準の維持
- (i) 調理済み食品の質及び量が要件を満たしているかの確認

ここに分類される職業の例

- ・ファーストフード調理人
- ・ハンバーガー調理人
- ・ピザ調理人
- ・即席料理調理人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・料理人 — 3 4 3 4
- ・調理人 — 5 1 2 0
- ・フードサービスカウンター接客係 — 5 2 4 6

注記

注文取り、客へのサービス、支払の受取、計算と簡単な料理の準備を組み合わせる仕事は、客へのサービスが仕事の偶発的な構成要素でない限り、「細分類 5 2 4 6 フードサービスカウンター接客係」に分類されるべきである。

9 4 1 2 台所雑用業務従事者

台所雑用業務従事者は、食品と飲料の準備あるいは提供する作業者を補助するために、テーブルの片付け、調理場の清掃、食器洗い、材料の準備及びその他の職務を実施するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 厨房、調理場及び会食スペースの清掃

- (b) 食材の洗浄、皮むき、カット、計量、混合による、料理人や料理長の調理準備を補助
- (c) 料理の配膳
- (d) 冷蔵庫、食器棚、その他貯蔵スペースの必要品の開封、検査、転送、計量及び保管
- (e) 皿及び料理用具の洗浄及び片付け
- (f) 簡素な食材の準備、調理、焼き上げ及び加熱

ここに分類される職業の例

- ・食器洗い作業員
- ・厨房調理補助員
- ・厨房作業補助員
- ・キッチンポーター
- ・キッチンスタッフ
- ・配膳係

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・調理人 — 5 1 2 0
- ・ファーストフード調理員 — 9 4 1 1

9 5 街頭等における販売員、サービス従事者

街頭等における販売員、サービス従事者は、その場で消費する食品以外の物品販売、街頭、駅及びその他の公共の場所において種々のサービスを提供するものが分類される。この中分類に属する大部分の職業は、ISCO技能レベル1の技能を必要とする。

この中分類の従事者が行う職務には通常、次のものが含まれる。

販売用の種々の物品の購入あるいは製作、販売用の物品の積み下ろし、輸送、物品の提供及びサービスを行うために必要な材料の入手、靴磨き、車の窓拭き、使い走り、運転者の駐車場所確保の手伝い、運転者が車を離れている間の車の防犯監視、ちらし及びフリーペーパーの配布、即金払いの受領

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

9 5 1 街路等におけるサービス従事者

9 5 2 露天商人（食品を除く）

9 5 1 街路等におけるサービス従事者

街頭等におけるサービス従事者は、街頭及びその他の公共の場所において、靴磨き、車の窓拭き、使い走り、所有物の防犯管理及びその他街頭サービスを含む種々のサービスを提供するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

サービスに必要な材料の入手、サービスを提供するため街頭の人々への接近、靴磨き、車の窓拭き、使い走り、運転者の駐車場所確保の手伝い、運転者が車を離れている間の防犯監視、ちらし及びフリーペーパーの配布、即金払いの受領

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

9 5 1 0 街路等におけるサービス従事者

9 5 1 0 街路等におけるサービス従事者

街路等におけるサービス従事者は、街頭及びその他の公共の場所において、靴磨き、車の窓拭き、使い走り、所有物の防犯管理及びその他街頭サービスを含む種々のサービスを提供するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) サービスを行うのに必要な材料の入手
- (b) サービスを提供する街頭の人々への接近
- (c) 靴磨き
- (d) 車の窓拭き

- (e) 使い走り
- (f) 運転者の駐車場所確保の手伝い及び運転者が車を離れている間の防犯監視
- (g) ちらし及びフリーペーパーの配布
- (h) 即金払いの受領

ここに分類される職業の例

- ・ 使い走り
- ・ 靴磨き
- ・ 車窓拭き作業員
- ・ 自動車監視員
- ・ ちらし配り
- ・ フリーペーパー配り
- ・ ちらし及び新聞配達人 — 9 6 2 1
- ・ サービスステーション案内人 — 5 2 4 5

9 5 2 露天商人（食品を除く）

露天商人（食品を除く）は、街頭及び駅、映画館、劇場等の公共の場所において、通常は限られた範囲の物品（その場で消費する食品は除く）を販売するものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

販売用品の購入、受領、簡素な商品の製作、街頭あるいは駅や映画館といった公共の場所へ輸送する、かご・トレイ・スーツケース・行商用カート・自転車・2輪手押し車及びその他の車両への物品の積み下ろし、顧客の注意を引くための物品陳列あるいは呼び込み、街頭もしくは家から家を回り、潜在顧客への接近による販売品の提供、即金払いの受領。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

9 5 2 0 露天商人（食品を除く）

9 5 2 0 露天商人（食品を除く）

露天商人（食品を除く）は、街頭及び駅、映画館、劇場等の公共の場所において、通常は限られた範囲の物品（その場で消費する食品は除く）を販売するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 販売用品の購入、受領及び簡素な商品の製作
- (b) 街頭あるいは駅や映画館等の公共の場所への物品輸送のために、かご・トレイ・行商用カート・自転車及び2輪手押し車及びその他の車両に積み下ろし
- (c) 顧客の注意を引くための物品陳列あるいは呼び込み
- (d) 街頭もしくは家から家を回り潜在顧客へ接近し販売品を提供
- (e) 即金払いの受領

ここに分類される職業の例

- ・呼び売り人
- ・行商人
- ・新聞販売人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・市場における販売員 — 5 2 1 1
- ・屋台における販売員 — 5 2 1 1
- ・露天飲食物販売人 — 5 2 1 2
- ・フリーペーパー配達人 — 9 5 1 0
- ・訪問販売代理人 — 9 5 2 0

注記

その場で消費されることを意図しない生鮮食品（果物、野菜、肉及び酪農製品等）を販売する露天商は、「細分類5 2 1 1 屋台・市場における販売員」に分類される。その場で消費されることを意図した種々の調理済みの食事や食品を販売する露天商は、「細分類5 2 4 6 フードサービスカウンター接客係」に分類される。手押し車、トラック、トレイ、かごを使い、その場で消費されることを意図した食品及び飲料を販売する露天商は、「細分類5 2 1 2 露天飲食物販売人」に分類される。手押し車、トラック、トレイ、か

ごを使い、非食品（あるいは菓子といった事前に包装され長期保存がきく食品）を販売する露天商は、「細分類 9 5 2 0 露天商人（食品を除く）」に分類される。

9 6 ごみ収集作業員、その他の単純作業従事者

ごみ収集作業員、その他の単純作業従事者は、建物、庭、街路、その他公共の場所からごみの収集・処理・リサイクル、あるいは街路その他の公共の場所の清潔さの維持、文書や小包を配達・輸送、家庭や事業所で雑用を行うものが分類される。この中分類に属する大部分の職業は、ISCO 技能レベル 1 の技能を必要とする。

この中分類の従事者が行う職務には通常、次のものが含まれる。

ゴミの収集、積み下ろし、街路・公園及びその他公共の場所の清掃、薪切り・水運び・絨毯の埃叩き、小包・手荷物、文書の収集・運搬及びその他の雑用。

この中分類の職業は、次の小分類に分類される。

9 6 1 ごみ収集作業員

9 6 2 ごみ分別作業員

9 6 1 ごみ収集作業員

ごみ収集作業員は、建物、庭、街路その他公共の場所からごみの収集、処理、リサイクル、あるいは街路その他の公共の場所の清潔さを維持するものが分類される。

職務には通常次のものが含まれる。

ごみの収集、積み下ろし、街路・公園及びその他公共の場所の清掃、紙・ガラス・プラスチックあるいはアルミ等のごみの仕分け及びリサイクル処理

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

9 6 1 1 ごみ・リサイクル品収集作業員

9 6 1 2 ごみ分別作業員

9 6 1 3 清掃員及び関連職業の労働者

9 6 1 1 ごみ・リサイクル品収集作業

ごみ・リサイクル品収集作業は、建物、庭、街路及びその他の場所にある、ごみ及びリサイクル品者収集及び取り除く者が分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) ごみ及びリサイクル可能な物の収集、ごみ容器・ゴミ収集車及びリサイクル品回収車への投入
- (b) ごみ収集車及びリサイクル品回収車への搭乗
- (c) ごみ容器の中身のトラックあるいはより大きな容器への移し替え
- (d) ごみ収集車及びリサイクル品回収車からの荷下ろし

ここに分類される職業の例

- ・ごみ収集者
- ・ごみ運搬人（男）
- ・ごみ運搬人（女）

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ごみ収集車の運転士 — 8 3 3 2
- ・廃棄物収集人

9 6 1 2 ごみ分別作業

ごみ分別作業は、ごみ捨て場及び資源リサイクル会社あるいは建物、街路及びその他の場所においてリサイクルに適した廃棄物を識別、収集及び分別するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) ごみ捨て場、居住地、商業用地、工業用地、あるいは街路等の公共の場所において、ごみの中からのリサイクル品収集
- (b) 段ボール、紙、ガラス、プラスチック、アルミあるいはその他のリサイクル可能物の分別
- (c) 保存あるいは輸送のための、リサイクル可能物品の定められた区画及び容器への安置
- (d) 修理あるいは再使用がきく家具、設備、機械及び部材の識別と選別
- (e) リサイクル可能品の手あるいはエンジンのない車両による輸送
- (f) リサイクル可能物あるいは再利用可能物の販売

ここに分類される職業の例

- ・リサイクル処理作業員
- ・スクラップ品卸売商
- ・ウェイストピッカー

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- 9 6 1 1 ごみ・リサイクル品収集作業員
- 9 6 1 3 街路清掃員

9 6 1 3 清掃員及び関連職業の労働者

清掃員及び関連職業の労働者の労働者は、街路、公園、空港、駅及びその他の公共の場所で清掃を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 街路、公園、空港、駅及び類似した公共の場所の清掃
- (b) 雪かき
- (c) 絨毯叩きを使用した絨毯のほこり除去
- (d) 車回し及び敷地のごみ、落ち葉、雪の除去

ここに分類される職業の例

- ・公園清掃員
- ・街路清掃員

962 その他の単純労働者

その他の単純労働者は、メッセージ及び小包の送り届け及び輸送、様々な修理作業や簡単なメンテナンス、自動販売機の売上金回収及び商品補充、検針、水及び薪の収集、駐車場あるいはイベントのチケットの回収及び発行を行うものが分類される。

職務には通常、次のものが含まれる。

薪割り、水及び薪の収集、ビル・グラウンド・設備の清掃・維持、メッセージ・小包及びその他の物品の事業所等の内部や事業所等間での送り届け、郵便配達人としての職務の実行、チケット及びパスの発行・回収、駐車料金の算出、自動販売機の商品保管スペースの補充及び代金収納箱の金銭回収、電気・ガス及び水道のメーターの検針及び消費量の記録

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

- 9621 メッセンジャー、小包配達人及びポーター
- 9622 雑務係
- 9623 検針員、自動販売機代金回収員
- 9624 水汲人、薪採集人
- 9629 他に分類されない単純作業従事者

9621 メッセンジャー、小包配達人、ポーター

メッセンジャー、小包配達人、ポーターは、メッセージ、小包及びその他の物品の事業所内、事業所間及び家庭等への徒歩による配達、あるいは特にホテル、駅、空港において荷物を運搬するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) メッセージ、小包及びその他の物品の事業所等の内部や事業所等の間での配達
- (b) 企業、店舗、世帯及びその他の場所へ及びそれらの場所からの種々の物品の配達
- (c) ホテル、駅及び空港等での荷物の運搬及び送り届け
- (d) 荷物の受領及び手荷物預かり証の添付
- (e) 一番効率的な経路の計画及びその経路に沿った配達
- (f) 配達経路に従った配達品の仕分け作業

ここに分類される職業の例

- ・新聞配達人
- ・メッセンジャー
- ・ポーター
- ・信書配達人

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・郵便集配人 — 4 4 1 2
- ・郵便配達人 — 4 4 1 2

9 6 2 2 雑務係

雑務係は、建物、敷地、施設の清掃、塗装、維持管理及び簡易な補修を行うものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 損傷の生じた窓、網戸、ドア、フェンス、バーベキュー器具、ピクニックテーブル、棚、食器入れ及びその他の物品の補修
- (b) 電球等、不具合が認められた物品の交換
- (c) 壁、天井、フェンス等屋内外の家屋表面の補修及び塗装
- (d) ドア及び窓の調整
- (e) 蛇口のワッシャ交換
- (f) 手すりの設置

(g) 石炭あるいは薪材の積み下ろし、家庭あるいは事業所の保管場所への投入

ここに分類される職業の例

- ・雑務係
- ・修理係
- ・ホテル雑役係

9 6 2 3 検針員、自動販売機代金回収員

検針員、自動販売機代金回収員は、自動販売機への商品補充、自動販売機あるいはパーキングメーター及びその他の代金収納箱の金回収、あるいは電気、ガス、水道のメーターを検針するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 自動販売機の商品保管スペースの補充及び代金収納箱からの金銭回収
- (b) パーキングメーター及び類似する代金収納箱からの金銭回収
- (c) 電気、ガス及び水道のメーターの検針及び使用量記録
- (d) 販売された商品の記録及び金銭回収
- (e) メーター検針のための定められた経路の巡回
- (f) 使用量に異常が見られる際の検針内容確認及び考えられる理由の記載
- (g) メーターへの不正な接続、不具合、シールの破れ等の検査

ここに分類される職業の例

- ・自動販売機代金回収員
- ・検針員

9 6 2 4 水汲人、薪採集人

水汲人、薪採集人は、水及び薪を集め、徒歩、手押し車あるいは家畜牽引車で輸送するものが分類される。

職務には次のものが含まれる。

- (a) 市場での販売目的として、あるいは燃料として、あるいは自身が使用する森林の木の伐採と収集
- (b) 森林あるいは野原で地面に落ちている乾燥材の回収及び積み上げ
- (c) 斧及び片手鋸を使用した、朽ちた枝及び幹の切除
- (d) 収集した薪の小口結束、荷車積込、販売目的での市場あるいは使用する目的での地域や家庭への運搬あるいは輸送
- (e) 家庭で使用する井戸、川、あるいは池等からの水のくみ上げ
- (f) 水道・川・池あるいは井戸で水を革袋、バケツあるいはその他の容器に入れ、飲用・下水浄化あるいは貯水槽貯蔵の目的で、作業場、依頼主の家庭あるいは自身の家庭へ配送

ここに分類される職業の例

- ・薪の採取作業
- ・水の採取作業

9 6 2 9 他に分類されない単純作業の従事者

この細分類には、「大分類9 単純作業の従事者」に設けられた他のいずれの項目にも分類されない単純作業従事者が分類される。例えば、この分類にはパーキングチケットあるいは入場券を発行・回収、クロークの私物の来場者・顧客への引き渡し、エンターテインメント系のイベントにおいて来場者を手伝うものが含まれる。

職務には次のものが含まれる。

- (a) エンターテインメント系のイベントにおける、来場者への入場券及びパスの販売・回収、あるいは来場者からのタグ回収
- (b) 色や発行日に基づき、入場券・パスが正当であることの確認
- (c) 緊急時における来場者の出口誘導あるいはその他の指示または補助の実施

- (d) 来場者のトイレ、売店、公衆電話への誘導
- (e) 運転者の駐車スペース案内
- (f) 車両の損傷及び車上狙いの防止目的による駐車エリア巡回
- (g) 駐車料金の算出及び利用者からの料金徴集
- (h) アスレチック施設あるいは入浴施設の利用者への更衣室、ロッカー、脱衣入れの割り当て

ここに分類される職業の例

- ・ 劇場案内係
- ・ 駐車係
- ・ 会場案内係
- ・ クローク係
- ・ チケット回収係

関連する職業だが別のところに分類されるもの

- ・ 駐車場への駐車代行 — 8322

0 軍人

軍人には、強制によるか、自らの意思によるかを問わず、補助的サービスも含め、現在兵役に属しているものが分類される。ここに分類されるものは民政部門の就業を自由に認められない。また、軍紀にしたがうものとする。この分類には、陸・海・空軍その他の軍務の正規構成員及び特定の期間軍事訓練またはその他の役務に服するために徴集されたものが含まれる。

この大分類の職業は、次のグループに分類される。

- 0 1 士官
- 0 2 下士官
- 0 3 他の階級の軍人

この分類には、以下は含まれない。

- ・防衛問題に関わる政府機関に雇用される民間人
- ・警察官（憲兵以外）
- ・税関検査官及び国境警備隊、あるいは、その他の武装した民間サービス部門の従事者

注記

軍人が従事する職種の多くは、仕事の性質という観点から見ると、医師、通信士、調理士、秘書、大型トラック運転手等の民間職業と類似している。したがって、理論上は軍隊におけるそのような職種は類似の民間職種と並べて分類することが適当かもしれない。このアプローチは数ヶ国の職業分類で採用されている。一般的に、そのようなアプローチをとる場合、軍隊における具体的な職業グループについても多数特定している。ただし、多くの国では、軍人が従事する仕事の性質に関する情報を出すことは不可能である。したがって、ISCO-08を自国の利用目的に合わせるに当たって、各国は国情や利用者のニーズに最適なアプローチを検討することを望むかもしれない。しかしながら、国際比較の目的のため、軍人に関するデータは、できる限りISCO-08「大分類0 軍人」に含まれる職業に分類され、報告されるべきである。

0 1 士官

士官には、軍隊における組織単位を統率・管理するもの、様々な軍隊以外の民間職業に類似した職務に従事するもの、または両方の職務に従事するものが分類される。この分類には、少尉（または同等の階級）以上に属する全軍人が含まれる。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO技能レベル4の技能を必要とする。

このグループの職業は、次の小分類に分類される。

011 士官

この分類には、以下は含まれない。

- ・防衛問題に関わる政府機関に雇用される民間人
- ・警察官（憲兵以外）
- ・税関検査官及び国境警備隊、あるいはその他の武装した民間サービス部門の従事者

011 士官

士官には、軍隊における組織単位を統率・管理するもの、様々な軍隊以外の民間職業に類似した職務に従事するもの、または両方の職務に従事するものが分類される。この分類には、少尉（または同等の階級）以上に属する全軍人が含まれる。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

0110 士官

この分類には、以下は含まれない。

- ・防衛問題に関わる政府機関に雇用される民間人
- ・警察官（憲兵以外）
- ・税関検査官及び国境警備隊、あるいはその他の武装した民間サービス部門の従事者

0110 士官

士官には、軍隊における組織単位を統率・管理するもの、様々な軍隊以外の民間職業に類似した職務に従事するもの、または両方の職務に従事するものが分類される。この分類には、少尉（または同等の階級）以上に属する全軍人が含まれる。

ここに分類される職業の例

- ・海軍大将
- ・空軍准将
- ・空軍中将
- ・准将（陸軍）
- ・大尉（空軍）
- ・大尉（陸軍）
- ・大佐（海軍）
- ・大佐（陸軍）
- ・海軍士官学校少尉候補生
- ・飛行少尉（陸軍）
- ・海軍士官（軍隊）
- ・大将（陸軍）（名誉称号でいうと「元帥」）
- ・大佐（空軍）
- ・少佐（陸軍）
- ・少尉（陸軍）
- ・陸軍元帥
- ・空軍中尉（軍隊）
- ・中尉（海軍）
- ・海軍指揮官
- ・士官候補生（軍隊）
- ・中尉（陸軍）
- ・飛行隊長
- ・海軍中尉
- ・航空団司令官

この分類には、以下は含まれない。

- ・防衛問題に関わる政府機関に雇用される民間人
- ・警察官（憲兵以外）

- ・税関検査官及び国境警備隊、あるいはその他の武装した民間サービス部門の従事者

02 下士官

士官には、軍紀を維持し、「他の階級の軍人」の活動を監督するもの、様々な軍隊以外の民間職業に類似した職務に従事するもの、または両方の職務に従事するものが分類される。この分類には、軍曹・准尉・上級曹長の階級を有する軍人が含まれる。この中分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCO 技能レベル2の技能を必要とする。

このグループの職業は、次の小分類に分類される。

021 下士官

この分類には、以下は含まれない。

- ・防衛問題に関わる政府機関に雇用される民間人
- ・警察官（憲兵以外）
- ・税関検査官及び国境警備隊、あるいはその他の武装した民間サービス部門の従事者

021 下士官

下士官には、軍紀を維持し、「他の階級の軍人」の活動を監督するもの、様々な軍隊以外の民間職業に類似した職務に従事するもの、または両方の職務に従事するものが分類される。この分類には、軍曹・准尉・上級曹長の階級を有する軍人が含まれる。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

0210 下士官

この分類には、以下は含まれない。

- ・防衛問題に関わる政府機関に雇用される民間人
- ・警察官（憲兵以外）

- ・税関検査官及び国境警備隊、あるいはその他の武装した民間サービス部門の従事者

0210 下士官

下士官には、軍紀を維持し、「他の階級の軍人」の活動を監督するもの、様々な軍隊以外の民間職業に類似した職務に従事するもの、または両方の職務に従事するものが分類される。この分類には、軍曹・准尉・上級曹長の階級を有する軍人が含まれる。

ここに分類される職業の例

- ・掌帆長（海軍）
- ・空軍曹長（米軍にはない職名）
- ・軍曹（陸軍）
- ・上級曹長
- ・准尉

この分類には、以下は含まれない。

- ・防衛問題に関わる政府機関に雇用される民間人
- ・警察官（憲兵以外）
- ・税関検査官及び国境警備隊、あるいはその他の武装した民間サービス部門の従事者

03 他の階級の軍人

他の階級の軍人には、士官・下士官を除く全ての徴集兵及び非徴集兵が分類される。この分類には、特定の軍務に従事するもの、様々な軍隊以外の民間職業に類似した職務に従事するもの、または両方の職務に従事するものが含まれる。この中分類に属する大部分の職業は、ISCO 技能レベル1の技能を必要とする。

このグループの職業は、次の小分類に分類される。

031 他の階級の軍人

この分類には、以下は含まれない。

- ・防衛問題に関わる政府機関に雇用される民間人
- ・警察官（憲兵以外）
- ・税関検査官及び国境警備隊、あるいはその他の武装した民間サービス部門の従事者

031 他の階級の軍人

他の階級の軍人には、士官・下士官を除く全ての徴集兵及び非徴集兵が分類される。この分類には、特定の軍務に従事するもの、様々な軍隊以外の民間職業に類似した職務に従事するもの、または両方の職務に従事するものが含まれる。

この小分類の職業は、次の細分類に分類される。

0310 他の階級の軍人

この分類には、以下は含まれない。

- ・防衛問題に関わる政府機関に雇用される民間人
- ・警察官（憲兵以外）
- ・税関検査官及び国境警備隊、あるいはその他の武装した民間サービス部門の従事者

0310 他の階級の軍人

他の階級の軍人には、士官・下士官を除く全ての徴集兵及び非徴集兵が分類される。この分類には、特定の軍務に従事するもの、様々な軍隊以外の民間職業に類似した職務に従事するもの、または両方の職務に従事するものが含まれる。

ここに分類される職業の例

- ・空軍一等兵
- ・爆撃手
- ・伍長（空軍）
- ・伍長（陸軍）

- ・艇長（海軍）
- ・砲手
- ・歩兵
- ・落下傘部隊員
- ・小銃兵
- ・水兵（海軍）

この分類には、以下は含まれない。

- ・防衛問題に関わる政府機関に雇用される民間人
- ・警察官（憲兵以外）
- ・税関検査官及び国境警備隊、あるいはその他の武装した民間サービス部門の従事者